

# 接続料の算定等に関する研究会

## 第七次報告書 (案)

## 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備 .....</b>	<b>4</b>
1. 検討の経緯 .....	4
2. 規制の対象等に関する事項 .....	5
(1) 検討事項 .....	5
(2) 主な意見 .....	7
(3) 考え方 .....	17
(4) 省令等の整備 .....	21
3. その他の検討事項 .....	21
(1) 検討事項 .....	21
(2) 主な意見 .....	22
(3) 考え方 .....	24
<b>第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証 25</b>	<b>25</b>
1. 検証の経緯 .....	25
2. 光サービス卸における卸料金の検証 .....	26
(1) 検証の結果 .....	26
(2) 主な意見 .....	28
(3) 考え方 .....	29
3. モバイル音声卸における代替性の検証 .....	31
(1) 検証の結果 .....	31
(2) 主な意見 .....	37
(3) 考え方 .....	38
<b>第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方 .....</b>	<b>39</b>
1. 検討の経緯 .....	39
2. 議論の経過 .....	43
(1) 事業者ヒアリングの結果等 .....	43
(2) 指定設備設置事業者の選択可能化について .....	59
(3) トラヒック・ポンピングについて .....	68
3. 考え方 .....	73
<b>第4章 接続料等と利用者料金との関係の検証 .....</b>	<b>77</b>
1. 検討の経緯 .....	77
2. 接続料等と利用者料金との関係の検証(移動通信分野) .....	78
(1) 検証対象サービス等の選定 .....	79
(2) MNOによる検証結果の妥当性 .....	85
(3) 次回以降の検証の進め方 .....	88

3. 接続料と利用者料金との関係の検証(固定通信分野)	91
(1) 検討事項	91
(2) 主な意見	92
(3) 考え方	98
<b>第5章 モバイル接続料の適正性向上</b>	<b>101</b>
1. 検討の経緯	101
2. 予測値の算定方法	101
(1) 検討事項	101
(2) 主な意見	103
(3) 考え方	104
3. 原価の適正性の確保	105
(1) 現状	105
(2) ステップ1(音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦)	106
(3) ステップ2・3	116
4. 利潤の適正性向上	117
(1) 検討事項	117
(2) 主な意見	118
(3) 考え方	119
5. 需要の適正性の確保	119
(1) 検討事項	119
(2) 主な意見	121
(3) 考え方	122
<b>第6章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放</b>	<b>123</b>
1. 検討の経緯	123
2. 主な意見	125
3. 考え方	129
<b>第7章 固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法</b>	<b>132</b>
1. 検討の経緯	132
2. 議論の経過	133
(1) 検討事項	133
(2) 主な意見( $\beta$ 値の適正性)	135
(3) 主な意見(主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性)	139
3. 考え方	140
<b>第8章 加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法</b>	<b>143</b>
1. 検討の経緯	143
2. 議論の経過	145

(1) 見直しの是非.....	145
(2) 見直しの進め方.....	147
3. 考え方 .....	153
<b>第9章 加入光ファイバ等の提供遅延.....</b>	<b>156</b>
1. 検討の経緯 .....	156
2. 議論の経過 .....	158
(1) 報告の内容 .....	158
(2) 主な意見.....	161
(3) 第 70 回会合以降の対応の経緯 .....	164
3. 考え方 .....	165

# 1 はじめに

2 本研究会では、令和4年9月に第六次報告書を取りまとめて以降も、同報告書で挙  
3 げられた接続ルールや卸電気通信役務に関する各種課題に加え、オブザーバである  
4 関係事業者・事業者団体から新たに問題提起のあった論点について議論・検証を行  
5 ってきた。

6 令和4年9月の第 62 回会合からは、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和  
7 4年法律第 70 号。以下「改正法」という。)の成立を受け、関連する制度整備に向けた  
8 論点等について検討を行った。また、同年 11 月の第 64 回会合からは、本研究会第  
9 六次報告書の考え方を踏まえて策定した「移動通信分野における接続料等と利用者  
10 料金の関係の検証に関する指針」に沿って、検証対象とするサービス等の検討や、当  
11 該サービス等の検証結果について議論を行った。さらに、新たな論点として、同月の  
12 第 65 回会合からは、シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法  
13 の見直しに関する議論、同年 12 月の第 66 回会合からは、着信事業者が設定する音  
14 声接続料の在り方に関する議論を、令和5年2月の第 68 回会合からは、第一種指定  
15 電気通信設備の接続料の算定における適正利潤に関する議論をそれぞれ行った。加  
16 えて、継続的な論点として、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイド  
17 ライン」に基づく検証、固定通信分野のスタックテストに係る検討、モバイル接続料の  
18 検証、5G(SA 方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題の検討、加入光ファイバ  
19 等の提供遅延に係る検討等を実施した。

20 本報告書は、これらの多岐にわたる論点について、関係者からのヒアリングでの意  
21 見や、議論の内容、それらを踏まえた本研究会としての考え方を整理するとともに、今  
22 後の考えられ得る検討課題やフォローアップ事項等を提示するものである。

23 本報告書の内容を踏まえ、関係事業者・団体及び総務省において、適切な取組が  
24 行われることを期待する。

## 25 【令和4年9月以降の会合開催状況】

日程	開催内容
第62回 令和4年9月27日	○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に係る検討項目案 ○接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針について (移動通信分野における指針の策定及び固定通信分野にお ける指針の改定)
第63回 令和4年10月19日	○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング
第64回 令和4年11月15日	○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング ○接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(案)に対

	<p>する意見及びその考え方(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング</li> </ul>
<p>第65回 令和4年11月30日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング</li> <li>○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する論点整理案</li> <li>○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて</li> </ul>
<p>第66回 令和4年12月21日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について</li> <li>○卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する骨子案</li> <li>○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング</li> <li>○着信事業者が設定する音声接続料の在り方について</li> </ul>
<p>第67回 令和5年1月24日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング</li> <li>○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するヒアリング</li> </ul>
<p>第68回 令和5年2月20日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について(光サービス卸)</li> <li>○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について(モバイル音声卸)</li> <li>○第一種指定電気通信設備の接続料の算定における適正利潤について</li> </ul>
<p>第69回 令和5年3月7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて(現状整理)</li> <li>○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するヒアリング</li> <li>○5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題の検討に関するヒアリング</li> </ul>
<p>第70回 令和5年3月30日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について</li> <li>○第一種指定電気通信設備の接続料の算定における適正利潤に関するヒアリング</li> <li>○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて</li> </ul>

<p>第71回 令和5年4月18日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理①</li> <li>○モバイル接続料の検証について</li> <li>○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について</li> <li>○固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証について</li> <li>○第一種指定電気通信設備の接続料の算定における適正利潤に関する論点整理</li> </ul>
<p>第72回 令和5年5月9日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モバイル接続料の検証に関するヒアリング</li> <li>○5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る方針整理案</li> <li>○固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関するヒアリング</li> <li>○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する進め方について</li> </ul>
<p>第73回 令和5年5月30日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理②</li> <li>○モバイル接続料の原価抽出プロセスに関する現状整理</li> <li>○固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する論点整理</li> <li>○東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)</li> </ul>
<p>第74回 令和5年6月13日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モバイル接続料の検証に関する方針整理案</li> <li>○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針の改正方針について</li> <li>○シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する検討の方向性(案)</li> </ul>
<p>第75回 令和5年6月27日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加入光ファイバ等の提供遅延に係る事業者間協議の状況について</li> <li>○着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する検討の方向性(案)について</li> <li>○第七次報告書(案)について</li> </ul>

## 27 第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

---

### 28 1. 検討の経緯

29 卸電気通信役務(以下「卸役務」という。)については、電気通信事業者の創意工夫  
30 により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本と  
31 している。その中で第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備(以下  
32 「指定設備」という。)を用いた卸電気通信役務(以下「指定設備卸役務」という。)は、  
33 例えば光サービス卸<sup>1</sup>やモバイル音声卸<sup>2</sup>等の広く一般利用者が利用するサービスの  
34 提供のため多くの事業者により用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影  
35 響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたる料金の高止まりが指摘されて  
36 いた。

37 こうした指摘を踏まえ、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用  
38 に関するガイドライン」(令和2年9月策定)(以下「卸検証ガイドライン」という。)を整備  
39 し、検証が実施されている(第2章を参照)。

40 こうした指定設備卸役務の料金等を巡る状況については、「競争ルールの検証に  
41 関する報告書2021」(令和3年9月16日公表)において、携帯電話の音声通話料金  
42 (特に従量制料金)について「これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含  
43 めて、別途専門的な検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要」との提  
44 言があり、また、本研究会第五次報告書(令和3年9月10日公表)においても、「光サ  
45 ービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例え  
46 ば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務  
47 付けるなど、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正も含めたルール整備の  
48 検討を行うことが適当」と提言したところである。

49 これらの提言を踏まえ本研究会は議論を進め、「卸協議の適正性の確保に係る制  
50 度整備について」を取りまとめた(令和4年2月16日)。この取りまとめでは、「指定設備  
51 設置事業者の交渉上の優位性や両者の情報の非対称性を是正し、より協議が実質  
52 的・活発に行われるための環境整備を図る」ため、指定設備卸役務を提供する事業者  
53 に対し、

- 54 • 正当な理由のない限り指定設備卸役務を提供する義務及びそれを担保する措  
55 置
- 56 • 料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業  
57 者の求めに応じて卸先事業者により情報を開示する義務及びそれを担保する措置

---

<sup>1</sup> FTTHアクセスサービスを提供する事業者向けにNTT東日本・西日本がFTTHアクセスサービス等  
を提供する卸電気通信役務

<sup>2</sup> MVNO向けにMNOが音声サービスを提供する卸電気通信役務(令和5年6月時点では株式会社N  
TTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の3社が提供)



58 を設けるべく、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正を行うことが適当で  
59 あると提言した。この取りまとめを踏まえた内容を含む「電気通信事業法の一部を改正  
60 する法律案」は令和4年3月4日に閣議決定・国会提出され、同年6月17日に成立し  
61 た。

62 今般、本研究会では、この法律の施行(本年6月16日)に向け、令和4年2月の取り  
63 まとめにおいては引き続き検討することが適当であるとしていた、

64 ・ 事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とす  
65 る指定設備卸役務(以下「特定卸役務」という。)の範囲、

66 ・ 提示義務を課す情報の範囲

67 等の規制の対象等に関する事項及び

68 ・ 固定通信に係る指定設備卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方、

69 ・ モバイル音声卸の標準的な料金の公表

70 等の指定設備卸役務に関するその他の検討事項について整理するため、指定設備  
71 を設置する電気通信事業者(以下「指定設備設置事業者」という。)である

72 ・ 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話  
73 株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東日本及びNTT西日本」  
74 を「NTT東日本・西日本」という。)、

75 ・ 株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)、

76 ・ KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)

77 ・ ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)(以下、NTTドコモ、KDDI及  
78 びソフトバンクを「MNO3社」という。)

79 並びに指定設備卸役務の提供を受ける事業者(以下「卸先事業者」という。)等から構  
80 成される団体である

81 ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下「JAIPA」という。)、

82 ・ 一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会(以下「FVNO委員会」とい  
83 う。)、

84 ・ 一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会(以下「MVNO委員会」と  
85 いう。)

86 に対してヒアリングを実施し、議論を行った。

## 87 2. 規制の対象等に関する事項

### 88 (1) 検討事項

89 本研究会第六次報告書(令和4年9月9日公表)までの議論を踏まえ、改正法による  
90 改正後の電気通信事業法において総務省令に委任された規制の対象等に関する次  
91 の論点について、議論を行った。

92 <特定卸役務の範囲>

- 93 • 事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、特定卸役務の  
94 対象から除外することが適当な卸役務にはどのようなものがあるか。
- 95 • 事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして、特定卸役務  
96 とすることが適当な卸役務にはどのようなものがあるか。
- 97 • 特定卸役務のうち、同役務を提供する事業者自身が提供していない役務の形  
98 態については、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、  
99 対象から除外することが考えられるのではないか。

100 <提示される情報の範囲>

- 101 • 卸先事業者への事前の情報提示を義務づけるべき「協議の円滑化に資する事  
102 項」にはどのようなものがあるか。例えば、接続料相当額や回収が見込まれてい  
103 る費用項目が考えられるのではないか。

104 また、規制の運用において必要となる次の論点についても、関連するガイドラインに  
105 記載することを想定し、議論を行った。

106 <正当な理由の範囲>

- 107 • 役務提供を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。接  
108 続の場合には、電気通信事業法第32条等において、接続の請求を拒める「正  
109 当な理由」を規定しており、同様とすることが考えられるのではないか。
- 110 • 情報の提示を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

2 特定卸電気通信役務（**第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。**以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、**正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。**

3 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時まで、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて**当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項**を提示するよう求められたときは、**正当な理由がなければ、これを拒んではならない。**

4 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

111

112

113

(出所)第 62 回会合資料 62-1(事務局資料)より抜粋

【図1-1 改正法による改正後の電気通信事業法第 38 条の2】

## 114 (2)主な意見

### 115 ① 事業者からの意見(特定卸役務の範囲)

#### 116 <固定通信分野の指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)からの意見>

- 117 • 今般の制度整備にあたっては、光コラボとモバイルを一律に扱うのではなく、両  
118 者の卸元／卸先の関係性の相違を踏まえた整理が必要。また、FTTHアクセス  
119 サービスにおいて、自己設置・相互接続・サービス卸といった各形態の特徴を  
120 生かしたサービス・設備競争をバランスよく促進することが重要であり、特定の形  
121 態を優遇する場合、各形態の間の公正な競争を歪めるおそれがある。【NTT東  
122 日本・西日本】
- 123 • 光サービス卸の卸料金は、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニ  
124 アに料金を連動させる性質のものではない。卸料金を接続料相当額に連動させ  
125 るということは、卸先事業者が、利用者数の少ない段階において、卸元事業者  
126 が負った設備投資リスクを負わずに利益を享受することにほかならない。【NTT  
127 東日本・西日本】
- 128 ⇒ この意見に関し、FVNO委員会からは、「卸料金は設備投資分も含めて設  
129 定されており、卸先事業者は卸料金の支払いを通じて卸元事業者の設備投資  
130 の回収に貢献している。また、卸先事業者は顧客獲得のための営業コスト・申込  
131 受付のためのシステムに係るコスト等を負担しており、卸先事業者が利益のみを  
132 享受しているとの主張には違和感がある。」との意見があった。
- 133 • 多様な事業者の創意工夫によるサービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、  
134 その対象は卸役務の制度趣旨を損なわない必要最小限の範囲とすべきであり、  
135 卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に  
136 限定すべき。【NTT東日本・西日本】
- 137 • 当社は卸先事業者なくして事業の展開はできず、制度によらずとも事業者間の  
138 ビジネススペースの取組で自ずと協議の進展が図られることから、過度な規制は  
139 不要なのではないか。【NTT東日本・西日本】
- 140 • 公正競争への影響の多寡は、契約者数やシェア等の競争の「結果」だけではな  
141 く、①利用者にとっての選択可能性、②事業者にとっての代替性及び③事業者  
142 にとっての影響度合いの観点等、提供手段や市場特性等の競争の実態に着目  
143 して評価すべき。【NTT東日本・西日本】

#### 144 <固定通信分野の卸先事業者からの意見>

- 145 • FTTHアクセスサービスの卸を範囲とすべき。【JAIPA】
- 146 • 各事業者のサービスの展開やマーケットの属性によって異なる部分はあるもの  
147 の、ユーザー数・価格帯が影響の大小の判断基準の一つになるのではないか。  
148 【FVNO委員会】

- 149 • 光サービス卸に加えて「ボトルネック性を有する第一種指定設備を用いた卸役  
150 務」の全てを特定卸役務の対象とすべき。光サービス卸のほか、法人向けマー  
151 ケットでは光IP電話の通話料・基本料が収益に与える影響が大きいこと等を踏  
152 まえると、光IP電話卸についても影響が少なくないと言える。【FVNO委員会】  
153 ⇒ この意見に関し、NTT東日本・西日本から「特定卸役務の規律を課すとして  
154 もFTTHアクセスサービスに限定すべきであり、光IP電話については、  
155 ▶ 電話サービスが多様なコミュニケーションの手段に1つに過ぎなくなり、競  
156 争に与える影響が著しく低下していること、  
157 ▶ 卸先事業者は、接続を用いたOAB-J IP電話を自ら提供することが可能で  
158 あり、現に2社が提供中であること、  
159 ▶ マスユーザにおけるセット販売率は比較的低く、マス市場における影響度  
160 合いは限定的であること  
161 を踏まえれば、公正競争上の影響が大きいとは言えず、特定卸役務の対象とす  
162 る必要はないとの意見があった。  
163 ⇒ NTT東日本・西日本の意見に関し、FVNO委員会から次の意見があった。  
164 ▶ 光IP電話について、個人の利用者の契約数や利用率は低下しているが、  
165 法人・個人事業主の利用者の利用については低下しておらず、継続的に  
166 一定の利用がある。  
167 ▶ NTT東日本・西日本の意見中「利用者にとっての選択可能性」、「事業者  
168 にとっての代替性」の部分も、法人・個人事業主で光回線を契約の利用者  
169 については電話番号の変更を行うことが難しい等の理由で、光IP電話を選  
170 択いただく割合が多いかと思う。  
171 ▶ 上記をふまえ、法人・個人事業主の利用者へサービスを提供している卸先  
172 事業者としては、光IP電話の影響は多いと考えられるため、特定卸役務の  
173 対象に含めていただきたい。  
174 ⇒ これらの議論に関し、構成員から「番号ポータビリティが可能となれば、光IP  
175 電話の提供義務は重要ではなくなるのか」との質問があったところ、次の回答が  
176 あった。  
177 ▶ 固定電話網のIP網への移行の完了により番号ポータビリティの問題は解消  
178 するが、法人・個人事業主を主な対象とする卸先事業者では、顧客が業務  
179 上固定電話を必要としており、光IP電話契約率が高いことから、引き続き影  
180 響が大きく、光サービス卸同様に、卸料金の値下げを検討いただきたい。  
181 【FVNO委員会】  
182 ▶ 利用者の大半は光電話(発番)ではなく、どのサービスにも同番移行が可  
183 能であり、加えて、IP網以降後は全ての事業者間で双方向に番号ポータビ  
184 リティが可能になる。【NTT東日本・西日本】

185 ＜移動通信分野の指定設備設置事業者(MNO3社)からの意見＞

- 186 • 携帯電話サービスのうち、MNOが現に利用者へ提供している音声通話及びデ  
187 ータ通信の基本的なサービスを卸役務として提供する場合には、特定卸役務と  
188 すべきである一方、付加的なサービスのほか、MVNOが自己で実現出来るも  
189 の、MVNOに提供意向がないもの、競争を目的に提供していないもの及びM  
190 NOが新規の受付を停止しているものを卸提供する場合については除外するべ  
191 きでないか。【NTTドコモ】
- 192 • 特定卸役務の範囲を検討するに当たっては、MNOが利用者向けに提供して  
193 いないもの、MNOが利用者向けに提供しているものであっても利用者数が少  
194 ないもの、MNOが利用者向けにサービスの終了を予告しているもの又は終了  
195 を予定しているもの、MVNOからの提供要望がないもの及び個別のMVNOや  
196 パートナー企業の要望を踏まえて提供している役務については対象から除外す  
197 るべきではないか。【KDDI】
- 198 • 公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスにつ  
199 てはアンバンドル化されていることから、アンバンドル機能をベースに特定卸役  
200 務の範囲について検討するべきではないか。【ソフトバンク】
- 201 • MNOが自社利用者向けに提供していないもの、付加的なサービス、終了見込  
202 みのサービス等継続的に加入者数が少ないものについては、対象から除外す  
203 るべきではないか。【ソフトバンク】

204 ＜移動通信分野の卸先事業者からの意見＞

- 205 • 第二種指定設備を用いた卸役務は、原則として全てを特定卸役務とすべきであ  
206 り、特にモバイル音声卸、5G(SA方式)及びセルラーLPWAは含めるべき。  
207 【MVNO委員会】
- 208 • 競争関係に及ぼす影響が少ない役務は最小限度とすべきであり、具体的には  
209 ▶ ①MVNOが同種の役務を提供していない又は提供の意向がないもの、  
210 ▶ ②MNO自身が役務提供していない又は加入者数が継続的に少ないもの、  
211 ▶ ③MNOが提供終了を予告している又は予定しているもの  
212 が該当するのではないか。  
213 5G(SA方式)等の今後登場するサービスについては、上記①及び②に該当  
214 することが考えられるが、こうしたサービスについて特定卸役務から除外するか  
215 については慎重な議論が必要。【MVNO委員会】

216 ② 事業者からの意見(提示される情報の範囲)

217 ＜固定通信分野の指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)からの意見＞

- 218 • 卸料金に関する卸先事業者のご理解を深めて協議の円滑化を図るとともに、卸  
219 先事業者に改めて接続と卸役務のコスト・リスクの違いをご理解いただき、相互

220 接続も含めた利用を促進してFTTH市場の活性化を図るため、次のような情報の  
221 開示について、卸先事業者の要望を踏まえつつ前向きに検討・対応していく  
222 考え。

- 223 ▶ 接続料相当額の費用項目、営業コストの費用項目
- 224 ▶ 現状の接続料相当額を基準とした当該年度の接続料相当額の指数
- 225 ▶ 光サービス卸に用いる接続機能に係る接続料の一覧
- 226 ▶ コストの大半を占めるアクセス回線部分における収容ユーザー毎のユーザー  
227 当たり接続料【NTT東日本・西日本】

228 • 卸先事業者の中には自己設置又は接続によるサービス提供を行う事業者も含  
229 まれる中、開示義務を課すことにより当社のみが一方的に競争上の不利益を被  
230 ることとなるような経営情報については、設備構築事業者とサービス提供事業者  
231 の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開  
232 示対象にすべきではない。特にサービス原価は競争の根幹を成す極めて重要な  
233 経営情報であり、開示対象とすることは採り得ない。【NTT東日本・西日本】

234 • 製造原価や仕入原価に関する情報は、競争上の地位等を害するおそれがある  
235 ものとして、不正競争防止法では営業秘密、行政機関情報公開法では不開示  
236 情報とされていることを踏まえて、慎重な扱いが必要。【NTT東日本・西日本】

237 • 移動通信分野の卸料金と異なり、光サービス卸では接続と卸役務で料金の設  
238 定単位が異なるため、ユーザー当たり接続料相当額を開示することによって、収  
239 容効率等のサービス設計を開示することになる。【NTT東日本・西日本】

240 • 通信系事業者と非通信系事業者でコスト・料金を分離することには、以下の問  
241 題点がある。

- 242 ▶ 支援に係るコストを事業者毎に特定・把握することは困難であること。
- 243 ▶ 支援に係るコストの多寡は多様な要素で決まるものであり、通信系／非通  
244 信系という2つの業態で分離できるものではないこと。
- 245 ▶ 支援の仕組みは全てのパートナーが同様に利用し得るものであり、利用の  
246 要否・程度が異なるものは一部に過ぎないこと。
- 247 ▶ 支援に要するコストの個別負担を求めた場合、異業種からの新規参入が阻  
248 害され、多様なサービス展開の障壁となること。【NTT東日本・西日本】

#### 249 <固定通信分野の卸先事業者からの意見>

250 • 卸料金の内訳(接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者  
251 の支援に係るコスト)及び卸料金の中長期的な料金水準を定例的かつ適切な  
252 時期に提示いただきたい。【FVNO委員会】

253 • 接続料自体は公開されていることから、接続料相当額が卸先事業者に提示され  
254 ることに問題があるとは考えていない。むしろそれを提示しないことで、円滑な議  
255 論の展開を妨げられているのではないか。【JAIPA】

- 256 • 事業者間の協議が整わず裁定の申請があった際には、総務省が当事者に算定  
257 根拠の提供を求めた上で、最終的に適正原価に適正利潤を加えた卸料金とす  
258 ることを基本として裁定されることになっている。事業者間の協議においても、卸  
259 元事業者が自主的に算定根拠を示して協議に臨むことが望ましい。【JAIPA】
- 260 • 指定設備に関する協議においては一般的な商慣習に委ねていては競争が進  
261 展しないことから電気通信事業法で特別の規律を設けているのであり、指定設  
262 備の卸役務においても接続同様に料金の透明性を確保すべき。【JAIPA】
- 263 • 通信系の卸先事業者と非通信系の卸先事業者では、卸先事業者のサポートに  
264 係る費用が大きく異なることが考えられるが、非通信系事業者のサポートに要す  
265 るコストについては、卸役務全体の営業費用として計上するのではなく、非通信  
266 系の卸先事業者を積極的に開拓してきたNTT東日本・西日本の戦略的投資に  
267 係る経費として、非通信系の卸先事業者に負担させ、又はNTT東日本・西日本  
268 において負担すべきものとする。通信系と非通信系のコストの内訳の提示を  
269 受けて、団体協議の場で精査を行っていくことが適当。【JAIPA】

270 <移動通信分野の指定設備設置事業者(MNO3社)からの意見>

- 271 • 音声卸及びデータ卸の基本的なサービスのうち、既に接続メニューを設定して  
272 いるものは、接続料を提示することが可能である一方、それ以外は、接続メニ  
273 ューを設定していないため接続料相当額を提示することは困難。【NTTドコモ】
- 274 • 標準的な料金や回収すべき費用項目とすべき。【KDDI】
- 275 • 接続料の設定がある場合の接続料相当額、卸料金と接続料相当額の差分で回  
276 収が見込まれている費用項目とすべき。【ソフトバンク】

277 <移動通信分野の卸先事業者からの意見>

- 278 • 特定卸役務については、「接続料相当額」及び「回収が見込まれている費用項  
279 目」といった料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の速やかな提示を  
280 必須とすることが必要。【MVNO委員会】

281 <移動通信分野における特定卸役務に該当しない卸役務に関する情報提供に係  
282 る意見>

283 (指定設備設置事業者からの意見)

- 284 • 必要な情報提供はこれまでも実施してきているところであり、本研究会第六次報  
285 告書に基づき、MVNOにおける必要な検討期間に留意し、引き続き情報提供  
286 に努めていく。【NTTドコモ】
- 287 • 特定卸役務に該当しないものについてまで規制を設けるべきではない。【KDD  
288 I】
- 289 • 新たに提供される役務については、外部要因によってMNOの仕様が確定して  
290 いない場合があるため、あらかじめ開示内容や開示時期について規制を設ける

- 291 ことには慎重な議論が必要。【KDDI】  
292 • 「協議の端緒になり得る情報」は、開示できる状況になればMVNOの要望に応  
293 じて情報提供する。【ソフトバンク】  
294 (卸先事業者からの意見)  
295 • 特定卸役務に該当しない卸役務についても、新たに提供が行われる役務につ  
296 いては、協議の端緒となり得る情報として、MNOが実装する機能の全体像、提  
297 供開始時期、提供までの情報開示スケジュール等を遅滞なくMVNOに提供す  
298 べき。【MVNO委員会】

299 ③ 事業者からの意見(役務の提供を拒むことができる正当な理由)

300 <指定設備設置事業者からの意見>

- 301 • 少なくとも接続の拒否事由に相当するものは「正当な理由」として認められるべ  
302 き。【NTT東日本・西日本】  
303 • 過去に音声定額サービスの大臣裁定で示されたとおり、MNOが原価割れリスク  
304 を負うこと等、MVNOに不当に有利な条件での特定卸役務の提供は、役務提  
305 供を拒むことができる「正当な理由」の範囲に含まれるべき。【NTTドコモ】  
306 • (卸役務の提供を求められた場合、)当該役務を代替する接続機能の存在や、  
307 既に提供している役務を組み合わせることでMVNOが自己実現できるなど、特  
308 定卸役務の範囲から除外すべきものとして示した形態に該当することは「正当な  
309 理由」として認められるべき。【NTTドコモ】  
310 • 電気通信事業法第32条の接続の拒否事由を準用することに賛同。【KDDI、ソ  
311 フトバンク】  
312 • 個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて提供している役務について、  
313 パートナー企業以外の者から当該役務を同条件で提供することを求められた場  
314 合については、役務提供を拒むことができることとすべき。【KDDI】

315 <卸先事業者からの意見>

- 316 • 卸先事業者が役務提供を拒まれる実態を把握しておらず、接続の拒否事由と  
317 同様とすれば十分。【JAIPA】  
318 • 電気通信事業法第32条に規定されている接続の拒否事由を特定卸役務の提  
319 供を拒否する「正当な理由」に準用する案に賛同。また、特定卸役務の提供に  
320 係る「電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難で  
321 あること」との項目については、MNOとMVNOとの間に電氣的接続が必要であ  
322 る場合に限り適用されるべき。【MVNO委員会】  
323 • 「正当な理由」により特定卸役務の提供を拒否する場合には、MNOは、その拒  
324 否が合理的なものであることをMVNOが判断できる具体的な根拠(通信量の範  
325 囲や閾値等)を開示するべき。【MVNO委員会】



326 ＜移動通信分野におけるソリューション型役務<sup>3</sup>の扱いに関する意見＞

327 • 個別のMVNOやパートナー企業の要望を踏まえて提供している役務について、  
328 パートナー企業以外の者から当該役務を同条件で提供することを求められた場  
329 合については、役務提供を拒むことができることとすべき。【KDDI】(再掲)

330 ④ 事業者からの意見(情報の提示を拒むことができる正当な理由)

331 ＜指定設備設置事業者からの意見＞

332 • 卸先事業者の中には自己設置又は接続によるサービス提供を行う事業者も含  
333 まれる中、開示義務を課すことにより当社のみが一方的に競争上の不利益を被  
334 ることとなるような経営情報については、設備構築事業者とサービス提供事業者  
335 の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開  
336 示対象にすべきではない。特にサービス原価は競争の根幹を成す極めて重要な  
337 経営情報であり、開示対象とすることは採り得ない。【NTT東日本・西日本】  
338 (再掲)

339 • MNOのモバイル回線、ソリューション及び端末等を一体として法人顧客(法人  
340 型MVNO)に提供し、当該法人顧客の自社サービスと併せて第三者に提供す  
341 る場合については、当該法人顧客との円滑な取引のために、一般的なMVNO  
342 と同等の情報提示を拒むことが認められるべき。【NTTドコモ】

343 • MNO間の競争領域に関わる内容やインサイダー情報に関わる内容について  
344 は、提示を拒むことが認められるべき。【KDDI】

345 • MNOのサービス設計に関する営業機密情報や個別のMVNOに提供している  
346 サービスに関する情報でNDA<sup>4</sup>の対象となっているものについては、提示を拒  
347 むことが認められるべき。【ソフトバンク】

348 ＜卸先事業者からの意見＞

349 • 卸元事業者の経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定  
350 すべき。【FVNO委員会】

351 • 単に営業上の秘密であるだけでは足りず、卸元事業者がその取引先等とのND  
352 A等との関係上開示できないもの、外部からの調達原価に係るもの等、「正当  
353 な理由」として許容される事由は)限定列举に留めるべき。ただし、取引先等との  
354 NDAについては、「正当な理由」の範囲を広げるために範囲を拡大することは  
355 許容されない。【JAIPA】

<sup>3</sup> BtoBtoX型のビジネス(電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデル)において、MNOがパートナー企業に提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分

<sup>4</sup> 秘密保持契約(Non-Disclosure Agreement)

- 356 • 卸先事業者ごとに卸料金が一律であるならば、卸先事業者・卸先事業者団体に  
357 卸料金を開示することは差し支えないはず。また、一般に開示するものでない以  
358 上、他の自己設置事業者等との間で競争上の不利益を被ることはないと考える。  
359 【JAIPA】
- 360 • MNOとMVNOの間にはNDAが結ばれるため、情報の提示を拒否するのは、  
361 MNOの経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべ  
362 きであり、単に経営上の秘密であることのみをもって情報の提示を拒絶すること  
363 は「正当な理由」として認められるべきではない。【MVNO委員会】

364 <移動通信分野におけるソリューション型役務の扱いに関する意見>

- 365 • MNOのモバイル回線、ソリューション及び端末等を一体として法人顧客(法人  
366 型MVNO)に提供し、当該法人顧客の自社サービスと併せて第三者に提供す  
367 る場合については、当該法人顧客との円滑な取引のために、一般的なMVNO  
368 と同等の情報提示を拒むことが認められるべき。【NTTドコモ】(再掲)

369 ⑤ 構成員からの意見

370 <特定卸役務の範囲>

- 371 • 競争関係に及ぼす影響の大きさが、どういった基準で判断されているかの整理  
372 が必要。
- 373 (固定通信分野に関する意見)
- 374 • (NTT東日本・西日本からは)消費者向け市場では卸先事業者と共創関係にあ  
375 るとの説明があったが、(資料上)法人向けの市場では卸元事業者と卸先事業  
376 者が競合しているようにも見える。
- 377 ⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本からは「法人向け市場は、回線サービ  
378 ス単品ではなく、ICT利活用・DX推進に係る総合的なソリューション提案を競い  
379 合う競争環境であり、FTTHアクセスサービス単体で市場が形成されているわけ  
380 ではない。法人利用者が比較検討する回線サービスも、FTTHアクセスサービス  
381 だけではなく、広域イーサネット、専用線、モバイル回線等多種多様である。法  
382 人向け市場で当社が卸先事業者と競合することはあり得るが、そのことは、回線  
383 サービスとしての競合を意味するものではない。」との意見があった。
- 384 • 光IP電話は、PSTNと異なり局給電がないこと等から、今まであまり規制の対象  
385 として考えてこなかったのではないか。また、10年間値段が動かなかったモバイ  
386 ル音声卸と比較して、比較的影響は小さいのではないか。
- 387 • 光IP電話そのものの契約数がかなり多いことを踏まえて特定卸役務の対象とす  
388 るかどうかを議論すべき。
- 389 • (光IP電話について、)利用者に対する重要性という意味では、特に法人の場  
390 合の電話番号変更の難しさや、マーケットがそれなりに継続的にあるという回答

- 391 があったため、今すぐ影響が少ないという判断はできない。
- 392 • 当面まだ光IP電話の重要性が少ないとは決して言い切れず、ウォッチの必要が  
393 あるが、NTT東日本・西日本自身がクラウド電話を積極的に販売しているといっ  
394 た時代の方向性を踏まえて、どこまで詳細に検討すべきか判断すべき。
- 395 (移動通信分野に関する意見)
- 396 • 携帯電話サービスについては、当然に特定卸役務の範囲に含まれると考える一  
397 方、「競争関係への影響が少ないもの」について、MNOが自社としてエンド  
398 ユーザーに提供はしていないものの、卸役務は提供している場合についてどの  
399 ような取扱いをするのか検討が必要ではないか。
- 400 • 卸先事業者からは、5G(SA方式)等の現在提供されていないサービスや今後  
401 発展が見込まれるサービスについても特定卸役務に含めるべきとの意見があっ  
402 たが、こうした役務についてどのように「競争関係に及ぼす影響」を判断するの  
403 かについては検討が必要ではないか。
- 404 • MVNOからは、「加入者数が継続的に少ない役務」については、特定卸役務の  
405 対象から除外することで良いのではないかと意見があったが、将来加入者数  
406 が増加することも考えられるところ、こうした役務を対象から除外するか否かにつ  
407 いては慎重な検討が必要ではないか。

408 <提示される情報の範囲>

409 (固定通信分野に関する意見)

- 410 • どのように決着するかは別として、事実として通信系の卸先事業者と非通信系  
411 の卸先事業者でどのようなコストの差異があるのか、知っておく必要がある。
- 412 • 価格差がいろいろある中で、その適正性について今の状況ではきちんと説明を  
413 受けてないので、何とか適正性について説明、理解できるような形の情報提供  
414 が必要。
- 415 • 適正性、透明性、予見性が大事であり、これまで恐らくほとんど説明を受けてい  
416 なかったと示されているので、今回の制度整備である程度説明が得られるよう  
417 情報提示について考えるべき。
- 418 • 一般の商習慣上提示できないという意見があるが、情報が出せない場合は、ど  
419 ういう理由で出せないのか、必要な情報ができるだけ出せるようにすべきという  
420 観点で議論し、卸元事業者から説明いただかなければならない。
- 421 • 卸料金と接続料相当額の乖離については、「ワニの口」と揶揄されてきたが、今  
422 回、固定費と変動費の関係を示していただいたことで、(卸料金を接続料相当  
423 額にリニアに連動させた場合、)リスクをとった卸元事業者の利益が卸先事業者  
424 に移転してしまうことは明確になったと思っている。その上で、卸料金と接続料  
425 相当額の差額の適正な水準については検証を検討しても良いのではないか。
- 426 • 収容率が明らかになるのがNTT東日本・西日本にとって好ましくないという考え

- 427 方は理解できるが、(地域毎の)小さな単位で収容数が明らかになることは競争  
428 上問題が出るとしても、NTT東日本全体、NTT西日本全体等でまとめた数値  
429 であれば、それほど心配しなくても良いのではないか。
- 430 • 接続料相当額の指数が何の役に立つのか疑問。  
431 ⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「指数を提示することによって、卸  
432 先事業者から要望もあった、卸料金に含まれるコストの増減傾向を具体的に把  
433 握することが可能。」との意見があった。
  - 434 • ユーザー当たり接続料相当額を開示すると収容効率といった手の内を全てば  
435 らすことになり、かえって他事業者に迷惑がかかってしまう、企業秘密として認  
436 識しているといったNTT東日本・西日本の主張を勘案すると、原価として接続  
437 料相当額の生データを出すことは少し厳しいのではないか。
  - 438 • 相対的に情報の価値は小さくなるが、傾向値としての判断等ができる意味でい  
439 うと、次善の策としての接続料相当額の指数による提示はありうるのではないか。
  - 440 • 接続料相当額を出せない理由に関する回答について、十分納得できていない。
  - 441 • 指数で出すのであれば、どのような数字が出てきて、どのように合理的判断を下  
442 す材料になるのか見てみたい。

443 <移動通信分野における特定卸役務に該当しない卸役務に関する情報提供>

- 444 • 特定卸役務に該当しないサービスで、今後MVNOにとって大きな影響力を持  
445 つ項目については、特定卸役務に該当しなくても、MNOに対するセーフハー  
446 バー・ルールの設定等により、将来の予見性に資するような情報が提供される  
447 ようにする必要があるのではないか。

448 <情報の提示を拒むことができる正当な理由>

- 449 • 経営上の秘密であっても正当な理由がなければ情報を出していただくことが適  
450 切であるが、どのような事例が正当な理由に該当するかについて明確にすること  
451 が必要ではないか。
- 452 • NDAの対象であって、他の個別の事業者に関わる情報については提供する必  
453 要はないのではないか。
- 454 • 情報の提示を拒むことができる正当な理由については、実際に事業者に対して  
455 具体例を示す必要があり、今後事例を蓄積していくことが必要ではないか。

456 <移動通信分野におけるソリューション型役務の扱い>

- 457 • ソリューション型役務については、場合によってはパートナー企業の知財が絡む  
458 ようなことも起こり得るのではないか。
- 459 • (ソリューション型役務について、特定卸役務の範囲から除外する案と、特定卸  
460 役務の範囲には含めるが情報提示義務の対象から除外する案のうち、)どちら  
461 の対応案を採用するかについては、役務提供義務の範囲や情報提示義務の範

462 困をどのように設定するか次第ではあるが、両者の間をとることも考えられるので  
463 はないか。提供義務については、特定の企業に対してカスタマイズされた商品  
464 について、全く同じ条件でほかの企業が要望してきたときに同じものを提供する  
465 のは難しいのではないか。

- 466 • 情報提示義務については、一般商慣行に基づくのではなく、「競争上不利にな  
467 る」「利益を不当に害される」といった観点から手当することを明確にするべきで  
468 はないか。
- 469 • ソリューション型役務の扱いについて、固定通信分野ではこの役割が大きくない  
470 ため問題ないが、移動通信分野では、役務提供義務や情報提示義務といった  
471 点について慎重な対応を要すると感じる。固定通信分野ではあまりカスタマイズ  
472 がされないため、信頼性や品質も含めて、どういったネットワークを構成して提供  
473 するかということが、利用効率も含めて非常に重要な情報である一方、移動通信  
474 分野ではカスタマイズされているので、情報の提供が難しいのだと思う。ネットワ  
475 ークの構成と品質の関係や、あるいはカスタマイズのレベルを、どこまでならほか  
476 にも情報提供できるのかといった議論がこれから必要になってくるのではないか。

### 477 (3) 考え方

#### 478 ① 特定卸役務の範囲

##### 479 <固定通信分野における特定卸役務の範囲>

480 第一種指定設備を用いる特定卸役務については、FTTHアクセスサービスを含む  
481 ことが適当である。

482 また、光IP電話については、現在、NTT東日本・西日本の光IP電話卸のシェアは  
483 固定電話サービス中 17%<sup>5</sup>を占めるところ、双方向番号ポータビリティが可能となる令  
484 和7年1月までの間については、特に法人利用者において固定電話番号を変更したく  
485 ないという需要があるとの卸先事業者の意見を踏まえると、事業者間の競争関係に与  
486 える影響が少ないとは言えず、特定卸役務の範囲に含めることが適当である。

487 その上で、光サービス卸の卸先事業者においても第一種指定設備との接続<sup>6</sup>により  
488 (又は第一種指定設備との接続により光IP電話を提供する事業者から卸役務の提供  
489 を受けることにより)光IP電話の提供が可能であることも鑑みると、双方向番号ポータビ  
490 リティが可能となった場合は、光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当である。

<sup>5</sup> 固定電話サービス(050番号を利用するものを除く。)におけるシェア。令和4年度第1四半期の電気通信サービスの契約数及びシェアに基づく。

<sup>6</sup> NGNの優先パケット転送機能等を利用することにより、光サービス卸によりFTTHアクセスサービスを提供されている利用者向けにも、他の事業者が光IP電話を提供することが可能。なお、NGNの優先パケット転送機能を利用できるのはNGNとIPoE接続する事業者(VNE事業者)に限られるため、それ以外の事業者はVNE事業者から卸役務等の提供を受ける必要がある。

491 ＜移動通信分野における特定卸役務の範囲＞

492 第二種指定設備を用いる特定卸役務については、

- 493 • 携帯電話サービス、  
494 • 当該サービスと代替性を持つ全国BWAサービス、  
495 • IoT市場の拡大が予想されることを踏まえセルラーLPWA<sup>7</sup>サービス  
496 を含むことが適当である。ただし、これらのサービスのうち、適正な競争関係に及ぼす  
497 影響が少ない次のサービスについては、特定卸役務に含めないことが適当である。

498 • MNOが現に自社の利用者向けに提供していないもの(5G(SA方式)の一部  
499 形態による提供を含む。)

500 • MNOが自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定  
501 しているもの

502 • 携帯電話サービス及び全国BWAサービスに付随して提供されるもの

503 • 競争を目的としていないもの

504 また、MNOが利用者向けに提供しているもののうち、継続的に利用者数が少ない  
505 ものについては特定卸役務に含めないサービスから除外する(特定卸役務に含める)  
506 ことが適当である。

507 ＜その他＞

508 特定卸役務の範囲については、市場の競争環境に変化が生じた場合に柔軟に見  
509 直すことができる仕組みとすることが適当である。

510 ② 提示される情報の範囲

511 特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項は、

- 512 • 接続料相当額 及び  
513 • 卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目  
514 を基本とすることが適当である。

515 ＜固定通信分野の特定卸役務に関して提示される情報＞

516 固定通信分野においては、接続料相当額そのものではなく、接続料相当額の指数  
517 を開示することについて議論があった。接続料相当額の水準を示す指数については、  
518 NTT東日本・西日本の説明に十分納得していない、指数が何の役に立つのか疑問  
519 であるといった否定的な意見も多数あったものの、

- 520 • 接続料相当額そのものを提示すると、卸先事業者の中には、自己設置又は接  
521 続によりFTTHアクセスサービスを提供する事業者が含まれる中、自己設置又  
522 は接続による事業において当該情報を活用することが可能。

---

<sup>7</sup> Low Power Wide Area。従来よりも低消費電力、広いサービスエリア、低コストを可能とする無線通信システムであり、IoT等において活用される。

- 523       • その場合、競争相手のサービス原価及び利益を見据えたうえでユーザー料金、  
524       戦略の立案・実行が可能となり、NTT東日本・西日本が一方的に競争上の不利  
525       益を被る。  
526       • 以上の事情については、(接続による提供が可能な役務については)卸料金が  
527       接続料と同一の単位で設定されている移動通信分野と異なる。

528       といったNTT東日本・西日本の説明には一定程度の合理性が認められる。

529       したがって、少なくとも現時点においては、競争状況への影響等を勘案すれば、法  
530       令上、接続料相当額そのものの提示を求めることは適当ではなく、次善の策として、接  
531       続料相当額の水準を示す指数の開示を義務づけることが適当である。

532       その上で、本研究会における構成員意見等も踏まえると、指数の提示の合理性や  
533       卸協議に与える影響については継続的に注視していく必要があり、今後、指数の提示  
534       によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改め  
535       て対応を検討することが適当である。

536       なお、卸先の業態(通信系／非通信系)ごとのコストに関する情報については、NT  
537       T東日本・西日本において分離可能な範囲で、卸先事業者に対してNTT東日本・西  
538       日本において丁寧に説明していくことが適当である。

#### 539       <移動通信分野の特定卸役務等に関して提示される情報>

540       「接続料相当額」については、特定卸役務のうち既に接続料が設定されているもの  
541       にとどまらず、接続料が設定されていないものについても基本的には提示を求めること  
542       が適当である。

543       また、特定卸役務に該当しない卸役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大  
544       きな影響を及ぼし得る役務については、当該役務に関する情報提供が、MVNOの将  
545       来の予見性確保において重要な役割を果たすと考えられることから、MNOによる当  
546       該情報提供を促進することが適当である。

547       当該情報提供を促進するための具体的な方法については、総務省において引き続  
548       き検討することが適当である。

#### 549       ③ 役務の提供を拒むことができる正当な理由

550       特定卸役務の提供を拒むことができる「正当な理由」については、電気通信事業法  
551       第32条等に規定されている接続の拒否事由を準用することとするのが適当である。

552       なお、移動通信分野において、「正当な理由」により特定卸役務の提供を拒否する  
553       場合に、MNOは、その拒否が合理的なものであることをMVNOが判断できる具体的  
554       な根拠(通信量の範囲や閾値等)を開示すべきとの意見があったが、接続を拒否する  
555       場合の取り扱いに鑑み、通信量の範囲や閾値等のデータについては、卸先事業者に  
556       開示する必要はないとすることが適当である。

557       総務省においては、卸元事業者が「正当な理由」に該当する以外の理由で特定卸

558 役務の提供を拒否していないかについて、引き続き注視することが適当である。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)  
第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。  
一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。  
二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。  
三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。  
電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)  
第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。  
一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。  
二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

559

560

(出所)第62回会合資料62-1(事務局資料)より抜粋

561

【図1-2 電気通信事業法等における接続応諾義務に関する規定】

562

#### ④ 情報の提示を拒むことができる正当な理由

563

単に経営上の秘密であることのみをもって情報の提示を拒むことができる「正当な理由」とするのは不適切であり、次に掲げる、より限定的な事由を「正当な理由」の具体例としてガイドラインに記載することが適当である。

564

565

566

- 当該情報が、卸元事業者が他の事業者と締結したNDAによる保護対象である情報のうち、個別の事業者のみに係る情報であることが明らかである場合

567

568

- 当該情報が、卸元事業者が利用者向けに提供する自社のサービスの設計に関する営業秘密であって、当該情報を提示することにより、卸元事業者の競争上の地位を不当に害する場合(次のような情報)

569

570

571

- ▶ プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報 等

572

今後、「正当な理由」の具体例については、引き続き事例を蓄積し、必要に応じてガイドラインに追記することが適当である。

573

574

また、総務省においては、卸元事業者が「正当な理由」に該当する以外の理由で情報の提示を拒否していないかについて、引き続き注視することが適当である。

575

576

#### ⑤ 移動通信分野におけるソリューション型役務の扱い

577

移動通信分野におけるソリューション型役務のうち法人顧客(法人型MVNO)毎にMNOがカスタマイズを行う回線部分については、特定卸役務に含めることで役務提供義務を課すことが適当である。ただし、ソリューション型役務を他事業者に提供する際に、「パートナー企業の知的財産権が侵害される場合」については役務の提供を拒むことができる「正当な理由」に該当することが明らかとなるよう、ガイドラインに記載すべきである。

578

579

580

581

582

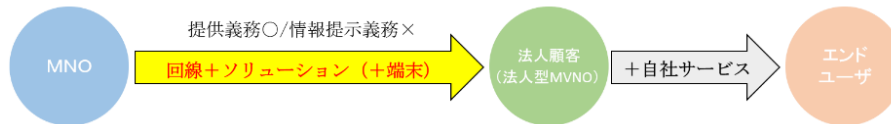
583

また、法人利用者との取引において、回線部分の原価を提示することはMNOが競争上不利な立場に置かれることとなることから、「ソリューション型役務に係る情報提示

584



585 を求められた場合」については、基本的に情報提示を拒むことができる「正当な理由」  
586 に該当することが明らかとなるようガイドラインに記載すべきである。



587

588 (出所) 第 66 回会合資料 66-2(事務局資料)を元に作成

589 【図1-3 移動電気通信分野におけるソリューション型役務の扱い】

#### 590 (4) 省令等の整備

591 以上の本研究会の考え方等<sup>8</sup>を踏まえ、総務省においては、電気通信事業法施行  
592 規則(昭和60年郵政省令第25号)等の省令・告示<sup>9</sup>並びに「MVNOに係る電気通信  
593 事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定。以下「MV  
594 NOガイドライン」という。)及び「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信  
595 役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成27年2月策定)の改正  
596 等について、情報通信行政・郵政行政審議会へ一部諮問のうえ、令和5年1月21日か  
597 ら同年2月20日までの間、意見募集を行い、その結果及び同審議会からの答申を踏  
598 まえ、同年4月27日に制定・公布した。

### 599 3. その他の検討事項

#### 600 (1) 検討事項

601 指定設備卸役務に関して、次の論点について議論を行った。

- 602 • 固定通信分野における卸参入後の協議(特に団体協議)において、どのような  
603 進展が見られ、あるいは問題が生じているか。例えば、本研究会において卸先  
604 事業者等から指摘のあったNDAの範囲や規定内容等についてどのように考え  
605 るべきか。
- 606 • 全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル  
607 音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないか。
- 608 • 指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか。

<sup>8</sup> その他、特定卸役務に係る規律の整備等を踏まえ、指定設備卸役務に関する届出制度について所  
要の改正を行った。

<sup>9</sup> 電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件

609 (2)主な意見

610 ① 事業者からの意見(固定通信分野における卸参入後の協議の在り方)

611 <指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)からの意見>

- 612 • FVNO委員会との団体協議等、双方向の真摯かつ建設的なコミュニケーション  
613 を通じて光コラボの更なる利便性向上に向けて取り組んでいるところ。卸先事業  
614 者の要望を反映する仕組みの提供を開始したほか、その他の要望についても、  
615 優先的な対応が必要とされた17項目について対応を協議し、既に10項目につ  
616 いて対応した。今後も継続的に対応していく考え。【NTT東日本・西日本】
- 617 • NDA対象の情報に関する団体協議については、卸先事業者のグループとの  
618 間でNDAを締結するなどの方法により対応する考え。卸先事業者以外に所属  
619 する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画したいとの要望については、  
620 事務局の役割等のルールについて今後検討する必要。【NTT東日本・西日本】

621 <卸先事業者からの意見>

- 622 • 令和3年11月に卸先事業者にアンケートを実施したところ「卸元事業者からの提  
623 案が中心で、料金・提供条件に関する協議が難しい」「定例的な運用等の協議  
624 の場がない」「要望の対応を依頼したが、卸元事業者より『全卸先事業者とそれ  
625 ぞれ対応することが困難』との回答があった」等の意見があった。【FVNO委員  
626 会】
- 627 • 卸先事業者の要望を反映する仕組みの開始、紙様式対応のシステム化等、コラ  
628 ボ事業の円滑化の進展が図られているものの、卸料金と接続料相当額の東西  
629 差(NTT東日本は4割、NTT西日本は3割)が卸料金に反映されていない理由、  
630 卸料金と接続料相当額の連動性等について、より詳細な説明が必要。【FVNO  
631 委員会】
- 632 • NTT東日本・西日本の光サービス卸のNDA条項が事業者団体・事業者間の  
633 協議を不可能としているが、NTT東日本・西日本と個々の卸先事業者では、交  
634 渉力・分析力において圧倒的な非対称性があるため、卸先事業者は団体として  
635 まとまって対応しない限り、まっとうな交渉を行うことはできない。また、事業者団  
636 体が研究会等に具体的な情報の提供を行うためには、第三者への情報開示に  
637 係る書面による同意が必要だが、その内容については協議中であり、研究会等  
638 に具体的な情報提供を行うことができない。事業者団体とNTT東日本・西日本  
639 で包括的なNDAを締結するなどの手法が考えられるのではないか。【JAIPA】

640 ② 事業者からの意見(モバイル音声卸の標準的な料金の公表)

641 <指定設備設置事業者(MNO3社)からの意見>

- 642 • 卸料金は、一次MVNOにとって二次MVNO向けの原価であるため、一次MV

- 643 NOにとって重要な経営情報である点に留意し、慎重な制度設計が必要。【NT  
644 Tドコモ】
- 645 • モバイル音声卸の標準的な卸料金を公表することについて、全指定設備設置  
646 事業者の公表を前提に検討することを提案しているが、他MNOの意見も踏ま  
647 えて丁寧な議論が必要。【KDDI】
  - 648 • MVNOは必要な情報を適時適切に入手可能であり、問題は生じていない認識。  
649 また、政策決定や評価のプロセスにおいては都度卸料金を提示しており、適切  
650 な政策の決定・評価がされている認識。さらに、通常の商慣習的にも仕入れ額  
651 を公表することは不自然であり、公表する意義はないと考える。【ソフトバンク】

652 ＜卸先事業者からの意見＞

- 653 • 全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が一部のMNOから  
654 出されていることを踏まえ、早期実現を要望。標準的な料金については一般に  
655 公表することが適当。【MVNO委員会】

656 ③ 事業者からの意見(卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況)

657 ＜指定設備設置事業者からの意見＞

- 658 • 卸料金は、これまでのコスト効率化や将来の変動要素等を勘案の上、需要拡大  
659 を目的に提供開始以降の約8年で4度にわたり自主的に値下げしており、光の  
660 更なる需要喚起に向け、令和5年度中に5度目の卸料金値下げを実施予定。今  
661 後においても、継続的なコスト効率化を図ることで更なる低廉化に努めていく。  
662 【NTT東日本・西日本】
- 663 • コストだけにとらわれることなく、個々の要望に応じたサービスメニューの提供や  
664 多様な料金の設定等により、スタートアップ、異業種企業、地方創生に取り組む  
665 企業等を支援していく考え。【NTT東日本・西日本】
- 666 • 卸料金は低廉化しており、新サービスの提供開始に伴い卸メニューの追加を行  
667 った。引き続きMVNOからの要望を相互に明確化しつつ、提供条件の柔軟化  
668 等に努める考え。【NTTドコモ】
- 669 • モバイル音声卸の標準料金は従来より低廉化しており、さらに協議によって提  
670 供料金や提供条件の柔軟化が進展しているとの考え。【KDDI】
- 671 • サービス開始以来3回にわたり音声卸料金の値下げを実施。今後も接続料算定  
672 と同時期に毎年度卸料金見直しを検討。【ソフトバンク】

673 ＜卸先事業者からの意見＞

- 674 • 研究会等での議論を踏まえ、令和3年に卸料金の値下げが行われたが、平成  
675 27年以降値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識し  
676 ており、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくなっていかないと、今後も継続

- 677 的に卸料金の値下げが行われる必要。【FVNO委員会】
- 678 • 接続料の改定の際に、卸料金の値下げを検討すべき。【FVNO委員会】
- 679 • 指定設備卸役務の料金低廉化が一定程度進展したことにより、MVNOの音声
- 680 サービスにおいても通話料の値下げや定額サービスの導入等が活発化し、市
- 681 場競争の促進・利用者利便の向上につながったと評価。【MVNO委員会】
- 682 • 卸協議の適正性の確保により、今後も継続的に低廉化・提供条件の柔軟化が
- 683 進むことが重要。【MVNO委員会】

#### 684 ④ 構成員からの意見

- 685 • NTT東日本・西日本とFVNO委員会・JAIPAの協議が進んでいることを聞いて、
- 686 少し安心した。

### 687 (3) 考え方

#### 688 ① 固定通信分野における卸参入後の協議の在り方

689 NTT東日本・西日本が提供を開始した卸先事業者の要望を反映する仕組み等を

690 積極的に活用しつつ、引き続き、卸元・卸先の双方が参入後の協議に真摯に対応す

691 ることが適当である。

692 団体協議に係るNDAに関する課題については、団体協議を希望する事業者団体

693 と卸元事業者の間で、課題の解決に向けた論点(卸先事業者以外に所属する者が団

694 体の事務局等の立場で団体協議に参画する場合の事務局の役割等のルール等)を

695 整理していくことが適当である。

696 その上で、なお団体と卸元事業者の間で見解の隔たりがある場合は、総務省にお

697 いて必要な対応(団体と卸元事業者間の協議へのオブザーバ参加等)を検討すべき

698 である。

#### 699 ② モバイル音声卸の標準的な料金の公表

700 モバイル音声卸の標準的な料金の公表について、公表の障壁となっている事項、

701 公表が競争環境に与える影響等を明確化しつつ、議論を継続することが適当である。

#### 702 ③ 指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展

703 総務省においては、特定卸役務に関する制度が導入され間もないところであるが、

704 今後も、その導入の効果を踏まえながら、指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条

705 件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討

706 することが適当である。

## 707 第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガ 708 イドライン」に基づく検証

---

### 709 1. 検証の経緯

710 電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たって他の事業者の電気通信設備を  
711 利用する場合には、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、  
712 相対協議を基本とする「卸役務」による利用形態が並立することにより、提供条件等の  
713 適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

714 しかしながら、第1章で述べたとおり、指定設備卸役務の料金の適正性については  
715 累次の課題が指摘され、制度導入時に期待された適切なバランスが図られていない  
716 事態が生じていたことを踏まえ、事業者間協議の適正性を確保するための電気通信  
717 事業法の改正が行われた。今後、改正法による交渉環境の整備等の効果により、事  
718 業者間協議における価格交渉等が進展し、指定設備卸役務の料金の低廉化等が実  
719 現されることが期待される。

720 本研究会としては、指定設備卸役務について、「電気通信事業分野における競争  
721 ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年 12 月 17 日情報通信審議会答申)に  
722 おける取りまとめ<sup>10</sup>を踏まえ、接続と卸役務の代替性に関する検証について議論を進  
723 め、本研究会の議論を基に策定された卸検証ガイドラインによる検証の状況について  
724 随時確認をしている。

725 固定通信分野においては、NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸について、  
726 接続との代替性が不十分とされている<sup>11</sup>ところ、令和2年度に実施した第1回、令和3  
727 年度に実施した第2回の検証<sup>12</sup>に引き続き、今般、第3回の検証結果について総務省  
728 から報告を受け、卸先事業者等(JAIPA)からヒアリングを実施し、議論した。

729 また、移動通信分野においては、MNO3社が提供するモバイル音声卸について、  
730 接続との代替性の有無の評価が保留されているところ、前回評価時からの状況変化

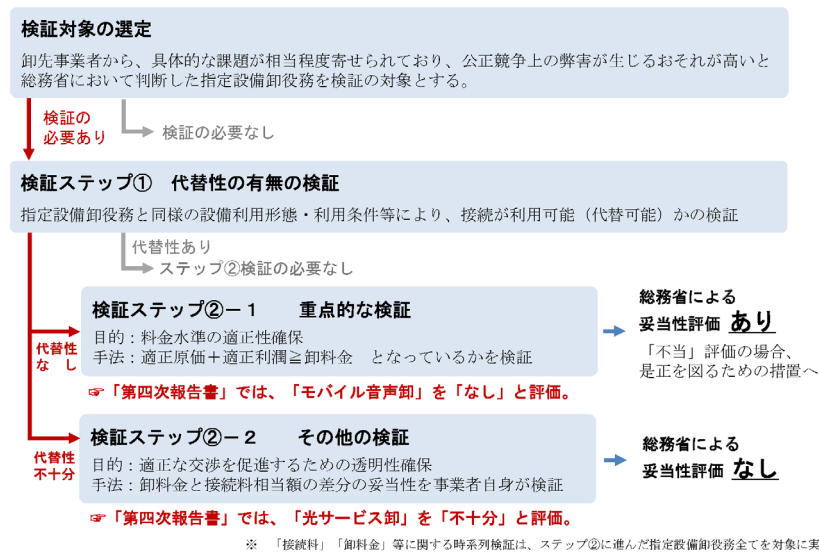
---

<sup>10</sup> 接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するための措置として、接続料相当額をベンチマークとした卸料金の検証等を示した上で、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当」とされた。

<sup>11</sup> 卸役務では、NGN及びアクセス部分(加入光ファイバ)がユーザー単位で利用されている一方、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、ユーザー単位での接続料設定がされていないことから、代替性が不十分と評価されている(本研究会第四次報告書)。このこと等を踏まえ、光サービス卸に関する検証の実施について令和2年10月27日に総務省からNTT東日本・西日本に通知(『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証の実施について(通知)令和2年総基料第270号)。

<sup>12</sup> 第1回検証については、令和3年2月9日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第42回会合(令和3年2月24日)において総務省から本研究会に報告、議論。第2回検証については、令和3年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第52回会合(令和4年1月31日)において総務省から本研究会に報告、議論。

731 等を踏まえ、MNO3社及びMVNO委員会にヒアリングを実施した上で、再度接続と  
732 の代替性の検証を行った。



733

734

735

(出所)第 68 回会合資料 68-1(事務局資料)より抜粋

【図2-1 卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要】

## 736 2. 光サービス卸における卸料金の検証

### 737 (1) 検証の結果

738 第 68 回会合において、NTT東日本・西日本が卸検証ガイドラインに基づき検証し  
739 た令和3年度の「その他検証」及び「時系列検証」の結果<sup>13</sup>について、総務省から報告  
740 があった。その概要は次のとおりである。

#### 741 ① 「その他検証」の結果

742 本検証では、卸料金と接続料相当額<sup>14</sup>の差分において回収しようとしている費用項  
743 目について、NTT東日本・西日本が自ら差分の妥当性を検証した。

744 NTT東日本・西日本からは、当該差分において回収しようとしている費用項目とし  
745 て、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体  
746 的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額が示された。その上で、令和3年  
747 度の卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金に対してNTT東日本で概ね4割強、N  
748 TT西日本で4割弱程度<sup>15</sup>であったが、上述のコストの概算額と当該差額を比較すれ  
749 ば、

<sup>13</sup> 令和4年11月30日付け

<sup>14</sup> 卸検証ガイドラインにおいて、役務提供の際に必要な営業費は含まれないこととされている。

<sup>15</sup> 第1回検証では「概ね3割程度」、第2回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」であった。

- 750      • 市場環境、競争状況の変化に対応し、新たなサービス開発や設備増強に係る  
751      投資へ対応する必要があること
- 752      • サービス卸の提供に係るシステムの開発等で累次の開発や稼働を要しており、  
753      接続料相当額以外の部分でコストの増加要素が生じていること
- 754      • 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資や、卸先事業者の様々な要望に対  
755      応していく必要があること
- 756      • 過去数年の接続料相当額の大幅な低廉化は、新型コロナウイルス感染症の拡大  
757      に伴う光サービスの特需・資本コストの減少、光ファイバの耐用年数の見直し、  
758      乖離額調整の影響といった一時的な要因を含むこと
- 759      • 直近の人件費や原材料費・燃料費の高騰、光サービスの需要の一巡や資本コ  
760      ストの上昇を踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでのコストの低減は見込  
761      めないこと
- 762      • 光サービス卸の料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じてリニア  
763      に増減させるものではないこと
- 764      等を踏まえると、NTT東日本・西日本それぞれにおいて、当該差分について妥当  
765      であるとの自己評価であった。

## 766      ② 「時系列検証」の結果

767      本検証では、接続料相当額、卸料金、小売料金について、直近3年間の額を時系  
768      列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場  
769      合はどのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証した。

770      NTT東日本・西日本からは、卸料金について、今回の検証対象である令和3年度  
771      までに3度にわたり値下げを実施しており、卸料金については、需要動向、競争状況、  
772      市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定していることから、  
773      「その他検証」で述べたような観点を踏まえれば、平成 31・令和元年度から令和3年度  
774      におけるコストの変動と卸料金の関係は、NTT東日本・西日本においてそれぞれ妥  
775      当との自己評価であった。また、併せて、次の点についても報告があった。

- 776      • 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の動きに合わせた卸先事業  
777      者の要望への対応が必要となっていることや、将来の不透明度が増している中、  
778      令和3年度においては、リモートワーク需要の拡大といった直近の市場環境の  
779      変化等を踏まえ、7月に卸料金の値下げを実施したこと、
- 780      • (今回の検証対象期間ではないが)令和4年9月にフレッツ光クロス(に対応する  
781      光サービス卸のメニュー)の卸料金の値下げを実施したこと 及び
- 782      • 卸先事業者とともに光市場の需要を更に喚起するため、令和5年度中に5度目  
783      の卸料金値下げを実施する予定であり、今後、市場環境等を踏まえた卸料金の  
784      追加値下げを検討していく考えであること

## 785 (2)主な意見

### 786 ① 事業者からの意見

- 787 • 卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には需要動向、競争状況、市場価格  
788 等を勘案して決定されているとの説明があったが、そうであるなら、本検証を通じ  
789 て卸料金の妥当性を評価することは難しい。【JAIPA】
- 790 • 費用項目を列挙されても、必要性は理解できるものの、差分が妥当であるかどう  
791 かについてはコメントのしようがない。【JAIPA】
- 792 • 卸料金が下がらない中で、光サービス卸の運営や卸先事業者の支援が効率的  
793 に実施されているか疑念がある。卸先事業者の要望を踏まえた対応については、  
794 費用対効果の観点で過剰・非効率な運用になっていないか、サービスの品質を  
795 卸先事業者が把握・検証できるようにすべき。【JAIPA】
- 796 • 設備投資に関する説明については、接続料原価の一部である減価償却費との  
797 関係等が曖昧である<sup>16</sup>。【JAIPA】
- 798 • 本検証と合わせて、接続による代替性を高めることが必要であり、当協会として  
799 は、光サービス卸の提供形態に対応する「ISP接続」の実現に向けて、NTT東  
800 日本・西日本との協議に取り組んでいきたい。【JAIPA】

801 JAIPAの意見に関し、NTT東日本・西日本からは、「本検証に当たり、卸の運営・  
802 支援に関わるコストといった接続料相当額以外のコスト、市場競争環境の変化、事業  
803 者の要望や設備の老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通し等の事項も含め  
804 て、我々としては総合的に検証を行っており、妥当性を適切に評価できている」と考え  
805 ており、「ご理解いただけるよう、引き続き丁寧に説明させていただく考え」である旨、  
806 回答があった。

### 807 ② 構成員からの意見

- 808 • 費用要素の一つひとつはコスト要因として理解できるが、定性的な説明であり、  
809 定量的なデータで検証しないと中身は理解できない。
- 810 • 単年度ではコストと卸料金がリンクしていないという説明だと思うが、その場合、  
811 予見性を高めるために、移動通信分野（におけるデータ接続料の将来原価方

---

<sup>16</sup> なお、第1章に係る議論において、卸料金・接続料相当額の差額と設備投資の関係について、NTT東日本・西日本は「これまでの設備投資のうち費用化されたものは減価償却費として、また設備投資に係る資金調達等の資本コストは報酬額として、それぞれ接続料原価に反映されており、当社と接続事業者がそのコストを接続料として応分に負担している」、「その上で、当社が卸先事業者に提供する光サービス卸の料金については、卸先事業者が他の提供手段を選択可能であり、当社の光サービス卸を利用し続けることが保証されない中、過去の設備投資のうち、現時点で費用化されていない未償却残高が相当程度残っていることや将来の追加投資の発生が想定されることなどを勘案して設定する必要があると考え」る旨、説明している。



812 式による算定)でなされているように、1年後、2年後、3年後にこうなり得るとい  
813 ことを出していただくなど、何か新しい工夫が必要となる可能性がある。

814 • (NTT東日本・西日本で卸料金が同一である理由について質問があり、それ  
815 対しNTT東日本・西日本が①光サービス卸開始当初から全国均一のスペック  
816 で提供しており、効用は同一であること、②卸先事業者の声を踏まえて、卸料  
817金は卸先事業者が中長期的に織り込むベースであると考えていることから、卸料  
818金を同一としている一方で、短期的には市場環境に応じて卸先事業者が機動的  
819的に活用できる販売奨励金等を設定している旨を回答したことを受けて、)NTT  
820東日本とNTT西日本で市場環境が異なり、接続料相当額も異なるのであれば、  
821東西で卸料金が同一であることにより、コストベースから離れてしまう。NTT東日  
822本・西日本それぞれコストベースで卸料金を決めているわけではないと理解する  
823が、やはり接続との代替性についてはもう少し議論が必要。

824 そのほか、本検証に関しては、第1章で述べた議論において次の意見があった。

825 • 卸料金と接続料相当額の乖離については、「ワニの口」と揶揄されてきたが、今  
826 回、固定費と変動費の関係を示していただいたことで、(卸料金を接続料相当  
827額にリニアに連動させた場合、)リスクをとった卸元事業者の利益が卸先事業者  
828に移転してしまうことは明確になったと思っている。その上で、卸料金と接続料  
829相当額の差額の適正な水準については検証を検討しても良いのではないかと。

### 830 (3) 考え方

831 光サービス卸については、接続との代替性が「不十分」であるとして、「その他の検  
832 証」及び「時系列検証」が行われている。これら検証の目的は、指定設備卸役務の提  
833 供における適正な交渉を促進するための透明性の確保であり、指定設備設置事業者  
834 たるNTT東日本・西日本において自ら検証を行うが、総務省における妥当性評価は  
835 なされない。

836 今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は3回目となるが、第2回の検証を  
837 踏まえた本研究会第六次報告書の取りまとめに際して行われた意見募集においては、  
838 関係事業者等より、

839 • 卸料金と接続料相当額の差額がNTT東日本・西日本で異なるものの、卸料金  
840 が同水準であることに対する理由の説明がなされていない。  
841 • 卸料金と接続料(及び1ユーザあたり接続料相当額)の連動性が見られないこと  
842 への詳細な説明がなされていない。  
843 • 卸料金の引き下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡  
844 大傾向は続くと考えられるため、検証の透明性を高めて継続的に実施する必要。  
845 といった意見があった。本研究会は、これら意見に対し、NTT東日本・西日本におい  
846 ては、こうした指摘があることを踏まえつつ、今後の本検証では十分な説明を行うこと

847 が適当であるとの考え方を示したところである。

848 今回の検証では、前2回の検証に引き続き、NTT東日本・西日本から費用項目や  
849 卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保に寄与したと  
850 考えられるものの、今回の検証においても、事業者・構成員よりNTT東日本・西日本  
851 による説明に対する指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日  
852 本においては、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。

853 また、第1章において述べたとおり、総務省においては、改正法の施行後における  
854 卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視することが適当で  
855 あるところ、合わせて、本検証によって卸料金の透明性が確保され、本検証が指定設  
856 備卸役務に係る協議の適正性の確保に貢献できているかどうかについても確認され  
857 なければならない。

858 この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が  
859 見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認  
860 められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも  
861 含め、必要な措置について検討していくことが適当である。

862 また、本研究会第四次報告書(令和2年9月25日公表)において、光サービス卸の  
863 接続との代替性が「不十分」とであると評価した際には、

- 864 • 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者か  
865 らの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を  
866 困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えら  
867 れる。
- 868 • 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現する  
869 ための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAを進めるとともに、総務省  
870 においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替  
871 性を高めていくことが適当。

872 と指摘している。

873 指定設備卸役務に係る協議の適正性を確保するための制度が施行された現在に  
874 あっても、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議は引き  
875 続き重要であり、本検証を通じた卸料金の透明性の確保が十分でない状況となれば、  
876 なお重要性を増すことになると考えられる。NTT東日本・西日本及び関係事業者等に  
877 において上述の協議を進めていくことが適当であるとする本研究会の考え方は、現在に  
878 においても変わりはない<sup>17</sup>。

---

<sup>17</sup> なお、脚注11の通知において「貴社の光サービス卸の代替手段となる接続機能が実装される等、当該光サービス卸の接続による代替性の検証の評価に変更が生じ得る事実がある場合には、貴社から総務省に対して当該事実を報告するものとする」とされており、協議の結果、代替性の検証の評価に変更が生じる事実がある場合には、NTT東日本・西日本から総務省に報告がなされる。総務省においては、この報告の結果等を確認していくことが考えられる。

### 879 3. モバイル音声卸における代替性の検証

#### 880 (1) 検証の結果

##### 881 ① モバイル音声卸における接続の代替性の再々検証

882 モバイル音声卸については、卸検証ガイドラインに基づき、モバイル音声卸を検証  
883 の対象とすることとし、総務省においてその旨をMNO3社に通知した(令和2年 10 月  
884 27 日)。

885 当該通知において、MNO3社の提供するモバイル音声卸はいずれも「接続との代  
886 替性なし」として、「重点的な検証」の対象とされていたが、令和3年2月 16 日にKDDI  
887 及びソフトバンクから、同月 17 日にNTTドコモから、それぞれプレフィックス(00XY)自  
888 動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、改めて卸検証ガイドラインに  
889 基づく代替性の再検証(ステップ①)を実施した。

890 再検証の結果、本研究会としては、次の理由から、MNO3社の提供するモバイル  
891 音声卸について評価を保留することが適当と判断し、総務省においてその旨をMNO  
892 3社に通知した(令和3年6月8日)。

- 893 • 一部のMNOにおいて、プレフィックス自動付与機能を利用する際にSIM交換  
894 が必要であること
- 895 • モバイル音声卸と設備利用形態の同等性があるIMS接続には制度面・技術  
896 面・経済面の課題があること
- 897 • 接続料と卸料金の差異等に関してMNOとMVNOとの間に情報の非対称性が  
898 あること

899 こうした状況のうち、電気通信番号計画の一部変更等の制度整備によりMVNOが  
900 総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けることができるようになったこと  
901 と及び接続料と卸料金の差異等に関する情報の非対称性についても第1章で述べた  
902 制度整備により一定程度の解消が期待されること等の前回検証以降の状況変化を踏  
903 まえ、卸検証ガイドラインに基づく代替性の再々検証(ステップ①)を実施した。

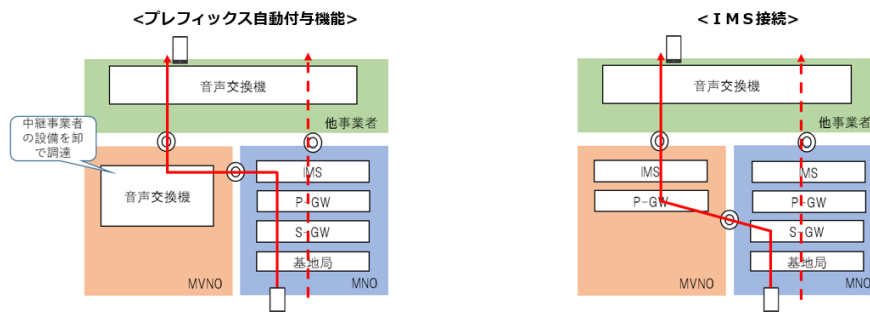
##### 904 ② 代替性を検証する接続機能

905 MVNOの利用者が他の事業者の利用者に対して音声通話を発信する際に、モバ  
906 イル音声卸を利用する場合、MNOのネットワークと着信事業者のネットワークが直接  
907 接続されることとなり、MNOのネットワークとMVNOのネットワークとの間に電氣的な  
908 接続は存在しない。

909 プレフィックス自動付与機能を利用する場合と、IMS接続を行う場合は、MNOのネ  
910 ットワークとMVNOのネットワークとの間で接続が行われる。

911 プレフィックス自動付与機能を利用する場合には、MNOのネットワーク内において、  
912 利用者の契約するMVNOが判別され、当該MVNOが用意する音声交換機に自動

913 的に接続するプレフィックスが付与され、当該MVNOの音声交換機と接続される。  
 914 IMS接続を行う場合は、MVNOが、携帯電話の音声サービスを提供するための設  
 915 備（音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備。以下「IMS」という。）を  
 916 設置してMNOのネットワークと接続することとなる。  
 917 前回検証時には、総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けることが  
 918 できる事業者はMNOのみであり、MVNOはMNOが指定を受けた音声伝送携帯電  
 919 話番号の提供を受けて音声サービスを提供してきた。この点、令和5年2月に電気通  
 920 信番号計画の一部変更等の制度整備が行われたことにより、IMSを設置すること等を  
 921 条件として、MVNOも総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けること  
 922 ができるようになった。



923  
 924 (出所) 第 68 回会合資料 68-3(事務局資料)より抜粋  
 925 【図2-2 プレフィックス自動付与機能に係る接続機能及びIMS接続の概要】

926 こうした状況を踏まえ、今般実施した再々検証においては、プレフィックス自動付与  
 927 機能に係る協議状況とIMS接続に係る協議状況を踏まえ、総合的に代替性の有無に  
 928 ついて判断した。

929 ③ 関係事業者に対する事実確認

930 検証に当たり、総務省においては、MNO3社及びMVNOに対し事実確認を行っ  
 931 た。MVNOについては、MVNO委員会を経由してMVNO委員会に所属するMVNO  
 932 Oに回答を求めたところ、

- 933 • 株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」という。)
- 934 • 株式会社オプテージ(以下「オプテージ」という。)
- 935 • 株式会社朝日ネット(以下「朝日ネット」という。)
- 936 • ビッグロブ株式会社(以下「ビッグロブ」という。)
- 937 • フリービット株式会社(以下「フリービット」という。)
- 938 • 日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)
- 939 • イオンリテール株式会社(以下「イオンリテール」という。)

940 の7社から回答があった。  
 941 事実確認の結果は次のとおりである。

942 <プレフィックス自動付与機能提供に係る整備状況>

- 943 • 前回の検証後、一部のMNOにおいては、プレフィックス自動付与機能の提供  
944 に際してSIM交換を不要とする設備改修を行うこととなっていたが、改修は完  
945 了しているか。
- 946 ➢ SIM交換を不要とする設備改修は令和3年8月に完了。【KDDI】  
947 ➢ 令和3年12月中旬に既に改修を完了。【ソフトバンク】
- 948 • 現在、MVNOがプレフィックス自動付与機能による接続を実現する上での課  
949 題は存在するか。
- 950 ➢ 特段課題は存在しない。【NTTドコモ】  
951 ➢ プレフィックス自動付与機能実現に際し、現時点でMVNOにおける課題  
952 はないと認識。【KDDI】  
953 ➢ 課題はないものとする。【ソフトバンク】  
954 ➢ MVNO自らが中継事業を行っていないことがほとんどであることから、中継  
955 事業者を選定し音声を卸提供してもらう必要があるが、中継事業者とのサ  
956 ービスオーダー、利用者課金連携等のシステム連携は、MNOとの間で構  
957 築したシステム連携と類似のものであり、大きな課題はない。【IIJ】  
958 ➢ 当社は既にプレフィックス自動付与機能による接続を完了しており、現時点  
959 で実現における課題は存在しない。【オプテージ】  
960 ➢ 既に実現済みで特段の課題はない。【朝日ネット、ビッグロブ】  
961 ➢ プレフィックス自動付与機能では、中継事業用設備のコストをMVNOが負  
962 担。MVNOは、発信呼で経由する中継事業用設備のコストを負担する一  
963 方、着信呼では中継事業用設備を経由しないため、着信接続料を得ること  
964 ができず、MVNOに一方的なコスト負担を強いるものであり、経済的な課  
965 題が存在。【日本通信】  
966 ➢ 着信接続料はMNOに入るため、MNOと価格競争できる状況にならない。  
967 【フリービット】  
968 ➢ ①MNOに起因した通信障害に加えて、中継事業者のシステム障害による  
969 通信障害が発生するため、通信障害の発生リスクは高くなる点、②MNO  
970 の音声サービスとは通信品質が異なる点(HD+の対応等)、③国際電話へ  
971 発信する場合に、利用者が意識してアプリ電話を利用する必要がある点。  
972 【イオンリテール】  
973 ➢ VoLTE(相当の品質)が使えない点。【フリービット】

974 <中継事業市場における競争状況>

- 975 • 中継事業市場において、前回検証時から競争状況(事業者数、事業者の構成  
976 等)に変化はあるか。
- 977 ➢ 中継事業市場における競争状況に特段の変化は見られず、現在も中継事

- 978 業市場は公正な競争が働いている。【KDDI】
- 979 ➤ MVNOはMNO系列以外の事業者含め自由に中継事業者を比較・選択
- 980 をされているものと推察しており、公正な競争が働いている状況に変わりな
- 981 い。【ソフトバンク】
- 982 ➤ 前回検証時から、特に中継事業への新規参入者が大幅に増加したわけ
- 983 ではなく、また、既存の中継事業者側におけるサービスについても、劇的な
- 984 料金低廉化等、特に際立った更新も無いものと認識。【日本通信】
- 985 ➤ 事業者数や構成等は変わっておらず大きな変化は無いものと考え。【IIJ】
- 986 ➤ 当社は中継事業を行っていないため中継事業市場における競争状況の変
- 987 化までは把握できていないものの、プレフィックス自動付与機能による接続
- 988 を検討していた際に複数の中継事業者より提案があったこと等から、中継
- 989 事業市場における競争が一定程度活性化されていたと想定。【オプテージ】
- 990 ➤ 令和7年に固定電話網のIP網への移行が予定されている中で、中継事業
- 991 市場の縮小等の可能性もあり、現状において中継接続料等の先行きが不
- 992 透明な状況であると認識。【オプテージ】
- 993 ➤ 特に変化はない。【フリービット】
- 994 ➤ MNOとの音声通信に係る接続は、MVNEにて対応している。【朝日ネット】

#### 995 <IMS接続の協議状況>

- 996 • IMS接続についてMVNOから協議の申入れや、今後の協議に向けた事前の
- 997 相談等はあるか。／相談等を行っているか。
- 998 ➤ 複数のMVNOからの申入れがあり、実現に向けて協議を重ねている。【N
- 999 TTDコモ】
- 1000 ➤ 5G(SA)におけるIMS接続については協議の打診を受けており、今後、接
- 1001 続方法等の技術的要件、提供条件等について詳細検討を進めていく予定。
- 1002 4G、5G(NSA)におけるIMS接続についてMVNOからの協議申入れは
- 1003 ない。【KDDI】
- 1004 ➤ 令和4年6月10日付で、NTTドコモにIMS接続に係る事前調査申込書を
- 1005 提出した。【日本通信】
- 1006 ➤ 当社では効率的な設備構築の面から、5G(SA)と同時にIMS接続を実現
- 1007 することを目指しており、既にMNOに対して協議を申し入れ、協議を開始
- 1008 している。【オプテージ】
- 1009 ➤ 協議は行っていない。【朝日ネット、ビッグロブ、フリービット】
- 1010 • (実際に協議や事前相談等を行っている場合、)MVNOがIMS接続を実現す
- 1011 る上での課題(技術的・経済的な課題を含む。)にはどのようなものがあるか。
- 1012 ➤ 一般的には設備投資の判断や他網との音声接続、緊急通報の実現等が
- 1013 課題となりうると想定。なお、当社の対応としては、ホストMNOとしてMVN

- 1014 Oの新たな設備(IMSやHLR<sup>18</sup>等)との連携や、音声相互接続の対応の観  
1015 点において設備改修が必要と想定。【NTTドコモ】
- 1016 ▶ 5G(SA)におけるIMS接続については接続方法等の技術的要件、提供条  
1017 件等について、今後、詳細検討を進め、実現する上での課題の洗い出しを  
1018 行っていく予定。【KDDI】
- 1019 ▶ IMS接続の実現にあたっては、一般論として以下の課題があるものと理解。  
1020 ☆ 標準外の接続方式の検討  
1021 ☆ 緊急通報について、MVNOが直接緊急機関と接続する場合に必要なとな  
1022 る対応・緊急機関側の改修等、MVNOが直接接続せず当社から機能提  
1023 供する場合に必要なシステム改修・開発等各種対応
- 1024 ☆ 位置情報連携やMNP等のMNO各社との連携に伴う開発等各種対応  
1025 ☆ 事業用通信設備に関して、MNO同等の技術基準への適合維持(損壊・  
1026 故障対策・品質基準の確保等)
- 1027 ☆ 指定番号単位が混在することにより、TTC<sup>19</sup>標準の変更や改修等の既存  
1028 事業者の対応【ソフトバンク】
- 1029 • MVNOがIMS接続を実施する場合、緊急通報の実現方法(ネットワーク構成  
1030 や提供価格等)についてどのように案内しているのか、あるいは今後する予定  
1031 であるか。/MNOからどのように案内されているか。
- 1032 ▶ MVNOからの要望に基づき、現時点においては「S8 Home Routing(S8H  
1033 R)方式」及び「Local Break-Out(LBO)方式」の双方で検討。今後、MVN  
1034 Oとの議論を踏まえ実現する方式を決定していくものと想定。【NTTドコモ】
- 1035 ▶ MVNOとの協議を踏まえ、実現方法を検討。【KDDI】
- 1036 ▶ 緊急通報の卸役務での提供を要望される場合は、MVNO自身での接続  
1037 可否及びその理由等を確認した上で検討を進める予定。【ソフトバンク】
- 1038 • IMS接続の協議開始から実装までにはどの程度の時間を要すると想定してい  
1039 るか。
- 1040 ▶ 接続用ソフトウェアの開発が必要な場合、標準的な接続期間は、特別な事  
1041 情がない限り、開発着手から18カ月以内の見込み。ただし、現時点におい  
1042 ては、接続方式・実現方法等を当社とMVNOとの間で検討を重ねている  
1043 段階であり、開発着手に必要な詳細仕様が未確定であるため、実装までの  
1044 期間は未定。【NTTドコモ】
- 1045 ▶ 5G(SA)におけるIMS接続については、MVNOからの要望を踏まえ、実  
1046 現方法を検討。ただし現時点ではどの程度時間を要するのか想定すること  
1047 は困難。【KDDI】

<sup>18</sup> Home Location Register。端末位置登録等の機能を持つ設備。

<sup>19</sup> 一般社団法人情報通信技術委員会。

1048           ▶ 具体的な期間の見積もりを行うことは困難。現在標準的なL2接続について  
1049           接続申込からサービス開始までは最長 18 ヶ月と提示しているが、新たな接  
1050           続形態のため、協議・実装期間を含めるとそれ以上の期間を要することもある  
1051           かと想定。【ソフトバンク】

1052           <モバイル音声卸の料金の変動状況>

- 1053           • モバイル音声卸の料金(基本料及び通話料)は前回の検証後どのように変化し  
1054           ているか。
  - 1055           ▶ プレフィックス自動付与機能の提供によって、ほとんどのMVNOの音声契  
1056           約者が接続に移行しつつあることもあり、音声卸料金の見直しは行ってい  
1057           ないが、MVNOからの要望や引き続き音声卸を利用するMVNOの状況  
1058           等を踏まえ、引き続き検討する。【NTTドコモ】
  - 1059           ▶ モバイル音声卸の標準料金は低廉化し、更に、協議によって提供料金や  
1060           提供条件の柔軟化が進展。【KDDI】
  - 1061           ▶ 音声卸役務料金については、接続料水準の推移等も踏まえ水準を見直し  
1062           ており、前回検証後、令和4年4月より、基本料金・従量料金ともに値下げ  
1063           を実施。また、直近の水準についても接続料水準の推移等を踏まえ見直し  
1064           (値下げ)を引き続き検討する。【ソフトバンク】

1065           ④ 検証結果案の提示

1066           以上の確認結果を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインに示された次の4  
1067           つの観点から代替性を総合的に評価した。本研究会としては、第 68 回会合において  
1068           総務省から検証結果案の提示を受け、議論を行った。  
1069           まず、各項目についての評価は次のとおりであった。

1070           <a:卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通  
1071           信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能  
1072           か。>

- 1073           • プレフィックス自動付与機能については、設備の利用形態はモバイル音声卸と  
1074           は異なるものの、利用条件はモバイル音声卸との間で一定の同等性が確保さ  
1075           れていると評価する。
- 1076           • ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継事業市場が縮小する  
1077           可能性があることから中継接続料等の先行きは不透明であり、同市場の競争環  
1078           境については注視する必要がある。
- 1079           • IMS接続については、設備の利用形態はモバイル音声卸と同様であるものの、  
1080           利用・提供条件は今後事業者間で協議される事項であり、現時点で同等性を  
1081           判断することは困難である。



1082 ＜b: 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提  
1083 供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か＞

- 1084 • プレフィックス自動付与機能について、MNOが緊急通報等をコストベースの卸  
1085 役務で提供することで、MVNOは実質的に同様の役務を提供可能である。
- 1086 • IMS接続については、緊急通報の実現方法については現在事業者間で協議  
1087 中であり、実現方法の目途がついていないことから、現時点で同様の役務を提  
1088 供することができるかを判断することは困難である。

1089 ＜c: 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約  
1090 交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。＞

- 1091 • プレフィックス自動付与機能については、同機能の実装後、卸料金が一定程度  
1092 低廉化しているものの、前回検証時と現在の間では大幅な卸料金の変更は見  
1093 られない。また、MNOとMVNOの間の情報の非対称性は解消されていないと  
1094 ころ、改正法による規律の整備等によって情報の非対称性が一定程度解消し、  
1095 卸交渉の適正化及び卸料金の低廉化が期待されるため、引き続き状況を注視  
1096 する必要がある。
- 1097 • IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で  
1098 卸契約交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

1099 ＜d: その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。＞

- 1100 • IMS接続については事業者間の協議が開始されたばかりであり、実装までは  
1101 一定の期間を要する。

1102 以上の評価を踏まえた代替性検証の結果案は次のとおりであった。

- 1103 • プレフィックス自動付与機能については、SIM交換等の設備利用条件への制  
1104 約は解消されたものの、設備の利用形態がモバイル音声卸とは異なる点、固定  
1105 電話網のIP網への移行の影響が見通せない点、MNOとMVNOとの間に情  
1106 報の非対称性がある点等に課題がある。一方、IMS接続は設備の利用形態が  
1107 モバイル音声卸と同等であるが、緊急通報の実現方法等に課題があるほか、  
1108 実装までには一定の期間を要する。
- 1109 • こうした状況を踏まえれば、本検証においては引き続き評価を保留とし、交渉状  
1110 況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当である。

## 1111 (2) 主な意見

1112 以上の結果について、構成員から次の意見があった。

- 1113 • 卸検証ガイドラインに基づき、接続による代替性を議論する場合、状況の把握  
1114 が非常に重要であり、このような形で検証の評価基準を示し、それに沿った評  
1115 価として事務局から提示された検証結果案は、おおむね賛成できるものである。

- 1116       • これまでにプレフィックス自動付与機能の実装等が行われたが、IMS接続に関  
1117       しては協議中であり、また令和7年には固定電話網のIP網への移行が完了す  
1118       るといった状況を踏まえれば、事業者側からの総務省への進捗状況の報告に  
1119       ついて制度的に担保するか、あるいは今後逐次、事実確認・状況把握を行って  
1120       いく必要がある。
- 1121       • プレフィックス自動付与機能を通じて提供する場合に、MNOとMVNOの間で  
1122       通信品質等に若干違いが出る可能性があるという指摘があったが、大きな問題  
1123       ではないと理解したので、事務局から提示された検証結果案でよいのではない  
1124       か。

### 1125   (3) 考え方

1126       総務省は、本研究会における議論を踏まえ、モバイル音声卸の代替性評価を保留  
1127       し、その旨MNO3社に通知した(令和5年2月 20 日)。

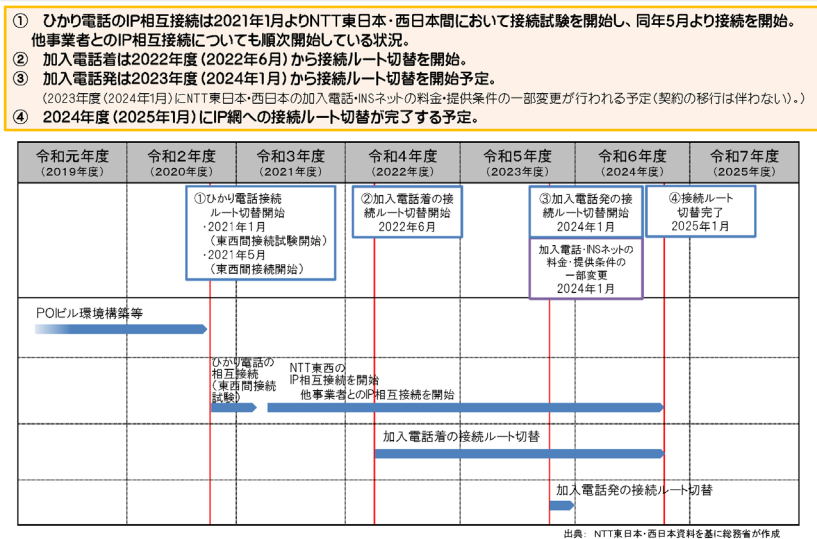
1128       総務省においては、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接  
1129       続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野  
1130       の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当である。

1131

## 1133 1. 検討の経緯

1134 電話等の音声サービスに係る接続(以下「音声接続」という。)においては、音声通  
1135 話の双方向性に応じて、接続する事業者同士が相互に接続料を支払い合う形態が典  
1136 型的である。

1137 音声接続に関しては、これまで、NTT東日本・西日本のPSTN<sup>20</sup>は、交換機を介し  
1138 て他事業者の利用者間の通話を媒介する「ハブ機能」等を有し、電話網の基幹的な  
1139 役割を担ってきたところ、固定電話網のIP網への移行後においては、事業者間の接  
1140 続形態は原則として東京都及び大阪府に所在する2箇所のPOIビルにおいて直接接  
1141 続を行うこととなるなど、音声接続における事業者間の接続関係が変容する<sup>21</sup>。



1142

1143 (出所)情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会(第41回)資料41-1

1144

【図3-1 固定電話網のIP網への移行工程】

1145 こうした状況を踏まえ、総務省においては、音声接続のルールについて累次の検討  
1146 を加えてきたところ、音声接続における「着信接続料」の在り方についても、議論が深  
1147 められている。

1148 これは、音声接続では、発信時及び途中でどのようなネットワークを経由しても、最  
1149 終的には通話が着信する利用者にサービスを提供する事業者(以下「着信事業者」と  
1150 いう。)のネットワークを介さなければ通話が成立せず、着信事業者の設定する音声接  
1151 続料(着信接続料)は、音声接続に参加する基本的に全ての事業者が支払う必要が

<sup>20</sup> 公衆電話交換網(Public Switched Telephone Network)

<sup>21</sup> なお、NTT東日本・西日本のIP網であるNGNは我が国の基幹的な通信網としての性格を引き続き有すると考えられる。

1152 あるところ、こういった性質に着目して、着信接続料に関して事業者間協議による価格  
1153 交渉が成立せず、事業者間の公平性や利用者料金の柔軟な設定の観点で課題があ  
1154 るという指摘について、制度的な対応が検討されてきたものである。

1155 直近の「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網へ  
1156 の移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日情報通信審議  
1157 会答申。以下「最終答申」という。)においては、固定電話網のIP網への移行後におけ  
1158 る着信接続料の在り方について、次のとおり「考察」している。

- 「ユーザ料金の低廉化」については、着信接続料が携帯電話の通話料金に与える影響は限定的であり、ネットワーク費用以外の要素(営業費、管理費や利益等)が携帯電話の通話料金の大きな割合を占めており、競争が十分に機能していないことに起因する可能性が高い。  
⇒IP網移行を契機とした接続ルールの在り方の議論とは別に、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めていくことが適当。
- 「事業者間の公平性の確保」については、一部の固定電話事業者に関して問題が提起されている一方、他の多くの事業者においては、事業者間協議を基本とする現行ルールの下で、問題が生じていない。  
⇒現に個別の事業者間で生じている問題については、まずは既存のガイドラインや紛争解決に係る枠組みにより、当事者間で協議が調うように努力すべき。
- 規制コストも踏まえると、現時点で着信接続料規制を導入することは適当ではない。「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生、顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要。
- 「着信ボトルネック」に係る議論の中で一部事業者から提案のあったビル&キープ方式の導入については、①各事業者間のネットワーク構成・接続料単金に差異があるため、事業者間精算を行わないことによる不公平が想定されること、②同方式の導入により国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、広く国民利用者の理解が必要であること等の課題を踏まえつつ、まずは事業者間により協議により進めていく努力がなされることが必要であり、その上で必要な制度的対応について検討する余地がある。

1159 今般、本研究会においても、複数の指定設備設置事業者より、固定電話網のIP網  
1160 への移行により事業者間の関係が双務的に変化すること、現行の音声接続料の仕組  
1161 みに起因する問題(非指定設備の接続料への過度の利潤の上乗せ、トラヒック・ポンピ  
1162 ング(後述)等)の発生等を背景に、音声接続における「ビル&キープ方式」の導入も  
1163 含め、着信事業者が設定する音声接続料に関する制度的な検討が必要ではないかと  
1164 の論点提起があった<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> 第64回会合NTT東日本・西日本、NTTドコモ等。

1165 この論点提起を受けて、現在の音声接続料の状況を確認し、想定される制度的対応の性質や、その他講ずべき措置等について検討するため、以下の論点について、  
1166 関係事業者にヒアリングを実施し、議論を行った。  
1167

1168 ＜ビル&キープ方式を選択可能とすることについて＞

- 1169 • 指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択  
1170 できるようにすることについて、公正競争上の懸念事項はあるか。
- 1171 • 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に  
1172 留意すべき事項について
- 1173 ▶ 希望する接続事業者以外の事業者あっても、例えばトラヒック・ポンピング  
1174 への関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは  
1175 適当か。適当である場合、他にビル&キープ方式を採用することが適当  
1176 と考えられる場合はあるか。
- 1177 ▶ 指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料  
1178 の水準差があることについてどう考えるか。
- 1179 ▶ その他考慮すべき事項はあるか。
- 1180 • その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について、最終答申において  
1181 議論された、音声接続料に係るその他の制度（指定設備設置事業者以外にも  
1182 含めた着信接続料規制、pure LRICの採用等）について、現状を踏まえた上で  
1183 どのように考えるか。

1184 ＜その他音声接続料に関して見直すべき措置について＞

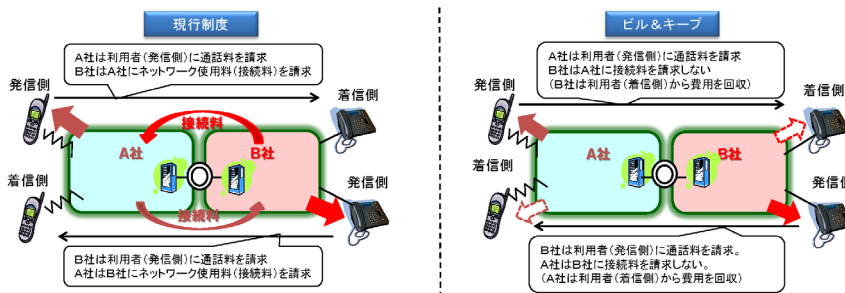
- 1185 • 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差についてどう考えるか。  
1186 • その他検討すべき事項はあるか。

1187 なお、以降の議論における「ビル&キープ方式」について、次のとおり補足する。

1188 音声接続における「エンドエンド料金方式」は、複数の事業者が電気通信設備を相互に  
1189 接続して利用者にサービスを提供している場合において、当該複数の事業者で  
1190 合意した接続協定に基づき、特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した「エ  
1191 ンド・ツー・エンド」の利用者料金を設定する（その設定する権利を料金設定権という。）  
1192 ものである<sup>23</sup>。従来のエンドエンド料金方式においては、料金設定権を有する事業者  
1193 が他の事業者のネットワークの使用料として接続料を支払い、他の事業者は接続料に  
1194 より料金設定権を有さない通信に係る自らのネットワークのコストを回収することとなる。  
1195 これに対し、ビル&キープ方式は、利用者料金の設定方式はエンドエンド料金方式

<sup>23</sup> これに対し、「ぶつ切り料金方式」では、相互に接続する各事業者がそれぞれ自網にかかる部分の利用者料金を設定し、利用者はその合計を支払う。接続料のやりとりは行われない。

1196 と同様であるものの、接続料については、互いに支払わないこと<sup>24</sup>とするものである。こ  
 1197 の場合、網のコストの回収という観点から言えば、料金設定権を有さない通話に関して  
 1198 は他事業者からの接続料が得られないことから、「自らの網のコストは自らの利用者料  
 1199 金収入から回収する」という考え方に立つこととなる。



1200

1201 (出所) 情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会基本政策委員会(第12回)資料より抜粋  
 1202 【図3-2 ビル&キープ方式】

1203 指定設備設置事業者以外の事業者(以下「非指定事業者」という。)においては、電  
 1204 気通信回線設備に関する接続応諾義務を除き、接続に関して特段の事前規制は課  
 1205 せられておらず、接続料及び接続条件は当事者たる事業者間の協議により定めること  
 1206 が基本とされているため、非指定事業者同士の接続にあつては、現在においてもビル  
 1207 &キープ方式を採用することが可能である。

1208 一方で、指定設備設置事業者のうち、第一種指定設備を設置する事業者(NTT東  
 1209 日本・西日本)にあつては、接続約款の認可要件として接続料を「能率的な経営の下  
 1210 における適正な原価に適正な利潤を算定するものとして総務省令で定める方法により  
 1211 算定された金額に照らして公正妥当なもの」(電気通信事業法第33条第4項第2号)  
 1212 とするよう定められており、いわゆる「コストベース」での接続料算定・設定が義務づけ  
 1213 られていることから、接続料を0円と定めることは本規定との関係で不可能である。ただ  
 1214 し、「その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発  
 1215 達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるもの」(同条第3項)につ  
 1216 いては認可を要さないため、この限りではない。

1217 また、第二種指定設備を設置する事業者(MNO3社)にあつては、接続料が「能率  
 1218 的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総  
 1219 務省令で定める方法により算定された金額を超えるもの」(電気通信事業法第34条第  
 1220 3項第2号)であることが接続約款変更命令の要件とされている。これまで、接続料の  
 1221 算定・設定については、第一種指定設備と同様、コストベースを基本に行われており、  
 1222 接続料を0円と定めることは本規定との関係においては接続約款変更命令の対象とは

<sup>24</sup> 具体的には「接続料を設定しない」「接続料を0円とする」等を内容とする接続協定によることが考えられる。

1223 ならないものの、他の観点から問題がないかについては確認が必要である。  
1224 なお、非指定事業者においても、当事者間の協議が不能・不調となった場合等に  
1225 は、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁又は総務大臣による裁定といった  
1226 紛争処理スキームを活用し、接続料の水準を決定することとなる。その際、「接続料の  
1227 水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところで  
1228 はあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の  
1229 考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるもの」(本研究会第一次報  
1230 告書(平成 29 年9月8日公表))との考え方に立ち、総務省の定めた「接続等に関し取  
1231 得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成 30 年1月策定。以下「裁定方針」とい  
1232 う。)においては、非指定事業者の接続料につき「当事者間で別段の合意がない場合  
1233 には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に  
1234 適正な利潤を加えたものを基本とする」<sup>25</sup>こととされており、紛争処理スキームにおいて  
1235 ビル&キープ方式を採用することは、少なくとも現時点においては想定されていない。

## 1236 2. 議論の経過

### 1237 (1) 事業者ヒアリングの結果等

1238 各論点について、指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本、MNO3社)、電話  
1239 事業者

- 1240 ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)
- 1241 ・ ZIP Telecom 株式会社(以下「ZIP Telecom」という。)
- 1242 ・ 株式会社アイ・ピー・エス・プロ(以下「IPS Pro」という。)
- 1243 ・ 楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル」という。)
- 1244 ・ オプテージ
- 1245 ・ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ(以下「エネルギア」という。)
- 1246 ・ アルテリア・ネットワークス株式会社(以下「アルテリア」という。)
- 1247 ・ フリービット
- 1248 ・ 株式会社STNet(以下「STNet」という。)

1249 及び卸役務の提供を受けるなどして音声サービスを提供する事業者の団体として

- 1250 ・ 一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会(以下「JUSA」という。)
- 1251 ・ MVNO委員会

1252 からヒアリング等を実施したところ、事業者及び構成員から次の意見があった。

---

<sup>25</sup> 裁定方針においては、続いて、「原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めること」とした上で、「有効と認められるデータの提供が行われない場合」には、「原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」とされている。

1253 ① 電話・音声接続に関する現状認識に係る意見

1254 <電話・音声接続の現状>

- 1255 • 音声通話は、固定電話からモバイル、さらには LINE、Teams、Skype といった通  
1256 信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、コロナ禍を契機と  
1257 したリモートワークの拡大によりこうした動きは更に加速している。利用者はこうし  
1258 た多様なサービス・ツールから通信手段を選択しており、当社の固定電話や光I  
1259 P電話もその中の選択肢の一つに過ぎなくなっている。【NTT東日本・西日本】
- 1260 • 固定電話市場全体が、顧客獲得を事業者間で争う「競争フェーズ」から、サービ  
1261 スをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行して  
1262 いく中、当社は、これまで果断のコスト削減に取り組んできたものの、限界に近  
1263 づく、当社のみで更なる効率化を進めることは困難。今後も回線数やトラヒック  
1264 の継続的な減少が見込まれる中、サービス提供の維持に向けては、規制対応コ  
1265 ストも含め、これまで以上のコスト効率化が課題。【NTT東日本・西日本】
- 1266 • アプリ等による音声代替サービスやSNSによる新たなコミュニケーションが進展  
1267 し、音声サービス市場全体としては縮小傾向である一方、音声接続料の算定等  
1268 には相当な稼働・コスト(接続料算定、事業者間協議・精算、明細システムの維  
1269 持・管理等)を要する。なり手の確保が困難であり、地道な作業におけるモチベ  
1270 ーション確保も必要であるなど、相応の知識・技能を有する人材の確保は困難。  
1271 【NTTドコモ】
- 1272 • 音声トラヒックは直近 10 年で 25%減少しており、今後も市場は縮小傾向。通信  
1273 業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期にきて  
1274 いる。【KDDI】
- 1275 • 通信インフラは国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、安定的なネ  
1276 ットワーク提供・維持のために、事業運営上ネットワーク維持コストを適切に回収  
1277 することは非常に重要。これは「能率的な経営の下における適正な原価に適正  
1278 な利潤を加えたもの」を基本とする接続料算定の原則にも沿うものと理解。【ソ  
1279 フトバンク】
- 1280 • 音声通話は明らかに減少している中で、事業モデルの転換をしないと音声アプ  
1281 リに置き換えられて事業が無くなってしまう。【フリービット】

1282 <固定電話網のIP網への移行との関係>

- 1283 • 固定電話網のIP網への移行後の事業者間の接続形態はシンプルな発着2社  
1284 間の直接接続となる。これにより、NTT東日本・西日本を含む各事業者は、お  
1285 互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う対称・対等な  
1286 関係となる。【NTT東日本・西日本】(本意見に関し、NTTドコモ、KDDI、NTT  
1287 コムからも同旨の意見があった。)



1288 • 固定電話網のIP網への移行に係る事業者間の意識合わせの場においても、接  
1289 続ルールや精算等の簡素化・簡便化を志向し議論を実施しており、IP接続への  
1290 移行は従来のルールや商慣習を見直す絶好の機会。【NTTコム】

## 1291 ② 事業者間協議における課題に係る意見

### 1292 <事業者間協議で解決できない問題が生じているとの立場>

1293 • 音声接続料については原則非規制が望ましいものの、着信網の独占性に起因  
1294 し、次の問題が生じてきた。

1295 ▶ 過度な利潤の上乗せ等による着信接続料の高止まりに対する抑止力が働  
1296 かない構造にあること

1297 ▶ こうした事業者が存在した場合、協議により算定の妥当性を確認していくこ  
1298 とは困難であること

1299 ▶ 結果、着信接続料を負担する他の事業者は、ユーザー通話料の低廉化や  
1300 柔軟な料金設定が困難となること

1301 着信接続料の高止まりを解消するためには全事業者に対して実際費用方式に  
1302 よる接続料算定を義務づけるなどの方策も考えられるが、接続会計の整理等や  
1303 協議を通じた妥当性の確認には相当の稼働やコスト・期間を要するため、現実  
1304 的ではない。【NTT東日本・西日本】

1305 • 次のように、有効なルールがない中での交渉を今後も継続していく場合、各事  
1306 業者の音声接続料水準の格差が拡大あるいは定着化するおそれがある。

1307 ▶ 事業者間協議において、NDAの締結により第三者への開示は防げたとし  
1308 ても、競合事業者に対し自網のコストやトラフィック等の詳細情報を開示する  
1309 ことは事業運営上困難であるほか、接続会計が整備されていない非指定  
1310 事業者では開示するための算定根拠作成に稼働・コストを要するため実務  
1311 上対応が困難であるなど、接続料に係る算定根拠の相互開示が困難。

1312 ▶ 事業者間協議において、仮に相手事業者網のコストやトラフィックの情報を受  
1313 領したとして、指定設備設置事業者のように第三者のチェックもないため、  
1314 接続料算定根拠としての妥当性の判断が困難。例えば、間接コスト配賦基  
1315 準等に各事業者独自の考え方が含まれる場合、その考え方が妥当かどうか  
1316 の判断が困難。

1317 ▶ ベンチマークとして参照するモデルが複数あり(PSTN-LRIC、IP-LRI  
1318 C、NTT東日本・西日本ひかり電話)、何をもって近似とするかの判断材料  
1319 もルールもないため、判断・合意形成が難しい。接続料の収支状況によっ  
1320 てベンチマーク設定の考え方が左右され、交渉が難航。毎年様々な譲歩  
1321 案を駆使して交渉を重ねた結果、複数の合意パターンが存在し、遡及精算  
1322 を含めた複雑な事業者間精算処理を実施している。【NTTコム】

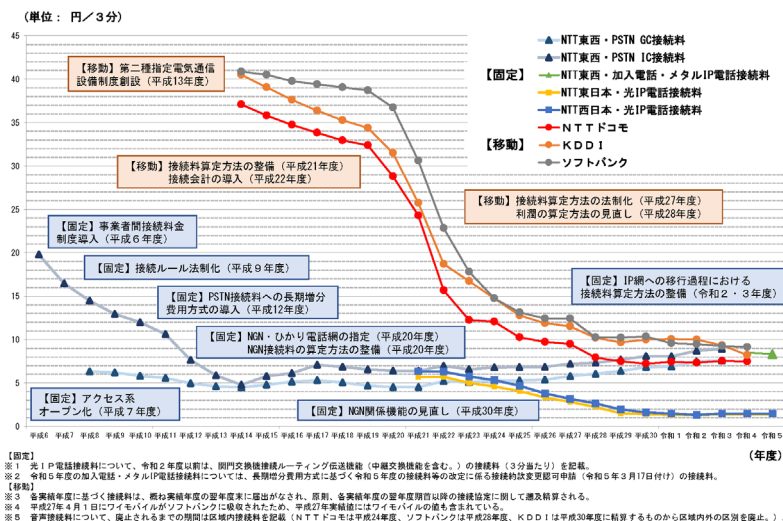
- 1323 ＜事業者間協議で解決できない問題は生じていないとの立場＞
- 1324 • 音声接続料は長年LRICモデルにて公平性を保って運営できていると評価。ま
- 1325 た、LRIC水準だけではなく相対契約による低廉化された料金も適用されている
- 1326 ため、トラフィックが偏向となっている場合でも公平性が保たれるような状態になっ
- 1327 ている。【IPS Pro】
- 1328 • 現状、多くの事業者がPSTN－LRIC等の市場価格又は対向事業者とのミラー
- 1329 <sup>26</sup>で接続料を設定しているなかで、特に大きなトラブルは発生していないと認識。
- 1330 接続料協議で課題が生じているのは限られた事業者間であると推察しており、
- 1331 当該事業者は、例えば前年対比の実績トラフィックの増減等の情報を基に、まず
- 1332 は2社間で協議を重ね解決することが望ましい。【ZIP Telecom】
- 1333 ＜指定設備設置事業者と接続事業者間の音声接続料の水準差＞
- 1334 • NTT東日本・西日本のひかり電話と同様にIP設備を使用しているのにもかかわ
- 1335 らず、固定事業者のIP電話の接続料水準はLRICをベンチマークの一つとして
- 1336 いるため、高止まりしている可能性がある。【NTTドコモ】
- 1337 • 指定設備設置事業者と接続事業者の間では経営戦略やトラフィック量に違いがあ
- 1338 り、ゆえにネットワーク構成や音声接続料の水準に差異が生じるのは当然。指定
- 1339 設備設置事業者が定める接続料は、総務大臣の承認を受け、または総務大臣
- 1340 に届け出られた算定方法に基づき算出されることから、適正性が確保されており、
- 1341 また、非指定設備設置事業者の音声接続料についても、事業者間の合意により
- 1342 決定されることから、協議を通じ適正性が確認されている。こうしたことから、現行
- 1343 の方式を維持することに問題はない。【楽天モバイル】
- 1344 • 指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水
- 1345 準差があることについては、各事業者独自の経営方針に従って設備構築してお
- 1346 り、これを統一することは困難。【オプテージ】
- 1347 • これまでの音声接続料に係る制度を踏まえると、事業者の規模、地域性、サー
- 1348 ビス内容、技術要素等を加味してネットワークが構成され、結果的に網コストに
- 1349 反映される認識のため接続料に水準差があることは自然。とはいえ、事業者の
- 1350 規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味した上限値を設定可能であれ
- 1351 ば、円滑な事業者間協議に寄与するとも考える。【エネルギー】
- 1352 ＜事業者間協議の実態や、いわゆる「ベンチマーク」について＞
- 1353 • トラフィック・ポンピングが疑われる事業者のトラフィックは増加傾向であるが、NTT

<sup>26</sup> 最終答申では、「発信網ミラー」について、「発信事業者の設定する接続料をベンチマークとして、着信事業者の接続料に採用する方法。中小の固定系・非指定事業者では、接続会計をしておらず自ら接続料を算定することが困難、あるいはその負担が大きい等の理由から、発信網ミラーに応じるケースも少なくない。」としている。

1354  
1355  
1356  
1357  
1358  
1359  
1360  
1361  
1362  
1363  
1364  
1365  
1366  
1367  
1368  
1369  
1370  
1371

東日本・西日本のPSTNトラヒックは減少傾向であり、LRIC接続料はベンチマークとして適さない。【NTTドコモ】

- 非指定事業者は算定ルールが存在せず、二者間協議による合意が基本。多くが市場価格(LRIC・ひかり電話単金)を採用しているが、採用する市場価格と実ネットワークの類似性が主な協議ポイントとなる認識であり、実ネットワークと乖離した設定となるケースも発生し得る。【ソフトバンク】
- 他事業者の設定する着信接続料に係る協議において、実際に具体的な算定根拠等の提示をこれまで頂いたことはない。また、仮に提示いただいたとしてもその妥当性の確認には相当の稼働・期間を要することが想定されることを踏まえ、具体的な算定根拠の提示をいただけなかったとしても、固定系事業者の場合、当社の設定する着信接続料(PSTN及びひかり電話接続料)と同等以下の水準である場合には、着信接続料に係る費用負担の同等性は確保されているとして、当該着信接続料について合意を図ってきた。【NTT東日本・西日本】
- 非指定事業者の実際の設備構成等がひかり電話に近似しているのであれば、ひかり電話単金をベンチマークとして用いることは不適切ではない。なお、既に回線交換設備は製造されておらず維持限界を迎えており、各事業者はIP網への移行を進めている状況を踏まえれば、現在の非指定事業者の実際の設備構成等は、ひかり電話に近似していると考える。【NTTドコモ】



1372  
1373  
1374

(出所) 第71回会合資料 71-1(事務局資料)より抜粋

【図3-3 指定設備の音声接続料の推移】

1375  
1376  
1377  
1378

### ③ ビル&キープ方式に係る意見

#### <原則的にビル&キープ方式を採用すべきとの立場>

- 対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、規制対応や運用に係るコストを最小化する観点からも、全ての事業者が一律・公平にビル&キープ方式

- 1379 を用いることにより、着信接続料高止まりの課題に対応することが最適。【NTT  
1380 東日本・西日本】
- 1381 • ビル&キープ方式は、IP網への移行と併せて、特段の支障(需要の拡大期にあ  
1382 る小規模な新規参入の事業者、片務的な接続形態等)がなければ全事業者一  
1383 律に導入し、ビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべき。当社  
1384 としても、ビル&キープ方式の導入により低廉で使いやすい料金の実現を目指  
1385 す考え。【NTTドコモ】
- 1386 • 全事業者へのビル&キープ方式導入は、環境変化に応じた新たな制度の有  
1387 力案。指定設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討が  
1388 なされ、累次のルール整備が図られてきたところ、様々な音声接続を取り巻く環  
1389 境変化(固定電話網のIP網への移行、トラヒック・ポンピングの出現、音声市場  
1390 の縮小等)を踏まえれば、既存制度の見直しを検討する時期。【KDDI】
- 1391 • ビル&キープ方式の全事業者への一律導入を進めるべき。【フリービット】
- 1392 ＜ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの立場＞
- 1393 • ビル&キープ方式は最終答申で整理されたとおり、二者間で合意できた場合に  
1394 採用されるべき。全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったル  
1395 ール化は適切なコスト回収の原則から逸脱。【ソフトバンク】
- 1396 • 二者間合意により採用されるのは、具体的には次のような場合を想定。
- 1397 ▶ 双方の発着トラヒックと接続料単金を掛けた精算総額が同程度である場合  
1398 (ネットワーク構成やコスト構造が異なる事業者間での導入は難しい。)
- 1399 ▶ トラヒック・取引金額規模が些少で、事業者間精算や接続料算定コストの方  
1400 が双方大きい場合。【ソフトバンク】
- 1401 • ビル&キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を  
1402 同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現  
1403 状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単  
1404 金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意  
1405 できた場合に採用されることが適当。【オプテージ】
- 1406 • 事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少  
1407 額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、  
1408 従来通り事業者間精算が適当。【エネルギー】
- 1409 • 適切なコスト回収の観点から全事業者一律採用や片方だけの要望による強制  
1410 適用に繋がる制度とならないよう慎重に検討を進めて頂きたい。【オプテージ】
- 1411 ＜自網コストの効率化・事業者間の公平性の確保に係るインセンティブ＞
- 1412 • 自網コストが全て自社負担となるため、他社から過剰な利潤を得る余地はなく、  
1413 効率化インセンティブが強く働く。【NTT東日本・西日本】

- 1414 • ビル&キープ方式は、音声接続料水準の高止まり及び接続料水準差の解消等、  
1415 事業者間の公平性の確保に繋がる。(固定事業者との間では、IP電話に係る接  
1416 続料水準の高止まり解消による公平性の確保、モバイル事業者との間では、音  
1417 声接続料水準差の解消による公平性の確保につながる。)【NTTドコモ】
- 1418 • 事業者が自らの判断でコストや利用者料金をコントロール可能となる点で公平  
1419 であり、自社設備を効率化しようとするインセンティブも全ての事業者に等しく働  
1420 くことに加え、全事業者において着信接続料算定・精算等に要する運用コストの  
1421 削減が図られることを踏まえれば、設備構成や現行接続料の水準差は、ビル&  
1422 キープ方式の採用を妨げる理由にはならない。【NTT東日本・西日本】
- 1423 • ビル&キープ方式を導入すべきであるのは、双務的な関係にある場合の接続  
1424 料水準が近接しているからではない。【NTTドコモ】

#### 1425 <音声接続に係るコストの削減>

- 1426 • 接続料の算定(会計整理等を含む。)や接続料を精算するためのシステム、請  
1427 求・照合等に係るコストが不要。【NTT東日本・西日本】
- 1428 • 音声サービスが縮小している中、新時代に対応した働き方改革を進める上でも、  
1429 官民の規制コスト最小化に資する最も簡便で最適な方式。【NTTドコモ】
- 1430 • 具体的には、当社においては接続料算定にかかる社員稼働、精算業務にかか  
1431 る業務委託費用等、事業者間協議にかかる社員稼働、明細システムの維持・管  
1432 理費用等の項目で削減を見込んでいる。また、総務省においては、接続料の届  
1433 出・検証・算定方法の見直し(制度整備)等の接続料の適正化にかかる稼働や、  
1434 あっせん、仲裁等の紛争処理手続きにかかる稼働を削減できる。【NTTドコモ】
- 1435 • 双務的な関係にある接続事業者間の精算が不要となることで、精算実務や精算  
1436 システムのメンテナンスに係る業務負荷が軽減されるほか、それらの事業者間の  
1437 接続料の協議・調整に係る各種業務等の負荷軽減にも寄与する。【KDDI】
- 1438 • 一部の呼でビル&キープ方式を導入したとしても精算業務に係るコストは現行と  
1439 ほとんど変わらず、削減効果は見込めない。なお、事業者間の精算については  
1440 システム化されているため、現状においても大きなコストは発生していない。【ソ  
1441 フトバンク】
- 1442 • 事業者間の毎月の接続料精算、毎年の交渉・遡及精算に要する稼働や専門人  
1443 材の維持・確保、精算システム等のコストが不要となる。【NTTコム】

#### 1444 <音声接続の参入障壁の軽減>

- 1445 • IMS接続を導入するMVNOにとっては、ビル&キープ方式の導入により、相互  
1446 接続先の他事業者との協議や事業者間精算等の事務的コストの軽減に資する  
1447 ものと想定。【MVNO委員会】
- 1448 • 日本において、相互接続による電話事業への参入には、設備投資のほか、接

- 1449 続に係る長期間を要する複雑な手続きや事業者間精算の仕組みに対応するた  
1450 めのコストが参入障壁となっている。【JUSA】
- 1451 • 日本では、ユニファイド通信事業者は既存事業者に網接続を依存せざるを得な  
1452 い現状。(ビル&キープ方式の導入と併せて)既存事業者に接続を依存せず競  
1453 争ができる環境整備として、接続協議の省力化・短期間化、全番号種別を番号  
1454 ポータビリティの対象とする(050 番号、0570 等)こと、クラウド時代に則した番号  
1455 割当条件、050 番号やクラウドPBX等の緊急通報受理機関接続、NGNのIPoE  
1456 接続料の低廉化等が必要。【JUSA】
  - 1457 • 毎年、接続料の算定や各事業者との接続料の交渉が必要というのは、新規参  
1458 入事業者にとって人材確保の視点から大きな参入障壁。
    - 1459 ▶ 接続料の算定や渉外業務という特殊且つ右肩上がりではない業務を担当  
1460 する担当者の今後のキャリアパスを想定すると非常に大きな負荷。
    - 1461 ▶ 担当者の新規採用、グループ内での異動等での人材確保を行うことが大き  
1462 な負担【フリービット】

1463 <小規模事業者における事業継続性・競争への影響>

- 1464 • ビル&キープ方式の影響は、かけ放題等の通話料定額制の浸透次第ではある  
1465 が、電話事業者の主な収入源のひとつである通話料収入にも影響を及ぼす可  
1466 能性があり、設備維持や事業継続に必要な収入面において特に小規模事業者  
1467 への影響は大きいのではないか。設備投資や維持にかかるコストを基本料金等  
1468 に転嫁できるとは限らず、各事業者は接続料や通話料収入に代わる新たな機  
1469 能等の拡充や設備の効率化等が更に求められるという認識だが、機能の拡充  
1470 や設備の効率化が上手く進まなかった場合は、事業撤退等も起こりうると思われ  
1471 る。結果、利用者によるサービス選択肢の縮小や事業者減少により競争や設備  
1472 効率等のインセンティブを損なう可能性も有している。【ZIP Telecom】
- 1473 • 通話料の従量課金では、事業規模やサービスエリアが小さくとも自社が持つトラ  
1474 ヒック次第で規模の大きい事業者とそれなりの競争ができている認識。通話料定  
1475 額制の収益は契約者数に左右されることとなり、規模の大きい事業者の優位性  
1476 が高いのではないか。【ZIP Telecom】
- 1477 • ビル&キープ方式導入後は多くの収益が加入者数(番号数)に依存するため、  
1478 多数の加入者を有する事業者の市場支配力が強まり、市場の寡占化が進むお  
1479 それもある。この導入によって中小の接続事業者や卸先事業者が(相対的・絶  
1480 対的問わずに)競争上の不利益が生じないよう、①導入時の制度面での対策、  
1481 ②導入後の定期的な市場の確認・見直し議論が必要。【JUSA】
- 1482 • 小規模事業者はトラヒックのバランスが不均衡(大手移動系通信事業のかけ放  
1483 題メニュー等の影響で固定電話と携帯電話間の音声呼量において、携帯発固  
1484 定着の音声呼量が多く、トラヒックが不均衡となっている状況と認識。)な現状に

1485 おいて、事業者間精算方式を前提とした自社のお客さまからの利用料のみでは  
1486 事業継続性に支障が生じるおそれがあり、ひいては利用者利便を損ねるおそれ  
1487 がある。【オプテージ】

- 1488 • ビル&キープ方式を取り入れた場合、弊社のように事業規模が小さい事業者で  
1489 は収支面への影響が多いため、慎重に検討を進めていただきたい。【STNet】
- 1490 • 事業者の規模(契約者数)とトラフィックバランス・接続料収支は直接関連しないた  
1491 め、ビル&キープ方式の導入により、契約者数の少ない事業者が不利になるこ  
1492 とはない。また、ネットワークのIP化が進展している中、容量やスペック等に応じ  
1493 た様々な通信機器が提供されており、事業者は事業規模に応じて選定すること  
1494 が可能であることを踏まえれば、事業規模に基づくスケールメリットはそこまで働  
1495 かなくなってきている。【NTT東日本・西日本】
- 1496 • 特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国で  
1497 きめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約  
1498 者の少ない事業者が不利になる。契約者が多い事業者にとって有利、契約者  
1499 が少ない事業者にとって不利になるような制度変更は、健全な競争に悪影響を  
1500 及ぼす。【ソフトバンク】

#### 1501 <コスト回収に係る懸念>

- 1502 • 特にモバイルに関しては音声のトラフィック量も非常に大きく、災害時や障害時に  
1503 も安定的に提供する必要のある非常に重要なサービスの一つとして捉えられて  
1504 いる。その維持コストも含めてコストをどんどん下げていく議論にはなっていない。  
1505 【ソフトバンク】
- 1506 • 他社発自社着呼のコストを自網内コストや自社発他社着呼等から回収すること  
1507 は、当該通話で便益を受けている受益者とコスト負担者の相違等が発生するた  
1508 め、適切ではない。【ソフトバンク】
- 1509 • 当社では携帯事業者からの着信が多く、着信のために多くの設備コストをかけ  
1510 ているが、ビル&キープ方式では適正な原価回収ができず問題。【STNet】
- 1511 • ビル&キープ方式は、理論上、相互の着信接続料を同等規模と見なし相互非  
1512 請求とするものであり、相手事業者への支払いが不要となる接続料が自社着信  
1513 分のコスト回収原資にあたる。このため、必ずしも着信コストを利用者から回収す  
1514 る必要はない。【NTTコム】

#### 1515 <全ての呼種を対象とすべきとの立場>

- 1516 • 一部でも既存精算方式が残れば、既存の精算システムは必要となり、結果的に  
1517 事業者間精算コストが低減できず、参入障壁も下がらない。ビルアンドキープが  
1518 全接続(国内全呼種)に確実に適用されることが必要であり、特に加入者番号以  
1519 外の番号(トールフリー番号等の付加サービス)にもあまねく適用されることが必

1520 要。【JUSA】

1521 • 全ての呼種に適用すべき。【フリービット】

1522 <一部の呼種は対象外とすべきとの立場>

1523 • ビル&キープ方式は、双務的關係にある接続事業者間において相互に発生す  
1524 る接続料を互いに請求しないという考え方と認識。着信課金、国際電話等の片  
1525 務的な呼種は、特定のサービス提供事業者がエンドエンドで料金を設定して利  
1526 用者から収入を得ており、発信・着信事業者は(一方的に利用されるのみであ  
1527 り、)自網コストを接続料以外では回収する術がない。固定電話網のIP網への  
1528 移行後もこの構造に変化はなく、サービス提供事業者への接続料請求は今後も  
1529 必須であることから、ビル&キープ方式の対象外とすべき。【KDDI】

1530 • 着信課金や国際通話等、発着間の双方向接続でない呼種においては、サービ  
1531 ス提供事業者は利用者から収入を得る一方、発信／着信事業者は自網コストを  
1532 接続料以外で回収する術がないことから、当該呼における接続料算定・精算は  
1533 継続して必要。【ソフトバンク】

1534 <一部の呼種を対象外とする場合の簡便な事業者間精算方式の検討>

1535 • ビル&キープ方式は全事業者一律に導入することが適当だが、仮に二者間合  
1536 意による段階的な導入等を進めていくのであれば、着信課金・国際通話につい  
1537 ては、トラフィック量や接続料取引額の規模、事業運営への影響度等を踏まえつ  
1538 つ、既存の規制の見直し・簡素化(例えば、トラフィックによらない定額精算の導入  
1539 等)を含め、改めて検討することが適当。【NTT東日本・西日本】

1540 • 特段の支障がなければ全事業者一律にビル&キープ方式を導入すべきだが、  
1541 片務的な接続形態は特段の支障に該当するため、接続料の算定を継続する必  
1542 要がある。ただし、ビル&キープ方式の導入と併せて簡便な方法を採用してい  
1543 べき。【NTTドコモ】

1544 <一部の呼種を対象外とする場合でも、接続料の低廉化を図るべきとの立場>

1545 • 着信ボトルネック性により着信接続料を下げるインセンティブが働きにくい構造  
1546 は、一般呼に限らずサービス呼(着信課金等)含め共通の課題と認識しており、  
1547 加えて、サービス呼には、

1548 ▶ 発側・着側両方の接続料支払いが必要となる形態となっており、一般呼以  
1549 上に接続料水準の収支影響が大きい

1550 ▶ 仮に、一般呼のみにビル&キープ方式を導入した場合、サービス呼の接  
1551 続料交渉・精算が残る

1552 という課題も存在する。上記課題解決には、サービス呼もビル&キープ方式導  
1553 入対象とすることが望ましいが、それが難しい場合には、発信・着信接続料高騰  
1554 の抑止や事業者間交渉円滑化のために、例えば、非指定事業者が設定する接



1555 続料はNTT東西ひかり電話水準をベンチマークとすることを原則とするなどが  
1556 考えられる。【NTTコム】  
1557 • 仮にビル&キープ方式の恩恵を中継事業者が享受できないとすれば、中継接  
1558 続料等の高止まり等、(プレフィックス自動付与機能による)接続と(モバイル音  
1559 声)卸の代替性低下につながる事が考えられる。この点、代替性確保の観点か  
1560 ら、ビル&キープ方式が広く普及した場合においても、着信接続料等が継続的  
1561 に低廉化し、プレフィックス自動付与を採用するMVNOが継続的にそのメリット  
1562 を享受できることが重要。【MVNO委員会】

1563 <利用者料金の柔軟化・定額制料金の浸透>

- 1564 • 自社サービスの料金の設定範囲が、自網コストのみ(他網コストの負担なし)とな  
1565 るため、より柔軟なサービスメニュー等を検討する余地が広がる。【NTT東日本・  
1566 西日本】(NTTコムからも同旨の意見があった。)
- 1567 • 自網自己負担となると、他事業者の接続料水準に左右されずに利用者料金を  
1568 決定することが可能となり、定額制料金等の柔軟な料金設計が可能となり、利用  
1569 者利便の向上が図られる。【NTTドコモ】
- 1570 • 自社の設備費用の管理と自社の創意工夫で、エンドユーザーへの料金プラン  
1571 を作る事が可能となる。【フリービット】
- 1572 • ビル&キープ方式が主流となった後は固定電話事業者内にもかけ放題等の通  
1573 話料定額制を軸とする新しいサービスが浸透してくることが予見される。【ZIP  
1574 Telecom】
- 1575 • ビル&キープ方式では、自社の料金設定の範囲が自網コストのみとなる。自社  
1576 の設備規模に見合った料金設定がコントロールできるようになる点は評価できる。  
1577 【ZIP Telecom】
- 1578 • (現在の接続料交渉を継続するなら、)一部の事業者の接続料水準が高止まり  
1579 することにより、利用者料金の低廉化等を阻害するおそれがある。【NTTコム】
- 1580 • 固定電話網のIP網への移行は、日本のネットワークがオールIP化するというエ  
1581 ポックなタイミングであり、このタイミングを逃さず過去のしがらみは一旦断ち切り、  
1582 外を向いて事業環境を再構築すべき。ライバルは通話アプリだけでなくSNSや  
1583 OTT、その他生活者の時間を奪っていく多くのもの。外のライバルを打ち負かし  
1584 たり、ライバルと手を組んだりして行くことが必要で、そのためにビル&キープ方  
1585 式を使った新サービスの創出ができる環境を整備する必要がある。【フリービット】

1586 <利用者料金と直接的に連動するものではない・影響は限定的との立場>

- 1587 • 利用者料金は、ネットワークや営業コスト、他事業者との競争環境等を総合的に  
1588 勘案した上で設定されるものであり、接続料支出と直接的に連動するものでは  
1589 なく、(このことは、)ビル&キープ方式導入後も変わらない。ビル&キープ方式

1590 導入による収支影響や市場動向を踏まえ、利用者料金についても検討してまい  
1591 りたい。【KDDI】  
1592 • 最終答申で「着信接続料がユーザー料金に与える影響は限定的で、『着信接  
1593 続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザー料金の低廉化が確実に期待できる』  
1594 と説明することは困難」とされているが、その状況に変化はない。【ソフトバンク】

1595 <着信者課金との関係>

1596 • 海外主要国でビル&キープ方式が採用されているのは利用者から着信料金を  
1597 回収している米国のみ。日本同様、発信者課金前提でのビル&キープ方式採  
1598 用事例はない。(発信者課金前提では)他社発自社着呼は接続料での回収が  
1599 前提となっているため、ビル&キープ方式を採用すると当該コストの回収ができ  
1600 なくなる。【ソフトバンク】  
1601 • 着信者課金も考え得るかとは思いますが、利用者料金の設定については、どのような  
1602 ものが最適か利用者利便を考えながら今後も検討してまいりたい。【NTTドコモ】  
1603 • 利用者料金については、様々な状況を踏まえて設定していく。その中でもし着  
1604 信者課金が魅力的であるのであれば、判断するという事かと思うが、現時点で  
1605 はまだ考えていない。【KDDI】  
1606 • 着信者課金については、現時点で当社では考えていない。柔軟な料金体系に  
1607 ついては検討していきたいが、例えば、移動通信分野における定額制メニュー  
1608 を現時点では用意できていないところ、こういったことも今後検討が進んでいく  
1609 ではないか。【NTT東日本・西日本】  
1610 • (他社発自社着呼のコストについて、)着信側のユーザーから料金を回収するこ  
1611 とについて、国民利用者からの理解を得ることが必要だが、難易度が高い。【ソ  
1612 フトバンク】  
1613 • 一般呼において、着信通話料の考え方は利用者に受け入れられないのではな  
1614 いか。【ZIP Telecom】

1615 <卸料金との関係>

1616 • 今後も利用者料金の低廉化が進展することは望ましいと考える一方、ビル&キ  
1617 ープ方式の導入により、仮にMNOの音声料金のみが低廉化を実現するといっ  
1618 た状況となった場合、MNOとMVNO間の競争力に大きな差が生じ、イコール  
1619 フッティングの確保が困難となるおそれがあると想定する。この点、MNOとMV  
1620 NO間の公正な競争環境が担保されるよう、音声卸料金の更なる低廉化や音声  
1621 定額プランの卸提供等、MVNOがMNOと同等の競争力を有するサービスの  
1622 実現に繋がる取り組みも併せて講じられることが極めて重要。【MVNO委員会】

1623 <原則化する場合の影響緩和・救済措置等>

1624 • ビル&キープ方式の採用による経営影響等を緩和する観点から、一定の規模

- 1625 以上の事業者間から段階的にビル&キープ方式を導入するという対応も取り得  
1626 る。【NTT東日本・西日本】
- 1627 • 指定設備設置事業者以外の事業者で、ビル&キープ方式の全事業者一律導  
1628 入により事業継続性等に問題の出る可能性がある場合については激変緩和措  
1629 置を用意し手当をする事が妥当。【フリービット】
  - 1630 • 現状の小規模事業者が設定している接続料は、必ずしも原価を反映したもの  
1631 とはなっておらず、仮に救済措置を行うことになれば、対象事業者の原価把握の  
1632 方法を一から検討する必要がある。音声市場が継続的な縮小傾向にある中で  
1633 小規模事業者の原価把握方法をルール化することは、過剰な規制コストになり  
1634 かねず、小規模事業者にとっても大きな負担になるものと考え。【KDDI】
  - 1635 • 例えば、需要の拡大期にある小規模な新規参入の事業者において、当該事業  
1636 者の設備コストが一時的に増加し、収入を上回る期間がある場合等は、激変緩  
1637 和措置として一定期間ビル&キープ方式の対象外とするなどの配慮が必要で  
1638 はないか。【NTTドコモ】
  - 1639 • 現在は、様々なIP系設備(ルータ・サーバ等)が提供されており、契約者が少な  
1640 い事業者は、その事業規模に対応した容量やスペックのIP系設備を選択して設  
1641 備を構築するため、規模の経済性を考慮する必要があるとは必ずしも言いきれ  
1642 ない。加えて、ビル&キープ方式の導入により、音声接続料に係る精算業務や  
1643 事業者間協議等のコスト削減が可能となることを踏まえれば、契約者が少ない  
1644 事業者が必ず不利になるということはなく、小規模事業者に対する一律の救済  
1645 措置までは不要。【NTTドコモ】

#### 1646 <ビル&キープ方式の導入時期>

- 1647 • IP網移行後においては、接続料の低廉化が進んでいくと思われる。接続料の推  
1648 移次第ではあるが、ビル&キープ方式が接続料の取り決めや料金精算等に要  
1649 するコストより効率的と判断されるタイミングはいずれ来ると思われ、自然にどこ  
1650 かのタイミングでビル&キープの考え方は浸透してくる。ビル&キープの考え自  
1651 体を否定するものではないが、例えばIP網への移行が完了する令和7年以降  
1652 等、比較的早い段階でビル&キープを浸透させる理由もない。【ZIP Telecom】
- 1653 • 固定については、固定電話網のIP網への移行完了を待たずに、2社間で合意  
1654 可能な全ての事業者からビル&キープ方式を採用し順次移行していき、令和7  
1655 年からは全事業者への一律導入とすべき。モバイルについては、固定電話網の  
1656 IP網への移行完了を待つことなく、すぐに全事業者への一律導入を開始すべき。  
1657 【フリービット】

#### 1658 <合意によらないビル&キープ方式>

- 1659 • トラフィック・ポンピングの事例を含め、過剰な利潤の上乗せ等による接続料の高

1660 止まりが続き、事業者間の協議が整わない場合は、事業者間の公平性や利用  
1661 者利便確保の観点から、当該事業者の合意有無にかかわらずビル&キープ方  
1662 式の適用を求めることができる仕組みを設けるべき。【NTT東日本・西日本】  
1663 • 事業者間の個別協議に採用方式を委ねると交渉優位な事業者に有利な精算  
1664 方式が採用される。【JUSA】  
1665 • 一般呼(0AB-J、0A0 回線相互間の通話)に係る事業者同士の着信接続料はビ  
1666 ル&キープ方式を原則とすることをガイドライン<sup>27</sup>・裁定方針等に明記し、ルール  
1667 化することを提案。ただし、双方が算定根拠に係る情報を開示し、相手方の接  
1668 続料水準について両者が合意した場合、合意した水準で精算することは可能と  
1669 すべき。【NTTコム】

#### 1670 ④ 議論の進め方等に係る意見

- 1671 • ビル&キープ方式導入の是非や導入されるタイミングについては広く意見を求  
1672 め、公平な市場競争が整うようにご配慮いただきたい。【ZIP Telecom】  
1673 • ビル&キープ方式の採用国での現状・課題からなぜ少数の国のみで採用され  
1674 ているのか冷静な分析が必要。【IPS Pro】  
1675 • ビル&キープ方式の採用は均衡を保ってきた市場や事業者の関係性、経営自  
1676 体に大きな変化を与える可能性が大きいため、メリットやデメリットを洗い出したう  
1677 えで慎重に判断すべき。【IPS Pro】  
1678 • 接続事業者間のみならず、卸先事業者に対して大きな影響があるため、この議  
1679 論には卸先事業者の参加も必要。【JUSA】  
1680 • ビル&キープ方式が、音声通信サービス利用者及び同サービスの提供事業者  
1681 の全体利益に叶うかどうかを、現時点で判断することは時期尚早。  
1682     > IP網への移行後の、音声通話の総量がどのように推移するかを現時点で  
1683     予測することが困難  
1684     > 総量のみならず、各事業者において通話量がどのように推移するかを現時  
1685     点で予測することが困難  
1686     > 事業者ごとに発着のバランスは異なり、網維持コストも異なるため、公平な  
1687     コスト負担となるかが不明  
1688     > 大規模事業者の意見のみで推進されると、市場の寡占化が進む懸念が存  
1689     在。【アルテリア】  
1690 • 米国のビル&キープ制度が議論された背景を正確に把握するには至っていな  
1691 いが、米国におけるビル&キープ方式が検討された当時の正確な導入背景や、  
1692 日米における網使用料算定方法やユーザー料金設定範囲(着信通話料等)の  
1693 差異、現在日本国内で生じている課題等の比較検討を踏まえ、国内に適したビ

<sup>27</sup> 事業者間協議の円滑化に関するガイドライン(平成24年7月策定)

1694 ル&キープ方式の導入検討の参考とすることが望ましい。【KDDI】

1695 ⑤ 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化に係る意見

1696 ((2)において後述)

1697 ⑥ 他の接続制度・接続料規制との関係に係る意見

1698 <指定設備制度との関係>

1699 • 2社間合意によるビル&キープ方式の導入が進み、指定設備規制に基づく接  
1700 続料の精算規模の縮小が進んだ際には、事業者全体の規制対応・運用コストを  
1701 最小化する観点から、既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討すること  
1702 が望ましい。【NTT東日本・西日本】

1703 • 全ての事業者がビル&キープ方式を用いることを目指すのであれば、現行の非  
1704 対称規制は撤廃し、事業者によらず一律のルール導入に向けた検討を進めて  
1705 いくことが必要。【NTT東日本・西日本】

1706 • ビル&キープ方式導入後も、片務的な呼種、ユニバーサルサービス制度におけ  
1707 る補填額算定、接続料と利用者料金との関係の検証のように、既存の接続料制  
1708 度は必要。事業者間協議・精算実務の簡素化が求められるものの、指定設備制  
1709 度の意義に変わりはない。【KDDI】

1710 <その他の接続料規制>

1711 • 着信接続料規制や pure LRICの採用等の制度は検討に膨大な時間を要し、  
1712 縮退しつつある音声サービスにおいては過剰な規制コストとなる。令和7年度に  
1713 向けて新たな制度を検討するのであればビル&キープ方式が望ましく、算定方  
1714 法見直しや別の制度検討を行う必要はない。【KDDI】

1715 • 二種指定設備設置事業者の算定方法簡素化のほか、精算が残る片務的な事  
1716 業者間接続においても、例えば非指定事業者の接続料にベンチマーク方式を  
1717 採用するなど、接続料算定の在り方についても検討する必要。【KDDI】

1718 • 全社共通で接続料の透明化(接続料規制)を図るのであれば、小規模事業者  
1719 に過度な負担がかからないように調整することが前提。【ZIP Telecom】

1720 • 着信接続料規制については、個社間の接続料協議において、大きな問題は発  
1721 生しておらず、今後大きな市場成長も望めない音声通信分野においてかける規  
1722 制対応コストに対する効果は薄い。仮に着信接続料規制を導入する場合は、公  
1723 平性の観点から固定・モバイル双方に係る制度検討とすべき。特に小規模事業  
1724 者にとって過度な負担となるおそれがあり、一定の配慮が必要。【オプテージ】

1725 • 接続料の適正性の観点から pure LRICの採用もビル&キープ方式の採用と並  
1726 行して検討してもよいのではないか。【オプテージ】

1727 ⑦ トラヒック・ポンピングとの関係に係る意見

1728 ((3)において後述)

1729 ⑧ 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差に係る意見

- 1730 • 縮小傾向にあるが、事業者間の音声接続料の水準差が現に生じている。需要  
1731 の算定方法の差分が接続料水準差に影響を与えている可能性があり、事業者  
1732 間で合致しているか検証が必要。【NTTドコモ】
- 1733 • 契約数の多寡等によりネットワークの効率性・トラヒックに差異が生じることは自然  
1734 であり課題とは言えない。【KDDI】
- 1735 • 第二種指定電気通信設備接続料規則及びMVNOガイドラインに則り算定して  
1736 おり、第二種指定設備設置事業者間に違いはない。ユーザー規模(トラヒック規  
1737 模)やネットワークコストの違いが反映されていると認識。【ソフトバンク】
- 1738 • 携帯事業はサービスの特性上、全国できめ細かなエリア展開が必須であり、シ  
1739 ョアや規模にかかわらず大規模な固定費が発生するため、規模の経済が働き  
1740 やすい構造。また、携帯事業は基地局設備がコストの大部分を占めること、事  
1741 業者間で保有周波数・割当時期といった外的要因でコスト差分が生じうる。【ソ  
1742 フトバンク】
- 1743 • 第二種指定設備設置事業者間での音声接続料の水準差があること自体は事業  
1744 規模やネットワーク設備形態によるものであるが、その適正性・透明性の検証は  
1745 引き続き重要。【オプテージ】
- 1746 • 総務省において検証される過程で合理的な説明がなされた結果と理解している  
1747 ため、水準差があることも含めて受け入れている。【エネルギー】

1748 ⑨ 構成員からの意見

1749 <ビル&キープ方式について>

- 1750 • ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる  
1751 ため、特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。
- 1752 • フラットレートになると、利用者がたくさんコールをかけるようになり、設備の増強  
1753 も必要になる。今まで設備のコストはある程度着信接続料で回収できていたとす  
1754 ると、どういう形での回収の仕組みがあり得るのか考えていく必要がある。
- 1755 • 実現した暁には低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えを(NTTドコモが)  
1756 はっきり宣言されたのは意義が大きい。
- 1757 • (ビル&キープ方式に)メリットがあれば、あるいは運用コスト等が下がれば、そし  
1758 て競争が促進されれば、メリットがかなりの割合で競争を通じて消費者に還元さ  
1759 れると考えており、還元されることを期待。還元できないとなれば、競争が十分機  
1760 能していないのではないかと。

1761 <議論の進め方等>

- 1762 • 自分の企業のメリット・デメリットではなく、競争政策としてどうであるかということで  
1763 意見があるべき。
- 1764 • ビル&キープの問題というよりは、今の音声接続料にどんな問題があるのかとい  
1765 うところを、一回考えておいた方がよい。接続料水準が問題なのか、各事業者  
1766 の接続料の違いに問題があるのか。
- 1767 • 諸外国において、どのように音声接続料を設定しているか、どういう水準で決ま  
1768 っているか確認いただきたい。
- 1769 • 様々な事業者の意見を聞いて、課題や問題点が整理された。この現状認識の  
1770 下で、固定電話網のIP網への移行や、音声市場やネットワーク技術が今後どの  
1771 ように進んでいくのか、そういった環境状況を踏まえつつ、今後の競争政策、音  
1772 声接続料の在り方を引き続き議論していくことになる。その中には当然ビル&キ  
1773 ープ方式も一つの手段として含まれているので、競争政策の中でこれから議論  
1774 が深められていくことで、きちんと整理されていくと考える。

1775 <他の接続制度・接続料規制との関係>

- 1776 • 接続料算定に関する規制がない非指定事業者に規制をかけるだけの論拠があ  
1777 るか議論しなくてはならない。

1778 「指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化に係る意見」及び「トラヒ  
1779 ック・ポンピングとの関係に係る意見」については、(2)及び(3)にて後述)

1780 (2) 指定設備設置事業者の選択可能化について

1781 事業者ヒアリングにおいては、指定設備設置事業者が希望する事業者との間でビ  
1782 ル&キープ方式を選択できるようにすることについて、次の意見があった。

1783 ① 事業者からの意見

1784 <選択可能とすべき・選択可能とすることは問題ないとの立場>

- 1785 • 全事業者でビル&キープ方式を採用する議論に時間を要するのであれば、少  
1786 なくとも指定設備設置事業者を含む2社間において合意が図られれば、ビル&  
1787 キープ方式を用いることは認められるべき。【NTT東日本・西日本】
- 1788 • 双方の合意がある場合は全ての事業者がビル&キープ方式を選択できるように  
1789 すべき。【NTTドコモ】
- 1790 • 2社間で双方合意している場合に指定設備設置事業者もビル&キープ方式が  
1791 選択可能になることは問題ない。【ソフトバンク】
- 1792 • 事業者間精算方法の幅が広がることから、ビル&キープ方式を選択できるよう  
1793 なることは望ましい。ビル&キープ方式の選択が両事業者の合意に基づいて行

1794 われるのであれば、公正競争上の懸念はない。【楽天モバイル】

1795 <指定設備設置事業者等の交渉上の優位性・事業者間協議における適正性>

- 1796 • 指定設備設置事業者に対しては、求められれば他の事業者にも同様の条件で  
1797 ビル&キープ方式に応じることを義務づけることにより、公正競争上の問題は生  
1798 じない。【NTT東日本・西日本】
- 1799 • 指定設備設置事業者が合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している  
1800 場合、当該事業者が他事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないというこ  
1801 とがなければ、公正競争上の懸念はない。【NTTドコモ】
- 1802 • 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を採用できるようにする場合は、協議  
1803 上の立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されることがない  
1804 よう配慮すべき。【ソフトバンク】
- 1805 • 事業者間協議において事業規模の大小が影響し、ビル&キープが一方向的に強  
1806 要されることが起きないように配慮されることも必要。【ZIP Telecom】
- 1807 • 事業者間協議において、協議上優位な立場にあると考えられる指定設備設置  
1808 事業者の意向に沿う形でビル&キープ方式の選択が適用されるようなことがあ  
1809 ってはならない。事業者双方が適切にコスト回収することを前提に、指定設備設  
1810 置事業者は、接続事業者との協議において、ビル&キープ方式と従来の精算  
1811 方式のどちらも選択できるように配慮する必要がある。【楽天モバイル】
- 1812 • ビル&キープ方式を採用可能とする場合、指定設備設置事業者は強い交渉力  
1813 を有することから、相手によって事業者間精算方式とビル&キープ方式を合理  
1814 的な理由なく使い分けするのは不公正であり、一部の事業者とビル&キープ方  
1815 式を採用した際には、その他の希望事業者に対しても同等に取り扱う等、留意  
1816 が必要。【オプテージ】
- 1817 • 発着トラフィックを均衡させることができないことや網コストが異なる状況で、同一設  
1818 備に対して受益者負担の考え方をもつ事業者間精算と、それとは異なる考え方  
1819 のビル&キープ方式を恣意的に選択する懸念があるため、指定設備設置事業  
1820 者側でどのような場合にビル&キープを選択できるのかを、事前に明確化、整  
1821 理が必要。【エネルギー】

1822 <選択可能となることが他事業者に及ぼす影響>

- 1823 • ビル&キープ方式の考え方自体を否定するものではないものの、指定設備設  
1824 置事業者が接続料の選択肢としてビル&キープ方式を取り入れることが可能と  
1825 なれば、当該精算方式を適用する事業者数の推移にもよるが、この精算方式が  
1826 事業者間の標準的な精算方式となり得る可能性があり、設備維持や音声通話  
1827 料等、各事業者の収支面に影響が出る可能性があると推察。【ZIP Telecom】
- 1828 • 指定設備設置事業者間のみで本制度を採用した場合でも、規模の大きな事業



1829 者がかけ放題サービスを提供し、その利用者がつなぎ放題をし、小さな事業者  
1830 の回線を消費することが容易に想像できる。また、小規模事業者は電話番号の  
1831 属性や提供エリア、加入者数で大手事業者と戦えず、その結果大規模事業者  
1832 のみが生き残るといふ寡占が進む。【IPS Pro】  
1833 • ビル&キープ方式が、一部の事業者、特に指定設備設置事業者のような市場  
1834 支配力のある事業者において一度導入されると、いずれデファクトスタンダード  
1835 化され、導入を望まない事業者としても拒否できない仕組みとして認識されてい  
1836 くことが危惧される。このような状況においては、小規模かつ着信トラフィックの多  
1837 い事業者が、ネットワークコスト負担増を強いられることとなり、利用者料金の高  
1838 騰、または事業からの撤退を余儀なくされるなど、利用者及び市場全体にとって  
1839 不利益な事態が生じる可能性がある。【アルテリア】

## 1840 ② 構成員からの意見

- 1841 • アカデミックな立場からは、ネットワークのオペレーションは規模の経済性がかな  
1842 り効く分野であり、各事業者が原価プラス適正利潤で接続料を設定するとしたら、  
1843 大きい事業者ほど安く、小さい事業者ほど高くなるのが自然。精算の手続きにか  
1844 かるコストはないほうが良いという観点でビル&キープを合意の上で選択するこ  
1845 とは、小さい事業者にとってもあり得ると思うが、大手事業者からの無言の圧力  
1846 によって強制的にビル&キープを選択するということがあるとするとまずいので  
1847 はないかという観点を懸念。  
1848 • 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択できるようになることにより、電  
1849 話の市場を抑圧的にしてはならないという観点で、事業者から指摘いただいた  
1850 デファクトスタンダードになってしまう、小規模事業者の回線を消費するといった  
1851 懸念について、具体的に整理する必要がある。  
1852 • 指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべきと考  
1853 えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能  
1854 となることが公正競争に与える効果について整理する必要がある。

1855 これらの意見を踏まえ、指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化に  
1856 ついては、本研究会として、

- 1857 • 指定設備設置事業者との間の接続料取引においてビル&キープ方式を選択し  
1858 ない事業者も含めた問題が具体的などのようなものか  
1859 • 公正競争に与える効果  
1860 • 選択可能化に際して必要となる措置  
1861 等について、関係事業者から意見を聴取しつつ、具体的な議論を進めた。

1862 ③ 事業者からの意見(再聴取)

1863 <ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題に係る意見>

- 1864 • 指定設備設置事業者がビル&キープ方式の選択が可能となり、当該精算方式  
1865 に合意する事業者が増えると、複数の市場価格(PSTN-LRIC、IP-LRIC、ひ  
1866 かり電話水準、ビル&キープ方式)のうち、ビル&キープ方式が市場価格として  
1867 認知され、当該方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る。【ZIP  
1868 Telecom】
- 1869 • 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択すると、同方式が事実上のル  
1870ール、スタンダードとなり、あるいは同方式を希望する指定設備設置業者から同  
1871方式を受諾する圧力が強まることが推測されるため同方式を指定設備設置事業  
1872者に認めることに反対。

1873 我が国では、携帯電話／固定電話間の通話は携帯電話発信／固定電話着  
1874信のトラヒックが固定電話発信／携帯電話着信を大きく上回っており、ビル&キ  
1875ープ方式では、発信通話料収入が少ない固定電話通信が主力の事業者に大  
1876きな影響が発生。その結果、固定電話事業者の通信ネットワークの維持、サー  
1877ビス提供の継続が困難となる。特に当社のような小規模な固定電話事業者の経  
1878営への影響が大きく、大手通信事業者による寡占化が進み、利用者のサービス  
1879および事業者の選択肢が減り、利用者の利益を損ね、通信市場の健全な成長  
1880に悪影響を与える。

1881 仮にビル&キープ方式を選択できるようになる場合であっても、選択しない場  
1882合の接続料が合理的に設定されるようにLRIC方式の堅持を希望。

1883 固定電話網のIP網への移行後の接続構成においても、繋ぐ機能POIビルを  
1884介して接続する構成に変わるものの、接続当事者間が合意したセッション数を  
1885設定するというボトルネックがあるため着信側の設備を増強が必要となるという構  
1886造は、NTT東日本・西日本を介して接続する現在の接続構成と変わらない。

1887 ビル&キープ方式は発信／着信がバランスしている場合にのみ採用されうる  
1888方式であり、発信／着信がアンバランスな現在の市場には適合しない。【IPS  
1889 Pro】

- 1890 • 多くの中小規模の事業者は、指定設備設置事業者(特にNTT東日本・西日本)  
1891と、電話サービス以外のフレッツ光等の他のサービスや、コロケーション、光ファイ  
1892バ等の他の設備についても接続を行っており、ビル&キープ方式の採用を  
1893拒否することにより、これら他サービスや他設備の円滑な接続協議に影響が出  
1894るのではないかと懸念や忖度がなされ、デファクトスタンダード化していくこと  
1895を懸念。【アルテリア】
- 1896 • NTT東日本・西日本等の指定設備設置事業者の意向であるビル&キープ方  
1897式を拒否する中小規模の事業者が、市場(利用者)から、その正当性を考慮さ

1898 れることなく、単に一般に信頼されている大規模な事業者の意向に背く事業者  
1899 であるといったバイアスのかかった認識をされるおそれがあり、それを避けるため  
1900 に採用を受け入れざるを得なくなる事態についても、デファクトスタンダード化し  
1901 ていく要因となると懸念。【アルテリア】

1902 <公正競争に与える効果に関する意見>

1903 • 着信接続料の協議においては下記のような課題があるため、2社間の協議のみ  
1904 で円滑に合意を図ることができるとは限らず、結果、不当に高額な接続料の適  
1905 用が継続し、事業者間の公平性が損なわれる懸念がある。

1906 ▶ 具体的な算定根拠の作成・提示が困難なこと。

1907 ▶ 提示された情報の妥当性の確認が困難なこと。

1908 ▶ 指定設備事業者の接続料をベンチマークとして用いるとしても、相手方の  
1909 ネットワーク構成等の確認が困難なため、用いるベンチマークが適切かどう  
1910 かの判断が困難なこと。

1911 現に、当社においても、一部の事業者より、算定根拠の提示がないまま独自  
1912 に算定した当社接続料水準を上回る単金を設定する、あるいは、自社網がPST  
1913 Nに相当するとして、ひかり電話より高額なPSTN接続料水準のみを設定するこ  
1914 とが妥当との主張がなされ、結果、長期にわたり未合意の状況が続くケースが発  
1915 生していた事例がある。

1916 一方、ビル&キープ方式の選択が可能となれば、上記の着信接続料の協議  
1917 に係る課題を解消することが可能となり、事業者間の公平性確保が図られる。

1918 また、ビル&キープ方式を採用する場合、トラヒック・ポンピングのような不適  
1919 切なビジネスモデルを抑止・是正することが可能となるという点でも、着信接続料  
1920 に係る事業者間の公平性確保に資するものとする。【NTT東日本・西日本】

1921 • ビル&キープ方式が選択可能となり、同方式が普及すれば、自社のネットワーク  
1922 コストの削減効果をそのままユーザー料金等に反映できるようになるため、利用  
1923 者利便の向上につながることを期待される。

1924 また、紛争している事業者との間で個別にビル&キープ方式が選択可能とな  
1925 れば、トラヒック・ポンピングのような不適切なビジネスモデルの是正につながるこ  
1926 とも期待される。例えば、裁定方針において、近似的に他の費用等を用いること  
1927 が困難な場合にビル&キープ方式を採用するようにすることで、総務大臣裁定  
1928 を通じた事業者間の合意がなされることを想定している。

1929 なお、合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している指定設備設置  
1930 事業者が、他の事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなけ  
1931 れば、公正競争上の懸念はないと考えます。【NTTドコモ】

1932 • ビル&キープ方式導入は個社の判断に委ねるのではなく、全事業者同時期、  
1933 一律導入とすべき。その理由は次のとおり。

- 1934           ➤ 二者間の個別の合意により導入する場合は相手事業者との接続料収支の  
 1935           損得勘定を考慮するため、収支が黒字の事業者が同意する可能性は極めて低い。  
 1936  
 1937           ➤ ビル&キープ方式賛成事業者であっても、個社ごとの協議が条件であれば個々の接続料収支を重視せざるを得ないため、ビル&キープを採用できるケースは稀と想定。  
 1938  
 1939  
 1940           ➤ 特に、トラヒック・ポンピングの疑いがある事業者(=接続料収支は大幅黒字)からは同意を得られない。  
 1941  
 1942           指定設備事業者がビル&キープ方式を選択可能となるだけでは、上記のとおり状況に変化は生じないため、特段の効果は期待できない。  
 1943  
 1944           なお、全事業者同時期、一律導入を原則としつつ、二者間の個別の合意があればビル&キープ以外の方法(現状どおりの接続料精算を含む。)を採用可能とすることは考慮しても良い。【KDDI】  
 1945  
 1946  
 1947           • ビル&キープ方式については事業者にとってそもそも大きなコスト削減は見込まれず、その他に期待されるメリットも特段ないものと考えており、エンドユーザーにとっても確実なメリットは期待できないと考えているため、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能になった場合であっても公正競争上好影響があるものとまでは言えない。  
 1948  
 1949  
 1950  
 1951  
 1952           現状少なくとも第一種指定設備設置事業者はビル&キープ方式を採用できないため、その他の事業者が第一種指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用したくても制度上できない状態が解消され、協議により採用することが可能になるという効果はある。【ソフトバンク】  
 1953  
 1954  
 1955

1956           <選択可能化に際して必要な措置(接続約款関係)>

- 1957           (指定設備設置事業者からの意見)
- 1958           • 着信接続料については事業者間協議を通じた合意形成が基本であり、それは指定設備設置事業者においてビル&キープ方式の採用が可能となったとしても変わらないことから、接続約款においても、当社と接続事業者のいずれか一方の意思のみでビル&キープ方式を採用できるものではなく、双方の合意が前提になることは明記する必要がある。
- 1959  
 1960  
 1961  
 1962  
 1963           一方、ビル&キープ方式の対象呼種等の具体的な内容については、ビル&キープ方式が指定設備設置事業者、非指定事業者双方の接続料の適用や精算に係るものであり、協議を通じて合意形成を図っていくものである以上、接続約款等において一方的に定めることは難しい。【NTT東日本・西日本】  
 1964  
 1965  
 1966  
 1967           • ビル&キープ方式の導入に係る必要な措置として、接続約款に何らかの規定を追加する必要があると考えるが、具体的な内容については、今後の議論を踏まえて検討する必要がある。なお、その前提として、第二種指定設備設置事業者  
 1968  
 1969

- 1970 がビル&キープ方式の選択制を接続約款に記載することについて、総務大臣  
 1971 が接続約款変更命令を出さないことを制度上担保いただく必要がある。【NTT  
 1972 ドコモ】
- 1973 • 対象の呼種(又は対象外とする呼種)、接続形態等の条件を接続約款に規定す  
 1974 ることは、接続における公平性・透明性の確保につながる。【KDDI】
  - 1975 • 約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けに関  
 1976 しては、例えば、サービス呼等ビル&キープ方式の採用が不適切な呼種や接  
 1977 続形態以外について、従来の精算方式に加え、ビル&キープ方式も選択できる  
 1978 旨の規定を新たに設けるとともに、指定事業者又は接続事業者の一方的な要  
 1979 望のみで強制的に採用されないよう「両者が合意した場合に限り選択できる」と  
 1980 いった要素も当該規定に盛り込む必要があると現時点では想定。【ソフトバンク】  
 1981 (非指定事業者からの意見)
  - 1982 • 指定設備設置事業者による競争上の優位性を用いた協議に陥らない為に、接  
 1983 続約款にビル&キープ方式が選択可能となる条件を規定することに賛成。接続  
 1984 約款には、ビル&キープ方式を適用する場合は、双方の合意が必要となること  
 1985 や、一方の事業者がビル&キープ方式を望まない場合は、従来の精算方式に  
 1986 かかる接続料水準の協議が行われること等の記載が盛り込まれることが適切。  
 1987 【ZIP Telecom】
  - 1988 • 従来の精算方式とビル&キープ方式との選択制が不可避の場合には、約款化  
 1989 に際して、次の事項の盛り込みを希望。
    - 1990 ➤ 原則として、呼種や接続形態等の条件を付けず、LRIC方式をベースとし  
 1991 た接続料を提示すること
    - 1992 ➤ 例外として、接続事業者が合意した場合のみ、ビル&キープ方式を選択で  
 1993 きること【IPS Pro】
  - 1994 • ビル&キープ方式は基本的にはトラフィックが均衡にあることが前提に採用される  
 1995 方式と考えており、トラフィックが不均衡な事業者が存在する現状においては従来  
 1996 の事業者精算方式を採用することが接続事業者の事業継続性や利用者利便の  
 1997 確保に資する。このことから、全事業者一律採用や片方だけの要望による強制  
 1998 採用につながる制度とすることが自由で公正な競争環境の整備には肝要  
 1999 であり、これを担保するための措置として約款化は必要。【オペテージ】
  - 2000 • 交渉上の優位性及び情報の非対称性を配慮すると、どちらを選択するかを強制  
 2001 されるのではなく、接続事業者側が選択できることが望ましい。したがって、接続  
 2002 約款において、事業者間協議の適正性を確保する観点から従来の精算方式に  
 2003 加え、ビル&キープ方式を接続事業者側が選択できることを規定していただく  
 2004 必要がある。【楽天モバイル】
  - 2005 • IMS接続を導入するMVNOにとっては、ビル&キープ方式により相互接続先

- 2006 の他事業者との協議や事業者間精算の事務的コストの軽減が期待される。指定  
 2007 設備事業者は強い交渉力を有していることから、非指定設備事業者との間で接  
 2008 続方式に係る協議が不調とならないよう、制度としてMVNOの選択可能性が担  
 2009 保されることが重要であり、約款化は必要。【MVNO委員会】
- 2010 • ビル&キープ方式が適用される場合の呼種・接続形態については、一般呼、サ  
 2011 ービス呼等の区分に関係なく全ての呼種、接続形態に適用されることが適当。  
 2012 いずれかの呼種・接続形態をビル&キープ方式の適用外とした場合、当該呼種  
 2013 については事業者間協議を要することとなり、指定設備設置事業者による競争  
 2014 上の優位性を用いた協議を行う可能性があり、協議に要する時間的コストや特  
 2015 定の呼種のみを対象とした網使用料精算に人的・設備的コストを要するなどの  
 2016 観点からも適当ではない。【ZIP Telecom】
  - 2017 • 仮にビル&キープ方式が事業者間協議によって決定される場合、交渉上の優  
 2018 位性によって大手事業者に有利な精算方式や条件が設定されることや、特定  
 2019 の接続事業者との接続条件に他者との差異を生じさせることで、間接的に特定  
 2020 の事業者が競争上不利な立場におかれること等が懸念され、公平性や透明性確  
 2021 保について手当が必要である。
    - 2022 ▶ 接続約款において精算方式を明示すること
    - 2023 ▶ 接続事業者が精算方式を選択・決定すること
    - 2024 ▶ 全呼種を対象とすること(着信課金等の付加番号も含む。)
    - 2025 ▶ 接続約款に基づく詳細な接続条件(技術的条件、精算、呼種、接続約款  
 2026 に基づかない提供機能の有無、網機能改造等)が開示されること【JUSA】
- 2027 <選択可能化に関して必要な措置(その他)>  
 2028 (指定設備設置事業者からの意見)
- 2029 • ビル&キープ方式の採用が強制されることがないことを担保するためには、約款  
 2030 化だけではなく、本研究会の報告書や「事業者間協議の円滑化に関するガイド  
 2031 ライン」等で次のような「2社間の協議において、強制的にビル&キープ方式の  
 2032 採用を求めることは適切でない(業務改善命令に該当するなど)」こと具体例  
 2033 を明示いただくことも有効。
    - 2034 ▶ ビル&キープ方式を選択しない事業者に合理的な理由なく、精算に係るコ  
 2035 ストの一部負担を求めるなどの不当な差別的取扱があった場合
    - 2036 ▶ ビル&キープ方式に合意後、トラフィック状況の変化を理由に一方の事業者  
 2037 が従来の精算方式への見直しを申し出たにもかかわらず、合理的な理由  
 2038 なく応じない場合
    - 2039 ▶ ビル&キープ方式の採用を拒否していることを理由に、他サービスや他設  
 2040 備の接続協議を遅延させる又は接続を拒否する場合【ソフトバンク】
  - 2041 • ビル&キープ方式の採用が当事者間の適切な協議を経て合意されたものであ

2042 ることを検証できるようにすること及び透明性を確保する観点から、ビル&キープ  
2043 方式による接続協定の締結又は変更については、認可又は事前届出事項とす  
2044 ることが妥当。

2045 なお、接続料規則や接続約款においては、「両当事者間において、特段の合  
2046 意がある場合は、総務大臣の認可(届出)を条件として、規則または約款によら  
2047 ない料金とすることができる」<sup>28</sup>等と規定することが妥当。【アルテリア】

2048 ・ 制度整備後の事業者間の接続協議において、従来の接続ルールと同様に指定  
2049 設備設置事業者は特定の事業者に対し不当に差別的な取扱いをしないことが  
2050 重要。この点、非指定設備事業者の希望する接続方式をトラヒックの状況等を理  
2051 由として拒むことは、不当な差別的取扱いに該当するものと考えており、今回の  
2052 制度整備後においても適正な協議がなされているか総務省による継続的な確  
2053 認が必要。【オプテージ】

2054 ・ 指定設備設置事業者から提示された接続条件・状況等を他の接続事業者や総  
2055 務省、団体等に対して共有が可能であること。また、希望する複数の接続事業  
2056 者が参加する接続協議が、接続事業者側の希望によって実現可能であること。  
2057 【JUSA】

## 2058 ② 構成員からの意見(再聴取を踏まえた意見)

2059 ・ 小規模事業者から様々な心配事が示されたが、音声市場は今、そういった懸念  
2060 が生じうる市場であると認識している。こういった事業者の懸念事項に関しては、  
2061 総務省として、問題を緩和できるような条件の整備・準備をしていただきたい。そ  
2062 ういった準備・整備をしながら、合意の下でビル&キープ方式を選択可能にする  
2063 ことは理解できる。

2064 ・ 小規模事業者の懸念事項とともに、指定設備設置事業者の間においても、少し  
2065 距離感がある意見が確認できているので、いかにこの意見をまとめていくか、今  
2066 後議論を行っていただきたい。

2067 ・ 一部の事業者から、ビル&キープ方式を導入できれば、コスト削減効果を利用  
2068 者に還元すると書いていただいた。政策としてビル&キープ方式等を導入して  
2069 いく効果については、どこの企業が得をし、損をするかではなく、最終的に競争  
2070 に寄与し、あるいは利用者の利益に還元できるかで測るべきであり、利用者へ  
2071 の還元について答えていただいたことを評価したい。また、そういう意味では、ビ  
2072 ル&キープ方式が部分的に導入された後、何らかの競争のメリットが生じている

<sup>28</sup> 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法第33条第10項に基づき、総務大臣の認可を受けて認可接続約款等と異なる接続料・接続条件に基づく接続協定を締結することができるが、この場合であっても、接続料・接続条件に関する認可要件は接続約款の場合と同様であり、コストベースの算定が求められる。第二種指定電気通信設備に関しては、総務大臣に届け出た接続約款によらなければ、接続協定を締結することができない(電気通信事業法第34条第4項)。

- 2073 か、利用者に利益が還元されていくかどうかについて注視していくべき。
- 2074 • 接続料の算定コストの軽減は、一般の利用者への還元につながる。
- 2075 • いわゆるサービス呼はなかなかビル&キープ方式の対象にはならないと思われる
- 2076 ため、接続料は算定する必要は必ず残る。それでも、サービス呼だけのために
- 2077 接続料を算定すれば良い状態になれば扱うトラフィック量も大分減るので、マン
- 2078 パワー削減にはなると聞いている。
- 2079 • 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル
- 2080 &キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような
- 2081 事業者にもビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、選択制
- 2082 とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者
- 2083 等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保
- 2084 証することも制度上必要。

### 2085 (3) トラフィック・ポンピングについて

2086 事業者ヒアリングにおいては、一部の事業者からビル&キープ方式の原則化の論

2087 拠の1つとして「トラフィック・ポンピング」の問題が挙げられた。

2088 これは、音声接続に係る音声取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放

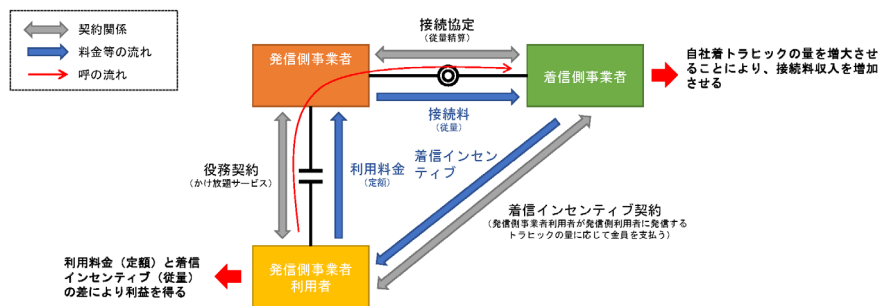
2089 題サービス」を利用した「トラフィック・ポンピング」が生じており、これを解決するためには

2090 ビル&キープ方式の導入が必要であるとするものである。

2091 トラフィック・ポンピングは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。

- 2092 • 音声における接続協定で、発着トラフィックの量に応じて相互に接続料を支払う通
- 2093 常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
- 2094 • 接続協定の一方の事業者(以下「着信側事業者」という。)が、協定の相手方事
- 2095 業者(以下「発信側事業者」という。)の利用者(通常、発信側事業者の「かけ放
- 2096 題サービス」を利用している者)との間で「着信インセンティブ契約」(当該利用
- 2097 者が、発信側事業者を経由して、着信側事業者の利用者に発信するトラフィック
- 2098 の量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約をいう。)を締結すること
- 2099 により、
- 2100 • 当該トラフィックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させる。
- 2101 • 当該接続料収入は、実際にかかるネットワークコストと乖離することから、その
- 2102 一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とす
- 2103 ることができる。





2104

2105

(出所) 第73回会合資料73-3(事務局資料)より抜粋

2106

【図3-4 トラフィック・ポンピングの典型的な状況】

2107

本研究会において示されたトラフィック・ポンピングに係る意見は次のとおりである。

2108

① 事業者からの意見

2109

＜ビル&キープ方式の原則化により解決すべきとの意見＞

2110

- (トラフィック・ポンピングの問題において、)仮に有効と認められる接続料の算定根拠となるデータの提供が行われない場合、ベンチマークとする適切な接続料も存在しないケースが想定される。トラフィック・ポンピングは現に発生しており、早急に解決すべき政策課題であるため、根本的な解決手段として、ビル&キープ方式を用いることを速やかに裁定方針として定めるべき。【NTTドコモ】

2111

2112

2113

2114

2115

- トラフィック・ポンピングは喫緊課題であるところ、事業者間協議を通じた合意形成・MNOによる対策強化のみでは解消することは困難であり、また、通信事業者は「通信の秘密」を遵守する必要があるため、接続事業者のトラフィック・ポンピングへの関与を証明することは困難。全事業者へのビル&キープ方式導入はトラフィック・ポンピングへの極めて有効な解決策。モバイル・固定間におけるビル&キープ方式の前倒し導入について検討すべきではないか。【KDDI】

2116

2117

2118

2119

2120

- いたちごっこが続く対症療法ではなく、ビル&キープ方式を全事業者に導入する原因療法を行うことで根治させることが可能。MNO3社とも、トラフィック・ポンピングの問題を認識し、何かしらの対応は必要と考えており、コンプライアンス上も社会的な要請も鑑みても早急に根本的な対策を進めるべき。【フリービット】

2121

2122

2123

2124

2125

＜ビル&キープ方式の導入ではない方法で、解決すべきとの意見＞

2126

2127

2128

2129

2130

2131

- 一部の課題解消のために一律ビル&キープ方式を導入するのは短絡的であり、健全に事業を営む事業者の適正なコスト回収を阻害すべきではない。課題ごとに抑止方法を検討すべき。トラフィック・ポンピングについては一部の事業者において発生している疑義があるが、対象ユーザーに対する定額から従量課金への変更や着信事業者への状況確認等、抑止に向けた個別対策を実施している。事業者による防御策や事業者間での協議等に寄与すべく、業界として総務省

- 2132 に次のような対策を検討いただきたい。
- 2133 ▶ 業務改善命令を含む総務省見解の明示・公表
- 2134 ▶ 申告に基づく疑義事業者へのトラヒック急増理由等の確認・報告要請【ソフトバンク】
- 2135
- 2136 • トラヒック・ポンピングは解決すべき課題ではあるが、関与等の疑いでビル&キープ方式を採用することは、一方の事業者の主張のみで採用を認めることと同義
- 2137 であり、不適當。【ソフトバンク】
- 2138
- 2139 • トラヒック・ポンピングの疑いのある事業者との間では、その関与性を証明することは困難であり、トラヒック・ポンピングの疑義をもってビル&キープ方式の導入
- 2140 に関する合意を得ることは難しい。【ソフトバンク】
- 2141
- 2142 • トラヒック・ポンピングが確かに証明された場合には、ビル&キープ方式ではなく
- 2143 問題点を指摘した業務改善命令を出すのが正しい処置。ビル&キープ方式で
- 2144 トラヒック・ポンピングを抑制するという対処が適切とは思えない。【IPS Pro】
- 2145 • 音声接続料の設定有無にかかわらず、利用者料金の定額制を導入する際に
- 2146 トラヒック・ポンピングが発生することは容易に推察でき、対処を実施することが可能であったのではないか。事業者の個別対策や事業者間の協議(争い)等によ
- 2147 って対応がすすめられている認識であり、トラヒック・ポンピングがビル&キープ
- 2148 方式の導入に対する理由にはならない。【JUSA】
- 2149
- 2150 • トラヒック・ポンピングへの関与が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を
- 2151 採用することは有効な手段の1つである一方で、まずは当該事業者間での適切な協議がなされることが基本。その上で不正な行為等についての改善がなされ
- 2152 ない場合は、行政側で状況を確認いただくとともに必要に応じ、行政指導等の措置を講じていただくことがトラヒック・ポンピング等の不正行為の抑止にとって
- 2153 重要。【オプテージ】
- 2154
- 2155
- 2156 • ビル&キープ方式の採用の是非はあくまで接続料の在り方に関する論点の一つであり、トラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者への対処とは別に、
- 2157 競争政策に関する議論の中で扱われるべき。【楽天モバイル】
- 2158

## 2159 ② 構成員からの意見

- 2160 ＜トラヒック・ポンピングへの対応についても速やかに進めるべきであるものの、ビル
- 2161 &キープ方式の検討は競争政策の観点から行うべき旨の意見＞
- 2162 • ビル&キープ方式については、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進
- 2163 めることを大事な視点として議論を進めたい。その意味では、トラヒック・ポンピン
- 2164 グは副次的に出てくる問題。
- 2165 • 問題の所在する事業者が明確に確定できるということだが、確定できるのであれ
- 2166 ば、どのように対応すべきか。事業者間で早急に対応策を協議していただくか、

2167 総務省でどういう対応を支援できるか、ルール化できるか、ぜひ考えていただき  
2168 たい。急いで具体的な対応をしていくべき。  
2169 • トラヒック・ポンピングはビル&キープ方式そのものに関係するよりも、違法性とい  
2170 う意味で一般利用者に対して大きな影響を与えていることから、十分対処すべき  
2171 問題である。

### 2172 ③ トラヒック・ポンピングに係る考え方の公表

2173 以上を踏まえると、トラヒック・ポンピングについては、速やかな解決を要する問題で  
2174 あるという点について概ね争いはない。しかしながら、その解決の方策については、ビ  
2175 ル&キープ方式の原則化が根本的な解決となるとする意見があった一方で、業務改  
2176 善命令その他の行政当局による関与により解決を図るべきとの意見があった。

2177 後述するとおり、ビル&キープ方式の原則化については、競争政策上の観点から  
2178 十分な議論を要するため、原則化による速やかな解決を期待することは困難である。  
2179 したがって、本研究会としては、まずは総務省において、トラヒック・ポンピングの実態  
2180 の検証を行い、電気通信事業法の適用について考え方を示すことが適当と整理した。

2181 これを踏まえ、総務省は第 73 回会合において、トラヒック・ポンピングにおいて見ら  
2182 れる、いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用について  
2183 の考え方を公表した。

2184 この考え方においては、着信インセンティブ契約を「音声における接続協定の一方  
2185 の当事者(着信側事業者)が、他方の当事者(発信側事業者)の電気通信役務の利用  
2186 者との間で締結する契約であって、当該利用者が(発信側事業者を経由して)着信側  
2187 事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員(インセンティ  
2188 ブ)を支払う旨のもの」と定義した上で、次のとおり電気通信事業法の適用について  
2189 の考え方を整理している。

#### いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する

#### 電気通信事業法の適用についての考え方(令和5年5月30日公表)

- 1 通信を促す行為は、電気通信事業の発達に資すると考えられ、また、電気通信事業法上、着信に対してインセンティブを支払う契約を禁止する規定もないことを踏まえると、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障を生じさせるものとは言えないと考えられる。
- 2 また、当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料収入の一部であることについても、接続料の妥当性は原則として事業者間の協議の中で確保されるべきものであることから、当該インセンティブを支払うことが、直ちに業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。

3 しかしながら、着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにもかかわらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

4 上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務(\*)が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。

これらを踏まえると、このような行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる。

※当該電気通信事業者が契約違反行為を察知・防止するために、通常の業務を超えた対応(頻繁なモニタリング等)を行わざるを得ない状況であることが前提。

5 したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記3及び4に該当すると考えられる場合は、電気通信事業法第29条第1項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。

(参考)電気通信事業法

第29条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 (略)

2190 これに対し、構成員からは次の意見があったところであり、総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当である。

2192       • (総務省から)電気通信事業法上の考え方が示され、改善が期待できるところだ  
2193       と思うが、これでどこまで改善が進むか心配なので、定期的に定点観測して  
2194       いただきたい。例えばFCCの定義を使うなどすれば、疑いのある事業者の洗い出し、  
2195       被害額の推計等も可能かと思われるので、そういった調査を定期的に実施し、  
2196       早急に改善するよう見守っていく必要がある。

### 2197   3. 考え方

#### 2198   ① 検討の前提

2199       まず、本件議論に係る前提として、電話・音声接続に関しては、市場の縮小、新た  
2200       なコミュニケーションツールの登場・普及、接続料算定コスト低廉化の必要性、固定電  
2201       話網のIP網への移行等の状況変化を指摘する意見があったほか、引き続き、ネットワ  
2202       ーク維持コストを適切に回収することの重要性を指摘する意見があった。

2203       本件の議論に関しては、本研究会も含め、こうした状況・前提を踏まえたうえで整理  
2204       を図ることが適当である。

2205       また、音声接続における事業者間協議については、事業者間協議では解決し得な  
2206       い問題(着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なル  
2207       ールがない等)が存在するとの指摘があった一方、問題については、現行の事業者間  
2208       協議の中で問題を解決すべきとの意見もあった。

2209       この点、現行の接続制度では、指定設備以外の接続料については原則として(ビル  
2210       &キープ方式の採用も含め、)事業者間協議に委ねられているところ、指摘のあった  
2211       問題について、問題の所在を明らかにし、真に事業者間協議では解決し得ないと評  
2212       価できるかどうかについて、まずは検討することが適当である。

#### 2213   ② ビル&キープ方式

2214       その上で、ビル&キープ方式について整理をしていくと、ビル&キープ方式を原則  
2215       化することについては、原則化すべきとの意見・合意に基づき適用することとすべきと  
2216       の意見の双方があった。着目している観点・議論の趣旨はそれぞれ種々であり、例え  
2217       ば、

2218       • メリットとその評価(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト  
2219       削減、参入障壁の軽減等)

2220       • デメリットとその評価(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収へ  
2221       の影響等)

2222       • 対象とすべき呼種・接続形態(サービス呼の扱い、対象外とする呼種がある場合  
2223       の対応等)

2224       • 利用者料金等への影響(料金の柔軟化、定額制料金の浸透、着信者課金との  
2225       関係、卸料金との関係等)

2226 ・ 導入の進め方等(影響緩和・経過措置、導入時期等)

2227 等の観点から意見があった。

2228 ビル&キープ方式を原則化する場合、電話市場における競争、事業、料金等の前  
2229 提となっている現行の事業者間精算方式を変更することとなる。このことに鑑みれば、  
2230 利用者料金等に及ぼす効果等のみならず、上述の論点を含めた様々な観点につい  
2231 てそれぞれ明確化を図りつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当である。また、仮に  
2232 原則化を行うとした場合の我が国の接続制度における位置付けについても併せて整  
2233 理することが適当である。

2234 そのため、総務省において、ビル&キープ方式の原則化の検討にあたっては、固  
2235 定電話網のIP網への移行後における音声通信に係る市場の在り方を踏まえつつ、情  
2236 報通信審議会に諮問し、次の点を中心に議論を進めていくことが適当である。

- 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題(着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等)が存在するとの指摘についてどのように考えるか。
- ビル&キープ方式について挙げられたメリット(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)及びデメリット(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)についてどのように考えるか。
- 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。
- 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。
- 利用者料金等に及ぼす効果についてどのように考えるか。
- 仮に原則化を行う場合、我が国の接続制度における位置付けについてどのように考えるか。
- 仮に原則化を行う場合、影響緩和に関する措置(経過措置等)や、導入時期についてどのように考えるか。

2237 ビル&キープ方式と(音声における)指定設備制度の関係についても、簡素化・非  
2238 対称規制の撤廃等に関する意見があったところ、この点については、今後の議論にお  
2239 いて、まずは簡素化等の必要性の観点から整理を進めていく必要がある。

2240 また、その他の接続料規制(特に、pure LRIC<sup>29</sup>の非指定事業者への適用をはじめ  
2241 とする着信接続料に対する対称規制)については、ビル&キープ方式と並行して検討

<sup>29</sup> LRIC方式には複数の方式が存在するところ、我が国におけるLRIC方式は(1)費用において共通費を含み、(2)需要において接続の増分需要だけではなく全需要を対象としているという特徴を有する(LRAIC+)。これに対し、共通費を含めず、接続の増分需要に対する純粋増分費用のみを接続料原価とする方式をpure LRICといい、欧州等の着信接続料規制において用いられている。一般に、LRAIC+等の他のLRIC方式と比較して、pure LRICでは接続料の水準は低廉となる。



2242 してもよいという意見に対し、過剰な規制コスト、小規模事業者における負担等に関する指摘もあった。真に事業者間協議で解決し得ない課題がある場合においても、着信  
2243 接続料に係る規制については、pure LRICを積極的に採用すべきとの意見がなかったこと  
2244 も踏まえ、規制コスト・事業者負担等の観点を踏まえて検討を進めることが適当  
2245 である。

2247 なお、第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差については、ネットワ  
2248 ークの実際費用・需要に差がある以上当然であり、指定設備制度の下で算定されてい  
2249 る以上問題ないとする意見が多くあったが、需要の算定方法の差分があるのではない  
2250 かとする意見もあった。この点については、引き続き、本研究会等における接続料算  
2251 定の適正性の検証等を通じて、検討を進めていくことが適当であるが、本報告書の取  
2252 りまとめまでの議論については、第5章において後述する。

### 2253 ③ 指定設備設置事業者の選択可能化

2254 以上のとおり、ビル&キープ方式を原則化することについては、引き続き様々な観  
2255 点から丁寧な議論を要するところ、本研究会において先行的に検討した指定設備設  
2256 置事業者のビル&キープ方式の選択可能化については、接続する二者間の合意に  
2257 基づき選択する限りにおいては問題ないとする意見があった。一方で、指定設備設置  
2258 事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要  
2259 があるとの意見、接続する二者間の合意に基づき選択できるようにすることが指定設  
2260 備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさ  
2261 せるとの意見もあった。

2262 この点、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競  
2263 争環境に与える効果として、指定設備設置事業者や他の事業者がビル&キープ方式  
2264 を選択していくことにより、利用者料金の低廉化・多様化等の効果が期待できると考え  
2265 られ、本研究会において継続して議論を進めたところである。

2266 まず、一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた  
2267 問題」については、その根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とし  
2268 た圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるとい  
2269 う懸念にあると考えられる<sup>30</sup>。

2270 この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択  
2271 可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定できないことから、選択可能と  
2272 した場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講じる必要がある。具体  
2273 的には、関係事業者及び総務省の提案を踏まえれば、次のような制度的措置をとるこ

---

<sup>30</sup> ビル&キープ方式を採用し、通話料定額制のサービスを提供する事業者からの着信呼によって回線が圧迫されるとの懸念についても、従来の接続料取引を前提に適正な交渉が成立すれば、当該着信呼に対応するためのコストを接続料から回収することができると考えられる。

2274 とにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられる。

2275     • ビル&キープ方式に合意する条件(合意の対象とする接続の形態等)を接続約

2276     款に具体的に定めること。

2277     • 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事

2278     業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、

2279     接続約款に定めること。(従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算

2280     を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。なお、選

2281     択可能とするのみである以上、従来の接続料精算に用いる接続料については、

2282     引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定め

2283     るべきことについては、当然である。)

2284     • 当該指定設備設置事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&

2285     キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等につ

2286     いて、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとること。

2287     以上を踏まえれば、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指

2288     定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能

2289     とすることが適当である。総務省においては、本研究会における議論を踏まえ、指定

2290     設備制度において、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キ

2291     ープ方式の強要が生じないための措置を講じつつ、ビル&キープ方式を選択可能とす

2292     るための具体的な制度整備<sup>31</sup>を進めることが適当である。

2293     また、制度整備以降の音声における利用者料金及び卸料金の動向については、総

2294     務省において注視していくことが必要である。

2295

---

<sup>31</sup> 例えば、第一種指定電気通信設備制度においては、「その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ない」接続料・接続条件については認可を要しない(事前届出制)とされている(電気通信事業法第33条第3項及び第7項。具体的な対象については電気通信事業法施行規則第23条の6において、付加的な機能の接続料及び接続条件等が規定されている。)ところ、ビル&キープ方式を選択する場合の接続料について、これに位置付けることが考えられる。また、第二種指定電気通信設備制度においては、ビル&キープ方式を選択する場合の接続料を0円と設定することについて接続約款変更命令の対象とならないことをMVNOガイドラインにおいて明らかにすることが考えられる。そして、いずれについても、ビル&キープ方式を選択可能とする際の条件等について、接続約款記載事項(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ、第34条第3項第1号ホ)とすることが考えられる。



## 2296 第4章 接続料等と利用者料金の関係の検証

### 2297 1. 検討の経緯

2298 接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)については、固定通信分野にお  
2299 いて、接続料の妥当性を検証することを目的として平成11年から検証が行われてきて  
2300 おり<sup>32</sup>、平成20年以降は、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運  
2301 用に関するガイドライン」(平成19年7月策定)<sup>33</sup>に具体的な実施方法を定め、検証が  
2302 行われていた。

2303 平成30年には、本研究会第一次報告書の議論を踏まえ、総務省において、利用  
2304 者料金との関係により不当競争性を判断する旨を明確化するとともに、利用者料金等  
2305 の他の原因により不当競争性の排除が困難な場合、接続料は適正原価・適正利潤の  
2306 範囲内で最低水準に設定すること等を規定するため、新たに「接続料と利用者料金の  
2307 関係の検証に関する指針」を策定した。

2308 その後、本研究会第五次報告書までの議論においては、新たに、移動通信分野の  
2309 接続料等<sup>34</sup>に関して、令和2年10月以降、MNO3社が新たな大容量の料金プランを  
2310 相次いで発表したことに伴い、当該プランについてMNO3社の試算の結果等に基づ  
2311 く検証を行った。さらに、その結果<sup>35</sup>を踏まえて、MNOとMVNOの間のイコールフッ  
2312 ティングの適正性の確保の観点から更なる検証を行うため、モバイル市場の性質を踏  
2313 まえたスタックテストの実施方法について、指針策定の可能性も含めて検討を行うこと  
2314 が適当である旨、提言した。

2315 その後も検討を継続し、本研究会第六次報告書においては、移動通信分野におけ  
2316 るスタックテストの実施方法について具体的な考え方を取りまとめるとともに、固定通信  
2317 分野のスタックテストについても、固定通信市場の変化等を踏まえた所要の見直しに  
2318 ついて提言した。これを受け、総務省において、意見募集を経て令和4年11月に「移  
2319 動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」を策定する  
2320 とともに、固定通信分野における「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」<sup>36</sup>

<sup>32</sup> NTT東日本・西日本あて行政指導「接続料の算定に関する事項」(平成11年8月31日郵電業第101号)及び「接続料と利用者料金の関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)に基づきNTT東日本・西日本が検証・公表するほか、一部のサービスについて総務省が検証を行い、情報通信審議会に報告していた。

<sup>33</sup> 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)を踏まえて総務省が策定。

<sup>34</sup> 接続料及び卸電気通信役務の料金(卸料金)。

<sup>35</sup> 「直ちに原価割れの状況だとは言いきれないものの、MVNOがMNO3社の『新料金プラン』に対抗するサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点の疑義は残った。」

<sup>36</sup> 本改定において、名称を「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に変更した。

2321 を改定した<sup>37</sup>。

2322 移動通信分野のスタックテストについては、策定された指針(以下「モバイルスタック  
2323 テスト指針」という。)において、所要の要件に加え、「検証を行う合理性があることが本  
2324 研究会において認められたもの」を検証対象とすることとされていたことから、今般、検  
2325 証対象とするサービスについて検討した上で、当該サービスのMNO3社による検証  
2326 結果等について、議論を行った。

2327 また、固定通信分野のスタックテストについては、本研究会第六次報告書において、  
2328 改めて検討することが適当とされた「加入電話・ISDN」の検証の在り方等について、  
2329 関係事業者からヒアリングを実施し、議論を行った。

## 2330 2. 接続料等と利用者料金の関係の検証(移動通信分野)

2331 今般、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関して、次の  
2332 点について検討を行った。

### 2333 <検証対象サービス等の選定>

2334 モバイルスタックテスト指針において、検証対象となるのは、MNOが提供するサー  
2335 ビス・料金プラン(以下「サービス等<sup>38</sup>」という。)のうち、次の条件を全て満たすものであ  
2336 る。本研究会では、まずはMVNOから検証対象となると考えるサービス等として提示  
2337 を受け、それらが条件を満たすかについて検討を行った。

2338 ① MNO3社が現に提供しているサービス等のうち、その料金の月額相当額が、M  
2339 VNOが現に提供する同等のサービス等の料金の月額相当額を下回るか、又は  
2340 これと近接しているもの

2341 ② ①に示すサービス等のうち、MVNO又はその関連団体から具体的な課題<sup>39</sup>に  
2342 基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの

2343 ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性がある  
2344 ことが有識者会合(本研究会)において認められたもの

### 2345 <MNOによる検証結果の妥当性>

2346 上記の議論の結果、検証を行う合理性が本研究会において認められたサービス等  
2347 については、総務省から当該サービス等を提供するMNO各社に通知した(令和4年  
2348 12月22日)。MNO各社は、令和5年3月末、モバイルスタックテスト指針に従って当

<sup>37</sup> 本研究会としても、第62回会合において策定案及び改定案について、第64回会合において意見募集で示された意見に対する考え方案について説明を受け、議論を行った。

<sup>38</sup> 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

<sup>39</sup> 「具体的な課題」の例として、「MVNOからMNO3社へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合」や「MVNOが①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合」等が挙げられる。

2349 該サービス等について検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告  
2350 した。本研究会では、MNO各社の検証結果の妥当性について検討を行った。

#### 2351 <次回以降の検証の進め方>

2352 このほか、初回の検証を踏まえたモバイルスタックテスト指針の改定方針や、固定通  
2353 信と移動通信のセット割引の取扱いについても検討を行った。

2354 固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引については、「競争ルールの検  
2355 証に関するWG」(以下「競争WG」という。)において、MNOの提供するFTTHアクセ  
2356 スサービスの固定通信市場への影響を検証するため、検証上の扱いの検討が進めら  
2357 れてきた。そうした状況を踏まえ、先般のモバイルスタックテスト指針策定時の意見募  
2358 集の際には、セット割引の取扱いに関する意見に対し、

- 2359 • 固定通信と移動通信のセット割引については、引き続きに競争WGにおいて検討  
2360 することが適当
- 2361 • 固定通信と移動通信のセット割引のうち、どの程度が携帯電話サービスに係る  
2362 ものであるか等が明確になった際には、モバイルスタックテスト指針の見直しを  
2363 検討することが適当

2364 との考え方が示されていたところである。

2365 今般、競争WGの議論において、競争WGにおける検証対象2社(NTTドコモ及び  
2366 ソフトバンク)においては、会計処理上、各サービスの「独立販売価格」をもとにセット  
2367 割引の値引き額を(固定／移動通信間で)按分しており、会計処理上の基本的な考え  
2368 方は共通していることが明らかになった。(なお、両社の会計処理の結果得られた按分  
2369 比を用いてセット割引の値引き額を固定／移動通信間で按分するとFTTHアクセスサ  
2370 ービス:モバイルサービス=1:2~3との比率が得られる。)

2371 こうした点を踏まえ、競争WGにおいても、「モバイルスタックテスト(移動通信分野に  
2372 おける接続料等と利用者料金との関係の検証)においては、固定通信サービスと  
2373 のセット割引を検証における原価に算入しない扱いとしているが、本WGにおける不当  
2374 競争の検証上の按分の考え方を踏まえて、セット割引を考慮して検証を行うこととすべ  
2375 き」との方針が整理されたことを受け、移動通信分野におけるスタックテストにおいてセ  
2376 ット割引を考慮することについて検討を行った。

### 2377 (1) 検証対象サービス等の選定

#### 2378 ① 主な意見

2379 検証対象とすべきサービス等については、MVNO委員会、IIJ、オプテージ及びM  
2380 NO3社に対しヒアリングを実施したところ、次のとおり、事業者及び構成員から意見が  
2381 あった。

2382 (i) 事業者からの意見

2383 <基準①:料金の近接>

- 2384 • MNO3社の提供するサービス等のうち、低容量帯(3～5GB)の4サービス等  
2385 (UQ mobile、Y!mobile、povo2.0及びLINEMO)及び中容量帯(15～20GB)の5  
2386 サービス等(UQ mobile、Y!mobile、ahamo、povo2.0及びLINEMO)については、  
2387 MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないかと。【MVNO委員会】
- 2388 • 低容量帯(3～5GB)の4サービス等(UQ mobile、Y!mobile、povo2.0及び  
2389 LINEMO)及び中容量帯(15～20GB)の5サービス等(UQ mobile、Y!mobile、  
2390 ahamo、povo2.0及びLINEMO)については、IIJのプランと料金が近接しているの  
2391 ではないかと。【IIJ】
- 2392 • Y!mobile(3GB)、UQ mobile(3GB)及びahamo(20GB)については、オプテージ  
2393 のmineoのプランと料金が近接しているのではないかと。【オプテージ】
- 2394 • 中容量プランにおいて、ahamo、povo2.0、LINEMOは、MVNOの料金プランと  
2395 データ通信量等を比較して総合的に勘案すると、近接する料金プランであると  
2396 考えられるのではないかと。【NTTドコモ】
- 2397 • MVNOから検証要望のあったMNOのサービス等の中には、月額料金がMV  
2398 NOのサービス等を60%以上上回っているものもある。特に低容量帯のUQ  
2399 mobile/Y!mobile及び中容量帯については、「月額相当額を下回る、又は近接」  
2400 している状況か否かについて、有識者会合において合理性を検証すべき。【K  
2401 DDI】
- 2402 • LINEMO(3GB)は料金近接の可能性はあるが、低容量帯におけるY!mobile、中  
2403 容量帯におけるY!mobile/LINEMOについては、競争事業者のサービス等とは  
2404 一定の料金乖離が認められるのではないかと。【ソフトバンク】

2405 <基準②:具体的な課題に基づく要望>

- 2406 • MVNOからの移行を検討している者にアンケートを実施したところ、約1/3がM  
2407 NOのサブブランド及び廉価プランへの乗り換え意向を示しており、今後も現在  
2408 の傾向が継続する可能性が高い。【MVNO委員会】
- 2409 • MNOからの移行を検討している者に対してアンケートを実施したところ、45%  
2410 がMNOのサブブランド等への乗り換え意向を示した一方、MVNOへの乗り換  
2411 え意向を示したのは13%にとどまった。【MVNO委員会】
- 2412 • 当社サービス等からMNOの廉価プラン及びサブブランドに毎月一定の割合で  
2413 転出しており、割合は増加傾向にある。【IIJ】
- 2414 • 低容量帯(1～5GB)においてはMNOのサブブランドへの、中容量帯(10～20  
2415 GB)においてはMNOのオンライン専用プランへの転出割合が継続的に高いこ  
2416 とが確認できた。【オプテージ】

- 2417 • 検証は料金プラン単位で行われることから、MVNOはプラン毎の利用者転出  
2418 情報を提示すべきであるが、プラン毎の情報抽出が運用上困難であれば、プラン  
2419 単位の利用者移行情報を提示すべき。【KDDI、ソフトバンク】
- 2420 • 料金プラン毎の移行状況のデータについて、MNOが転出元の場合であっても、  
2421 システムティックにプラン移行状況の数字をとることはできないため、不正確な部  
2422 分は残るが、移行状況についてはアンケートの集計結果によりお示しいただくこ  
2423 とかと思う。【KDDI、ソフトバンク】
- 2424 • MVNOから提示された情報により「競争事業者から指定事業者へ継続的に利用  
2425 者が移行していることが定量的に明らか」と判断できるか否か、有識者  
2426 会合において合理性を検証すべき。【KDDI、ソフトバンク】

2427 <基準③:検証の合理性>

- 2428 • MNOと直接契約関係にないMVNOから、当該MNOのサービス等について  
2429 検証要望が寄せられた場合は、当該要望の合理性について、接続料の違い等  
2430 を踏まえた慎重な議論をすべき。具体的には、当該MNOと契約をした場合に、  
2431 当該MNOのサービス等と同等の料金でMVNOがサービス等を提供することが  
2432 困難であること等を定量的に示すべき。【ソフトバンク】

2433 (ii) 構成員からの意見

- 2434 • MNOが料金を引き下げ、あるいは廉価プラン等を出されたことは良いことだが、  
2435 競争上はMVNOに大きな影響を与えている気がするので、本検討においては、  
2436 MVNOがヒアリングで指摘した点を慎重に検討していきたい。
- 2437 • 料金の近接性や利用者の移行について、様々な動向を見ながら判断すること  
2438 についてはそのとおりであり、MVNO委員会、MVNO各社及びMNO各社か  
2439 らは、それなりの判断基準を出していただいている。
- 2440 • 一部のMNOから、MVNOからは料金プラン毎の移行状況のデータを提示して  
2441 ほしいという意見があったが、具体的にどのようなデータを希望しているのか。実  
2442 績データが欲しいのであれば、むしろ受け入れ側のMNO側が正確に把握して  
2443 いるのではないか。MVNOから正確なデータを提示することは困難ではないか。
- 2444 • 3つの基準にしたがって検討した結果、ahamo(20GB)、povo2.0(3GB)及び  
2445 LINEMO(3GB)について、本件の検証対象とする合理性を認めることで良いと  
2446 思う。

2447 ② 考え方

2448 上記の各者意見も踏まえた、検証対象サービス等の選定に係る本研究会の考え方は  
2449 次のとおりである。

2450 <基準①:料金の近接>

2451 【低容量帯プラン(3GB)】

2452 低容量帯プラン(3GB)において今回の議論の対象となったサービス等は以下のと

2453 おりである。

MVNO側から料金近接の指摘があったプラン (税込)

低容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン			
	IIJmio	mineo	UQmobile	Y!mobile	povo2.0	LINEMO
データ容量	4 GB	5 GB	3 GB			
データ通信料金	¥990	¥1,518	¥1,628	¥2,178	¥990 (※1)	¥990
音声定額料金	¥500 (※2)	¥550 (※3)	¥770 (※3)	¥770 (※3)	¥550 (※2)	¥550 (※2)
月額料金	¥1,490	¥2,068	¥2,398	¥2,948	¥1,540	¥1,540

(※1) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円/20GBトッピング料金2,700円をそれぞれ加算したもの  
 (※2) 国内通話5分定額の価格  
 (※3) 国内通話10分定額の価格  
 ※各社プランの内容は2022年11月1日時点のもの

(接続料の算定等に関する研究会第64回MVNO委員会資料を基に総務省で作成)

2454

2455

(出所) 第 66 回会合資料 66-1(事務局資料)より抜粋

2456

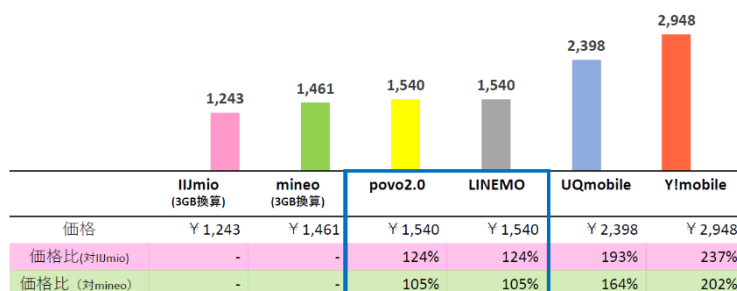
【図4-1:議論の対象となったサービス等(低容量帯プラン(3GB))】

2457

これらのプランについて、IIJmio 及び mineo のプランの月額料金を、同じ容量の3GB

2458

に換算し、料金の近接性を確認した。



2459

2460

(出所) 第 66 回会合資料 66-1(事務局資料)より抜粋

2461

【図4-2 料金の近接状況に関する分析(低容量帯プラン(3GB))】

2462

povo2.0 及び LINEMO において提供される低容量帯プランについては、MVNOの

2463

提供するプランと料金の近接度合いが高く(5%~24%)、特に mineo の同容量帯プラン

2464

との料金の乖離が 10%未満であることを踏まえれば、基準①を満たすとみなすこと

2465

が適当である。

2466

一方、UQ mobile 及び Y!mobile において提供される低容量帯プランについては、

2467

MVNOの料金と一定程度乖離(64%~137%)しており、基準①を満たしていないと

2468

みなすことが適当である。

2469 【中容量帯プラン(15GB 及び20GB)】

2470

中容量帯プランにおいて今回の議論の対象となったサービス等は以下のとおりであ

2471

る。

MVNO側から料金近接の指摘があったプラン

(税込)

中容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン				
	IIJmio	mineo	UQmobile	Y!mobile	ahamo	povo2.0	LINEMO
データ容量	20GB		15GB		20GB		
データ通信料金	¥2,000	¥2,178	¥2,728	¥3,278	¥2,970	¥2,700 (※1)	¥2,728
音声定額料金	¥500 (※2)	¥550 (※3)	¥770 (※3)	¥770 (※3)	¥0 (※2)	¥550 (※2)	¥550 (※2)
月額料金	¥2,500	¥2,728	¥3,498	¥4,048	¥2,970	¥3,250	¥3,278

(※1) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円/20GBトッピング料金2,700円をそれぞれ加算したもの  
 (※2) 国内通話5分定額の価格  
 (※3) 国内通話10分定額の価格  
 ※各社プランの内容は2022年11月1日時点のもの

(接続料の算定等に関する研究会第64回MVNO委員会資料を基に総務省で作成)

2472

2473

2474

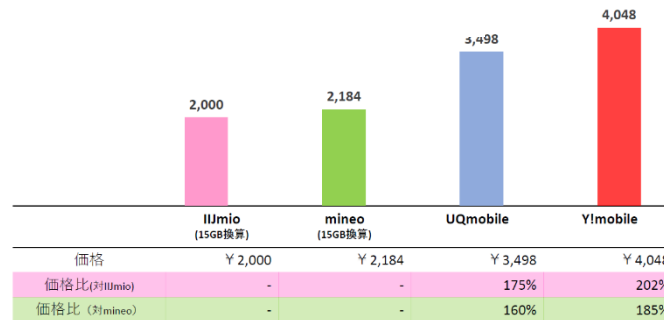
(出所) 第 66 回会合資料 66-1 (事務局資料) より抜粋  
 【図4-3: 議論の対象となったサービス等(中容量帯プラン(15GB 及び 20GB))】

2475

2476

2477

これらのプランのうち 15GB のサービス等について、IIJmio 及び mineo のプランの月額料金を、議論の対象となったMNOのサービス等と同じ容量の 15GB に換算し、料金の近接性を確認した。



2478

2479

2480

(出所) 第 66 回会合資料 66-1 (事務局資料) より抜粋  
 【図4-4 料金の近接状況に関する分析(中容量帯プラン(15GB))】

2481

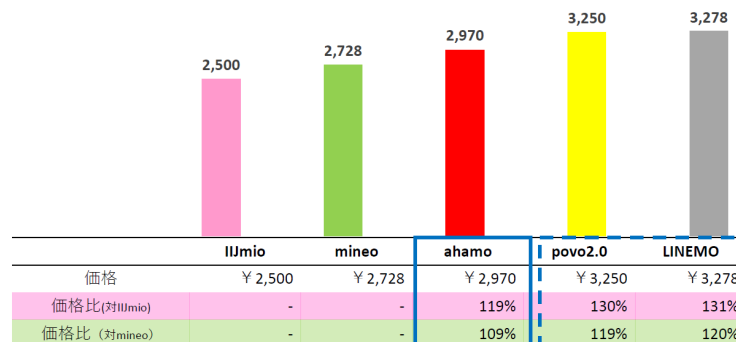
2482

2483

2484

UQ mobile 及び Y!mobile において提供される中容量帯プランについては、MVNOの料金と一定程度乖離(60%~102%)しており、基準①を満たしていないとみなすことが適当である。

同様に、20GB のサービス等についても、料金の近接性を確認した。



2485

2486

2487

(出所) 第 66 回会合資料 66-1 (事務局資料) より抜粋  
 【図4-5 料金の近接状況に関する分析(中容量帯プラン(20GB))】

2488 ahamo が提供する中容量帯プラン(20GB)については、MVNOの提供するプランと  
2489 料金の近接度合いが高く(9%~19%)、特に mineo の同容量帯プランとの料金の乖  
2490 離が 10%未満であることを踏まえれば、基準①を満たすとみなすことが適当である。

2491 一方、povo2.0 及び LINEMO が提供する中容量帯プラン(20GB)については、MV  
2492 NOの提供するプランとの料金の乖離が 10%以上ではあるものの、一定程度近接  
2493 (19%~31%)しているため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

2494 <基準②:具体的な課題に基づく要望>

2495 MVNOから寄せられた利用者の転出に関する課題を踏まえれば、

- 2496 • 低容量帯においては、MVNOから povo2.0 及び LINEMO に継続的に一定程  
2497 度の転出が認められることから基準②を満たしているとみなすことが適当である。
- 2498 • 中容量帯(20GB)においては、MVNOから ahamo、povo2.0 及び LINEMO に継  
2499 続的に一定程度の転出が認められるが、MVNOから特に ahamo について転出  
2500 の度合いが高いことが指摘されていることを踏まえ、今回の検証においては、  
2501 ahamo のみが基準②を満たしているとみなすことが適当である。

2502 今後は、MVNOが本件検証の要望をする際に、より説得力のあるデータを示すこと  
2503 ができるよう、転出する利用者へのアンケート方法等について見直すことも考えられる。

2504 <基準③:検証の合理性>

2505 検証を要望したMVNOと検証を行うMNOとの間に直接の契約関係がない場合に  
2506 ついても、当該MNOの提供するサービス等の料金水準について確認することは、M  
2507 VNOが契約相手方のMNOを選択する上で有用な情報になると考えられることから、  
2508 直接の契約関係がないことのみを理由に当該サービス等を検証対象から除外するの  
2509 は不適當である。

2510 <検証対象サービス等について>

2511 基準①、②、③及びこれまでの本研究会における議論を踏まえれば、以下のサービ  
2512 ス等について、本件検証の対象とすることが適当である。

2513 【表4-1 検証対象サービス等】

事業者	ブランド等	データ容量	対象サービス等
NTTドコモ	ahamo	20GB	ahamo
KDDI	povo2.0	3GB	povo2.0(※1)
ソフトバンク	LINEMO	3GB	LINEMOミニプラン(※2)

2514 (※1)「ベースプラン」に「データ追加3GB(30日間)」のデータトッピングを追加したもの

2515 (※2)LINEMOとして提供する料金プランのうちデータ容量3GBのプラン

2516 総務省においては、これらのサービス等について当該サービス等を提供するMNO  
2517 に通知した(令和4年 12 月 22 日)。これを踏まえ、MNO各社は、令和5年3月末、モ



2518 バイルスタックテスト指針にしたがって当該サービスについて検証を実施し、その結果  
2519 を一部公表するとともに総務省に報告した。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	各社検証結果
NTTドコモ	ahamo(20GB)	(1) 設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用（国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等） ④営業費相当額 (2) 利用者料金	○
KDDI	povo2.0(3GB)		○
ソフトバンク	LINEMOミニプラン(3GB)		○

2520  
2521  
2522

※検証対象サービス等の利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を”○”とする。

2523

#### 【図4-6 MNO各社における検証結果】

### 2524 (2)MNOによる検証結果の妥当性

#### 2525 ① 主な意見

2526 検証対象となったサービス等に関するMNOにおける検証結果について、総務省  
2527 において詳細を精査し、本研究会においてその妥当性についての議論を行ったところ、  
2528 次のとおり、事業者から意見があった。

- 2529 • 分子側になる設備容量の上限値については、サブブランドとメインブランドで同  
2530 一の上限値を採用しているということだが、分母側のパラメータ、最繁忙集中率  
2531 や最繁忙のトラフィック量についてもメインブランドとサブブランドで同一の値という  
2532 形で出されているものなのか、検証対象のブランドに特化した最繁忙トラフィック量、  
2533 最繁忙集中率を使用しているのか確認が必要と考えている。【MVNO委員会】
- 2534 ➤ 「最繁忙トラフィック量」及び「最繁忙集中率」についても、ahamo とその他の  
2535 プランで同一の値を採用している。【NTTドコモ】
- 2536 ➤ 「設備容量の上限値」と同様、「最繁忙トラフィック量」及び「最繁忙集中率」に  
2537 ついてもメイン／サブブランドで共通の値を使用している。【KDDI】
- 2538 ➤ 「設備容量の上限値」と同様に、ブランドに関係なく全ブランドでの「最繁忙  
2539 トラフィック量」及び「最繁忙集中率」を採用している。【ソフトバンク】

#### 2540 ② 考え方

2541 MNO各社が実施した検証結果は、いずれのサービス等についても利用者料金に  
2542 よる収入と当該サービス等の提供に必要なと考えられる設備等費用の差分が営業費相  
2543 当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の価格は価格圧搾による不当な競  
2544 争を引き起こす水準ではないと考えることが適当である。

2545 また、検証結果の公表に当たっては、モバイルスタックテスト指針において「非公表  
2546 とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する」こ  
2547 ととされているところ、MNO各社のサービス戦略・設備戦略等の経営上の機密情報に  
2548 該当する情報は非公表とすることが合理的であると考えられる。今回の検証において

2549 は、「設備容量の上限値」の設定方法や「営業費相当額」の考え方、検証に用いた接  
2550 続料等の情報について公表されており、公表内容として適当である。

2551 なお、検証に用いられた各項目については、本研究会において次のとおり考え方  
2552 の妥当性が確認された。

2553 ＜設備等費用①:データ接続料相当額＞

2554 モバイルスタックテスト指針において、データ接続料相当額は次の式にしたがって  
2555 算出することとされているが、MNO3社において適切に算出されていることが確認さ  
2556 れた。

$$\frac{\text{設備容量の上限値 (Mbps)} \times \text{届出接続料の単価 (円/10Mbps)}}{\frac{\text{最繁時トラフィック量 (GB/BH)}}{\text{最繁時集中度率 (\%)}} \times 30.4 \text{ (日)}$$

2557

2558 なお、以上の式の「設備容量の上限値」、「最繁時トラフィック量」及び「最繁時集中度率」  
2559 は、MNO3社いずれも、ブランドにかかわらず同一の値を採用しており、共通した考  
2560 え方が用いられていることが確認された。

2561 ＜設備等費用②:音声接続料相当額＞

2562 モバイルスタックテスト指針において、音声接続料相当額は、MNOがMVNO(の  
2563 利用者)に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうちどの程度の割合が接続機能  
2564 を利用しているかにより、次のとおり算出することとされている。

2565 • (i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合  
2566 基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料に  
2567 ついては当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額に  
2568 より算出する。

2569 • (ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合  
2570 基本料については音声伝送役務に係る卸役務の基本料により、通話料につい  
2571 ては音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を  
2572 乗じた額により算出する。ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数  
2573 の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定設備設置事業  
2574 者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用し  
2575 ているときには、(i)と同様の方法で算出する。

2576 この点、MNO3社において、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用して  
2577 いる場合」に該当することから、以上のうち(i)に基づいて算出していることが確認された。

2578 ＜設備等費用③:その他の設備費用＞

2579 モバイルスタックテスト指針において、その他の設備費用については、インターネッ

2580 ト接続サービスに係る費用、P-GW<sup>40</sup>に係る費用、他事業者との接続に際して支払う費  
2581 用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出することとされているところ、MNO  
2582 3社においてモバイルスタックテスト指針に従って算出していることが確認された。

2583 ＜設備等費用④:営業費相当額＞

2584 モバイルスタックテスト指針において、営業費相当額は、第二種指定電気通信設備  
2585 接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号。以下「二種会計規則」という。)に基づく  
2586 移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費(社会貢献活動に係る営業  
2587 費等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的とし  
2588 ないものを除く。)の割合の直近5年間の平均値により算出することとされている。

2589 この点、MNO3社において、対象サービス等の提供に際して発生しえない営業費  
2590 (例えば、オンライン限定プランにおける店頭販売に係る営業費等)を除外し、平成 29  
2591 年度から令和3年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を算出して  
2592 ることが確認された。

2593 ＜利用者料金＞

2594 モバイルスタックテスト指針において、利用者料金のうち、音声通話に係る料金につ  
2595 いては、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各  
2596 音声通話プラン加入者が支払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基  
2597 づく加重平均により算出することとされている。

2598 この点、MNO3社において、音声通話料は対象サービス等の契約者に占める「か  
2599 け放題プラン」加入者、「5分かけ放題プラン」加入者及びかけ放題プラン未加入者の  
2600 構成比等に基づき算出していることが確認された。

2601 また、モバイルスタックテスト指針において、利用者料金に関する割引については、  
2602 以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとさ  
2603 れている(ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書  
2604 の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引は控除しないこととされ  
2605 ている。)

- 2606 • 指定設備設置事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつて  
2607 は、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 2608 • 本件検証の対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引に  
2609 あつては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割  
2610 合に割引額を乗じた金額

2611 この点、MNO3社において、モバイルスタックテスト指針に従って利用者料金を算  
2612 出していることが確認された。なお、各社とも対象サービス等については各種セット割  
2613 引の適用対象外であった。

---

<sup>40</sup> Packet Data Network Gateway

### 2614 (3) 次回以降の検証の進め方

#### 2615 ① 主な意見

##### 2616 (i) 事業者からの意見

- 2617 • 今回の検証対象となったサービス等について、利用者料金の低廉化や接続料  
2618 の上昇等の今回検証からの状況変化が見られない限りにおいて再度の検証を  
2619 行わないことが適当とすることは、妥当であると考え。一方、例えば利用者料  
2620 金の低廉化には、料金はそのままだが使えるデータ量を増やすといった、実質  
2621 的な料金の低廉化につながるようなことや、例えばプランのデータ増量等、利用  
2622 者のデータ量が非常に増えるような何かしらの状況があった場合についても実  
2623 質的な利用者料金の低廉化とみなして、再度の検証の対象とすることを検討す  
2624 べきではないか。【MVNO委員会】
- 2625 • 「その他の設備費用」に算入されている「国際ローミングに係る費用」について、  
2626 今回の検証では令和3年度の実績を使用するとあるが、令和3年度がコロナ禍  
2627 の中で実質的に国外に対する旅行等がほぼできなかった年度であることを踏ま  
2628 えると、国際ローミングが増えてきた令和4・5年度では大きく費用が増えることが  
2629 想定されることも、再検証に向けて一定程度含みを残すべきではないか。【MV  
2630 NO委員会】

##### 2631 (ii) 構成員からの意見

###### 2632 <固定通信と移動通信のセット割引>

- 2633 • 指針への組み込み方は複数考えられると思うが、特に検証対象を選定する際、  
2634 料金が近接しているか否かの段階でセット割引を考慮するのも一つの考え方  
2635 である。悩ましい点もあるが、近接以外の要件についても、運用面を考慮したう  
2636 で今後作り込んでいただきたい。

###### 2637 <次回以降の検証の進め方>

- 2638 • 「近接」や「接続料相当額」という言葉の意義等、色々まだ確定しづらい、ある  
2639 は運用しなければなかなか難しいところもあるので、その点は今後しっかりと詰  
2640 めていくことになると思っている。
- 2641 • 冗長性と品質との間で非常に難しい話があるように思う。MVNOの場合は、契  
2642 約帯域以上になるとトラフィックの不都合が生じて遅延が大きくなるのに対して、M  
2643 NOの場合は、想定帯域が大きいので遅延も生じないのではないかという議論  
2644 があった。MNOの利用者が多いために相互融通ができ、その結果品質が良  
2645 くなっているところはある程度仕方ない点もあるとは思いますが、冗長性のある帯域を、  
2646 MNOはいざというときに使えるが、MVNOには使わせないとされていると不公

2647 平になるので、この点の品質をどう考えながら設備容量の上限値を決めるかに  
2648 ついては、今後の議論だと思うが、相当難しい問題である。

## 2649 ② 考え方

### 2650 <固定通信と移動通信のセット割引>

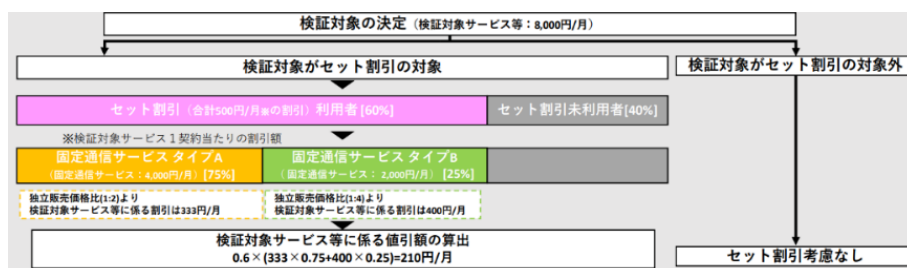
2651 FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおい  
2652 て、固定通信市場の競争環境を不当に歪めることにならないかという観点で検証が行  
2653 われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分  
2654 比(FTTHアクセスサービス:モバイルサービス=1:2~3)が明らかとなったところ、F  
2655 TTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいこと  
2656 を踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割  
2657 引の影響を考慮することが適当である。

2658 モバイルスタックテストの検証対象となったサービス等が固定通信サービスとのセッ  
2659 ト割引の対象である場合、例えば次のような手順でセット割引を考慮することが考えら  
2660 れる。

- 2661 1. 検証対象サービス等の利用者のうちセット割引を利用している者の割合を算出  
2662 するとともに、セット割引を利用している者については検証対象サービス等1契  
2663 約当たりの割引額を算出する。
  - 2664 ▶ 検証対象サービス等の契約数にかかわらず一律の値引き額が適用される  
2665 場合には、固定通信サービス1契約に紐付く平均的な検証対象サービス  
2666 等の数でセット割引の金額を除することで、検証対象サービス等1契約当  
2667 たりの額を算出する。
  - 2668 ▶ 検証対象サービス等の契約ごとに割引額が比例的に増額される場合には、  
2669 検証対象サービス等が1契約増加したときの割引額の増額分より算出する。
- 2670 2. 検証対象サービス等とのセット割引が適用される固定通信サービスが複数存在  
2671 する場合には、検証対象サービス等とそれぞれの固定通信サービスについて  
2672 独立販売価格(セット割引適用前の各サービスの価格<sup>41</sup>をいう。)に基づく値引き  
2673 額の按分比を算出の上、固定通信サービスの契約数の構成比に基づいて検証  
2674 対象サービス等に係る値引き額の加重平均を算出する。

---

<sup>41</sup>公益財団法人財務会計基準機構企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準」(平成30年3月30日公表、令和2年3月31日改定版公表)第9項において、「『独立販売価格』とは、財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいう。」とされている。また、同第69項において「財又はサービスの独立販売価格を直接観察できない場合には、市場の状況、企業固有の要因、顧客に関する情報等、合理的に入手できるすべての情報を考慮し、観察可能な入力数値を最大限利用して、独立販売価格を見積る。類似の状況においては、見積方法を首尾一貫して適用する。」とされている。



(出所) 第74回会合資料 74-2(事務局資料)より抜粋

【図4-7 固定通信・移動通信サービス間のセット割引の考慮手順例】

2675

2676

2677

2678 なお、現行のモバイルスタックテスト指針においては検証対象の選定過程において  
2679 もセット割引を考慮していないが、固定通信・移動通信間のセット割引がモバイルサー  
2680 ビス市場の競争に影響を及ぼすものであることを踏まえれば、検証対象の選定に当た  
2681 っても、セット割引を考慮することが適当である。

2682 <次回以降の検証の進め方>

2683 今回検証対象となったいずれのサービス等についても、利用者料金による収入と当  
2684 該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回ら  
2685 ないものであり、当該対象サービス等の価格は価格圧搾による不当な競争を引き起こ  
2686 す水準ではないと認められたことから、今回の検証対象となったサービス等について  
2687 は、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみら  
2688 れない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。

2689 本件検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨  
2690 時の検証を含めて柔軟に検討することが適当である。特に各社により新たな料金プラ  
2691 ンが発表された場合であって、競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せら  
2692 れた場合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速や  
2693 かに検討することが適当である。

2694 今回検証においては、検証に用いた考え方や数値について一部公表していると認  
2695 められるところ、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を  
2696 公表することが適当である。

2697 接続料相当額の算出過程を含め、検証に用いた具体的数値及びその算出根拠に  
2698 ついてはモバイルスタックテスト指針上総務省へ報告することとされているところ、今回  
2699 の検証を通じてより詳細な提示を求める意見があったことから、検証に用いた具体的  
2700 数値及びその算出過程については、総務省において確認することができるようより細  
2701 かな報告を求めることが適当である。

2702 モバイルスタックテスト指針については、今回の検証の結果及び本研究会における  
2703 議論を踏まえ、固定通信と移動通信のセット割引の取扱い等も含め、総務省において  
2704 見直しを行うことが適当である。

### 2705 3. 接続料と利用者料金の関係の検証(固定通信分野)

#### 2706 (1) 検討事項

2707 本研究会第六次報告書では、NTT東日本・西日本より検証対象から除外すべきと  
2708 の意見があった「加入電話・ISDN」について、今なおメタルアクセス回線を用いた競  
2709 争事業者(直収電話)が存在することから直ちに検証対象から除外することは不相当  
2710 であると整理した上で、

- 2711 • 現在では、固定電話市場における競争は(移動通信に比して)減退していること、
- 2712 • その中でも契約数が増加傾向にあるOABJ-IP電話に比して、加入電話の契約  
2713 数は少なく、また減少傾向にあること、
- 2714 • モバイル網を用いたOABJ-IP電話サービス<sup>42</sup>(以下「モバイルOABJ-IP電話」  
2715 という。)の提供が広がっており、実際、当該サービスを提供する事業者が、「加  
2716 入電話の代替」として広告・訴求しているところ、品質面においての差異はあるも  
2717 のの、一般の利用者から見れば、加入電話との代替性が一定程度認められ得  
2718 ること、
- 2719 • MNO3社が提供する当該サービスの料金が、加入電話の利用者料金やドライ  
2720 ップ接続料を下回る水準であること

2721 等から、今後、これらの状況も見定めた上で、加入電話・ISDNを引き続き検証の対象  
2722 とすべきかについて、改めて検討することが適当であると整理した。

2723 この点、加入電話・ISDNの利用者は現在も減少が続き、また、令和5年度には固  
2724 定電話網のIP網への移行に伴う加入電話のメタルIP電話への切替えも予定されてい  
2725 る中で、スタックテストにおける加入電話・ISDNの取扱いについて改めて検討すべく、  
2726 次の論点を中心に関係事業者(指定設備設置事業者:NTT東日本・西日本、競争事  
2727 業者:ソフトバンク、KDDI)にヒアリングを実施し、議論を行った。

- 2728 • 加入電話・ISDNと直収電話の競争状況、需要の動向はどうか。
- 2729 • モバイルOABJ-IP電話と加入電話の(一般の利用者から見た)代替性につい  
2730 てどう考えるか。
- 2731 • モバイルOABJ-IP電話の利用者料金が、NTT東西の加入電話の利用者料  
2732 金やドライカップ接続料を下回る水準であることについてどう考えるか。
- 2733 • 加入電話・ISDNに係るスタックテストは「基本料」と「通話料」において行われて  
2734 いるところ、それぞれの取扱いについてどう考えるか。

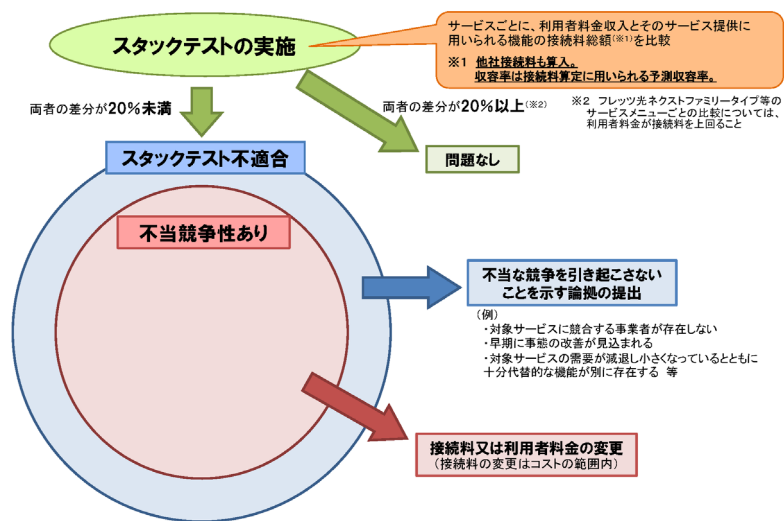
2735 また、本研究会第六次報告書での議論を踏まえて、上述の指針改定においてフレ  
2736 ッツ光ライトプラス及び Interconnected WAN を検証対象に追加したところだが、直

---

<sup>42</sup> 利用者の住宅等に設置する専用の端末及びモバイル網(VoLTE等)を用いたOAB-J IP電話サービ  
ス。令和5年6月現在、NTTドコモ「homeでんわ」、KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「おうちの  
でんわ」等が該当する。



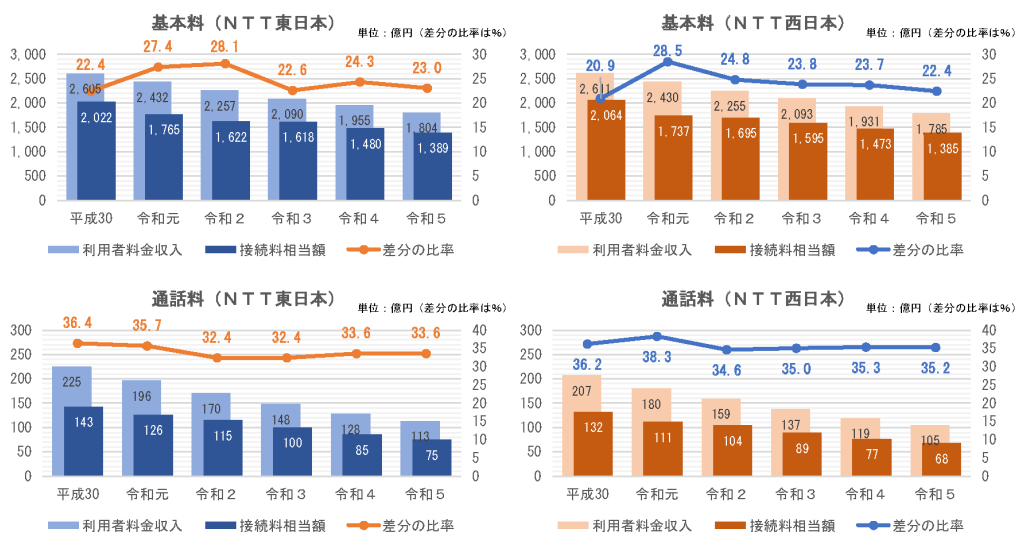
2737 近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等を踏まえて、検証の対象とす  
 2738 べきサービスや料金プランの見直しが必要であるかについても合わせて検討した。



2739  
 2740  
 2741

(出所) 第73回会合資料 73-3(事務局資料)より抜粋

【図4-8 固定通信分野における検証の概要】



2742  
 2743  
 2744

(出所) NTT東日本・西日本接続約款変更認可申請に係る資料から総務省作成

【図4-9 加入電話・ISDNスタックテスト(接続約款認可申請時)の結果】

2745 (2) 主な意見

2746 ① 事業者からの意見

2747 <加入電話・ISDN:直収電話の競争状況、需要の動向>

- 2748 ・ 固定電話市場は、既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービ  
 2749 スをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行して



2750 いる。音声通信の中心は、固定電話から携帯電話や通話アプリ等にシフトして  
 2751 おり、加入電話・直取電話の契約数等は継続的に減少している。【NTT東日  
 2752 本・西日本】

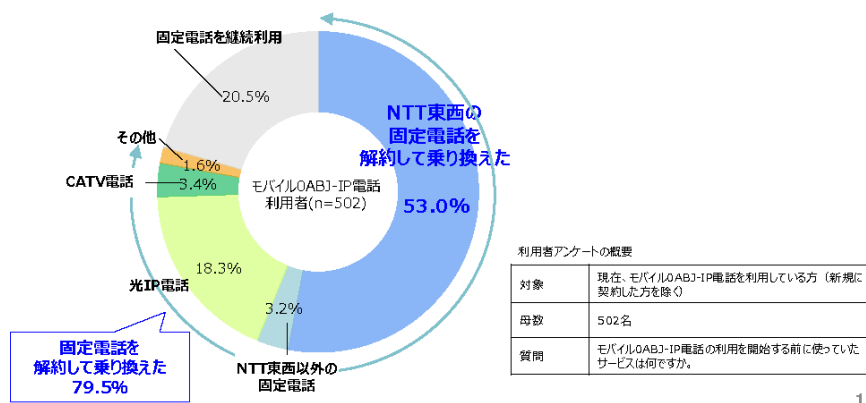
- 2753 • 現在の音声通信市場は、メタル回線を用いる固定電話から、光IP電話、CATV  
 2754 電話、モバイルOABJ-IP電話のほか、携帯電話や通話アプリ等への移行が進  
 2755 んでおり、ユーザーは多様な通信手段から音声通話サービスを選択している。  
 2756 【NTT東日本・西日本】
- 2757 • メタル回線を用いる固定電話の間ではユーザーの獲得競争は限定的であり、加  
 2758 入電話は実質インバウンド受付(ユーザーから申込みがあった場合に受付を行  
 2759 う)のみであり、積極的に顧客獲得をしている現状にはない。【NTT東日本・西  
 2760 日本】
- 2761 • 加入電話・直取電話の契約数については、ともに直近5年間の需要の下降傾向  
 2762 に大きな変化はない。【KDDI】
- 2763 • 当社直取電話の新規顧客獲得は継続しており、加入電話・ISDNと直取電話は  
 2764 変わらず競争状況にある。【ソフトバンク】

2765 ⇒ 本意見に関して、NTT東日本・西日本より「(加入電話・直取電話の)シェア  
 2766 の数字の裏には、両社ともぐっと件数が下がってきているという事情がある。音  
 2767 声通信市場はもっと大きいのではないかと思っており、固定電話・直取電話のみ  
 2768 のシェアにどれだけ意味があるのか。」との意見があった。

2769 <加入電話・ISDN:モバイルOABJ-IP電話と加入電話の代替性>

2770 • 当社の実施した利用者アンケートによるとモバイルOABJ-IP電話利用者の約8  
 2771 割が固定電話からの乗り換えであり、同サービスへの満足度は極めて高い。モ  
 2772 バイルOABJ-IP電話は、利用者の満足度から見ても加入電話との代替性を十  
 2773 分有している。【NTT東日本・西日本】

<モバイルOABJ-IP電話の移行元(利用者アンケート)>



2774 11  
 2775 (出所)第72回会合資料72-6(NTT東日本・西日本資料)より抜粋  
 2776 【図4-10 NTT東日本・西日本の実施した利用者アンケートの結果】

- 2777 • 他社ウェブサイトの記載を見ても、モバイル0ABJ-IP電話を固定電話の代替としてアピールしていることは明らか。【NTT東日本・西日本】
- 2778
- 2779 • 当社のモバイル0ABJ-IP電話は当初、当社の直取電話の提供終了に伴い移行先サービスの1つとして提供を開始したところ、移行案内時に当該サービスを選択しなかった利用者の大半は、その理由として加入電話と同等の利便性が確保されていない点等を挙げていた。モバイル0ABJ-IP電話は、サービスの特性・提供条件・スペック等の観点から一定程度は加入電話の代替性を有するものの、加入電話を完全に代替するものではない。【KDDI】
- 2780
- 2781
- 2782
- 2783
- 2784
- 2785 • ポイントになるのは直取電話の(対象とする)市場。当社直取電話のターゲットは法人利用者であり、当社は直取電話提供開始当初から法人に対してのみ獲得活動をしている。一方、当社のモバイル0ABJ-IP電話はコンシューマーに特化したサービス。モバイル0ABJ-IP電話は加入電話や直取電話と提供形態・機能(ニーズ)が大きく異なっており、代替サービスとはなり得ない。【ソフトバンク】
- 2786
- 2787
- 2788
- 2789 • (ソフトバンク社モバイル0ABJ-IP電話が直取電話の持つ機能を提供していないという説明について、構成員より「機能として持っていないという意味なのか、あるいは機能は持ち合わせているが現状は提供していないということか。」との質問があったところ、)現状、当社のモバイル0ABJ-IP電話はこの機能を持っていないのが実態であるということ。【ソフトバンク】
- 2790
- 2791
- 2792
- 2793
- 2794
- 2795 モバイル0ABJ-IP電話と加入電話の代替性については、競争事業者より、特に法人向けの需要における代替性について問題提起があったところ、関係する意見としては次のとおりである。
- 2796
- 2797
- 2798 • 法人ではかなり複雑な電話の使い方をしており、代表組や番号追加<sup>43</sup>等、当社モバイル0ABJ-IP電話が有しない機能を必要としている。当社モバイル0ABJ-IP電話は(法人需要の)巻き取り先としては全く機能していない。地理的制約のない提供や局給電も(直取電話の)メリット。【ソフトバンク】
- 2799
- 2800
- 2801
- 2802 • (当社直取電話の)法人利用者は、電話そのものを機能を含めて求めている。大量の着信を捌かないといけない等のニーズがあり、代表組、複数番号契約等を非常に求めているほか、品質を気にしており、例えばモバイル0ABJ-IP電話等で音声途切れるといったケースがあると嫌がられる傾向。良品質での提供も非常に重要なポイント。【ソフトバンク】
- 2803
- 2804
- 2805
- 2806
- 2807 • NTT東日本・西日本が、通話アプリ等の利用がメインになっているなどと説明する点は、基本的にコンシューマーの使い方であり、当社直取電話がターゲットとしている法人の使い方は全く反映されていない。【ソフトバンク】
- 2808
- 2809

<sup>43</sup> 代表組は、複数の契約者回線番号でグループを形成し、予め決めた代表番号に着信があった場合、グループから空き空き線を選んで着信する機能。番号追加は、1契約で複数の番号を利用する機能。

2810 また、構成員より、光回線を用いたクラウド電話<sup>44</sup>等が法人において直収電話の代  
2811 替手段として選択可能か質問があったところ、関係事業者の回答は次のとおりである。

2812 • 当社では特に法人利用者向けには非常に販売が好調。代表的なサービスでは  
2813 転送機能等もソフトウェアで提供できており、ほぼ法人利用者のニーズには応え  
2814 られている。【NTT東日本・西日本】

2815 • 当社では、法人利用者の事業規模に応じて状況が異なる。事業規模の大きい  
2816 利用者であれば、料金メリットが当社直収電話よりも出てくるので、当然何社か  
2817 移行する者がいるが、事業規模の小さい利用者にとっては、まだ料金が高過ぎ  
2818 てなかなか移行できない状況。【ソフトバンク】

2819 • クラウド電話サービスは、従来の電話サービスに比べて、「テレワーク中や外出  
2820 先で、パソコンやスマートフォンからオフィスの固定電話番号での発着信が可能」  
2821 「利用者が利用中のパソコンやスマートフォンにアプリをインストールすれば導入  
2822 でき、オフィスでの電話機の設置が不要」のようなメリットを持ったサービス。その  
2823 ため、(当社は)基本料や通話料に係るコストメリットだけではなく、電話機等の  
2824 端末も含めた通信環境全体のコスト削減や利用者の業務効率化に資するサー  
2825 ビスとして、小規模法人の利用者を含めて導入の提案を実施し、好評をいただ  
2826 いている。

2827 通信の利用が少なく、クラウド電話サービスの導入によるコストメリットが小さい  
2828 場合や、テレワーク中や外出先においてオフィスの固定電話番号での発着信が  
2829 不要である場合等、クラウド電話サービスの利用料と導入メリットが見合わない  
2830 というケースもあるが、そのような場合には、より安価な光IP電話サービスの提案  
2831 等を実施しているところ。

2832 以上のとおり、当社としては、クラウド電話サービスや光IP電話サービスを含  
2833 め、利用者の業務環境・通信環境に応じて、より利便性や費用対効果の高いサ  
2834 ービスを提案、提供できるよう日々取組みを進めているところであり、競合する各  
2835 社においても、法人の利用者に対して同様に取組みを進めているものと想定。  
2836 【NTT東日本・西日本】

2837 <加入電話・ISDN:モバイル0ABJ-IP電話の利用者料金と加入電話の利用者  
2838 料金・ドライカップ接続料の水準>

2839 • 直収電話提供事業者が自社設備で提供するモバイル0ABJ-IP電話の料金水  
2840 準は、加入電話の利用者料金・ドライカップ接続料を下回っている。当該事業  
2841 者はドライカップを用いるのではなく、モバイル0ABJ-IP電話を提供することが  
2842 経済合理的。【NTT東日本・西日本】

---

<sup>44</sup> 例えば、Web会議システム等と連携して0AB-J番号での発着信が可能なサービスとしては、「ひかりクラウド電話」(NTT東日本・西日本)がある。

2843 <加入電話・ISDN:基本料と通話料それぞれの扱い>

- 2844 • ドライカップ接続料と加入電話の利用者料金との関係が不当な競争を引き起こすか否かを検証する意義は相当低くなっていることから、必要となる規制コストも踏まえれば「基本料」「通話料」によらず検証の対象から除外することが適当。
- 2845
- 2846
- 2847 **【NTT東日本・西日本】**
- 2848 • スタックテストのそもそもの目的は、一種指定設備設置事業者と接続事業者との間で不当な競争が引き起こされていないかの検証であり、今回の論点においては、検証対象となるサービスで競争が生じているか否かの判断が必要。その判断基準は次の2点。
- 2849
- 2850
- 2851
- 2852 ▶ 接続事業者が提供しているサービスの新規獲得が継続していること。
- 2853 ▶ 代替サービスが存在せず、同一サービス市場内での競争が継続していること。**【ソフトバンク】**
- 2854
- 2855 • 基本料と通話料に関してはそれぞれ別の市場であり、引き続き異なるサービスブランドとして検証する必要。**【ソフトバンク】**
- 2856
- 2857 • 本検証は、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認するために検証を行うものであり、ボトルネック性を有する一種指定設備における競争優位性・市場支配力の観点及び旧来のネットワークに係るサービスにおける需要減少による接続料の上昇が危惧される点等を勘案し、提供終了が決定したサービスを除き、一種指定設備を利用する接続事業者が存在するサービスを検証の対象とすべき。**【KDDI】**
- 2858
- 2859
- 2860
- 2861
- 2862
- 2863 • 本検証は一種指定設備接続料の認可要件であることを踏まえると、基本料と通話料は一種指定設備の異なる接続機能を用いたサービスであり、現時点においては各々で接続事業者が存在していることから、現行の検証方法のとおりに分けて検証を実施することが適当。**【KDDI】**
- 2864
- 2865
- 2866

2867 <直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等>

2868 NTT東日本・西日本が直近で新たに提供を開始した第一種指定設備を用いるサービスであって、競争事業者より検証の対象とすべきとの意見があったものは次のとおりである。

- 2871 • ひかり電話ネクスト(令和5年3月31日提供開始)
- 2872 ▶ 加入光ファイバをアクセス回線として、IP電話を単体で利用できるサービス(インターネット接続サービスは利用できない。)
- 2873
- 2874 ▶ 新規受付を終了したフレッツ光ライト・ライトプラス(二段階定額プラン)の移行先サービスの1つとして案内されている<sup>45</sup>。
- 2875

<sup>45</sup> NTT東日本・西日本の令和4年11月30日付け報道発表『フレッツ 光ライト』、『フレッツ 光ライトプラ

- 2876           ➤ ソフトバンクより、「インターネットの利用を前提とした現状のひかり電話とは  
2877           提供形態及び市場が異なる」ため、サービスブランドとして検証対象とすべ  
2878           きとの意見があった。
- 2879       • フレッツ光クロス マンションタイプ<sup>46</sup>(令和4年9月1日提供開始)
  - 2880           ➤ 最大 10Gb/s の符号伝送が可能な集合住宅向けFTTHアクセスサービス  
2881           であり、都市部を中心とした一部の地域で提供されている。
  - 2882           ➤ ソフトバンクより(既にサービスメニューごとの検証の対象である)「フレッツ  
2883           光クロスファミリータイプと並ぶプランである」ため、サービスメニューごとの  
2884           検証対象とすべきとの意見があった。
  - 2885       • フレッツ光クロス オフィスタイプ(令和5年3月13日提供開始)
  - 2886           ➤ フレッツ光クロスについて、法人向けに出張修理対応時間を拡大し、専用  
2887           の故障対応窓口を設置したものであり、保守対応以外の提供条件は、フレ  
2888           ッツ光クロス(ファミリータイプ、マンションタイプ)と基本的に同様。
- 2889       また、NTT東日本・西日本より、検証対象等について次のような意見があった。
- 2890       • フレッツ光ライト・ライトプラスは、令和5年3月末をもって新規申込受付を停止し  
2891           たことから、検証対象から除外いただきたい。
  - 2892       • 新規申込受付を停止したサービスについては、本研究会等での議論を待たず、  
2893           自動的に検証対象から除外する仕組みとしていただけないか。
  - 2894       • 規制コストの最小化の観点から、例えば、現時点において利用者料金収入と接  
2895           続料相当額に十分な差分があるサービス、現時点において実際の接続事業者  
2896           が存在しないサービスについて、検証の運用に関する柔軟化・簡素化を検討い  
2897           ただけないか。

## 2898   ② 構成員からの意見

### 2899   <加入電話・ISDN>

- 2900       • ソフトバンクの主張する小規模法人向け直収電話のニーズが未だ一定程度存  
2901           在し、価格面からクラウド化には制約があるという点については理解できたもの  
2902           の、この利用者をNTT東日本・西日本と奪い合う関係には既ないと認識。
- 2903       • 加入電話・ISDNをスタックテストの対象から除外することに賛成。  
2904           加入電話・直収電話に関する消費者トラブルはあまり耳にしない。小規模法  
2905           人にとって直収電話のニーズがあることは理解したが、固定電話網のIP網移行  
2906           に伴いマイラインも近日中に終了することから考えると、激しい競争が繰り広げら

---

ス』の新規申込受付・提供終了および『光回線を利用した電話サービス(仮称)』の提供開始」(NTT東日本)、『フレッツ 光ライト』の新規申込受付・提供終了および『光回線を利用した電話サービス(仮称)』の提供開始について」(NTT西日本)において。

<sup>46</sup> NTT西日本における名称。NTT東日本においては、令和4年9月1日より、集合住宅向けに「フレッツ光クロス」が提供されている。

2907 れている分野とは言いがたいのではないか。固定電話網のIP網移行は大きな  
2908 転換点であり、これを好機と捉えて見直しをすべきところは見直しをすべき。  
2909 • 検証対象となっているサービス等において価格圧搾による不当な競争が生じな  
2910 いようにするという検証の趣旨を考えると、検討対象であるサービス等と代替性  
2911 があるサービスが存在・確認される(需要者の乗換が価格や機能等の観点から  
2912 一定程度認められるなどの)場合は、そのことが、接続事業者との間での価格圧  
2913 搾による不当な競争を引き起こすかどうかという評価自体の必要性を低くする可  
2914 能性はある。一般的な競争法の文脈では、需要者の範囲を法人・コンシューマ  
2915 ー等に分けることも考えられるが、本検証においてはサービス・サービスメニュー  
2916 の単位で検証対象を選定しており、また、今回のヒアリング等を踏まえると特定  
2917 のユーザーにのみ着目した競争も十分に確認されないことから、各サービス  
2918 等の需要者の範囲全体で判断していくという運用が、これまでの考え方とも連続  
2919 性を持っている。  
2920 以上を踏まえ、関係事業者の意見等から検討すれば、加入電話を現時点に  
2921 において検証の対象から除外する整理も可能。

#### 2922 <直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等>

2923 • フレッツ光ライト・ライトプラスは検証対象から除外してよい。  
2924 • 新規申込受付を停止したサービスについて、自動的に検証対象から除外する  
2925 仕組みを構築することに関しては、除外を議論する場合は少なくとも 必要で、時  
2926 期尚早。検証の運用に関する柔軟化・簡素化については、今後検討する余地  
2927 がある。

### 2928 (3) 考え方

#### 2929 <加入電話・ISDN>

2930 まず、個人利用者の需要に関しては、NTT東日本・西日本が実施した利用者アン  
2931 ケートの結果等によると、モバイル0ABJ-IP電話は(利用者から見た)代替性を有し  
2932 ており、その他の状況変化(光回線を用いるクラウド電話や、音声通話機能を有するア  
2933 プリケーション等の登場・普及による音声通信市場の広がり等)も合わせて考えれば、  
2934 加入電話・直収電話間の競争は限定的と言える。

2935 次に、法人利用者については、高品質<sup>47</sup>な電話単体サービスを需要する小規模な  
2936 法人利用者において、モバイル0ABJ-IP電話等が代替しがたい直収電話・加入電

<sup>47</sup> モバイル0ABJ-電話IP電話においては、加入電話・直収電話において提供可能な局給電(交換機からメタルアクセス回線を通じて固定電話端末に電力を供給する機能。対応する固定電話端末は、停電時においても通話が可能。)を提供することが不可能(端末にバッテリーを接続すること等により代替することは可能)であるほか、電波状況等によって通話が不可能となり、又は品質が低下しうる点等において加入電話・直収電話の品質に劣後すると考えられる。

2937 話の需要が一定程度存在すると考えられるものの、  
2938 • スタックテストにおいてはブランド・メニューの単位で検証対象を設定しており、  
2939 ブランド・メニューの需要の一部(今般の加入電話・ISDNに関する議論におい  
2940 ては、小規模な法人利用者)における競争に着目して不当な競争が生じていな  
2941 いかを検証するものではないこと、  
2942 • 小規模な法人向けの需要の実態については、加入電話・ISDNに係る競争全  
2943 体に影響を及ぼすものとは言えない<sup>48</sup>こと  
2944 から、今回の検討においても、加入電話・ISDNの需要者全体における競争状況を踏  
2945 まえて検証の必要性を検討することが適当である。  
2946 また、加入電話・ISDNに関しては、基本料のほか、通話料においてスタックテスト  
2947 が行われていたが、この点については、固定電話網のIP網への移行の過程でマイラ  
2948 インが廃止<sup>49</sup>され、通話料における競争の前提が変化することを考慮すべきである。  
2949 以上を踏まえて、必要となる規制コストも勘案しつつ検討すれば、加入電話・ISDN  
2950 については、基本料・通話料いずれも検証対象から除外することが適当である。  
2951 なお、加入電話・ISDNをスタックテストによる検証対象から除外することは、同サー  
2952 ビスについてNTT東日本・西日本が価格圧搾による不当な競争を引き起こす可能性  
2953 が絶無であることを示すものではない。  
2954 加入光ファイバの接続料水準(シングルスター方式)は加入電話・直取電話の事務  
2955 用基本料と比較して同等ないし上回っている状況<sup>50</sup>にあり、競争事業者がNTT東日  
2956 本・西日本の加入光ファイバとの接続により小規模な法人向けの高品質の電話単体  
2957 サービスを提供することは今なお困難である<sup>51</sup>ことを踏まえれば、総務省においては、

<sup>48</sup> 加入電話及び直取電話全体で、事務用の加入者数は全体の25.9%(331万加入)(電気通信事業報告規則に基づく報告による令和4年度末の状況)。

<sup>49</sup> 「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申 ～最終形に向けた円滑な移行の在り方～」(平成29年9月27日情報通信審議会答申)において、(マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されている)「メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当」と整理されている。

<sup>50</sup> NTT東日本・西日本の加入電話の事務用基本料(2級局・ダイヤル回線)は2,350円、競争事業者の直取電話では2,200円(ソフトバンク「おとくライン」事務用2級地)であるのに対し、シングルスター方式の加入光ファイバの接続料は、NTT東日本で2,162円、NTT西日本で2,271円。(利用者料金は令和5年6月現在。接続料は令和5年度申請接続料)

<sup>51</sup> 本研究会においても、加入電話・ISDNを検証対象から除外することに関して、ソフトバンクより「市場全体から見て競争が極めて限定的という理由で対象から外すという整理については、その市場の中でビジネスを行っている当事者からすると、納得しがたい」「当然、そういった一面も見する必要はあるが、むしろ重要なのは、機能面及び価格面で十分な代替性を持ったサービスがあるかどうかであり、その点はしっかりと検証していただきたい。十分な代替性を持ったサービスがあるかどうかについて、当社のサービスだけではなく、指定設備設置事業者が提供しているサービスも含めて、整理していただきたい」との懸念が示されたところである。

2958 そうした需要を念頭に、ドライカップ接続料と加入電話・ISDN事務用基本料の関係に  
2959 おいて不当な競争が生じていないか、競争事業者の意見を聞きながら、引き続き注視  
2960 することが適当である。

2961 ＜直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等＞

2962 直近で新たに提供されたサービスのうち、ひかり電話ネクストについては、①サービ  
2963 ス競争が存在する<sup>52</sup>こと、②ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存のサービスのい  
2964 ずれとも提供形態等が異なる<sup>53</sup>「光回線を利用した電話単体サービス」であること、③  
2965 サービスブランドごとの検証の対象となっていたフレッツ光ライト・ライトプラスの移行先  
2966 サービスであること等を勘案し、サービスブランドごとの検証の対象に追加することが  
2967 適当である。

2968 また、フレッツ光クロスに関連して、検証の対象とすべきとの提案があった、

2969 • フレッツ光クロス マンションタイプについては、フレッツ光クロス ファミリータイプ  
2970 と同様、将来原価方式に基づき接続料が算定される機能を用いて提供され、競  
2971 争事業者が存在する<sup>54</sup>ことから、サービスメニューごとの検証の対象に追加する  
2972 ことが適当である。

2973 • フレッツ光クロス オフィスタイプについては、フレッツ光クロスにおける他のサー  
2974 ビスと異なる点が保守の態様のみであり、接続料等総額は全く同様<sup>55</sup>であること  
2975 も踏まえて、検証対象への追加の必要性について検討すべきである。

2976 フレッツ光ライト・ライトプラスについては、既にサービスの終了が決定<sup>56</sup>しており、か  
2977 つ、新規契約を停止していることから、スタックテストによる検証の必要性は認められず、  
2978 検証対象から除外することが適当である。

2979 なお、検証対象の除外に当たっては、今後も個別に議論・判断をすることが適当で  
2980 あり、NTT東日本・西日本から提案のあった検証の運用の柔軟化・簡素化について  
2981 は、本検証の趣旨・目的等を踏まえつつ、想定される規制コストの削減効果を勘案し、  
2982 必要性が認められる場合には検討することが適当である。

<sup>52</sup> 例えば、競争事業者が提供するサービスとして、KDDI「auひかり マンション」ではIP電話サービスを単体で利用することが可能。

<sup>53</sup> 一部地域においてNTT東日本・西日本が提供している「光回線電話」を除く。

<sup>54</sup> KDDI(「auひかり マンションギガ(10Gbps)全戸一括加入型」を提供)、ソニーネットワークコミュニケーションズ(「NURO光 for マンション 10ギガプラン」を提供)等が存在(令和5年6月現在)。

<sup>55</sup> すなわち、利用者料金と接続料等総額の差額を基に検証を行うスタックテストにおいては、本サービスを検証対象に加えたとしても、本サービスの利用者料金が「フレッツ光クロス」の他サービスを下回ることがないとすれば、「フレッツ光クロス」の他サービスがスタックテストに適合する限り、本サービスも適合するという関係にある。

<sup>56</sup> NTT東日本・西日本の令和4年11月30日付け報道発表(脚注45参照)においては、フレッツ光ライト・ライトプラスについては、令和7年3月31日にサービス提供を終了することとされている。



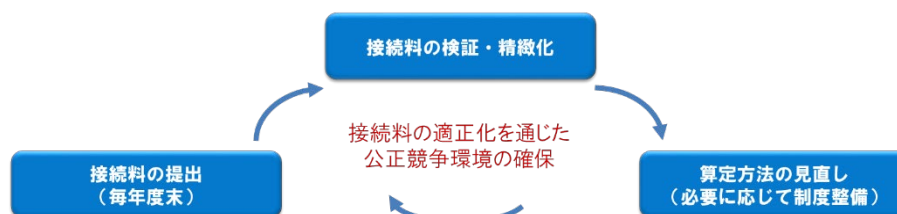
## 2983 第5章 モバイル接続料の適正性向上

### 2984 1. 検討の経緯

2985 第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項  
2986 の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」  
2987 を超えてはならないとされ、その設定対象機能(アンバンドル機能)や具体的な算定方  
2988 法は、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号)で規定され  
2989 ているとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するた  
2990 めの算定根拠の提出について規定されている。

2991 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠を基に総務  
2992 省で検証を実施し、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上につなげている。  
2993 本研究会第六次報告書においても、検証の結果等に基づく提言が行われた。

2994 こうした取組については、毎年度、継続的に行い、検証・精緻化のサイクルを循環さ  
2995 せていくことが望ましいと考えられるところ、今般、これまでの提言を踏まえ提出される  
2996 こととなった算定根拠等を含め、新たに適用される接続料について接続約款の届出が  
2997 行われ、総務省において、当該接続料についての検証が行われた。その検証結果を  
2998 踏まえ、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて、検討を行う必要が  
2999 あると思われる事項について、MNO3社及びMVNO委員会にヒアリングを実施し、  
3000 議論を行った。



3001

3002

3003

(出所) 第71回会合資料 71-2(事務局資料)から抜粋

【図5-1 検証・精緻化のサイクル】

### 3004 2. 予測値の算定方法

#### 3005 (1) 検討事項

3006 各種接続料のうち、データ接続料(回線容量単位接続料)については、MVNOに  
3007 おける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保す  
3008 るため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用している。将来  
3009 原価方式においては、①接続料の原価である「設備管理運営費」、②利潤算定に用  
3010 いるレートベースの大宗を占める「正味固定資産」、③「需要」のそれぞれについて合  
3011 理的な将来予測を行うこととしている。

- 3012 本研究会第六次報告書では、次の点について提言した。
- 3013 • 見込みの考え方の報告: 予測の更なる精緻化に向け、計算式や計算に用いる
  - 3014 基礎的なものの具体的な値に加え、各費目の予測計算式におけるパラメータの
  - 3015 設定の見込みの考え方(例:Aの取組によりBに係る費用の低減を見込む)も届
  - 3016 け出してもらうことが適当。
  - 3017 • 外部要因とそれ以外の要因の分類: 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予
  - 3018 測値の差異」について、外部要因とそれ以外の要因に分け、定量的に説明する
  - 3019 ことは困難であるとの意見があることから、その分類にかかわらず、次年度以降
  - 3020 の予測値の精緻化に資する説明を引き続き行っていくことが適当。
  - 3021 • MVNOへの情報開示: MVNOにおける予見可能性を高める観点から、MNO
  - 3022 は予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異についても、情報開示告
  - 3023 示(平成28年総務省告示第107号)に記載の「予測に用いた算定方法(計算
  - 3024 式等具体的な考え方を含む。)」に関する情報の一環として積極的に情報開示
  - 3025 を行うことが適当。また、MNOは社会的・経済的な影響の大きい不測の事態が
  - 3026 起きた場合に限らず、平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場
  - 3027 合には、必要に応じてMVNOに対して速やかに情報提供することが望ましい。
- 3028 今般、令和4年度に届出のあった接続料の予測値の算定方法について、MNO各
- 3029 社の提出内容を比較・確認するとともに、本研究会第六次報告書において提言した点
- 3030 について、MNO各社における進捗状況を確認し、算定方法を更に精緻化すべき点
- 3031 がないか検討を行ったところ、次の点が確認された。
- 3032 • 「設備管理運営費」「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値については、
  - 3033 MNO各社とも昨年度と同様の考え方にに基づき算定を実施している。
  - 3034 • 本研究会第六次報告書の提言を踏まえ、MNO各社からパラメータ設定の考え
  - 3035 方について新たに届出がなされたものの、一部のMNOにおいては、パラメータ
  - 3036 の設定根拠である対象事業年度の見込み(具体的なコスト削減の内容等)が十
  - 3037 分に細かい粒度で示されておらず、見込みとパラメータの増減との間の因果関
  - 3038 係が不明確な部分があった。
  - 3039 • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、次年度以
  - 3040 降の予測値の精緻化に資する説明を引き続き行っていくことが適当であるとされ
  - 3041 たところ、令和4年度に届出のあった接続料においても「予測値と実績値の差異」
  - 3042 及び「予測値と予測値の差異」が一定程度発生しているが、差異が発生する要
  - 3043 因とパラメータ修正の考え方との因果関係が不明確な部分があった。
  - 3044 • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関してMNOがM
  - 3045 VNOに対して開示した内容が報告されるとともに、今後も積極的な情報共有を
  - 3046 行う旨が表明された。
  - 3047 この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 3048       • パラメータ設定の考え方については、事業全体の傾向等の抽象的な見込みで  
3049       はなく、より具体的かつ細かな粒度での見込みを示すことにより、見込みとパラメ  
3050       ータの設定との間の因果関係を明確化する必要があるか。
- 3051       • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生している場合  
3052       においては、差異が発生する要因の分析を行い、当該要因が一過性のもので  
3053       ないと考えられる場合には、パラメータ設定の考え方に反映させることが必要か。
- 3054       • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへ  
3055       の情報開示については、今後も積極的な情報提供が必要であり、引き続きMN  
3056       Oによる情報開示状況を確認することが適当か。

## 3057   (2) 主な意見

### 3058   <見込みの粒度>

- 3059       • 具体的かつ細かな粒度での見込みの考え方をあらかじめ整理し、総務省及び  
3060       接続事業者へ提示・説明している。【NTTドコモ】
- 3061       • 現在の予測においても算定時点に把握可能な将来の見込みについて反映して  
3062       算定しており、引き続き算定時点で把握可能な見込みについては反映していく  
3063       考え。ただし、将来の計画に関して、具体的かつ細かな粒度での見込みが存在  
3064       しない場合があることについては留意が必要。【KDDI】
- 3065       • 様式において、見込み(予測値)とパラメータ(予測値を算出するための計算方  
3066       法・具体的な値)の設定の関係性が分かるよう、「予測値の具体的な計算式等」  
3067       へ具体的かつ論理的に考え方を記載し、「基礎的なものの具体的な値」へ具体  
3068       的な数値を可能な限り細かな粒度で記載している。また、パラメータの設定にお  
3069       いては、当社は経年での増減要因についても可能な限り細かな粒度かつ具体  
3070       的に様式へ記載しているため、当社記載は見込みとパラメータ設定との間の因  
3071       果関係の明確化に資するもの。【ソフトバンク】

### 3072   <要因分析とその反映>

- 3073       • 差異が発生する要因の分析をあらかじめ整理し、総務省へ提示・説明している。  
3074       【NTTドコモ】
- 3075       • 一過性のものではない要因に関して、算定時点で把握可能な見込みについて  
3076       パラメータ設定の考え方に反映させることは一定の合理性がある。【KDDI】
- 3077       • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、当  
3078       社は細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式へ記載している。また、  
3079       上述の粒度で「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」を確認し、  
3080       その要因が一過性のものではない場合、当社はパラメータ設定の考え方に反映  
3081       している。具体的には、12月届出時の分析において明らかとなった傾向に基づ  
3082       き精緻化を図り、2月届出の値に反映させるなど能動的に対応している。今後も

3083 引き続き予測値の精緻化に向けた対応をしていく考え。【ソフトバンク】

3084 <MVNOへの情報提供>

- 3085 • MVNOの事業運営における予見可能性を高める観点から、予測に用いた算定
- 3086 方法及び見込みの考え方に加えて、予測値と実績値の差異及び予測値と予測
- 3087 値の差異の理由についても積極的に情報開示を行う考え。【NTTドコモ】
- 3088 • MVNOの要望に応じて書面又は対面にて情報開示を行っており、引き続き情
- 3089 報開示に努めていく考え。【KDDI】
- 3090 • MVNOに対しては、予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異につい
- 3091 て、算定根拠として総務省に届け出ているものと同様の内容を開示。【ソフトバン
- 3092 ク】
- 3093 • 一部のMVNOから、「情報開示告示に示されている具体的な算定方法(計算
- 3094 式等)が示されず、または示された場合であっても情報は不十分」、「現在の開
- 3095 示情報では、MVNO自らの努力でもって予測値の妥当性を検証するのは難し
- 3096 い」との声があり、その状況に目立った変化は見られない認識。
- 3097 また、本研究会第六次報告書において「予測値と実績値の差異及び予測値
- 3098 と予測値の差異」についての積極的な情報開示等が適当と示された一方で、現
- 3099 状においてもMNOによる情報開示は不十分と認識しており、予測算定時以降
- 3100 の状況変化が生じた場合の速やかな情報提供や、差異についての具体的な理
- 3101 由等の説明はなされておらず、MVNOで実績値の水準を予想することができな
- 3102 いという状況に変わりはない。MNOからMVNOに対する情報開示のさらなる
- 3103 充実を希望。【MVNO委員会】

3104 (3) 考え方

3105 <見込みの粒度>

3106 パラメータを設定する際に用いる将来の見込みについては、具体的かつ細かな粒

3107 度で示すことにより見込みとパラメータ設定との間の因果関係を明確化することが適当

3108 である。

3109 将来の具体的な見込みが存在しない項目についても、MVNOガイドラインにおい

3110 て、「例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の

3111 算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会

3112 計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更)等を、「需要」

3113 における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが

3114 望ましい。」とされていることから、こういった具体例の粒度を参照し、可能な限り細かな

3115 粒度で記載することが適当である。

3116 <要因分析とその反映>

3117 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因の分析及  
3118 び分析結果の次期算定への反映は、既に一部のMNOにおいて行われているところ、  
3119 引き続き積極的に分析結果をフィードバックすることで予測値の算定方法の更なる精  
3120 緻化に努めることが適当である。

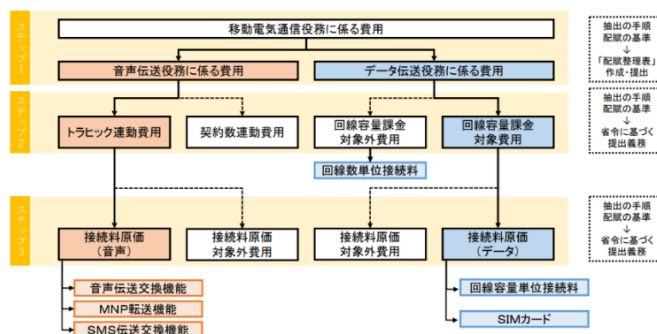
3121 <MVNOへの情報開示>

3122 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、情報開示告示<sup>57</sup>  
3123 に規定された「予測に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)」に関する  
3124 情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当である点はこれまでも指摘さ  
3125 れられているところ、一部のMVNOからは情報開示が不十分であることが指摘されている。  
3126 そのため、MNOにおいてはより積極的な情報開示に努めるとともに、総務省におい  
3127 て引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当である。

3128 3. 原価の適正性の確保

3129 (1)現状

3130 音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ(ステップ1:音声伝送役務/デ  
3131 ータ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラフィック連動費用/回線容量課金対象費用  
3132 の抽出、ステップ3:接続料原価の抽出)に基づき抽出される。ステップ1については、  
3133 二種会計規則に配賦基準が示されているとともに、二種指定設備設置事業者は配賦  
3134 基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。ステップ2・3につい  
3135 ては、本研究会第五次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求  
3136 めることが適当とされたこと等を踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況  
3137 を報告することとされている。



3138 (出所) 第74回会合資料74-1(事務局資料)から抜粋  
3139 【図5-2 接続料原価抽出の3ステップの概要】  
3140

<sup>57</sup> 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項に基づき情報の開示に関する事項を定める件(平成28年総務省告示第107号)

3141 接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、ステップ1については二種会計規則に抽  
3142 出・配賦の基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書の作成・提出を義  
3143 務づけており、透明性及び検証可能性が確保されている一方、ステップ2・3について  
3144 は抽出・配賦の考え方が不透明であったことから、本研究会においては、特にステッ  
3145 プ2・3に焦点を絞って累次の議論を行い、次のとおり明確化を図ってきた。

- 3146 • 各社の控除率の比較
- 3147 • 費用の抽出・配賦基準について総務省への届出対象に追加(省令様式の追加)
- 3148 • 抽出・配賦に関する考え方の一貫性について総務省において確認

3149 本研究会第六次報告書においても、ステップ2・3については次のとおり整理した。

- 3150 • 事業者間で原価の抽出・配賦に関する考え方や方法が異なること自体は直ち  
3151 に問題とはいえないものの、接続料の適正性の確保の観点から、各事業者にお  
3152 いて原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが  
3153 必要である。
- 3154 • 原価の抽出方法や配賦基準等については現行の届出様式にて引き続き報告  
3155 を求めつつ、仮に前年度と算定方法に関する考え方等に変化が生じた場合に  
3156 は、その旨とその理由を総務省に説明するとともに、届出様式の備考欄にもそ  
3157 の内容を記載した上で届け出ることが適当である。

## 3158 (2)ステップ1(音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦)

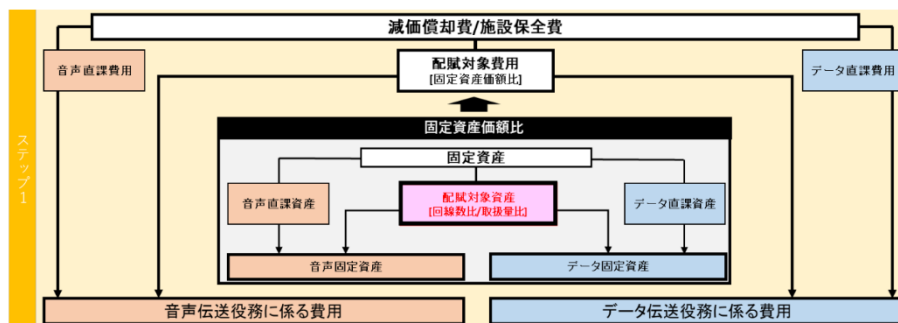
### 3159 ① 検討事項

3160 ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、二種会計  
3161 規則において配賦整理書の作成・提出が義務づけられていることから、一定の透明性  
3162 及び検証可能性が確保されていると見なされてきたものの、本研究会においてその適  
3163 正性については検証されてこなかった。仮にステップ2・3において控除すべき費用が  
3164 適切に控除されたとしても、音声／データ伝送役務間の費用配賦が適切に行われな  
3165 ければ、音声接続料／データ接続料が過大又は過小に算定されるなどにより、算定  
3166 の適正性が確保されないおそれがあり、また、不当な内部相互補助を通じて公正競争  
3167 環境が阻害される可能性があるため、今般は、ステップ1についても分析・検証を行う  
3168 こととした。

3169 原価抽出プロセスのステップ1は、音声／データ伝送役務間で費用の配賦を行うも  
3170 のであるが、ステップ1において役務間で費用配賦を行う際の考え方については、当  
3171 該プロセスの策定時の状況を踏まえ、各々の役務が基本的に別々の設備を用いて提  
3172 供されていることを前提<sup>58</sup>に、二種会計規則において一定の考え方が規定されている。

<sup>58</sup> 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」(平成21年10月情報通信審議会)

3173 例えば各社の音声接続料／データ接続料原価の大宗を占める「減価償却費」や「施  
 3174 設保全費」の配賦基準としては、「関連する固定資産価額比」を用いることが原則とさ  
 3175 れているが、一方、どのような基準で固定資産価額を音声／データ伝送役務間で配  
 3176 賦するか等の具体的な考え方については明確に示されていない。



3177 (出所) 第73回会合資料 73-2(事務局資料)から抜粋  
 3178  
 3179 【図5-3 接続料原価抽出のステップ1の概要】

3180 当該プロセス制定時の議論においても、仮に音声／データ伝送役務間の原価の分  
 3181 計に用いる配賦基準が恣意的に設定された場合には、不当な内部相互補助がなされ  
 3182 るため公正競争環境が阻害されることとなる点が指摘されていた<sup>58</sup>ところ、今回の検証  
 3183 においては、現在では音声／データ伝送役務が基本的には共通の設備を用いること  
 3184 によって提供されるようになったことを踏まえ、ステップ1の配賦方法について検証を実  
 3185 施した。

3186 音声(光IP電話等)及びデータ(フレッツ光・コラボ光等)の双方で用いられるNTT  
 3187 東日本・西日本のNGN(次世代ネットワーク)に関する接続料の算定においては、音  
 3188 声・データで専有的に利用している設備のコストはそれぞれの接続料に直課した上で、  
 3189 音声・データで共用する設備のコスト(NGNにおいては伝送路、中継ルータ等)につ  
 3190 いては、トラヒック比(ポート実績トラヒック比)を基本としつつ、音声等における通信品  
 3191 質の確保に要する帯域を考慮(QoS制御係数)して配賦しており、こうした考え方をモ  
 3192 バイル接続料の算定においても参照することが考えられる。

3193 以上を踏まえ、今般の検証においては、原価抽出のステップ1について、各社の考  
 3194 え方の比較を行ったところ、以下の点が確認された。

- 3195 • 原価の大宗を占める「減価償却費」及び「施設保全費」の音声／データ伝送役  
 3196 務間の配賦については、主に固定資産価額比に基づいて行われているところ、  
 3197 各社へのヒアリングを実施した結果、各社独自の考え方に基づき固定資産価額  
 3198 比を算出していることが分かった。

3199 この確認結果を受けて、ステップ1については、次の論点について議論を行った。

- 3200 • ステップ1の音声／データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方について確  
 3201 認・検証を行うことが適当ではないか。例えば、固定資産価額比については、音  
 3202 声／データ伝送役務のトラヒック比に基づいて算出することについて検討しては



3203           どうか。

3204           • ステップ1における音声／データ伝送役務の費用配賦の考え方に変更が行わ

3205           れた場合、音声／データ伝送役務に配分される費用が変動し接続料水準に影

3206           響することが想定される。この場合、それぞれの接続料の負担事業者への影響

3207           についてどのように考えるか。例えば、トラフィック比に基づいて固定資産価額比

3208           を算出した場合、ステップ1におけるデータ伝送役務の原価の配賦割合が現状

3209           よりも高くなることが想定されるが、データ伝送役務に係る接続料は一貫して遞

3210           減傾向にあることから、仮に原価が増加したとしても接続事業者及び利用者へ

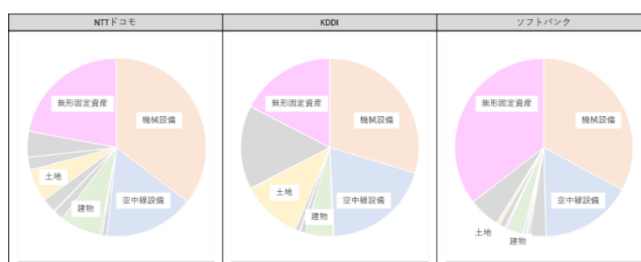
3211           の影響は限定的と考えられるのではないか。

3212           このうち、1点目の論点については、構成員からまずは各社がステップ1において各

3213           社が採用している現行の考え方の把握が必要である点指摘があったこと等を踏まえ、

3214           総務省において、各社の固定資産価額比の算出方法及び「減価償却費」「施設保全

3215           費」の配賦結果について次のとおり確認を行った。



3216           (出所) 第 73 回会合資料 73-2(事務局資料)から抜粋

3217           【図5-4 各社の固定資産構成比】

3218

3219           【表5-1 主要固定資産項目の音声／データ配賦比率】

項目	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
機械設備	6.9%:93.1%	19.0%:81.0%	25.2%:74.8%
空中線設備	3.0%:97.0%	25.6%:74.4%	30.0%:70.0%
建物	6.9%:93.1%	26.8%:73.2%	30.9%:69.1%
土地	6.0%:94.0%	27.5%:72.5%	25.7%:74.3%
無形固定資産	22.0%:78.0%	24.2%:75.8%	24.1%:75.9%
その他	32.5%:67.5%	26.4%:73.6%	27.4%:72.6%

3220           (出所) 第 73 回会合資料 73-2(事務局資料)を元に作成

3221           【表5-2 「減価償却費」「施設保全費」の音声／データ配賦比率】

項目	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
減価償却費	21.5%:78.5%	21.9%:78.1%	27.1%:72.9%
施設保全費	13.0%:87.0%	23.6%:76.4%	22.3%:77.7%

3222           (出所) 第 74 回会合資料 74-1(事務局資料)を元に作成



3223 以上の整理を通じて、固定資産価額比の算出及び「減価償却費」「施設保全費」の  
3224 配分に関して、各社が採用している考え方が異なることが明らかとなったことを踏まえ、  
3225 1点目の論点について次のとおり細分化して議論を行った。  
3226 • 原価抽出プロセス(ステップ1)における各社の現行の考え方は適切か。  
3227 • 考え方の見直しが必要な場合、トラフィック比に基づいて固定資産価額比を算出  
3228 する考え方は適切か。  
3229 • トラフィック比に基づいて固定資産価額比を算出することとした場合に留意すべき  
3230 点はあるか。

## 3231 ② 主な意見

### 3232 (i) 事業者からの意見

#### 3233 <ステップ1における現行の考え方>

- 3234 • 二種会計規則を踏まえつつ、設備の態様に合わせて配賦基準を設定しており、  
3235 トラフィックとの関連性が高いネットワーク資産は、取扱量比(トラフィック比)等により  
3236 配賦。トラフィックに連動しない固定資産(VoLTE交換機/サービス制御系装置  
3237 /障害対策システム等)は、それぞれに応じた適切な配賦基準を設定。【NTT  
3238 ドコモ】
- 3239 • 会計の整理にあたっては、収益と費用の関係を踏まえた整理が重要であり、設  
3240 備投資やコスト投下によって、移動体事業や固定事業、音声役務・データ役務  
3241 それぞれどれだけ収益を獲得できるか、という考え方をベースに投資判断を実  
3242 施。こうした考え方を踏まえて会計を整理。これまでの会計整理の考え方は法令  
3243 にも則ったものであり、その整理方法や結果は、配賦基準を含めて監査法人に  
3244 よって監査を受けており、否定されるものではない。【KDDI】
- 3245 • 費用を各設備区分に直課させ、または因果性(コスト・ドライバー)に基づき合理的  
3246 ・適切に帰属(配賦)させることが接続会計の原則であり、こうした考え方に基  
3247 づいて直課・配賦を実施。移動通信の設備構築には
- 3248 ▶ ①需要に拠らないモビリティ・社会インフラとしての設備投資、  
3249 ▶ ②需要増に対する設備投資  
3250 の2つの側面があり、①と②で異なる考え方を採用。【ソフトバンク】

#### 3251 <トラフィック比に基づく固定資産価額比の算出>

- 3252 • すべての資産に対してトラフィック比を適用することは適切ではなく、トラフィックとの  
3253 関連性の高い資産を対象とするなど、各社の設備態様に応じて適切な配賦基  
3254 準を設定することが適切。トラフィックに連動しない固定資産(VoLTE交換機、サー  
3255 ビス制御系装置、障害対策システム等が該当)は、それぞれに応じた適切な配  
3256 賦基準を設定することが適切。【NTTドコモ】

- 3257 • 仮に配賦基準についての考え方を見直す場合には想定される課題に対する丁  
3258 寧な議論が必要。【KDDI】
- 3259 • 固定資産価額比の算出において、音声とデータ共通費用を「トラフィックのみ」で  
3260 コスト配賦することは不適切であり、従来どおり、コスト・ドライバー等に基づく合  
3261 理的・適切な配賦(帰属)及び集計を維持することが必須。【ソフトバンク】
- 3262 • 音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の  
3263 配賦について、NGNにおける考え方を参考に、固定資産価額比をトラフィック比  
3264 に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから  
3265 望ましい。【MVNO委員会】

3266 <トラフィック比に基づく固定資産価額比を算出する際の留意点>

- 3267 • 配賦基準にトラフィック比を用いる場合においても、音声トラフィックはその品質確保  
3268 のためにQoSにより優先的な通信を行っている点を考慮することが適当。【NTT  
3269 ドコモ】
- 3270 • 音声サービスの安定提供はデータ通信と比べて相対的に社会的影響が甚大で  
3271 あり、より安定的な保守運営を求められる点や求められる技術基準が高く恒常  
3272 的な設備投資・設備管理が必須である点に留意が必要。【ソフトバンク】
- 3273 • トラフィックデータに関する定義等(使用すべきデータの定義、測定箇所や抽出条  
3274 件、重み付けの要否、データの取得の可否、各社における条件の整合性等)や  
3275 適用対象設備・費用の範囲(トラフィック比を用いた固定資産価額比について、ど  
3276 のような設備、費用項目に適用することが適当か)について丁寧な議論が必要。  
3277 【KDDI】
- 3278 • 非指定事業者がLRICミラー等により接続料を設定している場合、収支差が拡  
3279 大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要があ  
3280 る。従って、将来のIP化を踏まえ、ビル&キープ方式の導入や非指定事業者の  
3281 接続料の考え方を同時に議論・整理すべき。【NTTドコモ】
- 3282 • 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、  
3283 MNOの経営に与える影響が大きい。【KDDI】

3284 <ステップ1見直しの影響>

- 3285 • モバイル事業者間の公正性の確保の観点から、音声接続料について、MNO  
3286 間の水準差が縮小する方向の見直しについては賛同。データ接続料は逡減傾  
3287 向にあるものの、データ伝送役務の原価の配賦割合が増加するため、接続事業  
3288 者及び利用者への影響は限定的であると断言はできない。【NTTドコモ】
- 3289 • 音声/データ伝送役務の配賦基準を大きく見直すと、モバイルの音声接続料、  
3290 データ接続料双方に大きな影響を与えることが想定。データ伝送役務に係る接  
3291 続料が逡減傾向にあることだけもって接続事業者や利用者への影響が限定的

3292 とすることは適切ではない。また、音声・データの配賦基準の見直しによって、既  
3293 に公表している予測単価に大きな変動が生じるのであれば、MVNOの予見可  
3294 能性が損なわれ、事業計画にも影響を与えることになることから、ステークホルダ  
3295 ーから広く意見聴取等を行いながら、慎重に議論する必要がある。【KDDI】

- 3296 • 国民生活に不可欠なライフラインである音声サービスの接続料原価への配賦比  
3297 率を減らすことで、
  - 3298 ▶ ①音声の重要性に伴う投資と回収するコストが実態と乖離することで適正  
3299 なコスト回収が妨げられる、
  - 3300 ▶ ②ほぼ全額コストがデータ負担となる結果、データ料金値上げやMVNO  
3301 の接続料負担増となるリスクが大きく、過去の政策の方向性(MVNOのデ  
3302 ータ接続料低廉化目標等)と明らかに矛盾する、
  - 3303 ▶ ③各社の音声接続料単価の格差がなくなることにより、市場支配力を有し  
3304 ない事業者に不利益が生じ、規模の経済が働く通信業界においては公正  
3305 競争を歪められる
- 3306 などの問題が生じる。【ソフトバンク】
- 3307 • 音声／データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の  
3308 配賦について、NGNにおける考え方を参考に、固定資産価額比をトラフィック比  
3309 に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから  
3310 望ましい。【MVNO委員会】(再掲)
- 3311 • 配賦基準の見直しに係るシステム対応や会計整理を行うための十分な準備期  
3312 間を設ける必要があり、以下のようなスケジュールで進めることが考えられるので  
3313 はないか。【NTTドコモ】
- 3314 • 現時点で大きな課題がない中、また、近い将来の音声接続料へのビル&キー  
3315 プの導入、すなわち、音声接続料の水準多寡による市場影響の限定化を見据  
3316 える中、今、政策的な観点から性急にデータ接続料原価の増加につながる見直  
3317 しを行う必要があるのか、慎重な議論が必要。【KDDI】
- 3318 • MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・  
3319 運営している状況であり、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇  
3320 等、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、  
3321 新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入等、競争環境への影響  
3322 を最小限としつつ移行することが望ましい。【MVNO委員会】
- 3323 • システム対応や会計整理等には一定の期間を要することは理解できる一方、そ  
3324 の期間の妥当性を確認することは必要であると考え。また、NTTドコモ資料で  
3325 は、新基準による費用計上について令和6年度より実施する旨が記載されてい  
3326 たところ、データ接続料の水準はMVNO各社の事業計画等に大きく影響を及  
3327 ぼすことから、まずは基準見直しによる影響把握を行い、新基準への移行期間

- 3328 や段階的導入等の具体的な制度整備の在り方に向けた議論が行える環境を整  
3329 えるのが良い。【MVNO委員会】
- 3330 • 非指定事業者がLRICミラー等を接続料に設定している場合、収支差が拡大す  
3331 る懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。  
3332 【NTTドコモ】(再掲)
- 3333 • 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、  
3334 MNOの経営に与える影響が大きい。【KDDI】(再掲)

3335 (ii) 構成員からの意見

3336 <ステップ1における現行の考え方>

3337 (原価計算の原則との整合)

- 3338 • 原価計算の原則は、経営資源の使用・利用・消費したことに基づく受益者負担  
3339 の価値移転による計算であり、そういった利用や消費の因果関係が分からない  
3340 ようなときに初めて、例外的に負担力に基づく価値回収の計算が行われる。そ  
3341 のため、価値回収的な計算が交ざっている点は非常に違和感があり、それを配  
3342 賦基準とするのであれば、それが例外的に認められるような説明が必要。
- 3343 • KDDIの考え方が全くないとは言わないが、この考え方での配分が多いこと  
3344 に関しては適正であるかどうか少し疑問である。
- 3345 • 監査法人による監査は、財務諸表作成について、投資家・債権者向けの情報  
3346 の質を担保するものであり、接続料原価計算の質を保證するものではない。
- 3347 • KDDIの考え方は、コスト以外の要因が入ってくるので適切ではない。
- 3348 • KDDIは他事業者と異なる配賦基準を採用している。当該配賦基準については、  
3349 事業者の主観的要素に基づいた基準であり原価の適正性確保が十分とは言い  
3350 難いとの主張も想定される。

3351 (資産区分の考え方)

- 3352 • (ソフトバンクは、)「面的カバー」という言い方をしているが、トラフィックに連動しな  
3353 い固定資産の配賦基準について、少なくとも、VoLTE 交換機、サービス制御系  
3354 装置、障害対策システムといったもの毎に配賦基準を設定しているといったぐら  
3355 いの説明が必要。各社の配賦基準の違いについて、考え方のすりあわせが必  
3356 要。
- 3357 • (エリア展開が開設指針の要請によるものであるという主張について、)そういつ  
3358 た場合でも、経営上の判断で投資を行う場合と、開設指針等の別の要請から投  
3359 資を行う場合があり、多くは経営判断によるもののように思う。通信事業にはネッ  
3360 トワークの外部性があり、その地域につながっていることのメリットが大きいことか  
3361 ら、基本的にビジネス戦略により、需要がそれほど多くないところであっても現在  
3362 投資していると理解。そういった地域で投資したものについて、トラフィック比では

- 3363 ないとすれば何で配賦するのが適切なのかという議論が必要。
- 3364 • ソフトバンクの「エリア展開等の観点から最低限必要な設備」については、そのよ  
3365 うな設備内容と金額をLRICによって推定したように、地域の人口、人口密度、  
3366 地区の地勢(山間部の面積)、さらには住民の年齢構造、産業構成といった要  
3367 素も加えて算出することは理論的に可能であるが、現実的に困難である。厳密  
3368 に推定できなければ、恣意性が入る余地が出る。また、「エリア展開等の観点か  
3369 ら最低限必要な設備」についてソフトバンクが現在採用している考え方は根拠  
3370 に乏しい。
- 3371 • 基本的なキャパシティの維持に関わるコストと、増分部分で追加されるコストを  
3372 別々の配賦基準で配賦することには一理ある。しかしながら、その線引きをどの  
3373 ようにしているのかということについて詳しい説明が必要。
- 3374 • エリア展開に必要な最低限の設備は土地・建物等の主要固定部分に相当。こ  
3375 れをソフトバンクが現行採用している考え方で配分すると音声接続料の分担が  
3376 大きくなりすぎる。音声とデータの(QoS を考慮した)トラヒック比又は収益比にす  
3377 べきと考える。ただ、いずれにせよ主要固定部分の影響が大きいと接続料の当  
3378 初の思想からずれてくるように思う。まだスタートアップ段階の小規模事業者に  
3379 ついては、過渡期の配慮も必要と思うが、それによって通信費用を負担する発  
3380 信側利用者から直接見えない着信接続料を過度に上昇させない配慮が必要。
- 3381 (その他)
- 3382 • 音声とデータの配賦の考え方をMNO3社間で統一するためには、楽天モバイル  
3383 を加えたメンバーでNGNのコストドライバを検討した際と同様にWGを作って  
3384 集中的に検討する必要があるのではないかと。
- 3385 • MVNOの接続料の予見可能性を高めるためにも、共通の資産・費用の算出方  
3386 法や配賦基準の統一は必要である。これらの実現に向けて、毎年総務省にお  
3387 いて確認していくことは必須と思われる。
- 3388 <トラヒック比に基づく固定資産価額比の算出>
- 3389 • トラヒックだけで配賦するのは無理があるとの意見には賛同。
- 3390 • 現在選択肢として挙がっている配賦基準の中では、トラヒック比がMNO3社を  
3391 比較する上でもっともシンプルでかつ透明性や恣意性排除の点で望ましいと思  
3392 われる。
- 3393 • 回線数比はできるだけ避けるべき。
- 3394 <トラヒック比に基づく固定資産価額比を算出する際の留意点>
- 3395 • トラヒック比と言っても QoS も考慮したほうが良いのではないかと意見があった。  
3396 ただ、実際にどこまで考慮するか厳密に検討するのは難しいと思うので、こうい  
3397 った考慮をしながらある程度のところでうまく収める必要がある。

- 3398       • トラフィック比を計算する場合、ソフトバンクの主張のように、音声パケットにはショ  
3399       ートパケットが多い等の特徴があることまで考慮すると、厳密に QoS を考慮した  
3400       音声／データの重みづけを求めることは容易ではない。NGNの際に求めた重  
3401       みづけも、ある程度モデルを単純にしてある。したがって、過度にモデルを複雑  
3402       化しないよう、かつ方式を統一するよう配慮すべき。困難な部分について、音声  
3403       ／データの収益比という考え方も一定の合理性がある。
- 3404       • 電話の呼数比例分コストは電話直課装置のみで発生するので、共用部分につ  
3405       いては QoS を考慮したトラフィック比が適当。ただ、厳密に QoS を考慮したトラヒッ  
3406       ク比を求めることが困難な場合は、音声／データの比率を収益比、財産費等で  
3407       近似する、あるいは QoS の影響を考慮しないトラフィック比で近似することにも一  
3408       定の合理性があるように思う。

3409       <ステップ1見直しの影響>

- 3410       • 全体的に「なぜ今考え方の見直ししなければならないのか明確にしたい」といっ  
3411       た意見があった。ビル&キープ方式はすぐを実施するのではなく、指定設備設  
3412       置事業者・非指定事業者含め義務化するかどうか等についてこれから議論を深  
3413       めることになっており、現在はコストベースで接続料を決めるというルールのもと  
3414       接続料を設定をすべき。その意味で、長らくきちんと見直しできてこなかったこの  
3415       点について、このタイミングで音声接続料の考え方を見直すのは適切な判断。
- 3416       • (直課・配賦の現状について)レビューした上で、事業者の予見性・継続性に大  
3417       きな影響を与えることが予想される場合は、激変緩和措置等の対策を行うことも  
3418       当然議論が必要。

3419       ③ 考え方

3420       <ステップ1における現行の考え方>

3421       固定資産価額比の算出方法については、各社に詳細な考え方を聴取したところ、  
3422       採用している考え方がそれぞれ異なることが明らかとなった。事業者間で算出プロセス  
3423       が異なること自体は直ちに問題となるものではないが、各社の採用している考え方  
3424       について、次のとおり改善の余地があることが指摘された。

- 3425       • 一般に原価計算は原則として受益者負担の考え方に基づいて行われるべきで  
3426       あり、音声／データ間で原価を配分する際には利用者の利用実態に応じた固  
3427       定資産の配賦を行うことが適当である。具体的には、音声／データ間の配賦対  
3428       象となる資産を配賦するに当たっては、二種会計規則に規定されているとおり、  
3429       回線数比又は取扱量比による配賦を原則とすることが適当であることを踏まえれば、  
3430       一部のMNO(KDDI)が固定資産の配賦に際して用いている考え方につ  
3431       いては上記原則に基づいて見直す余地がある。

3432 • 今回の検証においては、一部のMNO(ソフトバンク)は、固定資産の配賦にお  
3433 いて通信設備を「エリア展開に要する設備」と「需要増に対応する設備」に分類  
3434 し、それぞれに異なる配賦基準を採用している。この考え方では、通信設備の  
3435 分類方法及び適用する配賦基準について恣意性が入る可能性があること等を  
3436 踏まえれば、ソフトバンクが固定資産の配賦に際して用いている考え方につ  
3437 ては見直す余地がある。

3438 こうした各社の考え方は、特定の条件下では一定の合理性が認められ得るが、接続  
3439 料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統  
3440 一されることが望ましく、総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定  
3441 資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めること  
3442 が適当である。

3443 また、各社の採用する算出プロセスに改善の余地があることを踏まえれば、まずは、  
3444 毎年度の接続料検証に際して固定資産価額比の算出プロセスの適正性についても  
3445 検証を行う必要がある。このため、総務省における毎年度の検証を可能にすることが  
3446 適当である。

3447 「減価償却費」「施設保全費」の配分についても、各社に詳細な考え方を聴取したと  
3448 ころ、各社において採用している考え方が異なることが明らかとなった。事業者間で配  
3449 分の考え方が異なることは直ちに問題となるものではないが、各社の考え方の違いが  
3450 音声／データ間の配分結果にどのように影響するかについて明確化することが必要  
3451 であるとの指摘があったこと及び各社における直課／配賦の割合の違いが音声／デ  
3452 ータ間の配分結果の違いに少なからず寄与していると想定されることを踏まえれば、  
3453 接続料の適正性向上の観点から、毎年度の接続料届出に際して①直課／配賦の割  
3454 合、②各役務に直課する費用項目・額、③当該項目について直課とする理由等につ  
3455 いても提出を求めることが適当である。

#### 3456 <トラヒック比に基づく固定資産価額比の算出>

3457 固定資産価額比については、費用の発生の様態や透明性・恣意性排除の観点か  
3458 ら、基本的にはトラヒック比により算出することが適当である。一方で、一部の資産につ  
3459 いてはトラヒック比以外の配賦基準を用いることが適当な場合があることが確認された。  
3460 このことを踏まえれば、トラヒック比による配賦を原則とし、例外的にトラヒック比以外の  
3461 基準によって配賦する項目については特に重点的に、毎年度の接続料検証に当たっ  
3462 てその配賦の考え方の適正性を確認することが適当である。

#### 3463 <トラヒック比に基づく固定資産価額比を算出する際の留意点>

3464 固定資産価額比を算出する際には、音声通信の特性(QoSにより優先的な通信を  
3465 行っていることやデータ通信に比して重大な事故の基準／技術基準が厳格であること  
3466 等)やトラヒックの測定箇所について考慮すべきとの意見があった。

3467 本件については、トラフィック比に基づく固定資産価額比を用いた場合に接続料水準  
3468 へどのような影響が出るかとの観点から、総務省において今後各社に対して詳細な試  
3469 算を求める予定であり、上記の考慮すべき項目の取扱いについても、当該試算に当  
3470 たって検討することが適当である。

#### 3471 <ステップ1見直しの影響>

3472 原価抽出プロセスのステップ1について、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて  
3473 算出するなどの見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振  
3474 り替えられることとなる。この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、  
3475 MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の  
3476 値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMN  
3477 Oの経営に影響する可能性があることの指摘があった。

3478 こうした指摘については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において  
3479 検討する際に必要に応じて考慮することが適当である。具体的には、まずは各社にお  
3480 いて原価抽出プロセスのステップ1を見直した際の接続料水準への影響について試  
3481 算を行うこととし、その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は、総務省にお  
3482 いて激変緩和措置等を検討することが適当である。

### 3483 (3)ステップ2・3

#### 3484 ① 検討事項

3485 今般は、ステップ2・3については、各社からの令和4年度の届出に基づき、控除が  
3486 適切に行われているか、抽出・配賦に関する考え方の一貫性は確保されているか、と  
3487 いった観点から検証を行ったところ、次の点が確認された。

- 3488 ・ 引き続き各社で記載の粒度が異なる箇所は確認されたものの、各社ともに考え  
3489 方に大きな変更はなく、一貫性は担保されている。
- 3490 ・ 各項目を直課／配賦とする理由についての記載がなく、基準が不明確であり、  
3491 配賦比率についても、備考欄で説明しているものと特段の説明がないものが混  
3492 在していた。

3493 この確認結果を受けて、次の論点について議論を行った。

- 3494 ・ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配  
3495 賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当か。
- 3496 ・ 各費用項目を直課／配賦とする理由及び配賦とした場合の配賦比率の算出方  
3497 法については、備考欄を用いて可能な範囲で説明することが適当か。

#### 3498 ② 主な意見

- 3499 ・ 毎年度、接続料の届出前に、総務省へ算定方法や考え方の説明を実施。接続



3500 料算定の適正性を確保する観点から、算定方法や考え方に変更があった場合  
3501 には、その旨とその理由を併せて説明する考え。【NTTドコモ】  
3502 • ステップ2・3について、これまでの議論を通じて、検証に必要な様式が規定され  
3503 てきたと認識しており、これまで提示してきている様式を基に確認していくことが  
3504 適当。各費用項目における配賦基準及びその値や配賦比率の算出方法に関し  
3505 ては、既に様式(備考欄を含む)の中で記載。引き続きその中で確認をしていく  
3506 ことが適当。【KDDI】  
3507 • 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらない  
3508 ものと考えているため、引き続き様式にて報告するとともに、算定方法の変更等  
3509 状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。また、配賦と  
3510 した場合の配賦比率の算出方法については既に備考欄へ全て記載。各費用項  
3511 目を直課/配賦とする理由については、当社はシステムや管理会計等での管  
3512 理において特定可能なものは直課、特定できないものを配賦としており、当該説  
3513 明を備考欄に記載することの必要性は高くない。【ソフトバンク】

### 3514 ③ 考え方

3515 ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性  
3516 があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが  
3517 必要である。各費用項目を配賦とした場合の配賦基準及び当該配賦基準の算出方法  
3518 等については、現行様式の備考欄に一部記載されているところ、考え方の一貫性を経  
3519 年で確認する観点から引き続き可能な範囲で記載を求めることが適当である。

## 3520 4. 利潤の適正性向上

### 3521 (1) 検討事項

3522 利潤の算定には、様々な項目が用いられているところ、将来原価方式の導入に当  
3523 たっては、レートベースの大宗を占める「正味固定資産価額」のみが予測値の算定対  
3524 象とされたが、レートベースを構成する「投資その他資産」や「貯蔵品」についても、本  
3525 研究会第四次報告書において「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行ってい  
3526 く中で、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、  
3527 予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当」とされたことを踏まえ、本  
3528 研究会においては「投資その他資産」や「貯蔵品」についても予測の算定対象とす  
3529 ることが検討されてきた。

3530 本研究会第六次報告書においては、「投資その他資産」及び「貯蔵品」について両  
3531 項目がレートベース全体に占める割合が現時点では比較的小さく、接続料に与える  
3532 影響が軽微であることから、現時点で予測対象とする必要はないことと整理した。

3533 以上を踏まえ、令和4年度に届出のあった接続料に関し、「投資その他資産」及び

3534 「貯蔵品」のレートベース全体に占める割合の観測並びにその他利潤の精緻化に向  
3535 けて必要な事項について検討を行ったところ、次の点が確認された。

- 3536 • 「投資その他資産」及び「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、前  
3537 回検証時から大きな変動はなく、引き続き比較的小さい割合であった。  
3538 • 一部の事業者においては、複数事業者で接続料の共同算定をしているところ、  
3539 各社間取引相殺後の移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が不透明  
3540 であった。

3541 この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 3542 • 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、予測の対象とする必要は引き続  
3543 き認められないか。また、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、  
3544 一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当か。  
3545 • 複数事業者で接続料の共同算定をする場合については、移動電気通信役務に  
3546 係る正味固定資産の総額が明らかとなるように様式の追加を行うことが適当か。  
3547 • 原価の精緻化に向け、「固定資産価額比」についてトラヒック比等に基づいて算  
3548 出すべきであるとすれば、レートベースの大宗を構成する「正味固定資産」につ  
3549 いても同様の考え方に基づいて音声・データ間で配賦することが適当か。

## 3550 (2) 主な意見

### 3551 <「投資その他資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加>

- 3552 • 「投資その他資産」及び「貯蔵品」のレートベースに占める割合は僅少であること  
3553 から、予測接続料に与える影響は軽微である。【NTTドコモ】  
3554 • レートベースに占める「投資その他資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響は  
3555 軽微であるため特に予測は不要。【KDDI】  
3556 • 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小  
3557 さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題な  
3558 い。【ソフトバンク】

### 3559 <共同算定の際の様式追加>

- 3560 • 利潤の様式において、共同算定事業者のレートベースにおける正味固定資産  
3561 価額の総額を記載していることから、現状でも確認することが可能。【KDDI】  
3562 • 各社間の取引による相殺は様式の「貸借対照表の合算」にて記載している。ま  
3563 た、様式の「役務別指定設備帰属明細表(レートベースの正味固定資産の算  
3564 定)」も上記と同様の粒度で整理されている。【ソフトバンク】

3565 <正味固定資産の考え方>

- 3566 • 原価だけでなく正味固定資産価額についても同様に現行の考え方を維持すべきであり、また、音声サービスの重要性や適切なコスト回収の観点からも、一律ト  
3567 ラヒック比に基づいて算出することは不適切。【ソフトバンク】  
3568

3569 (3) 考え方

3570 <「投資その他資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加>

- 3571 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が引き  
3572 続き僅少であり、予測接続料への影響は軽微であることから、予測の算定対象に追加  
3573 せず、今後の動向を踏まえて、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断さ  
3574 れる状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当  
3575 である。

3576 <共同算定の際の様式追加>

- 3577 複数事業者で接続料の共同算定を行う場合に、移動電気通信役務に係る正味固  
3578 定資産の総額が不明確であった点について、事業者からは提出済の資料から各社間  
3579 取引による相殺の考え方が類推可能であるとの意見が示されていることを踏まえれば、  
3580 届出様式の追加は不要であるが、こうした考え方は接続料届出の際に明示されること  
3581 が適当である。

3582 <正味固定資産の考え方>

- 3583 正味固定資産については、原価算出におけるステップ1に用いる固定資産価額比  
3584 の算出方法と同様の考え方に基づいて算出されることが適当である。

3585 5. 需要の適正性の確保

3586 (1) 検討事項

3587 本研究会第六次報告書では、次の点について提言した。

- 3588 • 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なることが確認されたも  
3589 のの、各社ごとの設備運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時  
3590 に利用可能な設備容量を需要とする考え方については事業者間で共通。各社  
3591 ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出  
3592 において各社の設備運用方針を総務省に報告させ、総務省においてその一貫  
3593 性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが  
3594 適当。
- 3595 • 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なるこ  
3596 と自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、  
3597 設備容量が明らかに過大となっていないかについて、総務省において確認する

3598 ことが適当。

3599 • 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラフィック(1年のうち最もトラフィックが多い日の値)の比率を、複数年度(例えば3年度分)にわたって確認しながら、状況を注視することが適当。

3600

3601

3602

3603 また、第64回会合において、音声接続料を算定する上での需要の考え方が各社で異なるのではないかとの指摘があった。

3604

3605 これを受け、令和4年度の接続料の届出に際しあわせて提出のあった各社の設備運用方針及び各社の音声接続料を算定する上での需要の考え方を確認したところ、次の点が確認された。

3606

3607

3608 • 各社の設備運用に関する考え方が昨年から大きく変動しておらず、一貫性が確保されている。

3609

3610 • 一方で、今回提出のあった設備運用方針においては、従来接続料の届出様式に記載のあった内容と重複する箇所が多く、各社において恣意的な運用がなされていないことの確認に資する追加的な情報は得られなかった。また、本研究会において構成員から意見のあった「設備の性能限界値及び設定上の制限値の過去数年間の値」及び「冗長部分のMVNOによる利用可能性に関する考え方」については、各社から明示的に示されなかった。

3611

3612

3613

3614

3615

3616 • 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラフィックの関係」については、各社とも過去3年間に渡って提出があり、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社は存在しなかった。

3617

3618

3619 • 音声接続料の需要の算定方法については、各社の考え方は完全に一致していないものの、接続料水準に大きな影響を与えるような違いは認められなかった。

3620

3621 以上を踏まえ、次の論点について、議論を行った。

3622 • 各社の設備運用方針については引き続き一貫性が確保されているかとの観点から状況を確認することが適当か。また、今回提出のあった設備運用方針に追加的に記載すべき内容について引き続き議論が必要か。

3623

3624

3625 • 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラフィックの関係」については、現時点で問題は存在しないと考えられるものの、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認するなどの措置が必要か。

3626

3627

3628

3629 • 音声接続料の需要の算定方法については、各社で大きな違いがなく現時点では特段の問題は生じないと考えられるところ、今後算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当か。

3630

3631

## 3632 (2)主な意見

- 3633 • 需要の適正性の確保に係る各種データを総務省へ提示・説明している。今後算  
3634 定の考え方に変更が生じた場合には、その旨とその理由を併せて説明する考え。  
3635 【NTTドコモ】
- 3636 • これまでの議論を通じて、整備されてきた内容にて確認していくことが適当。考  
3637 え方に変更があった場合は、総務省に報告することが適当。【KDDI】
- 3638 • 最繁時トラヒックの数値等は様式にて報告しており、冗長分も含めた設備容量・  
3639 仕様上の性能限界値の具体的な値は追加提出資料にて報告済。また、設備の  
3640 運用方針についても追加提出資料で説明しており、MVNOが冗長を確保する  
3641 場合の取り扱いは様式に記載している。何を以て「内容が十分に充実したもの  
3642 ではない」とされているかが不明確であること、また、提示データは機微な内容を  
3643 含むことから、報告対象とする内容については慎重にご議論いただきたい。【ソ  
3644 フトバンク】
- 3645 • 設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、  
3646 ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような  
3647 競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるもので  
3648 はない。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOの  
3649 ネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝  
3650 送容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】
- 3651 • 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらない  
3652 が、算定の考え方に変更が生じた場合は、届出時に説明。【ソフトバンク】
- 3653 • 設備の余剰については、①ネットワークの統計多重効果やモビリティといった移  
3654 動通信ネットワークの特性に起因したもの、②輻輳対策や物理的・経済的な最  
3655 低設置単位に起因したもの、③将来の需要増に対応するための在庫、に分類  
3656 可能であり、①、②についてはMVNOが負担する合理性が認められる一方、③  
3657 については、明らかに能率的でない設備投資等が含まれる可能性が考えられ、  
3658 そういった設備に対してはMVNOが負担する合理的理由はない。また、MNO  
3659 において、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワーク  
3660 のデータ伝送容量(キャパシティ)が需要に対し過大なものとなっていないかとい  
3661 う点が重要であり、今後も継続的に検証することを要望。【MVNO委員会】
- 3662 • 冗長構成について平仄を合わせた考え方を採用することが、イコールフッティン  
3663 グの確保には極めて重要であり、MNOとMVNO間での冗長構成についての  
3664 考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、  
3665 今後、特に重点的に検証することを要望。【MVNO委員会】

### 3666 (3)考え方

3667 各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から  
3668 総務省において確認を行うことが適当である。また、設備運用方針に追記すべき事  
3669 項については引き続き議論を継続することが適当であると考えられるが、少なくとも本  
3670 研究会第六次報告書において指摘された「MVNOによる冗長設備の利用可能性」に  
3671 ついては、MNOにおいては令和5年度以降に提出される設備運用方針に追記する  
3672 ことが適当である。

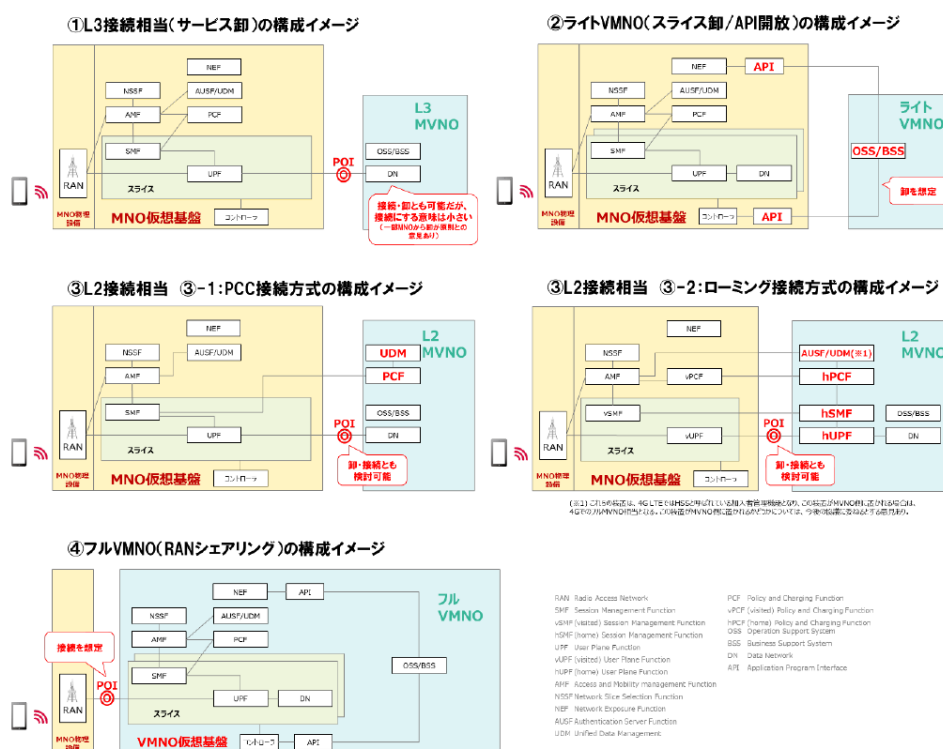
3673 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」  
3674 については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大である  
3675 とみなされる事業者が現れた場合には、総務省においては設備容量の設定方法につ  
3676 いて確認するなどの措置を講じることが適当である。

3677 また、音声接続料の需要の算定方法について算定の考え方に変更が生じた場合  
3678 には、総務省への報告を求めることが適当である。

3679

## 3681 1. 検討の経緯

3682 5G(SA方式)については、本研究会において、機能開放形態を①L3接続相当(サー  
3683 ービス卸)、②ライトVMNO(スライス卸/API開放)、③L2接続相当、④フルVMNO  
3684 (RANシェアリング)に類型化し、各機能開放形態に関するMNO・MVNO間の協議  
3685 状況を把握するために累次のヒアリングを実施してきた。



3686

3687

3688

3689 本研究会第五次報告書においては、4つの機能開放形態のうち、実現に向けたス  
3690 ケジュールが見通せるものとして①L3接続相当(サービス卸)及び②ライトVMNO(A  
3691 PIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共有す  
3692 る限定的パターン)が挙げられた一方、②ライトVMNO(広範なAPI開放を行うパター  
3693 ン)、③L2接続相当及び④フルVMNO(RANシェアリング)については、スケジュー  
3694 ルが見通せない状況であることが明らかとなった。こうした実現に向けたスケジュー  
3695 ルが不透明な機能開放形態については、MVNOの要望及び標準化動向等を踏まえつ  
3696 つ、スケジュールを検討することが適当であること等が本研究会第五次報告書におい  
3697 て整理された。

3698 令和4年3月に実施した事業者ヒアリングにおいても、各機能開放形態の協議状況

3699 について改めて確認を行い、各機能開放形態の協議状況について以下のとおり整理  
3700 された。

3701 <① L3接続相当(サービス卸)>

3702 MNOは自社ユーザ向けサービス開始の2～6か月前からMVNOに情報提供を実  
3703 施するなど、MVNOに対して事前の情報提供が行われた。他方で、MVNOからは、  
3704 具体的な検討をするには情報が不足、検討期間が短い、といった意見が寄せられて  
3705 おり、他の機能開放形態について、二次MVNOへの展開も含め、MVNOに具体的  
3706 な検討に必要な情報や期間が与えられるかが今後の課題である。

3707 <② ライトVMNO(スライス卸/API開放)>

3708 スライシング技術に関する国際標準化の動向を勘案しつつ、MVNOの検討期間を  
3709 考慮した情報提供がなされることが望ましい。具体的には、MNOの自社ユーザ向け  
3710 サービスの提供開始予定日の6か月前を目安に、「サービス提供開始予定時期」、「提  
3711 供方式」、「通信速度」、「提供形態」、「技術仕様の詳細」等(ただし、競争上の機密情  
3712 報が含まれるため、NDA締結後でないとは情報提供が困難なものもあることについては  
3713 留意)について、MVNOに情報提供することが望ましい。また、料金額の水準・概算  
3714 については、MNOの小売料金の概算額が見えてきた段階で可能な限り早期に情報  
3715 提供することが望ましい。

3716 <③ L2接続相当>

3717 国際ローミングに関する国際標準化や設備ベンダーの動向等を勘案しつつ、MV  
3718 NOからの具体的な要望を踏まえて機能開放に向けた準備を行うことが望ましい。

3719 <④ フルVMNO(RANシェアリング)>

3720 MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要  
3721 であり、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。5G(SA方式)  
3722 の機能として、MEC<sup>59</sup>の活用・連携についても、MNOは自社ユーザ向けサービスの  
3723 提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供す  
3724 ることが望ましい。

3725 本研究会第六次報告書においては、こうした各機能開放形態の協議状況を踏まえ、  
3726 5G(SA方式)のサービス提供についてMNOとMVNO間のイコールフットイングを確  
3727 保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と整理したと  
3728 ころであり、5G(SA方式)の機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況につい  
3729 て改めてヒアリングを実施した。

---

<sup>59</sup> モバイル・エッジ・コンピューティング。



## 3730 2. 主な意見

### 3731 ① 事業者からの意見

#### 3732 <MVNOの5G(SA方式)導入意向>

- 3733 • 5G(SA方式)の導入意向等についてMVNOに対しアンケート調査を実施した  
3734 ところ、15社中過半数の8社から「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」  
3735 との前向きな回答があった。なお、「現時点ではない」と回答した7社についても、  
3736 うち6社は「具体的な検討まで至っていない」という理由のため、今後導入検討を  
3737 行うことも想定される。【MVNO委員会】
- 3738 • 5G(SA方式)について「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」と回答し  
3739 た8社に対して、主に検討している導入方式について複数回答形式で尋ねたところ、  
3740 「③L2接続相当」との回答が最も多く、次いで「④フルVMNO」との回答  
3741 であった。他方、「①L3接続相当(サービス卸)」と回答した社はなかった。各社  
3742 MVNOとしての独自性や柔軟性を確保できる方式の導入を検討しているものと  
3743 推測される。【MVNO委員会】
- 3744 • 5G(SA方式)について「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」と回答し  
3745 た8社に対して、サービス提供開始希望時期を尋ねたところ、「未定・検討中」と  
3746 の社が最も多く4社。一部の事業者からは「令和6年度中」もしくは「令和7年度  
3747 以降」との回答もあった。【MVNO委員会】

#### 3748 <5G(SA方式)の協議状況及び具体的な課題>

##### 3749 (MVNOからの意見)

- 3750 • 5G(SA方式)について「導入意向はある」又は「どちらかといえばある」と回答し  
3751 た8社に対して、MNOとの協議における課題の有無等について尋ねたところ、  
3752 4社から「MNOとの協議において課題や問題がある」との回答があり、うち複数の  
3753 社から、協議状況や費用・スケジュールに関する課題提起があった。【MVNO  
3754 委員会】
- 3755 • 協議状況については、MNOからの情報提供が少ないことや標準化の遅延を理  
3756 由に、協議が進まず、具体的な検討ができない等の意見が散見された。具体的  
3757 には、主に③L2接続相当を想定して次のような意見があった。
- 3758 ▶ 設備構築や仕様変更等に一定期間を要すると想定されるにかかわらず、  
3759 MNO側の検討段階等を理由にMVNOへの情報提供が少ないことから、  
3760 詳細仕様が不明のため確定できない
- 3761 ▶ 希望する接続方式の標準化が遅延との理由から、協議自体が進まない。  
3762 仮に細部の標準化が未完了だとしても、大枠のところから議論を進めさせ  
3763 てほしい
- 3764 ▶ 国際標準化完了箇所は検討可能と前向きに対応されるMNOや、国際標

- 3765 準化が完了していないため具体的な検討は困難とされるMNOもいるなど、  
3766 MNOの中でも協議姿勢に差が生じている
- 3767 ▶ ①L3接続相当では、検討を進めている独自サービス等の仕様での提供が  
3768 困難であるため、現時点では導入の検討が進められない状況【MVNO委  
3769 員会】
- 3770 • 対応費用・スケジュールについても、網改造料の対応コスト等の提示がないため、  
3771 MVNO各社において、導入可否やスケジュール等の具体的な検討が進められ  
3772 ていない状況。具体的には次のような意見があった。
    - 3773 ▶ 5G(SA方式)化の実施判断に必要な網改造料(対応コスト)をMNO側で  
3774 算定いただくために、ネットワーク構成案等をMNO各社に提示したが、M  
3775 NO側の検討で1～2ヶ月以上協議が停滞しており具体的な検討を進める  
3776 ことが困難
    - 3777 ▶ 網改造料の規模や算定が可能となる時期も不透明であるため、実施判断  
3778 にも影響を及ぼす恐れがあり、サービス開始時期が後ろ倒しとなる可能性  
3779 【MVNO委員会】
- 3780 (MNOからの意見)
- 3781 • ①L3接続相当については、令和4年8月に機能開放済。②ライトVMNOにつ  
3782 いては、今後、自社サービスの仕様が確定次第、MVNOに事前の情報提供等  
3783 を実施予定。③L2接続相当については、機能解放に向けてMVNOと協議を  
3784 行っている状況。④フルVMNOについては未定。【NTTドコモ】
  - 3785 • ①L3接続相当については、令和4年2月に機能開放済(現時点でMVNOから  
3786 協議申し入れはない。)。②ライトVMNOについては未定。③L2接続相当につ  
3787 いては、令和4年7月以降、MVNOと個別協議を実施中。④フルVMNOにつ  
3788 いては未定。【KDDI】
  - 3789 • ①L3接続相当については、令和5年3月に機能開放済(現時点でMVNOから  
3790 協議申し入れはない。)。②ライトVMNO(APIをモニタリング関連の機能のみ  
3791 に限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用する限定的パターン)につ  
3792 いては、令和5年度以降に提供開始予定。③L2接続相当については、令和5年  
3793 11月からMVNOとの協議を開始し、実現に向けた協議を定期的実施予定。  
3794 ④フルVMNOについては未定。【ソフトバンク】
  - 3795 • ③L2接続相当については、国際ローミングの標準仕様を意識した上で、標準  
3796 仕様が定まった部分については先行して協議を進めるなど、効率的な協議の進  
3797 捗に努めている。【NTTドコモ】
  - 3798 • ③L2接続相当については、国際ローミングに係る標準化作業が遅延しているこ  
3799 とに伴い、通信機器ベンダーの機能実装や開発のロードマップが不明確な状況  
3800 だが、想定される設備構成の検討等、現時点で検討可能な範囲から協議を実

- 3801 施。【KDDI】
- 3802 • ③L2接続相当については、国際標準化が完了すれば、ベンダーにおける実装
- 3803 機能や開発・リリースロードマップが明らかとなってくると想定されるため、提供に
- 3804 あたっての大枠のスケジュール感や概算費用の提示等が可能になると考える。
- 3805 【KDDI】
- 3806 • ③L2接続相当については、国際ローミングの標準化後にベンダーと仕様調整
- 3807 し開発に着手する見込み(提供は令和7年度以降になる見込み)。国際標準化
- 3808 の動向を踏まえると、現時点で詳細な接続構成や仕様検討は困難であるものの、
- 3809 MVNOから提示された設備構成案等について確認等を実施。【ソフトバンク】
- 3810 • ③L2接続相当については、MVNOからの要望について意見交換をしているが、
- 3811 今後、MVNOとの接続の検討のベースとなる5G(SA方式)での国際ローミング
- 3812 機能の国際標準化が決定後、当社とベンダー間での仕様の調整等が進展する
- 3813 ことで、MVNOとの協議においても、より現実的かつ具体性の高い議論ができる
- 3814 ものと考え。【ソフトバンク】
- 3815 • スライス及びMECについては、国際ローミング構成において、GSMA<sup>60</sup>の標準
- 3816 化ロードマップ上、任意のスライスを用いた相互接続やMEC提供の実現時期
- 3817 が明確になっておらず、提供の見通しは立っていないが、MVNOからの具体的
- 3818 な要望があれば、技術協議に応じる考え。5G(SA方式)の音声についても、
- 3819 MVNOからの提案を踏まえ、提供に向けた協議を進めていく考え。【KDDI】
- 3820 • 網改造料の提示に関するスケジュールとしては、MVNOの要望内容について
- 3821 明確化するための協議を重ねたうえで、標準策定完了後に各ベンダーに対して
- 3822 RFPを実施し、導入するベンダーや装置が確定したのちに提示可能となると考
- 3823 える。一般論として標準仕様策定完了後、RFP実施からMVNOへの見積提示
- 3824 までは、最低でも半年程度の時間を要するものと考え。【KDDI】
- 3825 • 網改造料に関する情報提供の要望を頂いているが、まず、接続構成、インター
- 3826 フェースの仕様の調整、MVNOとの接続にあたり当社側に必要な接続装置の
- 3827 調達・機能開発等が定まらなければ、ベンダーからの具体的な費用の見積もり
- 3828 を行うことができず、当社としても網改造費用を算出することは困難。【ソフトバン
- 3829 ク】
- 3830 • 網改造費用を算出するスケジュールとしては、国際標準化が決定しMVNOと開
- 3831 発内容等の意識合わせした後、事前調査申込を提出いただいてから約4か月
- 3832 程度(当社相互接続ガイドブックでの標準的期間)で見積を提示できるものと考え
- 3833 える。【ソフトバンク】

---

<sup>60</sup> Global System for Mobile Communications Association。携帯電話事業者の業界団体。

3834 <その他>

3835 (MVNOからの意見)

3836 • IMS接続の協議についても停滞している状況。具体的には以下のような意見が  
3837 あった。【MVNO委員会】

3838 ▶ 音声サービスにて必要となるIMS接続についても協議を開始しているが、  
3839 想定するネットワーク構成案等をMNO側に提示しているものの、同様にM  
3840 NO側からの見解が示されず、協議が停滞している状況

3841 (MNOからの意見)

3842 • IMS接続(VoLTE)について、機能解放に向けてMVNOと協議中。MVNOの  
3843 設備構築・品質確保、緊急通報、MNP、音声事業者との接続等の項目毎に、I  
3844 MS接続実現における課題を整理し、MNO・MVNOそれぞれにおいて必要な  
3845 対応を議論・検討しているところである。特に緊急通報の実現方法は、「S8HR  
3846 方式」及び「LBO方式」の双方を検討しているが、MNO・MVNO間の位置情  
3847 報等の連携方法、緊急通報受理機関との連携方法及び緊急呼(非通知発信)  
3848 の取扱い等、MNOとMVNOの役割分担の整理が必要である。【NTTドコモ】

3849 • ③L2接続相当に係る国際ローミングベースでの接続協議に合わせて申入れの  
3850 あった、MEC提供要望やIMS接続等も、優先順位等を意識合わせの上、協議  
3851 予定。【ソフトバンク】

## 3852 ② 構成員からの意見

3853 • MVNO委員会の資料の中にもあったとおり、MNO間で温度差があるということ  
3854 が、MNO各社の資料からも受け取ることができる。標準化確定の手前のタイミ  
3855 ングであるとのことで、MNO各社とも説明が極めて難しい状況ではあると承知し  
3856 ながらも、この協議状況の確認は、定点観測という意味でも非常に大事である。  
3857 そのため、MNO各社におかれては、こういった公開の会合の場での説明の機  
3858 会においては、構成員限りの形でも結構なので、是非、できる限り情報開示に  
3859 努めていただきたい。

3860 • 協議の経過報告を定期的に受けて進捗状況を確認することは、本研究会として  
3861 も非常に大事なことである。

3862 • やはりMNO3社の中でも協議姿勢に差が生じていたり、網改造料も何回か議  
3863 論したにもかかわらず協議が滞っていたりしていると考えざるを得ないのが現状  
3864 で、解決策が見いだせない状況にあるということについて非常に残念な思いで  
3865 ある。

3866 • もともとの政策でいうと、競争を機能させていくためには、同時期に同様のサー  
3867 ビスが他事業者も提供できることが大事で、それが実現できていないこと、事業  
3868 者間協議が機能していないことが長らく問題になっており、今回様々な対策を講

- 3869 じたが、どうもその効果も見えていない状況であると認識している。この状況につ  
3870 いては改めてどこかの時期で、具体的にどのようなことを本研究会として追加で  
3871 検討すべきか、ルール見直しも含めて議論する必要がある可能性が出る。  
3872 • まずは要望が非常に多い③L2接続相当についてきちんと状況と結果を見てい  
3873 きたい。例えば③L2接続相当が実現した時点で、半年遅れで実現できた、MN  
3874 Oが実施してから1年遅れでしか実現できなかった等、またそれはどのような理  
3875 由で遅れたのか、国際標準化の遅れということで議論してもらえない企業があり  
3876 そのため遅れて、同等性が同時期に実現できなかったのか、あるいは網改造  
3877 料がなかなか定まらずに何か月遅れたことなのか。そういったことが確認できる  
3878 MNO各社に関する評価表をつくって協議のプロセスをレビューし、状況を改善  
3879 するために必要な処置を取っておくべきだと考える。
- 3880 • ③L2接続相当に関連して、やはり国際標準化が遅れているのが大きな影響と  
3881 いうことで、新型コロナウイルス感染症の影響等々あってやむを得ない部分もあ  
3882 るのかもしれないが、ではこの国際標準化に日本から誰が参加しているのか、そ  
3883 れがL2接続相当を求めている者なのか、一体誰が参加しているのかといった点  
3884 について、ヒアリングして何かプッシュする余地があるのか等について検討する  
3885 ことが考えられる。
- 3886 • MNO各社は、国際標準化について非常に受け身の印象で、誰かが議論して  
3887 いるのでその結果が分からないという話だったが、むしろ、こういった要望がある  
3888 ので、そのような方向にするためにはどうしたらいいのかといったアクションを取  
3889 れると良いのではないかと考える。
- 3890 • MVNO全体の社数を考えたときに、5G(SA)時代に具体的な協議を希望する  
3891 社が少ないことは大きな課題として認識している。今回の議論のように国際ロー  
3892 ミングの標準化遅延等の様々な課題があるにしても、少なくともMVNOの多くが  
3893 せめて協議を希望することができる環境を作るためには、本研究会の検討で俎  
3894 上にとってこない多くのMVNOのニーズを拾い上げ、期待に応えるような制度  
3895 設計をもう少し工夫しなければならない。
- 3896 • 大きなMVNOのようにすぐに5Gに移行できる者、そうでない者、様々あると思  
3897 うが、MVNOから要望が出てこなければ前に進まないと思う。国際標準化の問題  
3898 や他のMVNOの関心等の問題について、解決するような方向に進むことがで  
3899 けると良い。

### 3900 3. 考え方

3901 ヒアリングの結果、各類型の協議状況の概要は次のとおりであった。

#### 3902 <① L3接続相当(サービス卸)>

3903 MNOは自社利用者向けサービス開始前からMVNOに情報提供を実施。他方、

3904 MVNOからは同方式では独自のサービス等の提供が困難であるため、現時点では  
3905 導入の検討が進められない状況との指摘があった。

3906 <② ライトVMNO(スライス卸/API開放)>

3907 提供時期が未定又は当初の想定よりも後ろ倒しとなっている。

3908 <③ L2接続相当>

3909 MVNOの導入意向が強く、MNO3社とも協議を実施している。他方、MVNOへの  
3910 情報提供が少ない、国際標準化の遅延により協議が進展しない、MNO間でも協議に  
3911 臨む姿勢に差が存在するなどの指摘があった。

3912 <④ フルVMNO(RANシェアリング)>

3913 MNO3社とも提供時期について未定。

3914 今回のヒアリングを通じ、各機能開放形態について、前回ヒアリング時からは一定の  
3915 進捗がみられるものの、国際標準化の遅れやMNOによる情報提供不足等の課題が  
3916 残存していることが確認された。こうした状況を踏まえ、各類型について以下のとおり  
3917 考えることが適当である。

3918 <① L3接続相当(サービス卸)>

3919 MVNO独自のサービス提供が困難であることから協議の申入れは限定的であるも  
3920 のの、同方式は既にMNO各社において機能開放済である。MNOにおいては、MV  
3921 NOから提供の要望があった場合には適切に対応することが期待される。

3922 <② ライトVMNO(スライス卸/API開放)>

3923 実装が遅延しているものの、MVNOから一定の提供要望があることを踏まえれば、  
3924 スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVN  
3925 Oの検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当である。

3926 <③ L2接続相当>

3927 MVNOからの要望が最多となっていることから、特にMVNOに対する適切な情報  
3928 提供が期待される場所、MVNOへの情報提供が少ない、国際標準化の遅延により  
3929 協議が進展しない、MNO間でも協議に臨む姿勢に差があるとの指摘があった。L2接  
3930 続相当についてはMVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進  
3931 むることが必要である。具体的には、国際標準化動向も踏まえて情報提供や大枠から  
3932 の議論を始めるとともに、国際標準化の議論の決了後には速やかに協議を進展させ  
3933 ることが適当である。

3934 <④ フルVMNO(RANシェアリング)>

3935 過去に類似事例のない役務提供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏ま

3936 えた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認  
3937 識合わせを進めていくことが望ましい。

3938 これらの各機能解放形態に関する協議に加え、MECの活用・連携についても、M  
3939 NOは自社利用者向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能  
3940 な限り早期にMVNOに情報提供することが適当である。

3941 また、今般のヒアリングにおいては、5G(SA方式)の協議のみならず、IMS接続に  
3942 係る協議が停滞しているとの指摘がなされたところ、MNOにおいては、IMS接続に係  
3943 る協議についても、MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進  
3944 むることが必要と考えられる。

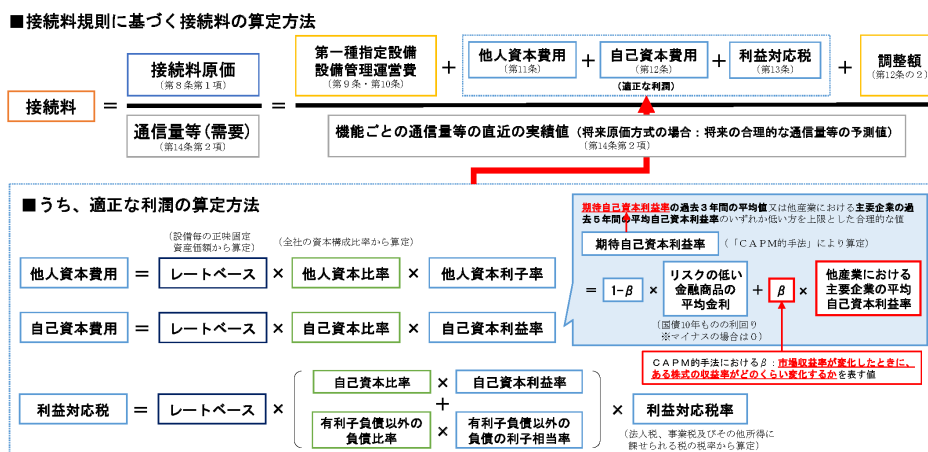
3945 これまでの本研究会における議論を通じ、5G(SA方式)に関する事業者間の協議  
3946 状況及び課題が一定程度明らかになってきたところ、MVNOからはMNOによる情報  
3947 提供が不十分である点や協議が進まない点等が引き続き指摘されていることを踏まえ、  
3948 総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、  
3949 事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当である。

3950

## 3952 1. 検討の経緯

3953 第一種指定設備の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利  
 3954 潤を加えたものを算定するものとして、省令（第一種指定電気通信設備接続料規則  
 3955 (平成12年郵政省令第64号))で定める方法により算定された金額に照らし公正妥  
 3956 当なものであることが認可基準とされている(電気通信事業法第33条第4項第2号)。  
 3957 そのうち「適正な利潤」(以下「報酬額」という。)については、第一種指定設備の機能  
 3958 の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置付けられるものであり、機能ごとに他  
 3959 人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

3960 特に、加入光ファイバ接続料においては、報酬額が接続料原価の約3割<sup>61</sup>を占める  
 3961 ところ、報酬額の算定方法はその水準に大きな影響を与えることから、接続料改定の  
 3962 認可プロセスにおいては、接続事業者から様々な指摘等が続いており<sup>62</sup>、本研究会と  
 3963 しても、報酬額の基礎となるレートベースの算定方法について、資本構成比の圧縮方  
 3964 法や未利用芯線の扱い等を検討し、その適正性の確保を図ってきた。



3965

3966

3967

(出所) 第68回会合資料 68-4(事務局資料)より抜粋

## 【図7-1 第一種指定設備の接続料の算定方法】

3968 今回、そうした指摘等を踏まえつつ、報酬額の算定における自己資本利益率の算  
 3969 定に関し、「β値の適正性」及び「他産業における主要企業の平均自己資本利益率の  
 3970 算定方法の適正性」について、指定設備設置事業者(NTT東日本・西日本)にヒアリ  
 3971 ングを実施し、議論を行った。

<sup>61</sup> 令和5年度の将来原価方式による接続料の改定等における令和5年度加入光ファイバ接続料の原価(分岐端末回線接続料等に係る収入相当の控除前)において、NTT東日本で34.2%(593億円/1,734億円)、NTT西日本で28.2%(406億円/1,442億円)。

<sup>62</sup> 例えば、令和4年度の接続料の改定における意見募集における意見3(ソフトバンク意見)。



## 3972 2. 議論の経過

### 3973 (1) 検討事項

#### 3974 < $\beta$ 値の適正性 >

3975 自己資本利益率の算定では、設備投資に係る資本調達コストを適正な範囲で賄える  
3976 ような水準を基本としつつ、事業の安定性とリスクを織り込んだ指標とするため「CAP  
3977 M的手法」<sup>63</sup>を用いている。

3978 CAPM的手法における  $\beta$  値については、「主要企業の実績自己資本利益率の変動  
3979 に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、  
3980 他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益  
3981 率に代えて株式価格を採用することを妨げない。」(第一種指定電気通信設備接続料  
3982 規則第12条第4項)と規定されているところ、現在、 $\beta = 0.6$  と設定されている。

3983 これは、平成11年度の再計算に基づく接続料の改定<sup>64</sup>において、「NTTと同様の  
3984 設備産業である電力事業が直近の料金改定時に用いた値(0.6)を採用」して以降、継  
3985 続的にこの値が用いられているものである。

3986 なお、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成  
3987 19年3月30日情報通信審議会答申)では、接続料算定における調整額制度の導入  
3988 を適当とした上で、調整額制度を導入した場合、

- 3989 • 毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になく  
3990 なることから、管理部門のリスクは、調整額制度導入前に比して減少すると考え  
3991 られる(ただし、この場合であっても、NTT東日本・西日本の管理部門が設置し  
3992 た設備が同社の利用部門を含む接続事業者により利用されなくなり不良資産化  
3993 するリスクは残る)こと、
- 3994 • リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏  
3995 まえて変更する必要があること

3996 について指摘があったため、総務省においてNTT東日本・西日本に  $\beta$  値の設定方法  
3997 に関する検討を要請した。検討結果については、実際費用方式に基づく平成19・20

<sup>63</sup> 資本資産評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。

<sup>64</sup> 平成11年12月13日申請、平成12年3月6日認可。これ以前には、指定電気通信設備(現在の第一種指定設備)の接続約款の設定(平成11年7月1日認可)において、「NTTの市場  $\beta$  値は0.97(H10.3末)であるが、この値はNTT長距離を含む全社の値であり、指定設備管理部門のみのリスクを勘案する必要があるが、ここでは便宜上、他の公益設備産業で市場  $\beta$  値がNTTの実績に近いガス事業の料金算定に用いられている  $\beta$  値0.9」が用いられている。

3998 年度の接続料等の改定<sup>65</sup>において、「NTT東日本・西日本と類似の事業を営んでい  
3999 る主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づきβ値を検証<sup>66</sup>し、乖離が僅少であつ  
4000 たことから、前年同」(β=0.6)とされた。

4001 今般、こうした経緯を踏まえ、次の論点からβ値の適正性について検討した。

- 4002 • 設定から20年、検証から10年が経過したβ値について、現在までの状況変化  
4003 等を踏まえて、適正な設定について再検討すべきではないか。
- 4004 • β値を設定するうえで、特に第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを  
4005 どのように勘案すべきか。
- 4006 • NTT東日本・西日本の第一種指定設備管理部門のリスクを表すβ値が、日本  
4007 電信電話株式会社(以下「NTT持株」という。)の株式価格に基づくβ値よりも  
4008 高いと考えることは適当か。また、NTT東日本・西日本と同様に日本電信電話  
4009 株式会社の子会社であり、移動通信事業を行うNTTドコモの接続料算定に用  
4010 いるβ値と比較して適当か。

#### 4011 <他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性>

4012 期待自己資本利益率の算定に用いる他産業における主要企業の平均自己資本利  
4013 益率については、国内4証券取引所(札幌、東京、名古屋及び福岡)の上場企業の実  
4014 績財務データにより算定されているが、直近では、新型コロナウイルス感染症等の影  
4015 響により、大きな変動が生じている。

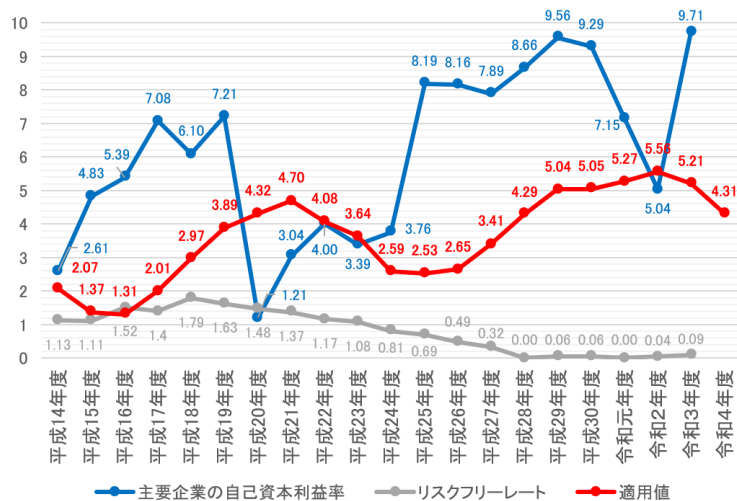
4016 今般、こうした状況を踏まえ、次の論点から他産業における主要企業の平均自己資  
4017 本利益率の算定方法の適正性について検討した。

- 4018 • 現状の算定方法は、適正利潤の考え方に照らして誤ったものではないものの、  
4019 新型コロナウイルス感染症のような外的要因により適正利潤の水準が大きく変動  
4020 することは、接続事業者の事業における予見可能性に悪影響を与えるため、よ  
4021 り適切な算定方法について検討すべきではないか。
- 4022 • 例えば、第二種指定設備に係る接続料を算定する際に用いられる長期投資用  
4023 のエクイティ・リスク・プレミアム<sup>67</sup>を用いて算定することについて、どのように考え  
4024 るか。

<sup>65</sup> 平成20年1月9日申請、同年3月28日認可

<sup>66</sup> 各国の通信業界の主要企業である10社(AT&T Inc.(米国)、Verizon Communications Inc.(米国)、BT Group(英国)、France Télécom(フランス)、Deutsche Telekom(ドイツ)、Telecom Italia S.p.A.(イタリア)、Telefónica S.A.(スペイン) Telstra Corp.(オーストラリア)、KT Corporation(韓国)、Teliasonera AB(スウェーデン)。中国の2社については、β値の算定期間を5年間とした場合のデータが把握できないことから除外。)を対象にβ値を日次ベース及び週次ベースそれぞれ、計測期間を過去1年、3年、5年で算定(財務リスクのアンレバー・リレバーを加味)したところ、0.55~0.65。

<sup>67</sup> モバイル接続料算定に係る研究会報告書(平成25年7月12日公表)において示された考え方を基に、MVNOガイドラインにおいて、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを用いるものとされている。



※1 平成13・15～19年度はCAPM的手法による自己資本利益率が主要企業の自己資本利益率の5年平均を下回った。  
 ※2 平成28年度・令和元年度がリスクフリーレートの年間平均値がマイナスとなったため、0.00としている。  
 ※3 平成20年度は主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回り、CAPM的手法における3年平均から除く。

4025

4026

(出所)NTT東日本・西日本接続料算定根拠を元に総務省作成

4027

【図7-2 主要企業の自己資本利益率等の推移】

4028 (2) 主な意見(β値の適正性)

4029 ① 事業者からの意見

4030 <固定通信の事業リスクに関する現状認識>

4031 • 当社管理部門も含めた固定通信の事業リスクは、次の点を勘案すると、NTTド  
 4032 コモや、NTTドコモを主たる構成要素とするNTT持株と比べて高く、また現行  
 4033 値が設定された平成11年当時と比べてもリスクの度合いは高まっている。

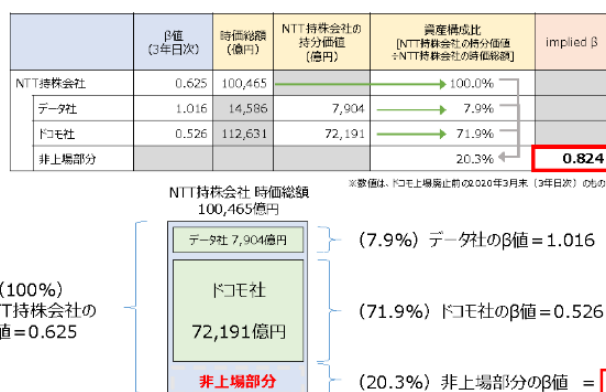
4034 ▶ ブロードバンドサービスの需要の中心は固定通信からモバイル通信へ移行  
 4035 し、固定通信設備に係る投資の未回収リスクが高まっている(ブロードバン  
 4036 ドサービス市場においては、モバイル通信が固定通信を契約数で大きく上  
 4037 回り、成長を継続する一方で、固定通信の需要は既に一巡し、直近ではF  
 4038 TTH純増数が大きく低下)ところ、現時点での固定通信設備の未償却残  
 4039 高は、光ケーブルだけでみても9,500億円に上り、これらの設備が将来減  
 4040 損を余儀なくされ、未回収となるリスクが拡大していること

4041 ▶ 固定通信を含むNTT持株とモバイル事業のNTTドコモのβ値の関係(N  
 4042 TT持株β値>NTTドコモβ値)から見て、株式市場は、固定通信の事業  
 4043 リスクがモバイル事業のリスクを上回ると評価していると考えられること

4044 • 当社管理部門と当社利用部門は、固定通信事業としての需要を維持・拡大でき  
 4045 るか否かという事業リスクを共有しており、その事業リスクを区分して評価できるも  
 4046 のではない。

4047 <  $\beta$  値に関する様々な検討アプローチ >

- 4048 •  $\beta$  値の算定には様々な考え方があり、絶対的な解はないと認識していることから、
- 4049 以下の複数のアプローチにて検討を行った。
- 4050 • 上場会社の  $\beta$  値と時価総額を基に非上場会社の  $\beta$  値を算出するインプライド法
- 4051 というアプローチについては、当社グループ会社の実際の  $\beta$  値を基にするという
- 4052 点で、固定通信の実態をより反映した手法。この手法により算出したNTT非上
- 4053 場部分の  $\beta$  値は 0.824。



4054

4055

(出所) 第 70 回会合資料 70-5 (NTT東日本・西日本資料) より抜粋

4056

【図7-3 NTT東日本・西日本の行ったインプライド法の結果】

- 4057 • 上場親会社の  $\beta$  値を非上場子会社における固定通信の  $\beta$  値として代用するこ
- 4058 とも考えられるが、 $\beta$  値には、ヒストリカル  $\beta$ 、修正  $\beta$ 、予想  $\beta$  といった様々な指
- 4059 標が存在し、その測定時点、計測期間によっても数値に幅があることから、採用
- 4060 する数値が一意に定まるものではない。仮に上場親会社の  $\beta$  値を代用する場
- 4061 合においては、直近のNTT持株の  $\beta$  値ではなく、より固定通信の事業リスクを
- 4062 織り込んでいるNTTドコモ完全子会社化前の  $\beta$  値 (0.598~0.785) を代用する
- 4063 ことが適当。
- 4064 • 他にも諸外国主要キャリアの  $\beta$  値 (0.67~0.78) を参照するというアプローチが考
- 4065 えられるが、政治・経済の情勢や通信市場の環境、主要キャリアの多角化の状
- 4066 況といった様々な面で、国内の固定通信との違いが大きくなっており、今回採用
- 4067 することは難しい。

4068 <  $\beta$  値に関する考え方 >

- 4069 • 固定通信の  $\beta$  値は 0.6~0.8 程度のレンジに収まる値が適当ではないか。
- 4070 • 一方で、次の点からは、現行の  $\beta$  値 0.6 を据え置くという案もある。
- 4071 ➢  $\beta$  値には様々な指標が存在し、その計測時点や計測期間によっても数値
- 4072 に幅があることから、採用する数値が一意に定まるものではないこと
- 4073 ➢  $\beta$  値は、各社の利益見通しや株主還元策、その他様々な社会・経済情勢

- 4074 の影響を受け、事業リスク以外の要因でも短期的に大きく変動する一方で、  
4075 固定通信の設備投資は長期間で回収するものであることから、その資金調  
4076 達に係る資本コストも長期安定的な  $\beta$  値に基づくべきであること  
4077 ▶ 現状に比べて、より固定通信の事業リスクを織り込んでいるNTTドコモ完全  
4078 子会社化前のNTT持株の  $\beta$  値は、完全子会社化前の数年間でみると、概  
4079 ね 0.6 程度で安定していたこと  
4080 • いずれにしても、 $\beta$  値を長期安定的なものにすることで、接続事業者における将  
4081 来の接続料に関する予見性も高まり、接続事業者にとってもサービスの安定的  
4082 提供に資するものと考える。

## 4083 ② 構成員からの意見

### 4084 < $\beta$ 値を見直すことについて >

- 4085 • リターンをどういう期間で取るかなど、非常にややこしいところと思うが、随分動い  
4086 ていると思うので、やはりまた検討すべき。もう少し現状より下がるのかなというの  
4087 が直観的なところ。  
4088 •  $\beta$  値の再算定に賛成したい。管理部門としてのNTT東日本・西日本のリスクが  
4089 NTT持株の  $\beta$  値よりも高くなることはないだろうと思われ、その意味ではNTT持  
4090 株の  $\beta$  値はある意味上限になると考えるので、現状の 0.6 と比べたとき少なくとも  
4091 再計算をする意味がある。  
4092 • 加入光ファイバ接続料の改定を検討する時期に来ているため、 $\beta$  値あるいは自  
4093 己資本利益率の改定の検討に入るには良いタイミングかと思う。  
4094 • 予見性という観点で、毎年大きく上がったり下がったりしてはいけないというのは、  
4095 そのとおり。  
4096 • 様々な意見があり、ぴったり定まるものではないので、議論が大事。

### 4097 < 勘案すべきリスク: 固定通信事業のリスク >

- 4098 • 純増数が大きく低下しているという説明だったが、これと設備投資の回収の関係  
4099 がいま一つ分からない。  
4100 ⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本から「純増の時点ではまだ良いのだが、  
4101 恐らくこのまま純増が減っていき、ある時点で純減に転じると、施設数が減って  
4102 いくため、それによって得られる収益が減っていき、コスト回収ができなくなる。  
4103 実際にメタルでも、ピークから 20 年ぐらいで大きく施設数が減り、実際に 1,900  
4104 億円の減損処理を余儀なくされたこともあり、光も同じようなことが起こる可能性  
4105 はあるのではないかと危惧している。」との発言があった。  
4106 • どんなビジネスにも事業リスク、コストを回収できないリスクがあり、そのリスクがど  
4107 れだけ大きいかわ小さいかの話。  
4108 • 20年前に将来を予想すると、メタルビジネスの縮小や、人口減少を言われたか

4109 もしれないが、光が生まれ、新しいマーケットができ、サービスもライフサイクルで  
4110 生まれ変わってきたので、今の固定のビジネスについても、大きなコスト回収で  
4111 きないリスクを持っているというより、NTTの努力でますます期待が持てるビジネ  
4112 スに変わっていくのではないかと思っている。

4113 • 新型コロナウイルス感染症等の影響で非常に厳しくなる企業もある一方で、通信  
4114 事業では必ずしも新型コロナウイルス感染症等の影響でマイナスが大きくなって  
4115 いるようには思わない。また、為替変動についても、通信事業はドメスティックな  
4116 ビジネスであり、輸出等と大きく関わっている他の大企業とは、リスクがかなり違う。

4117 • 少なくとも、光コラボのメインの売り手が、工事無くコンセントに差すだけで使える  
4118 という形でホームルーターを販売することは、今までうまくいってきた光コラボの  
4119 ビジネスモデルが長期的に見直しを迫られる要因になり得る。Beyond5G・6G の  
4120 時代において、20 年後を見据えれば、10 年単位の話ではあるが、確かに固定  
4121 通信に関する事業リスクは高まってきている。

4122 • いきなり 9,500 億円が毀損するかどうかという直近の議論にはならないが、10 年、  
4123 20 年という単位で見たときには、我が国が進めてきた光を全国津々浦々に普及  
4124 させるという方針を再検討する機運が出てくる可能性があり、その意味ではホー  
4125 ムルーターが一つの大きなきっかけ。これがNTT自身のグループ会社からスタ  
4126 ートしているということも非常に意味深長。

#### 4127 <勘案すべきリスク: 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスク>

4128 • ここで議論すべきことは、接続料の算定において、接続サービス提供の事業リス  
4129 クがどの程度かということであり、それがNTT持株の事業リスクより大きいのか小  
4130 さいか。

4131 • 英国では、国際ビジネス等の幅広いビジネスを展開しているBT Group全体の  
4132  $\beta$  値より、管理部門・接続部門のOpenreachの  $\beta$  値は低いとされている。NTT  
4133 グループ全体の  $\beta$  値に対してモバイル事業がその下にあるのであれば、固定通  
4134 信事業を含むその他は親会社より高い  $\beta$  値のはずだというNTT東日本・西日  
4135 本の説明についても、移動通信事業と固定通信事業の双方が親会社より低い  
4136 可能性を否定するものではない。

4137 ⇒この意見に関し、NTT東日本・西日本からは、「諸外国の主要キャリアについ  
4138 ては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進  
4139 んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきていることを踏まえても、国  
4140 内の固定通信事業との違いは大きい」との意見があった。

4141 • リサーチした結果で言うと、少なくとも接続サービスの事業リスクは、NTTグルー  
4142 プ全体の事業リスクより小さいと判断できるが、では幾らかと聞かれたときに、もう  
4143 少し時間かけて計算しないと、幾らであるべきというところまではすぐには回答で  
4144 きない。

4145 <  $\beta$  値の算定方法について >

- 4146 • NTTドコモを完全にのみ込んでいる状態でのNTT持株のグループ会社として  
4147 の評価が、NTT東日本・西日本のリスクの評価の実態を表しているのではない  
4148 か。
- 4149 ⇒この意見に関し、NTT東日本・西日本からは、「
- 4150 ▶ NTTドコモの完全子会社化によって、NTTグループとしてプラスの要素は  
4151 あるが、NTT東日本・西日本とNTTドコモの間は禁止行為規制もあり、固  
4152 定通信事業への影響はかなり限定的で、プラスの要素は非常に少ない。一  
4153 方で、NTTドコモが完全子会社化された後のNTT持株の $\beta$ 値はモバイル  
4154 事業の比率がかなり大きい $\beta$ 値であり、完全子会社化前の $\beta$ 値の方がより  
4155 固定事業のリスクを織り込んでいるのではないか
- 4156 ▶  $\beta$ 値の算定に絶対的な解はないと思っており、事業のリスクや評価をグル  
4157 ープ全体で捉えて、可能な限り直近の動向を踏まえるべきという観点もある。  
4158 その場合、直近の数値は、NTTドコモの完全子会社化の影響だけではなく、  
4159 コロナ禍等による株式市場への影響も含まれていて一時的な変化が大  
4160 きいため、仮に直近の数値を使うにしても、長期トレンドの数値を用いるほう  
4161 が適当。
- 4162 」との意見があった。
- 4163 • NTTグループ全体の色々な事業を含んだ非上場部門の $\beta$ 値は参考にならない  
4164 のではないか。
- 4165 • 海外の規制機関において、インプライド法を使って資本コスト算定の議論をして  
4166 いるところは見つからない。
- 4167 • ビジネスのリスク以外に財務的なリスクもある。
- 4168 • インプライド法により算出した非上場部門の $\beta$ 値のうち、さらにNTT東日本・西  
4169 日本の部分を絞り込んでこないと本来の議論はできない。このインプライド法で  
4170 算出した値はいかにも大き過ぎる。
- 4171 ⇒この意見に関し、NTT東日本・西日本からは「インプライド法の弱点はまさに  
4172 その点であり、非上場部門(のリスク)を分解できるかという、なかなかできない。  
4173 インプライド法により算出した数字を採用すべきという主張をするつもりはない」と  
4174 の発言があった。

4175 (3) 主な意見(主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性)

- 4176 他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性に関し、N  
4177 TT東日本・西日本からは次の意見があった。
- 4178 • 固定通信に係る接続料算定においては、これまで全国4証券取引所に上場す  
4179 る主要企業の自己資本利益率を基に、資本コスト算定に用いる平均自己資本

4180 利益率を算出してきたが、その水準はリーマンショック、アベノミクス、コロナ禍等  
4181 の外的要因による変動の影響を受けてきた。

- 4182 • 固定通信の設備投資は長期間で回収するものであることから、設備投資の資金  
4183 調達に係る資本コストも長期安定的なものにすべきであり、接続料算定に用いる  
4184 リスクプレミアムとして、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム(イボットソン・  
4185 アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report)  
4186 を採用することは、以下の観点から一定の合理性がある。それにより接続料原価  
4187 に含まれる資本コストの安定化に繋がり、接続事業者の予見性向上にも資する。
  - 4188 ▶ 1952 年からの長期トレンドデータをもとに算定されたリスクプレミアムデータ  
4189 であり、長期安定的な指標であること
  - 4190 ▶ 日米をはじめとした世界各国の金融機関や投資・運用機関にて活用される  
4191 一般的な指標であること
  - 4192 ▶ モバイル接続料に係る自己資本利益率の算定においても既に採用されて  
4193 いること

4194 構成員からも、構成員の財務諸表の分析等の経験を踏まえ、イボットソン社のデー  
4195 タを使うのは妥当ではないかとの意見があった。

### 4196 3. 考え方

#### 4197 < $\beta$ 値の適正性 >

4198 まず、 $\beta$  値を今般見直すことについて、NTT東日本・西日本からは、 $\beta$  値の算定に  
4199 ついては様々な考え方があるため、現行の数値を据え置くことも考えられるとの意見が  
4200 あったものの、そのことのみをもって現行の値を据え置くということにはならず、現時点  
4201 での知見を踏まえて検証を行うことが適当である。

4202 他方、接続事業者の事業における予見可能性の確保の観点から、 $\beta$  値の算定方  
4203 法を度々見直すことは必ずしも望ましくはないため、今回得られた再算定結果につい  
4204 ては、固定通信事業をめぐる特段の状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管  
4205 理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維  
4206 持することが適当である。

4207 このことを前提に、 $\beta$  値を見直すため、 $\beta$  値を算定する上で勘案すべきリスクにつ  
4208 いて検討したところ、

- 4209 • FTTHアクセスサービスの販売状況や、ホームルータ(ワイヤレス固定ブロード  
4210 バンド)の普及等の固定通信事業をめぐる状況変化については、今後、長期的  
4211 には第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを左右する可能性はある  
4212 もものの、現段階で顕在化しているとは言えず、また、どのように・どのような時期  
4213 に顕在化するかについて、現段階で判断することは困難である。
- 4214 • 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクは、その利用に係るリスクと区



4215 分して評価することはできないという主張については、英国でのBTのアクセスサ  
4216 ービス部門である Openreach の資本コスト算定において、BT全体の $\beta$ 値から  
4217 (より低い)Openreach の $\beta$ 値を算定している事例があるとの指摘があったが、こ  
4218 の点については、BTとNTTの置かれている市場環境の差異、英国と我が国に  
4219 おける不可欠設備に対する規制枠組みの差異等に鑑みれば、我が国において、  
4220 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクとその利用に係るリスクの間  
4221 にどのような差異が存在し、また、その差異をどのように $\beta$ 値の算定において考慮  
4222 すべきかについては、更なる詳細な検討を要し、直ちに結論を得ることはできな  
4223 い。

4224 • NTTグループにおける移動通信事業と固定通信事業のリスクの差異について  
4225 は、現段階で得られる情報から判断することは困難であると考えらるべきである。  
4226 少なくとも、NTT東日本・西日本から言及のあったインプライド法については、N  
4227 TT東日本・西日本以外の非上場部門の事業も含めたリスクを参照していること  
4228 等から、今回はその値をそのまま採用することができない。

4229 と整理し、これらの観点を踏まえて、本研究会としては次のとおり結論付けた。

4230 • 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの検討にあたっては、まずは  
4231 NTTグループ全体の $\beta$ 値(NTT持株の $\beta$ 値)を基礎とすることが適当である。

4232 • その上で、NTT持株の $\beta$ 値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・  
4233 運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、上述のとおり直ちに結論を  
4234 得ることはできず、少なくともNTT持株の $\beta$ 値を上回ることはないことを念頭に、  
4235 直近の外的要因(新型コロナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近  
4236 の値を基に $\beta$ 値を見直したうえで、接続料の改定に係るプロセスを進めることが  
4237 適当である。

#### 4238 <主要企業の平均自己資本利益率の算定方法の適正性>

4239 他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法については、外的要  
4240 因による適正利潤の水準の変動は接続事業者の事業における予見性に悪影響を与  
4241 えるという観点等から、長期安定的な指標として、長期投資用のエクイティ・リス  
4242 ミアム(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Ris  
4243 k Premia Report)を「他産業における主要企業の平均自己資本利益率」の算定方  
4244 法として採用することが適当である。

4245 以上の考え方を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、令和5年度の将来原  
4246 価方式に基づく接続料の改定に係る接続約款変更認可申請において、自己資本利  
4247 益率の算定方法の見直しを行った。

- 接続料の算定等に関する研究会における議論を踏まえ、今次申請においては、報酬の算定方法について次のとおり見直し。
  - ・ **CAPM的手法におけるβ値**：少なくともNTT持株会社のβ値を上回ることのないことを念頭に、直近の外的要因による影響を勘案して、**β=0.566（見直し前：β=0.6）**（※1）を採用。
  - ・ **主要企業の自己資本利益率の算定方法**：長期安定的な指標として、**長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム**（※2）を採用
- この影響により、加入光ファイバの接続料原価において、**NTT東日本で▲71億円、NTT西日本で▲49億円**（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値、一定の仮定の下で試算した概算額）の減少。
  - ※1 日本電信電話株式会社の株式価格の市場β値について、令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末をそれぞれ終点とする3年間の日次データに基づく値（それぞれ、β = 0.625、0.566、0.545）の中央値。
  - ※2 令和3年度以降の値についてイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用。接続料規則における報酬の算定方法上はこれを採用することは想定されていない（他産業の自己資本利益率を用いるものとされているところ、同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含む。）ため、本見直しに係る3条件が合わせて申請されている。

見直し前（NTT東日本・西日本共通）								見直し後（NTT東日本・西日本共通）※4							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
主要企業の自己資本利益率 (i)	7.15	5.04	9.71	9.71	9.71	9.71	9.71	主要企業の自己資本利益率 (i)	7.15	5.04	8.89	8.89	8.89	8.89	8.89
リスクフリーレート (ii) (10年ものの国債利回り)	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	リスクフリーレート (ii) (10年ものの国債利回り※5)	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
リスクプレミアム (i) - (ii)	7.15	5.00	9.62	9.62	9.62	9.62	9.62	リスクプレミアム (R2まで：(i) - (ii) R3から：※1のβ×R2※5※6)	7.15	5.00	8.80	8.80	8.80	8.80	8.80
β	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	β（見直し後）	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566
期待自己資本利益率 (β × (i) - (ii) + (ii))	4.29	3.04	5.86	5.86	5.86	5.86	5.86	期待自己資本利益率 (β × リスクプレミアム + (ii))	4.05	2.87	5.07	5.07	5.07	5.07	5.07
選択される自己資本利益率 (期待自己資本利益率の3年平均※3)	-	-	4.40	4.92	5.86	5.86	5.86	選択される自己資本利益率 (期待自己資本利益率の3年平均※3)	-	-	4.00	4.34	5.07	5.07	5.07

※3 期待自己資本利益率の3年平均と主要企業の自己資本利益率の5年平均を比較し低い方を採用するとされているところ、今算定においてはいずれも前者が採用されているもの。  
 ※4 見直し後の令和2年度以降の主要企業の自己資本利益率 (i) については、イボットソン社データから選定したもの。  
 ※5 Copyright © 2023 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。  
 ※6 令和4年度以降のリスクプレミアム及びリスクフリーレートについては令和3年度の実績値と同じと見込んだ。

4248

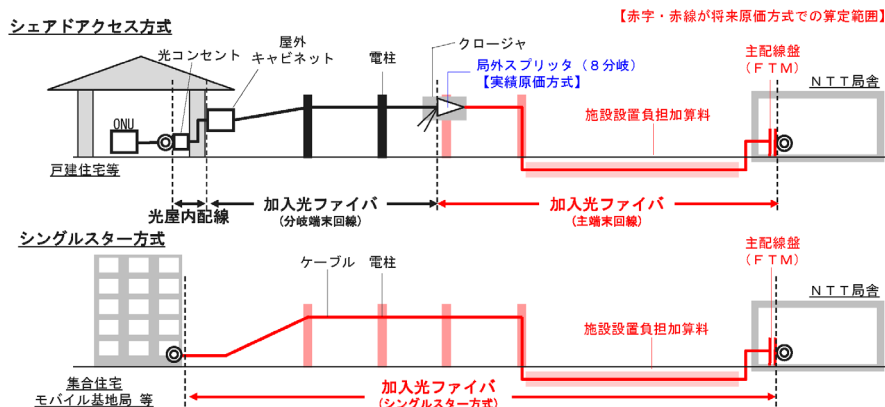
4249 (出所) 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第134回)資料134-2より抜粋  
 4250 【図7-4 令和5年度の将来原価方式による接続料の改定等における報酬額の算  
 4251 定方法の見直し】

4252 加入光ファイバとの接続によるFTTHアクセスサービスの提供については、サービ  
 4253 スの向上や多様化につながりやすい提供形態として、今後も多様な事業者によって広  
 4254 く活用されることが期待される。加入光ファイバ接続料を接続事業者にとって利用しや  
 4255 すいものとするため、適切な接続料の算定方法については、今後も必要に応じ、議論  
 4256 を深めていくことが適当である。

## 4258 1. 検討の経緯

4259 シェアドアクセス方式の加入光ファイバでは、最大8利用者で共用する「主端末回線」  
4260 と、主端末回線から局外スプリッタにおいて分岐し、1の利用者が専有する「分岐端末  
4261 回線」が組み合わされて利用される<sup>68</sup>。

4262 加入光ファイバは「基本的な接続機能」（通常求められるような様々な接続形態を許  
4263 容するネットワークを前提にして、多くの接続事業者にとって具備されていることが必  
4264 要となるような機能）であり、網使用料として接続料が設定されること、すなわち、接続  
4265 事業者のネットワークの利用見合いで費用を負担し、利用中止時には別途の負担は  
4266 求められないことが原則であるが、シェアドアクセス方式における分岐端末回線につ  
4267 いては、異なる取扱いがなされてきた。



4268

(出所) 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第134回)資料134-2より抜粋

4269

4270

【図8-1 加入光ファイバにおけるシェアドアクセス方式とシングルスター方式】

4271 具体的には、現に接続事業者が接続し、利用者への電気通信役務の提供に用い  
4272 られている分岐端末回線(以下「現用回線」という。)について負担する接続料のほか、  
4273 利用者との契約の解約等により電気通信役務の提供に用いられなくなった回線(以下  
4274 「残置回線」という。)についても、当該回線を利用していた接続事業者が撤去するか  
4275 残置するかの選択権を有し、

4276

- 撤去する場合には、撤去費用及び未償却残高を負担し、

4277

- 残置する場合には、引き続き当該回線の維持等に要する費用<sup>69</sup>を月額で負担

<sup>68</sup> このほか、引き通し形態(コンセント渡し形態)では、光屋内配線が利用される。

<sup>69</sup> 分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分のコストを原価として算定される。具体的には、分岐端末回線においては、NTT東日本・西日本で設備の構成が異なるところ、NTT東日本では、単芯区間と少芯区間のうち単芯区間に係る原価のみ算入されており、NTT西日本では単芯区間のみで構成されているため、分岐端末回線の原価全体が算入されている。また、回線管理運営費については、分岐端末回線のものが準用されている。

4278 することとされている。

4279 これは、分岐端末回線が「現時点において、多くの場合、NTT東日本・西日本の既  
4280 設設備を接続事業者で使用させるものではなく」、「接続事業者の個別の回線設置申  
4281 込みに応じてNTT東日本・西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者が  
4282 その利用者のために専ら使用するものである」といった特殊な状況にある」と整理されて  
4283 きた<sup>70</sup>ことによる。

4284 この点、本研究会において、接続事業者(KDDI)から次の論点提起があった<sup>71</sup>。

- 4285 • 平成 23 年度にはシェアドアクセス方式(の加入光ファイバを用いるサービス)と  
4286 フレッツ光の間の転用ができるようになり、転用ができる状況が生まれた。コラボ  
4287 光が提供開始されて大きく台頭してきたところだが、今後、コラボ光の事業者と  
4288 の転用の工事についても実現できるように現在調整をしているところ。
- 4289 • こういった現状を踏まえると、当時の整理であった各事業者が専属的に利用す  
4290 るという整理が既に解消されている状況があるのではないかと考えており、この  
4291 ルールを見直す議論をしていただけないか。

4292 こうした論点提起を踏まえ、関係事業者(NTT東日本・西日本、KDDI、ソニーネッ  
4293 トワークコミュニケーションズ株式会社(以下「SNC」という。))にヒアリングを実施し、次  
4294 の論点について議論を行った。

- 4295 • **【残置回線の現状】**接続事業者及びNTT東日本・西日本(第一種指定設備利  
4296 用部門(以下「利用部門」という。))における残置回線の現状はどうなっているか。  
4297 (残置回線数の推移、転用等の進展状況、利用者への案内状況等)
- 4298 • **【「特殊な状況」の現状】**転用等の実現・進展により、分岐端末回線の残置回線  
4299 についても、他の接続機能と同様、全ての接続事業者(NTT東日本・西日本  
4300 (利用部門)を含む。)が受益しうる設備となっているのではないか。あるいは、各  
4301 接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」が継続しているのか。
- 4302 • **【「特殊な状況」の現状を踏まえた接続料算定方法の見直し】**「特殊な状況」の解  
4303 消が認められる場合、分岐端末回線の接続料の算定方法をどのように見直す

<sup>70</sup> 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し)」平成16年10月13日申請、10月19日諮問、12月21日答申・認可。

<sup>71</sup> その他、本件に関係する経緯としては、本研究会第一次報告書までの議論において、接続事業者では残置回線を撤去したくても、解約後の元の利用者に連絡をとることが難しいために、そのための手続をとることができず、維持管理費の支払いが必ず求められてしまうという現状を踏まえて検討を行ったものがある。本研究会第一次報告書においては、利用者解約に係る対利用者対応の実務の検証について、総務省からNTT東日本・西日本に検討の加速等を依頼し、その報告を受けて検証を行うことが適当であると整理した。これに基づき、NTT東日本・西日本ではKDDIとの協議を進め、平成29年12月28日には、①KDDIの残置回線のうち将来的に再利用が見込まれないものを当社も協力して実際の費用負担を廃棄することとし、具体的に検討を進めることで合意した、②その方策として、(元利用者の)撤去承諾に係る利用者対応をNTT東日本・西日本がビジネスベースで代行する場合の業務フロー・概算金額等具体的な案を提示し、KDDIにおいて検討いただいている旨、報告があった。

- 4304 べきか。残置回線の維持管理費と撤去費それぞれについてどのように考えるか。
- 4305 • 【残置・撤去の判断主体】現在は「特殊な状況」を踏まえ、各接続事業者が分岐
- 4306 端末回線の残置・撤去の判断を行っているが、「特殊な状況」の解消が認められ
- 4307 る場合、他の接続機能と同様、NTT東日本・西日本(第一種指定電気通信設
- 4308 備管理部門(以下「管理部門」という。))が残置・撤去の判断をすべきか。NTT
- 4309 東日本・西日本(管理部門)が判断主体となる場合の支障はあるか。
- 4310 • 【既存残置回線の費用負担】接続料算定方法を見直す場合、現行の算定方法
- 4311 に基づき、各接続事業者において残置・撤去の判断を行い、当該接続事業者
- 4312 が費用を負担している残置回線(既存残置回線)についても、算定方法を見直
- 4313 すべきか。
- 4314 • 【残置回線に係る取組みの進め方】残置回線については、利用者へのサービス
- 4315 の提供に用いられていない電気通信設備であるが、残置回線の数を減らしてい
- 4316 くための取組みを行っていく必要はあるか。必要はあるとして、どのような取組み
- 4317 が考えられるか。また、今回議論する算定方法の見直し等により、利用者等への
- 4318 利益はあるか。

4319 なお、現在、分岐端末回線については、NTT東日本・西日本(管理部門)が、接続

4320 事業者(NTT東日本・西日本(利用部門)を含む。)からシェアドアクセス方式の接続

4321 申込みがあった際に、申込みのあった利用者の住宅等に残置されていた残置回線を

4322 「再利用」することがある<sup>72</sup>。また、競争WGにおいて議論されている「引込線転用」により

4323 利用者が接続事業者・光コラボ事業者(光サービス卸の卸先事業者)間で利用者が

4324 事業者変更を行う際、現用回線の「転用」が実現することとなる。

4325 そのほか、接続ルール上はNTT東日本・西日本(利用部門)内の運用フローに過

4326 ぎないものの、光コラボ事業者間の「事業者変更」についても令和元年度に実現して

4327 いる。

## 4328 2. 議論の経過

### 4329 (1)見直しの是非

4330 <現状認識及び現状認識を踏まえた接続料算定方法の見直しに係る意見>

- 4331 • 制度導入当時からの状況・環境変化等を踏まえ、現状も適切な整理であるのか、
- 4332 他の事例との公平性が保たれているか確認が必要。【KDDI】
- 4333 • 当社における解約時の対応については、事業影響を踏まえつつ、解約を契機と
- 4334 した費用である点から「お客様間の負担の公平」を極力考慮した案内を行って
- 4335 いる。撤去工事費の解約時一括請求の禁止等を踏まえ、令和4年7月以降は利

<sup>72</sup> NTT東日本・西日本接続約款第34条の6第3項。残置回線が再利用された場合、その旨が当該残置回線の維持管理費を請求されていた接続事業者へ通知され、以降請求されない。

- 4336 用者から要望があった際のみ有料で撤去を行い、原則として残置を案内している  
4337 るが、解約者と現利用者間の費用負担の公平性に課題が残っている。【KDDI】  
4338 • 現行ルール策定時の前提である「特殊な状況」が解消されている場合、算定方  
4339 法を他の接続機能と分ける根拠もなく、他の接続機能と同様に網使用料の(原  
4340 則どおりの)算定に改め、事業者の負担の公平性を改善すべき。当初より再利用  
4341 による運用は存在していたため、既存残置回線および今後発生する残置回  
4342 線をすべてルール見直しの対象範囲とすべき。【KDDI】  
4343 • 残置回線の「維持管理費」「撤去費用」についても、他の接続機能と同様、網使  
4344 用料への変更等の検討が必要ではないか。その際、既存残置回線も対象に見  
4345 直しを検討すべきかと考える。【SNC】  
4346 • 残置回線数は当社でも増加傾向にあり、維持負担額は接続事業者にとって大  
4347 きな負担となっている。参入障壁の軽減、事業予見性等、今後の競争促進のた  
4348 め、見直しを検討する時期に来ている。【SNC】  
4349 • 残置回線に係る維持負担額について、  
4350 ▶ 従前より、回線設置場所に残置回線が存在する場合は当該回線を再利用  
4351 していることから、残置回線はシェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用  
4352 する全ての事業者がその受益者になりうる設備であること  
4353 ▶ 今後、当社が一元的に引込線等の扱いを判断・運用していくことに加え、  
4354 分岐端末回線の利用数に応じた負担に見直すことで、残置の障壁が解消  
4355 され、設備運用の効率性向上が期待されること  
4356 の観点から、網使用料として利用回線数に応じた負担に見直すことは一定の合  
4357 理性がある。既存の残置回線についても、今後転用や再利用が見込まれること  
4358 を踏まえれば、維持負担額の見直しの範囲は、全ての引込線等を対象とするこ  
4359 とが適切。【NTT東日本・西日本】  
4360 • 撤去費については、撤去する回線は、現に利用している事業者のみがそのサ  
4361 ービス提供のために利用していたものであり、他の事業者は当該設備の受益者  
4362 には当たらないことを踏まえれば、事業者個別の要望により発生する撤去工事  
4363 費については、現行通り、撤去する事業者が個別に負担することが適切。【NT  
4364 T東日本・西日本】

4365 <判断主体、取組みの進め方等、残置回線の運用に係る意見>

- 4366 • 分岐端末回線は、接続事業者にて解約時の残置・撤去を判断しているが、自社  
4367 の設備状況しか把握できず、引込線数や再利用・転用可否等を確認する術が  
4368 ない状況。本課題の解決を図る観点からも、接続料算定方法を見直し、NTT東  
4369 日本・西日本において、再利用可能性を考慮した全体最適による残置・撤去の  
4370 工事の判断を実施することが適切。このことにより不要な残置回線数の増加抑  
4371 止・減少に資するものと考え。【KDDI】

- 4372
- 4373
- 4374
- 4375
- 4376
- 4377
- 4378
- 4379
- 4380
- 4381
- 4382
- 4383
- 4384
- 不要な残置回線が減少することで、コスト削減によるサービスの創意工夫への寄与、ケーブル垂れ下がり等による保安上のリスクの回避等の効果が期待される。【KDDI】
  - 業界全体で残置回線を今後も減らしていくための取組を続け、設備全体のコスト減を接続料等の低減、更に利用者の利益にも繋げていくべき。【SNC】
  - FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適う。これまで、当社においても、個別の利用者要望がある場合や建物取り壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合を除き、原則として引込線等を残置してきた。【NTT東日本・西日本】
  - 同一建物に複数の引込線等が残置されるケースも一部あるが、撤去にはコストや利用者対応に伴う稼働を要するため、当該引込線等の撤去のみを目的とした対応を行う必要はない。【NTT東日本・西日本】

4385 (2)見直しの進め方

4386 以上のおおりに、残置回線に係る「特殊な状況」は解消しているという観点等から、残置回線に係る接続料の算定方法を見直し、残置回線数に応じた維持負担額ではなく、分岐端末回線接続料の原価に残置回線コストを算入することによる現用回線数に応じた負担とすることについて、賛同の意見があった。

4390 一方、第 67 回会合においてNTT東日本・西日本が算定方法を見直す場合の分岐端末回線接続料の試算を示したところ、同試算においては、残置回線維持負担額がなくなる代わりに現用回線の接続料が大きく上昇することから、関係事業者からは次の意見があった。

- 4394
- 4395
- 4396
- 4397
- 4398
- 4399
- 4400
- 事業者によっては負担額が増加する場合もあることにも留意した上で、小規模事業者の意見も踏まえながら検討していく必要。【NTT東日本・西日本】
  - NTT東日本・西日本の試算結果は、既存残置回線が比較的少ない後発事業者に負担がのしかかる数値であり、当社としては到底受け入れが困難な水準。昨年のヒアリングの時点では全体でここまで大規模な既存残置回線があることは公表されておらず、想定を圧倒的に超えていた前提が判明したため、考え方を変えざるを得ない。【SNC】

単位：1回線あたり月額

	NTT東日本		NTT西日本	
	現状	見直す場合	現状	見直す場合
現用の分岐端末回線に係る接続料	328円	465円 (+137円)	412円	762円 (+350円)
残置回線に係る維持負担額	250円	-	468円	-

4401

4402

4403

(出所)第 69 回会合資料 69-1(事務局資料)より抜粋

【図8-2 NTT東日本・西日本が示した分岐端末回線接続料の試算】



4404 また、網使用料化した場合の残置回線の運用について、原則として残置して再利用  
4405 用していくことが効率的であり、利用者利便にも適うという意見がある一方、再利用可  
4406 能性のない不要な残置回線については、順次撤去促進を行い、設備の効率化・接続  
4407 料の低廉化を図るべきとの意見もあるなど、関係事業者の間で見解が分かれていた。

4408 分岐端末回線について、各接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」に  
4409 係る状況変化は認められるものの、こういった意見等を踏まえ、本研究会としては、

4410 • 算定方法を見直す場合の接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なる  
4411 ことによる影響についてどう考えるか。

4412 • 算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断について、どのように整理すべ  
4413 きか

4414 の2点について、NTT東日本・西日本、KDDI及びSNCの3社のほか、シェアドアク  
4415 セス方式の加入光ファイバの利用規模が比較的小さい事業者の意見を聞くため、一  
4416 般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「CATV連盟」という。)から書面提出を受  
4417 けるなどして、本件を継続して検討した。なお、以降の議論において、接続料算定方  
4418 法の見直しまでに生じる残置回線を「既存残置回線」、見直し後に生じる残置回線を  
4419 「新規残置回線」という。

#### 4420 ① 事業者からの意見

4421 <接続事業者毎の残置回線・現用回線の状況が異なることによる影響>

4422 • 見直しが分岐端末回線の利用に係る受益に応じた負担となるのであれば、事業  
4423 者間で負担を補助するということにならないため、公正競争を損なうことはない。

4424 【NTT東日本・西日本】

4425 • 公正競争上の影響が、網使用料化されている既存の接続機能以上に生じると  
4426 は考えていない。各事業者における費用負担の増減が生じるのは事実ではある  
4427 もの、現行ルール策定時の前提である特殊な状況が解消されている現状に  
4428 鑑みれば、当該理由だけをもって網使用料化を実施しない理由にはならない。

4429 【KDDI】

4430 • 分岐端末回線に係る接続料が上昇する一方、事業を継続する上で将来的に発  
4431 生する残置回線費用の負担が軽減されるため、新規参入事業者における影響  
4432 はない。【KDDI】

4433 • 再利用可能性を有しない回線は転用・再利用が不可能であるため、受益負担  
4434 の公平性が確保されない。仮に再利用可能性を有しない残置回線が多数存在  
4435 する場合には、公正競争の阻害要因になりうる。【KDDI】

4436 • 過去に残置された回線が非常に多く発生・蓄積しており、結果、見直した後の単  
4437 金が上昇する点について非常に問題視している。NTT東日本・西日本が設備  
4438 の効率化を促進するインセンティブの確保に資するルールを作る必要があり、

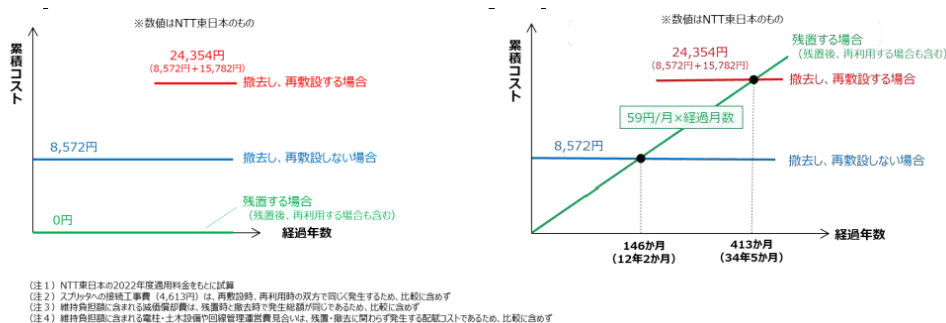


- 4439 例えば、接続料の算定方法として2本引きの回線は原価から除外する、1本目  
4440 の回線についても損益分岐の期間を超えた残置回線については原価から一定  
4441 程度除外するなどのルール整備が必要。【KDDI】  
4442 ⇒本意見に関し、NTT東日本・西日本からは、「システム上、住所単位で設備  
4443 を管理しており、建物単位での設備管理を行っていないこと、同一住所に複数  
4444 の建物が存在するケースは多数あることから、2本引きのケースに該当する設備  
4445 を特定するためには現地調査が必要となり、相当の稼働とコストが発生するとの」  
4446 見解が示された。
- 4447 • もし実施された場合には、FTTH業界の公正競争環境を著しく悪化させ、市場  
4448 の発展に逆効果を産んでしまうものと懸念。【SNC】
  - 4449 • 既に膨大な残置回線が各社それぞれの水準で蓄積されていることが判明したた  
4450 め、新規残置回線と既存残置回線で、2段階に分けて検討を進める方法が考え  
4451 られる。新規残置回線については、引込線転用がスイッチングコストを低減し、  
4452 今後の残置率が減っていく想定のもとに網使用料化されれば、新規参入者の  
4453 可能性の阻害ともならず、業界活性につながる。【SNC】  
4454 ⇒ 本意見に関し、NTT東日本・西日本からは、「残置回線は過去に発生した  
4455 か将来に発生するかによらず、シェアドアクセス方式の加入光ファイバと接続す  
4456 る全ての事業者で活用可能なことを踏まえれば、残置回線となった時期によっ  
4457 て異なる扱いとすることは適切ではない」との見解が示された。
  - 4458 • 残置回線の維持費用は残置させている事業者は支払うことが基本であり、慎重  
4459 な検討を要望するが、仮に接続料の算定方法の見直しを行う場合であっても、  
4460 既存残置回線はスコープ外として、新規残置回線に関してのみ適用することが  
4461 妥当。【CATV連盟】
  - 4462 • 20年前から(NTT東日本・西日本のシェアドアクセス方式の加入光ファイバとの  
4463 接続を)使用している事業者と、近年利用を始めた事業者(ケーブルテレビ事業  
4464 者等)に対して一律に、過去生じた残置回線を考慮した料金改正を行うことは公  
4465 平性の観点から問題。【CATV連盟】
  - 4466 • 急激な分岐端末回線単価の上昇は、地域における光化を抑制することや中小  
4467 規模の事業者の経営への影響が懸念される。【CATV連盟】

#### 4468 <残置・撤去の判断>

- 4469 • 2本引き等の再利用可能性の無い不要な残置回線については、順次撤去促進  
4470 を行い、設備の効率化・接続料の低廉化を図るべき。撤去時に要する費用と残  
4471 置に係る費用を比較した場合、損益分岐の期間を超えて残置し続けると残置し  
4472 た方が費用負担が大きくなる。【KDDI】
- 4473 • 既存残置回線については、残置の必要性や残置・撤去判断における合理性を  
4474 確認すべきであり、透明性確保の観点から、残置・再利用の状況を定点観測し、

4475 NTT東日本・西日本の効率的な工事判断・運用について総務省に報告するな  
 4476 どの対応が必要。なお、効率的な設備運用を図る観点から、再利用可能性有無  
 4477 を把握できる運用管理方法の実現が必要。【KDDI】  
 4478 • 業界全体で残置回線を今後も減らしていくための取組を続け、設備全体のコス  
 4479 ト減を接続料等の低減、さらに利用者の利益にも繋げていくべき。【SNC】  
 4480 • 引込線転用によるスイッチングコストの低減によって、将来の残置率が減ってい  
 4481 く市場原理が働くよう、現在の議論を進めていくことも重要。【SNC】  
 4482 • ケーブルテレビ事業者は、シェアドアクセス方式(のNTT東日本・西日本の加入  
 4483 光ファイバとの接続)から自前設備に切り替える場合等には、(NTT東日本・西  
 4484 日本)の引込線は原則撤去している。【CATV連盟】  
 4485 ⇒これらの意見に対し、NTT東日本・西日本からは次の追加的な説明があった。  
 4486 ▶ 引込線等を撤去するためには撤去工事費が新たに発生する一方、残置す  
 4487 ることに伴う新たな費用は生じないため、増分費用(キャッシュアウト)の観  
 4488 点からすれば残置することが合理的。  
 4489 ▶ 仮に増分費用だけではなく、残置回線に係る保守コストについて接続料原  
 4490 価をもとに考慮した場合においても、未利用期間が相当継続しない限り残  
 4491 置した方がトータルでコスト低廉。  
 4492 ▶ 現時点において引込線の新設の約2割が残置回線の再利用によるもので  
 4493 あることを踏まえれば、中長期では相当数の残置回線が活用されることにな  
 4494 る。なお、建物の取り壊しや道路拡張工事等により撤去が必要となること  
 4495 が明らかなケースや、同一建物に複数の引込線等が設置されているなどの  
 4496 理由により利用者から撤去の要望があったケースにおいては、引き続き撤  
 4497 去を行うことで、設備の効率化・利用者利便の向上に努める考え。



4498  
 4499 (出所) 第70回会合資料 70-7(NTT東日本・西日本資料)より抜粋

4500 【図8-3 NTT東日本・西日本の説明する残置回線の保守・撤去コストの関係】

4501 <システム改修に要するコストを踏まえた検討>

4502 NTT東日本・西日本から、既存残置回線と新規残置回線を分けて検討するなど、  
 4503 残置回線が残置されてからの期間に応じて異なる接続料を請求するためには、新た  
 4504 にシステム改修のコストが必要との見解が示された。このコストについては、「具体的な

4505 仕様を検討しなければ算定は困難だが、改修対象のシステムにおける過去の実績等  
 4506 を踏まえれば、概ね10億円程度の費用を要するものと想定しているとのことである。  
 4507 これを踏まえ、NTT東日本・西日本からは、システム改修を要しない形で、接続事  
 4508 業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響を踏まえた算定方法の  
 4509 見直しを行う方策の提案があった。また、KDDIからも、システム改修を要さない見直  
 4510 しの方策の提案があった。  
 4511 システム改修を行い既存残置回線のコストを既存残置回線から回収する形と比較  
 4512 すると、両者の提案は次のとおりである。

4513 【表8-1 見直しの方策の比較】

見直しの方策	案の概要等
(A) 既存残置回線のコストを既存残置回線から回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存残置回線からは維持負担額を回収し、新規残置回線からは回収しない。新規残置回線コストは現用回線網使用料に加算。</li> <li>• 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみであり、残置・撤去を判断した事業者が維持負担額を支払うという観点で合理的。</li> <li>• NTT東日本・西日本におけるシステム改修が必要であり、改修経費は接続料原価として回収。</li> </ul>
(B) NTT東日本・西日本提案＝新規残置回線のコストを平均的に維持管理費から減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全残置回線から維持管理費を回収するが、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算する(全事業者一律)。減算分は現用回線網使用料に加算。</li> <li>• 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみとなるが、新規残置回線について、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払う。</li> </ul>
(C) KDDI提案＝新規残置回線のコストを維持管理費から減額し、加えて既存残置回線のコストも段階的に減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全残置回線から維持管理費を回収するが、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算するとともに、既存残置回線のコストも5年間で段階的に減算する(全事業者一律)。減算分は現用回線の網使用料に加算。</li> <li>• 網使用料化の対象は全ての残置回線のコストであり、5年間で段階的に網使用料化される。なお、新規残置回線については、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払う。</li> </ul>

4514 ② 構成員からの意見

4515 <接続事業者毎の残置回線・現用回線の状況が異なることによる影響>

- 4516 • 網使用料化すれば、これまで残置回線が少なかった事業者が、結果的にこれま  
4517 で残置回線が多かった事業者を補助する形になる可能性がある。
- 4518 • 今後においても、1年、2年、3年と経過する中で残置回線が減っていくか、転用  
4519 が増えていくか等、そういった数字も定点観測で見していきたい。
- 4520 • 過去の残置回線の状況については、残置判断の妥当性や2本引きの問題等  
4521 について議論したが、十分な情報提供(例えば5年・10年残置された回線の数や  
4522 地域別の状況等・2本引きの現状等)がなされておらず、改善策の議論が十分  
4523 にはできていない。したがって、過去の残置回線の非効率性・問題点を内包し  
4524 たまま、その負担を新規事業者に負わせることは公平性において問題であるし、  
4525 ルール変更により生じる過大な負担額の増加は、新規企業にとって参入障壁と  
4526 なる危険性が高い。

4527 <残置・撤去の判断>

- 4528 • 非効率な撤去について、最たる事例として、賃貸アパートの大家から、退去のと  
4529 きに回線を全部撤去すると言われる場合がかなり多いようであるが、回線は  
4530 財産であり、なぜ撤去を求めるのか理解に苦しむところ。今後、接続事業者と光  
4531 コラボ事業者間の転用が実現した時点で、ぜひ大々的にPRしていただいて、N  
4532 TT東日本・西日本が回線利用状況を十分に把握して、原則残置して効率的に  
4533 使うことを周知いただくのが良いと考える。
- 4534 • 現在用いられている引通しの分岐端末回線は、撤去の際に宅内工事が必要で  
4535 あり、撤去コストが高くなっている。使用されていない分岐端末回線は強風・倒  
4536 木による断線や宅内リフォームの都合等で実際に使用可能な期間は現状での  
4537 損益分岐点より短いことが想定される。今後、分岐端末回線の形態を工夫し、撤  
4538 去工事費用を下げることで、残置回線を減らすことに寄与する。
- 4539 • 今後、残置回線の再利用が効率的に行われることが望ましい。現時点での残置  
4540 回線の把握方法が非常に非効率なものであるならば、システム改修を行うこと  
4541 で、現場の負担が軽減される可能性もあるのではないかと。
- 4542 • システム改修により、残置・再利用、2本引き等のデータが整うことで、ルール変  
4543 更により期待された効果が生じているかの検証が可能になることを期待したい。
- 4544 • ルール変更により、現行ルール下の状況に比べて少なくとも引込線の活用にお  
4545 いて効率性が高まり、多くの事業者がそのメリットを享受できる環境が実現でき、  
4546 競争が促進されることによって、最終的に利用者の利益拡大が期待できる、そ  
4547 のための議論がルール変更の前提として必要。

4548 <システム改修に要するコストを踏まえた検討>

- 4549 • 各方式に記載された留意事項を総合的に判断するならば、(A)による段階的な  
4550 見直しが適当。なお、システム改修については、改修コスト圧縮による負担軽減  
4551 を図ることが必要。
- 4552 • 関係事業者の意見を踏まえると、(A)が適切と思われるが、10億円が必要だと  
4553 すれば、いくら接続料として回収可能といっても無駄な費用であるように思われ  
4554 る。(B)(C)において既存残置回線の比率を考慮して傾斜をかけるような算定  
4555 式を使うことが可能なのであれば(B)(C)で納得いただいても良いかもしれない  
4556 が、傾斜をかけることも困難なのであれば、(A)の方がすっきりするかもしれない。
- 4557 • 方向性は(A)が良い。
- 4558 • コストをかけず激変緩和措置で乗り切る方法もあろうが、必要なコストと考えられ  
4559 るならば、試算値についてもさらに精査をしていただきたい。
- 4560 • (A)が妥当な解決策と考えるが、その導入においては、システム改修費による  
4561 負担増がどれほど低く抑えられるか議論する必要。システム改修費によって、  
4562 (A)の実現が難しい場合においては、(B)をセカンドベストとして議論すること  
4563 になるが、現状の数値を引き延ばすだけではなく、将来の変化(市場規模変化、  
4564 競争環境変化等による残置回線の増加・減少トレンド)等を考慮し、何らかのシ  
4565 ミュレーションを行うことで予見性を高め、現状より効率的な引込線の構築・活用  
4566 が促進されることが期待できるようであれば、各社の合意のもと(B)を採用する  
4567 ことが可能かもしれない。
- 4568 • システム改修においては、後々、こういう情報や機能を追加しておけばよかった  
4569 という状況となることのないように、開発段階で各事業者の意見が反映されるよう  
4570 できるだけ透明性のあるプロセスでシステム改修を進めていただきたい。
- 4571       そもそも、システム改修費は接続料で各事業者が応分の負担をするものであ  
4572 り、運用等をNTT東日本・西日本が行うとしても、それはNTT東日本・西日本の  
4573 ものというよりは皆のものであるという考え方に立つべき。その意味では、システ  
4574 ム改修費についても、仕様書や見積りといった情報を関係者、総務省とできるだ  
4575 け共有できるような形も考えていただきたい。

4576 3. 考え方

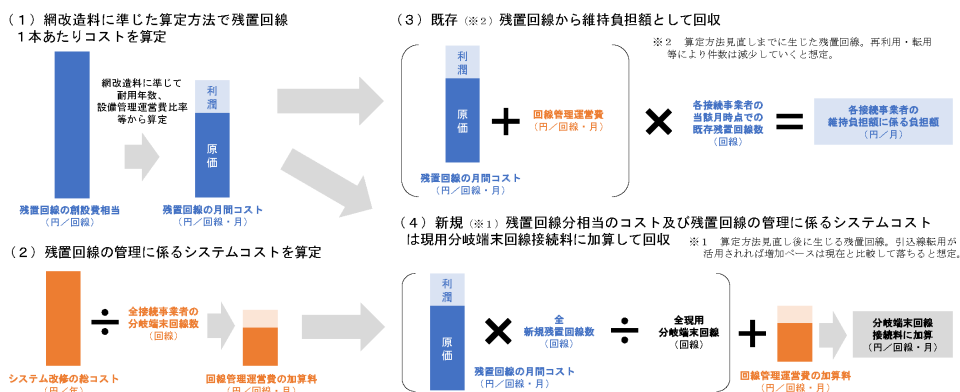
4577       シェアドアクセス方式の分岐端末回線に係る「特殊な状況」は既に解消していること  
4578 から、残置回線数に応じて維持管理費を負担している現状の算定方法を見直し、分  
4579 岐端末回線接続料の原価に残置回線コストを算入することにより、現用回線数に応じ  
4580 た負担とする、すなわち、基本的な接続機能の原則どおりの算定とすることが適当で  
4581 ある。他方、

- 4582 • 接続事業者毎に現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者に

4583 おいては既存残置回線の回線数が少ない傾向にあること、  
 4584 • 既存残置回線については、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたも  
 4585 のであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされている  
 4586 ものの、少なくとも現段階においては、再利用可能性が不透明であること  
 4587 を踏まえれば、既存残置回線についてまで原則どおりの算定とすることは適当ではな  
 4588 く、既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担し、新規残置回線のコスト  
 4589 のみ網使用料化することが適当である。

4590 この算定方法を実現するために必要なシステム改修経費については、参考値として  
 4591 10 億円という額がNTT東日本・西日本より示された。しかし、既存残置回線の再利用  
 4592 可能性が不透明である中、その負担を新規に参入する事業者も含めて現用回線数に  
 4593 応じて負担させるべきではなく、システム改修経費を理由に、システム改修を回避でき  
 4594 る他の算定方法の案((B)及び(C))を採用することは適当ではない。ただし、その経  
 4595 費については、今後、システムの仕様等について整理する中で精査を行い、NTT東  
 4596 日本・西日本から接続事業者に対してその合理性について十分に説明することが適  
 4597 当である。

4598 なお、この見直しの時期は、接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキーム  
 4599 の実現時期(NTT東日本・西日本は令和7年2月を想定)と合わせることが適当である。



4600  
 4601 (出所) 第74回会合資料 74-3(事務局資料)より抜粋  
 4602 【図8-4 見直し後の算定方法の概要】

4603 また、算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断については、接続事業者の  
 4604 合意を得て整理することが望ましいと考えられるが、NTT東日本・西日本と接続事業  
 4605 者間においては、今般のNTT東日本・西日本からの説明の内容も踏まえ、残置回線  
 4606 に係る運用について(引込線転用の実現までに結論を得ることを目途に)具体的な整  
 4607 理を進めていくことが適当である。その際、算定方法の見直しに要するシステム改修  
 4608 により取得できるようになる情報の活用も含め、効率性の観点を重視して事業者間の  
 4609 整理を進めていくことが適当である。

4610 総務省においては、今般判明したように、残置回線の回線数が加入光ファイバ接続

4611 料のコスト全体に与える影響が大きい<sup>73</sup>ことも踏まえ、今後、残置・再利用の状況につ  
4612 いて、注視していくことが適当である。その際、接続事業者・光コラボ事業者間の引込  
4613 線転用スキームの運用状況も含めて、残置回線に係るルールが、引込線全体の効率  
4614 性を阻害していないか等について特に確認していき、必要に応じ見直しを検討するこ  
4615 とが適当である。

---

<sup>73</sup> 残置回線の維持負担額による回収額は、接続会計において加入光ファイバ等の原価から控除されている。令和3年度接続会計においては、NTT東日本で171億円、NTT西日本で330億円(いずれもNTT東日本・西日本利用部門との間で整理される振替網使用料を含む。)が控除されている。

## 4616 第9章 加入光ファイバ等の提供遅延

### 4617 1. 検討の経緯

4618 接続事業者が加入光ファイバ等の第一種指定電気通信設備との接続や通信用建  
4619 物(局舎)におけるコロケーション<sup>74</sup>を希望する場合、NTT東日本・西日本において所  
4620 要の手続・工事等を行う必要があるため、接続事業者による接続等の申込みから実際  
4621 に接続等が可能となるまでには、一定の期間を要する。

4622 例えば、加入光ファイバとの接続においては、接続事業者から①接続の申込みが  
4623 あった後、NTT東日本・西日本が②提供可能時期(工事実施が可能となる最短時期)  
4624 を回答し、それを受けて接続事業者が③工事枠(実際に工事を行う日時)を確定させ、  
4625 その後に④工事を実施するという流れを踏む必要がある。また、コロケーション等にお  
4626 いて接続事業者が設備設置等に係る工事(自前工事)を行う場合も、NTT東日本・西  
4627 日本は、自前工事の準備を整える必要があるほか、当該工事にNTT東日本・西日本  
4628 の社員等の立会いを要するときには、立会に係る日程調整を行うこととなる。

4629 NTT東日本・西日本が行うこうした一連の手続・工事等に要する「標準的期間」に  
4630 ついては、接続約款記載事項(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ)とされており、  
4631 接続約款に「具体的な期間」及び「当該期間内に対応できない場合」が規定されてい  
4632 る<sup>75</sup>(例えば、加入光ファイバにおいては、申込の到達した日から提供可能時期の回  
4633 答まで原則3週間、当該回答に記載される提供可能時期まで原則1ヶ月以内とされ、  
4634 この例外として「大量の申込みを一時に受け付けた」等が示されている)。

4635 また、NTT東日本・西日本によれば、光サービス卸においても、接続事業者と同等  
4636 の対応で卸先事業者の工事等を行っているとのことである。このため、接続約款に基  
4637 づく標準的期間の遵守状況は、接続事業者・卸先事業者の提供するFTTHアクセス  
4638 サービス等の電気通信役務の利用者への提供開始までのリードタイムに直結し、利用  
4639 者利便にも大きな影響がある。

4640 近年、接続事業者等より、加入光ファイバ等の提供遅延(標準的期間の遵守状況  
4641 の悪化等)に関する指摘<sup>76</sup>があったところ、そうした指摘を端緒として加入光ファイバ、  
4642 局内光ファイバ、コロケーション等における提供が遅延している状況が明らかとなった  
4643 ため、本研究会においては、提供遅延の実態及び状況を把握し、改善を図るべく、一

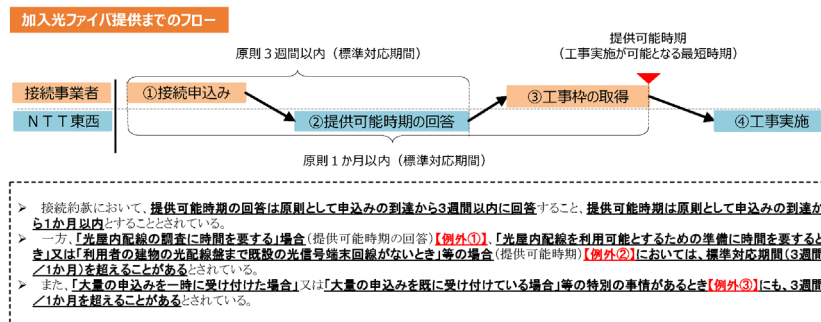
<sup>74</sup> 接続事業者が、第一種指定設備との接続(間接的な接続を含む。)に必要な装置を通信用建物、管路、とう道、電柱等を利用して設置すること

<sup>75</sup> NTT東日本・西日本接続約款第34条の4第2項等

<sup>76</sup> 例えば、令和3年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更認可(令和3年5月28日認可)に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集におけるSNC等の意見。当該意見を踏まえた同審議会の要望を受け、総務省はNTT東日本・西日本に対し、加入ファイバ等の提供遅延の状況について報告を要請した(令和3年8月27日要請、同年9月24日報告)。

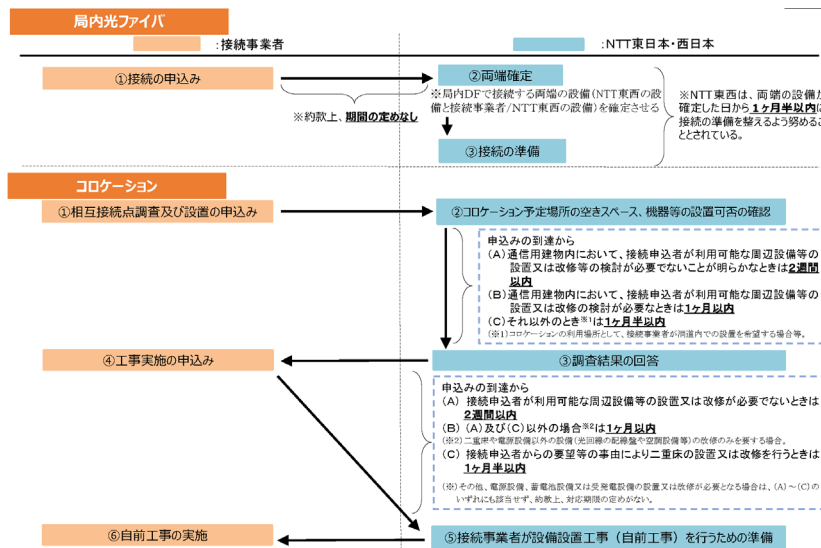


4644 昨年度から議論を行っている。



4645

4646



4647

4648

4649

(出所) 第70回会合資料70-1(事務局資料)を基に抜粋・修正

【図9-1 加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションの提供までの流れ】

4650

4651

4652

4653

4654

4655

本研究會第六次報告書においては、NTT東日本・西日本及び接続事業者等からのヒアリング等を踏まえ「接続事業者等を含めた関係事業者間において協力・協調し、提供遅延やそれに関する情報提供の不足といった状況を解消していくことが重要である」との認識の下、事業者間協議やNTT東日本・西日本、接続事業者双方の取組による改善の方策について具体的な方向性を示し、着実なフォローアップの必要性を指摘した。

4656

4657

4658

4659

同報告書を受けて、総務省においては、NTT東日本・西日本に同社の取組・検討状況及び直近の提供遅延の状況について報告を要請した<sup>77</sup>ところ、今般、当該要請に対する同社の報告があった。今般、その内容を踏まえ、第70回会合において、関係事業者(SNC、ソフトバンク、JAIPA)にもヒアリングを実施し、議論を行った。

<sup>77</sup> 令和4年11月22日総基料第229号

4660 2. 議論の経過

4661 (1) 報告の内容

4662 まず、NTT東日本・西日本の対応状況及び接続事業者等との協議状況について、  
4663 主に次のような事項の報告があった(左欄は報告を要請した内容)。

4664 【表9-1 NTT東日本・西日本の報告内容(協議状況関係)】

① 提供遅延の改善に向けた取組状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続及び設備検討・構築の運用改善</li> <li>• 開通リソースを最大限活用する取組</li> <li>• 運用の効率化のためのシステム化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの取組を継続している。</li> <li>• NTT西日本において稼働逼迫エリアへの稼働支援を行った。</li> <li>• 接続事業者との議論を経て受付システムの機能改善を図っている。</li> </ul>
② 提供遅延の改善に関する協議状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 接続事業者の提出する需要計画の精緻化</li> <li>• 申込みキャンセルの抑制</li> <li>• NTT東日本・西日本側にとって必要な情報の提出・提示</li> <li>• NTT東日本・西日本間の運用の差異</li> <li>• 当日事故付き<sup>78</sup>・工事日延期の低減</li> <li>• コロケーションリソー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 接続事業者より、精緻な需要提示は難しい旨の回答があったことから、年間を通じた計画の平準化、計画と実績の乖離の抑制等に努めることについて継続して努力することについて認識を合わせた。</li> <li>• 接続事業者の申込み前の内容確認等に係る改善、提供遅延に起因するキャンセルの抑制等について認識を合わせた。</li> <li>• 接続事業者の申込み内容の不備については、接続事業者の運用の改善、新たなシステムの機能の活用について依頼。</li> <li>• アクセス工事<sup>80</sup>の調整と開通工事の調整に関する運用等を統一する予定。</li> <li>• 接続事業者に起因するものについては接続事業者側で改善を図ること、NTT東日本・西日本に起因するものについては「開通工事日までのアクセス工事の完了の徹底」「アクセス工事の進捗に応じた接続事業者への連絡」等の改善を進めることについて認識を合わせた。</li> <li>• 通信用建物のビルの増床・設備増強は困難だが、有</li> </ul>

<sup>78</sup> 開通工事日当日に生じる工事日の延期や中止(バックオーダー)

<sup>80</sup> 設置場所の近くまで既設の光ケーブルがない場合に、新たに光ケーブルを新設する工事。

ス・芯線枯渇の発生 抑止 ・ 現場調査 <sup>79</sup> の遅延	限なリソースを有効活用する取組を実施していく。 ・ 現場調査について情報を提示。引き続き現場調査に係るデータの分析等を進めつつ、要望元の団体等には丁寧に対応していく。
<b>③ 接続事業者等・利用者への情報開示に関する協議状況</b>	
・ 遅延の理由や開通時期の見込み等の能動的な通知 ・ エリアごとの逼迫状況の開示 ・ 工事が長期化するパターン及びその標準的な納期の公開 ・ 利用者にNTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないこと	・ 令和4年11月から理由・提供時期見込み等を通知する運用を開始し、令和6年2月にシステムの機能拡充予定。 ・ 令和4年11月から県域単位の平均納期回答日数に係る情報の開示を開始し、令和6年2月にシステムの機能拡充予定。 ・ 令和4年12月から開示を開始。 ・ 接続事業者から現時点で具体的な要望はなかった。

4665 また、直近(令和3年4月から令和4年9月まで)の提供遅延の状況についても報告  
 4666 があったところ、概要は次のとおりである。

4667 <加入光ファイバ>

- 4668 ・ 接続の申込みから提供可能時期の回答までの期間に関しては、NTT東日本に  
 4669 おいては引き続き遵守率9割前後で推移した。NTT西日本においては、令和3  
 4670 年度第3四半期にかけて7割まで悪化した遵守率が令和4年度中に9割まで回  
 4671 復した。
- 4672 ・ シェアドアクセス方式よりシングルスター方式において提供可能時期の回答に  
 4673 係る遵守率の悪化が見られていたところ、シングルスター方式の遵守率の回復  
 4674 状況は地域によりばらつきがあり、回復の遅れがみられる地域としては、NTT東  
 4675 日本においては甲信越エリアで6割まで、NTT西日本においては中国エリアで  
 4676 1割以下まで悪化したのち6割まで回復しているといった状況である。
- 4677 ・ 接続の申込みから提供可能時期までの期間に関しては、NTT東日本において

<sup>79</sup> NTT東日本・西日本によれば、利用者の建物等に起因し再工事となる事象を可能な限り回避するため、事前に回線設置場所の状況(配管設備の有無等)を調査し、開通工事の施工方法の検討を行うもの。

4678 引き続き遵守率9割以上で推移し、NTT西日本においても8割前後から9割ま  
 4679 で回復している。一方、標準的期間の例外である「光屋内配線を利用可能とす  
 4680 るための準備に時間を要するとき」又は「利用者の建物の光配線盤まで既設の  
 4681 光信号端末回線がないとき」等に該当し、標準的期間を超えて回答があった事  
 4682 例がNTT東日本で1割弱、NTT西日本で1割強存在することに留意する必要  
 4683 がある。

4684 • 接続の申込みから工事実施までの期間に関しては、接続約款上、標準的期間  
 4685 の定めがないものの、地域により状況にばらつきがあり、例えば、NTT東日本で  
 4686 は甲信越エリア、NTT西日本では中国エリア及び四国エリアにおいて1ヶ月半  
 4687 以上の期間を要した事例の割合が高くなっている(甲信越エリアにおいては2～  
 4688 3割、中国・四国エリアにおいて3～4割)。

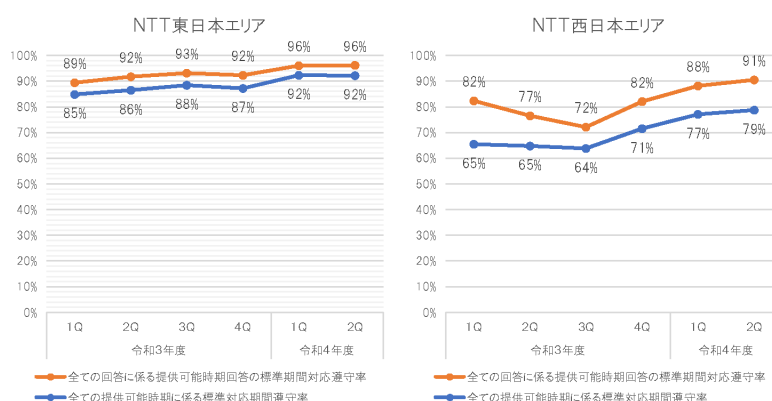
4689 <局内光ファイバ>

4690 • 接続の申込みから両端確定までの期間に関しては、接続約款上、標準的期間  
 4691 の定めがないものの、NTT西日本において1ヶ月半以上のリードタイムとなっ  
 4692 ていた割合が4～6割までの間で推移するなどの状況が継続している。  
 4693 • 両端確定から接続の準備の完了までの間に関しては、NTT東日本において北  
 4694 海道エリアの調査対象期間中の遵守率が0～3%という状況が継続していたほ  
 4695 か、他エリアで令和3年度第4四半期から令和4年度第1四半期を中心として遵  
 4696 守率が2割以下まで低下した。NTT西日本においては、時期・エリアにより変動  
 4697 はあるものの、関西エリアにおいて調査対象期間中2割以下の遵守率が継続す  
 4698 るなど、全体的に遵守率が低調となっていた。

4699 <コロケーション>

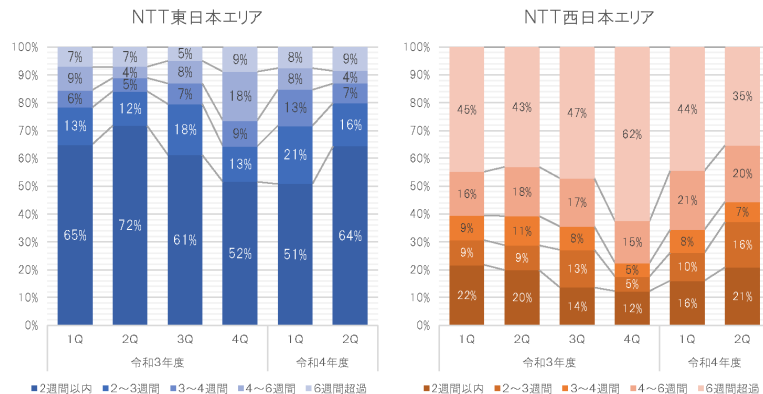
4700 • NTT東日本では令和3年度第2四半期、NTT西日本では令和3年度第3四  
 4701 半期を中心に、申込件数の増加等に起因して著しく標準的期間の遵守状況が悪  
 4702 化しているエリアがあったが、令和4年度中には改善傾向にある。

加入DFに係る標準対応期間遵守率



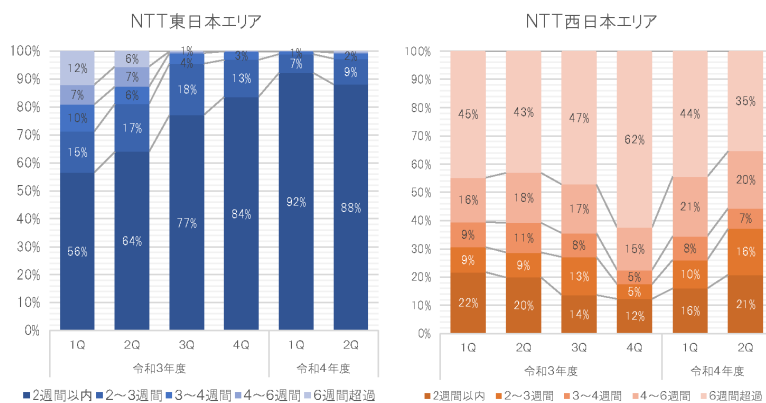
4703

局内光ファイバ(接続申込みから両端確定まで)のリードタイム



4704

コロケーションに係る自前設置工事の準備に係るリードタイム



4705

4706

(出所) 第70回会合資料 70-1(事務局資料)を基に作成

4707

【図9-2 NTT東日本・西日本からの報告内容(提供遅延の状況関係)】

4708 (2) 主な意見

4709

NTT東日本・西日本からの報告内容等を踏まえ、関係事業者及び構成員からは次の意見があった。

4710

4711

① 事業者からの意見

4712

- 加入光ファイバ提供遅延の一因として、工事日確定後の当日事故付き・工事直前延期がある。発生の割合は直近では数%だが、開通までのフローにおいて、利用者へのサービス提供開始が直前に迫っている最終プロセスで発生するものなので、早急なリカバリーが必要となるものである。【ソフトバンク】

4713

4714

4715

4716

- (当日事故付き・工事直前延期について)NTT東日本・西日本と継続的に協議中であり、事前工事の完了の改善等は検討いただいている認識であるものの、NTT東日本・西日本のシステム上の情報と実際の状況がずれているなどによる

4717

4718

- 4719 設計不備については、情報管理の精度の向上を引き続き要望する。また、事故  
4720 付き後のリカバリーが長期化する例もあり、改善を協議中である。【ソフトバンク】
- 4721 • 事前工事と開通工事の稼働取得についてはNTT東日本とNTT西日本で運用  
4722 に差分がある。NTT西日本からは、事前工事の調整と開通工事の稼働取得を  
4723 並行して調整可能とする提案があったものの、依然として2回の調整が必要とな  
4724 っており、NTT東日本と同様、電子メールによる事前工事の申請とシステムによ  
4725 る開通工事の稼働の取得をシステムに一本化し、簡素化・シンプル化いただき  
4726 たい。【ソフトバンク】
  - 4727 • 加入光ファイバの提供遅延の状況については、昨年度と比較すると良化傾向で  
4728 あるものの、一部のエリア・条件において標準的期間を超えるところが残ってい  
4729 る。また、実際の工事日までの期間を見ると、利用者との調整等に起因する点は  
4730 あるものの、工事枠の空き状況の影響が現れる部分であり、引き続き柔軟な対  
4731 応を継続いただきたい。安定して30日以内に工事ができることが利用者利便に  
4732 つながると考えており、そのように改善いただきたい。【SNC】
  - 4733 • 局内光ファイバについては標準的期間を超える状況が継続しており、改善いた  
4734 だきたい。コロケーションについても、接続約款上の例外規定に該当する場合  
4735 や、設備の構築が必要な場合も含め、全体に長い納期となっている。【SNC】
  - 4736 • 工事日に関する利用者からの問合せについては、徐々に減ってきているものの、  
4737 個別に納期の長い案件にはまってしまうと苦言をいただくという状況に変化はな  
4738 ない。利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールにな  
4739 っており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただ  
4740 きたい。【SNC】
  - 4741 • NTT西日本における「サービス総合工事」(NTT東日本における「アクセス工  
4742 事」)について、早急にNTT東日本と同等のスキームにすることが適当。繁忙期  
4743 の遅延拡大防止のため、4月中の対応を要望する。【SNC】
  - 4744 • 提供遅延を解消するためには、接続ルールの見直しを行うことで提供時期の実  
4745 効性を高めることが適当なのではないか。具体的には、
    - 4746 ▶ 加入光ファイバについて、標準的期間を超えてしまうと天井がないという状  
4747 況であるので、中間回答があった場合でも、1ヶ月以内に改めて工事可能  
4748 な日付をいただく等、見直しをいただけないか。
    - 4749 ▶ コロケーションについて、空調設備や電源設備の増設が必要な場合に提  
4750 供時期が遅延する。やむを得ないということは理解しているが、何かしら目  
4751 安を設定いただくことが必要。
    - 4752 ▶ 自前工事に係る立会いの日程調整に時間を要するところ、現在試行されて

4753 いるオンラインでの立会い<sup>81</sup>を拡充し、例えば接続事業者側のスマホカメラ  
4754 で実施できるようにするなどが有効ではないか。【SNC】  
4755 • 現場調査の遅延については、団体協議においてNTT東日本・西日本から詳細  
4756 な説明とデータの提供があったが、説明と現場の運用実態が合っていないので  
4757 はないかと感じる。継続して協議と状況の改善に向けた対応をいただきたい。【J  
4758 AIPA】  
4759 • 複数の地域ISPの認識では、提供遅延は一部地域において継続している。現  
4760 地調査が必要な場合には平均で開通まで4ヶ月半を要するという声もあり、法人  
4761 が事務所移転を行う場合等に大きな問題となっている。【JAIPA】  
4762 • 現場のISPから見ると、現場の運用実態に改善が必要。県域単位でデータを分  
4763 析し、各支店の生の声を聞く等、現場に近いところで実態の把握を進めていた  
4764 だきたい。【JAIPA】

## 4765 ② 構成員からの意見

4766 • 全体的な傾向として、工事までの日数が減り早期の工事が実現しているというこ  
4767 とが傾向として分かったのは、大変ありがたく思う。  
4768 • NTT東日本・西日本からの報告内容については、提供遅延の改善の傾向も見  
4769 られ、NTT東日本・西日本の努力を評価したい。しかし、接続事業者等のヒアリ  
4770 ングを聞くと、やはりまだまだ道半ばで、様々な問題があることが分かる。問題点  
4771 を整理して、特に速やかに対応すべき問題について集中的に議論していくこと  
4772 が必要。事業者間の問題のようにも見えるが、最終的には利用者に迷惑がかか  
4773 る問題であり、できるだけ速やかに対応すべき。  
4774 • 利用者の立場からすると、接続事業者からNTT東日本・西日本の名前を出され  
4775 ると、NTT東日本・西日本との自主交渉により納期が早まるのではないかと  
4776 期待をしてしまうところがあり、NTT東日本・西日本としてもそのような点を危惧  
4777 しているのではないか。NTT東日本・西日本の名前を出せるか否かではなく、  
4778 早めの情報提供や、遅延理由・開通目途の説明を徹底いただきたい。  
4779 • トップと現場の対応の連携も大事であるため、接続事業者等の意見を踏まえて  
4780 再度考えていただきたい。  
4781 • 過剰な不使用設備の問題もあるため、需要予測等を見て適切な余裕を持つよう  
4782 計画を立てているのであれば、問題ない。  
4783 また、NTT東日本・西日本の取組等の状況について構成員から質問・指摘があっ

<sup>81</sup>「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款変更の認可(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)」(令和3年9月16日申請、9月24日諮問、12月3日答申・認可)において、自前工事の立会いの遠隔化を可能とする接続約款の変更が行われた。遠隔立会いを行う際には、接続事業者において、NTT東日本・西日本が用意する機材(カメラ等)の設置・通信確認等を行う。



- 4784 たところ、NTT東日本・西日本から次のような回答があった。
- 4785     • 「NTT東日本・西日本が遅延の理由であることを接続事業者が利用者に説明し  
4786 てはいけないという指示をした事実があるのか。」との指摘に対しては、「どのよう  
4787 なケースでどのような言い方をするのかについて接続事業者と協議を進めたが、  
4788 具体的な要望はなかったと認識しているが、今回引き続き検討したいとの要望  
4789 があったので、引き続き協議を進めたい。誰の責任かではなく、遅延の状況と理  
4790 由を事業者間でしっかり共有して、最終的に利用者に説明できる体制をつくるこ  
4791 とが本質ではないか。」との回答があった。
- 4792     • 「北海道において局内光ファイバに係る標準的期間の遵守状況が低い状況が  
4793 継続している。北海道特有の事情があったのか、補足的な説明を求める。」との  
4794 指摘に対しては、「申込みに対する稼働がアンマッチであったほか、北海道にお  
4795 いては、(工事に必要な)物品の枯渇により申込が積滞しており、その状況を改  
4796 善するのにも時間を要した。今後、数字は必ず改善していくと見込んでいる。」と  
4797 の回答があった。
- 4798     • 「コロケーションにおいては、空調設備等の設備の増設、区画の拡大等に関す  
4799 る対応が必要になる場合があるだろうが、申込があった後に増設工事を始めるよう  
4800 にならないよう、事前に需要等を予測しているかと思う。どのような対応をして  
4801 いるのか。」との指摘に対しては、コロケーションスペースや受電・発電設備にお  
4802 いて「計画的に設備の構築を行っており、今後も実施していく考え」だが、空調  
4803 設備・電源設備については「(接続事業者からの)申込に応じて増設を行うため、  
4804 たまたま容量に空きがない状況にあたってしまう場合もある。こうした点も事業者  
4805 間で連携しながら、準備を早めていくことが遅延を改善していくと思うので、引き  
4806 続き努力していきたい。」との回答があった。
- 4807     • 「NTT東日本・西日本としては、接続事業者の行う利用者への提供遅延理由の  
4808 説明について、何らかの制限を課している事実はあるか。」との指摘に対しては、  
4809 「接続事業者が提供するサービスに関する利用者対応を当該事業者の責任に  
4810 において実施する際に、当社起因で工事日が延期されたことを説明することにつ  
4811 いて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」との回答があった。

### 4812 (3)第70回会合以降の対応の経緯

4813     以上のとおり、提供遅延の状況には一定の改善が見られるとともに、NTT東日本・  
4814 西日本の取組等についても評価する声があった。一方で、一部の事項において、NT  
4815 T東日本・西日本と接続事業者間で認識に齟齬がある点、追加的に改善を要すると思  
4816 われる点等があったことを受け、NTT東日本・西日本及び接続事業者は、本件に関  
4817 する事業者間協議を行った。

4818     第75回会合においてその経過についてNTT東日本・西日本から本研究会に報告



4819 があったところ、主な報告内容は次のとおりである。

- 4820 • バックオーダーの抑制に関しては、当社データベースへのバックオーダー要因の登録等を徹底し、データベースの精度の向上を図っていく考え。また、当社が把握していない現場の情報を接続事業者が把握している場合、当該情報を当社に提示いただくことにより精度を高めることも可能。
- 4824 • アクセス工事と開通工事の調整に係るNTT東日本・西日本間の差分に関しては、(ソフトバンクがNTT東日本において実施していると指摘する)稼働取得の一本化は東日本・西日本とも実施しておらず、引き続き要望を踏まえながら対応を検討していく考え。(SNCから要望があった、NTT西日本における「サービス総合工事」については改善を検討中。)
- 4829 • NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え。

### 4834 3. 考え方

4835 加入光ファイバ等の提供遅延に関しては、NTT東日本・西日本等による取組のほか、4836 新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うFTTHアクセスサービス等の需要の増加傾向が一服したこと等によるものと見られる改善がみられる。この点、NTT東日本・4837 西日本及び関係事業者における取組については評価されるべきものであるが、一方、4838 依然として改善を要する点が存在する。

4840 加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便4841 にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続4842 き接続事業者等との協議を継続することが適当である。

4843 また、総務省においては、提供遅延及びその改善の状況について引き続き注視し4844 ていくことが適当である。また、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の4845 改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくべ4846 きである。

4847 今後、特に確認・改善していくべき点として、次のような事項が考えられるが、NTT4848 東日本・西日本においては、本報告書の取りまとめ以降も、実際の利用者対応を行う4849 接続事業者からの要望については真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適4850 当である。

- 4851 • 一部のエリア、条件等において提供遅延が継続し、又は回復傾向が弱い状況4852 については、その要因を確認し、引き続き改善を図っていくことが適当である。
- 4853 特に、一部のエリアにおける局内光ファイバについては、標準的期間遵守率1

4854 割以下という状況も見られたところ、改善の状況を注視することが適当である。

4855 • エリア間の遅延状況の差異については、作業件数の増減に起因する側面もある

4856 と考えられるところ、NTT東日本・西日本においては作業件数の増減に対応で

4857 きる工事体制等、所要のリソースの確保に努めることが適当である。一方、過剰

4858 にリソースを確保することは、NTT東日本・西日本が第一種指定設備の効率的

4859 な管理・運営を求められていることと逆行する結果も生じうることから、リソースの

4860 確保に必要な情報である接続事業者等からの需要計画の精緻化について、引

4861 き続き協議を進め、具体化を図ることが適当である。特に、FTTHアクセスサー

4862 ビスを提供する接続事業者が提供エリアを拡大する際に、NTT東日本・西日本

4863 及び当該接続事業者間において円滑な情報交換がなされ、必要なリソースの

4864 確保を確保できるかについて、留意することが適当である。

4865 • 利用者への情報提供に関しては、利用者対応の視点に立った適切な情報提供

4866 の在り方の観点から、引き続きNTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を継

4867 続し、NTT東日本・西日本は、接続事業者が必要とする情報を提供していくこと

4868 が適当である。その中で、接続事業者の利用者対応において設備設置事業者

4869 の社名を明らかにすることに合理性が認められる場合についてまで、設備設置

4870 事業者の社名を明らかにしない運用は適切ではないことに留意することが適当

4871 である。

4872 • 工事日延期・当日事故付きの軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現

4873 場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が

4874 一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた

4875 点から、具体的な改善の取組を双方が進めていくことが適当である。

4876 また、一部の接続事業者から提案のあった接続ルールの見直しについては、まず

4877 は事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決であ

4878 ると考えられる。その上で、当該ルールが「接続を円滑に行うために必要なもの」であり、

4879 提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが明らかとなれ

4880 ば、必要に応じ、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当である。